

## 第 5 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 ( 1 1 月 2 9 日 ) ( 火 曜 日 )

開 会 .....	9
開 議 .....	9
日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	9
日程第 2 会期の決定 .....	9
日程第 3 諸般の報告 (議長報告 : 監査結果等) .....	9
日程第 4 行政報告 (市長報告) .....	9
宮路市長報告 .....	9
日程第 5 認定第 1 号平成 2 2 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員 員長報告) .....	1 0
日程第 6 認定第 2 号平成 2 2 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (決 算審査特別委員長報告) .....	1 0
日程第 7 認定第 3 号平成 2 2 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について (決 算審査特別委員長報告) .....	1 0
日程第 8 認定第 4 号平成 2 2 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて (決算審査特別委員長報告) .....	1 0
日程第 9 認定第 5 号平成 2 2 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告) .....	1 0
日程第 1 0 認定第 6 号平成 2 2 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て (決算審査特別委員長報告) .....	1 0
日程第 1 1 認定第 7 号平成 2 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告) .....	1 0
日程第 1 2 認定第 8 号平成 2 2 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計 歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告) .....	1 0
日程第 1 3 認定第 9 号平成 2 2 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告) .....	1 0
日程第 1 4 認定第 1 0 号平成 2 2 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告) .....	1 0
日程第 1 5 認定第 1 1 号平成 2 2 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定につい て (決算審査特別委員長報告) .....	1 0

日程第 16	認定第 12 号平成 22 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	10
日程第 17	認定第 13 号平成 22 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	10
日程第 18	認定第 14 号平成 22 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	10
日程第 19	認定第 15 号平成 22 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	10
日程第 20	認定第 16 号平成 22 年度日置市水道事業会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	10
	中島決算審査特別委員長報告	11
	山口初美さん	17
	梶 康博君	18
	坂口洋之君	19
	山口初美さん	19
	坂口洋之君	20
休 憩		20
	山口初美さん	23
	坂口洋之君	23
日程第 21	議案第 74 号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	24
日程第 22	議案第 75 号鹿児島県広域市町村圏協議会の廃止について	24
	宮路市長提案理由説明	24
	小園総務企画部長	24
日程第 23	議案第 76 号字の区域の変更について	25
日程第 24	議案第 77 号日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正について	25
	宮路市長提案理由説明	26
	小園総務企画部長	26
	梶 康博君	27
	高山地域づくり課長	27
日程第 25	議案第 78 号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について	27

日程第 2 6	議案第 7 9 号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正等について	2 7
	宮路市長提案理由説明	2 8
	小園総務企画部長	2 8
	桜井市民福祉部長	2 8
	山口初美さん	2 9
	小園総務企画部長	2 9
	山口初美さん	2 9
日程第 2 7	議案第 8 0 号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	3 0
日程第 2 8	議案第 8 1 号日置市クリーン・リサイクルセンター条例の一部改正について	3 0
	宮路市長提案理由説明	3 0
	桜井市民福祉部長	3 0
	山口初美さん	3 1
	桜井市民福祉部長	3 1
休 憩		3 2
	桜井市民福祉部長	3 2
日程第 2 9	議案第 8 2 号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	3 2
	宮路市長提案理由説明	3 2
	桜井市民福祉部長	3 2
	田畑純二君	3 3
	桜井市民福祉部長	3 3
	山口初美さん	3 3
	野崎福祉課長	3 3
	山口初美さん	3 3
	野崎福祉課長	3 4
	山口初美さん	3 4
	野崎福祉課長	3 4
日程第 3 0	議案第 8 3 号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について	3 4
日程第 3 1	議案第 8 4 号日置市都市公園条例の一部改正について	3 4
	宮路市長提案理由説明	3 4
	瀬戸口産業建設部長	3 5
日程第 3 2	議案第 8 5 号日置市都市公園運動施設条例の一部改正について	3 5
	宮路市長提案理由説明	3 5

山之内教育次長	3 5
山口初美さん	3 6
今村社会教育課長	3 6
坂口洋之君	3 6
今村社会教育課長	3 6
黒田澄子さん	3 6
今村社会教育課長	3 6
日程第 3 3 議案第 8 6 号平成 2 3 年度日置市一般会計補正予算 (第 5 号)	3 7
日程第 3 4 議案第 8 7 号平成 2 3 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	3 7
日程第 3 5 議案第 8 8 号平成 2 3 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 3 号)	3 7
日程第 3 6 議案第 8 9 号平成 2 3 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	3 7
日程第 3 7 議案第 9 0 号平成 2 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 1 号)	3 7
日程第 3 8 議案第 9 1 号平成 2 3 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	3 7
日程第 3 9 議案第 9 2 号平成 2 3 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	3 7
宮路市長提案理由説明	3 7
田畑純二君	4 0
満留財政管財課長	4 0
瀬川農林水産課長	4 1
銚之原商工観光課長	4 1
久保建設課長	4 1
西菌典子さん	4 2
有村市民生活課長	4 2
野崎福祉課長	4 2
富迫総務課長	4 3
西菌典子さん	4 3
富迫総務課長	4 3
日程第 4 0 陳情第 5 号公立学校における教科用図書の使用状況調査を求める陳情	4 3
日程第 4 1 陳情第 6 号郵政改革法案の早期成立を求める陳情書	4 3
日程第 4 2 陳情第 7 号陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書採択について	4 4

散 会 .....	4 4
-----------	-----

---

第2号（12月9日）（金曜日）

開 議 .....	4 8
日程第 1 一般質問 .....	4 8
坂口洋之君 .....	4 8
宮路市長 .....	4 9
坂口洋之君 .....	5 0
宮路市長 .....	5 1
坂口洋之君 .....	5 1
宮路市長 .....	5 1
坂口洋之君 .....	5 1
宮路市長 .....	5 1
坂口洋之君 .....	5 1
宮路市長 .....	5 1
坂口洋之君 .....	5 1
宮路市長 .....	5 2
坂口洋之君 .....	5 2
宮路市長 .....	5 3
坂口洋之君 .....	5 3
宮路市長 .....	5 3
坂口洋之君 .....	5 4
宮路市長 .....	5 4
坂口洋之君 .....	5 4
宮路市長 .....	5 5
坂口洋之君 .....	5 5
宮路市長 .....	5 5
坂口洋之君 .....	5 5
宮路市長 .....	5 5
坂口洋之君 .....	5 6
高山地域づくり課長 .....	5 6
坂口洋之君 .....	5 6
高山地域づくり課長 .....	5 6
坂口洋之君 .....	5 6

宮路市長	5 7
坂口洋之君	5 7
宮路市長	5 7
坂口洋之君	5 8
宮路市長	5 8
坂口洋之君	5 8
宮路市長	5 8
坂口洋之君	5 9
宮路市長	5 9
坂口洋之君	5 9
富迫総務課長	5 9
坂口洋之君	5 9
富迫総務課長	5 9
坂口洋之君	5 9
富迫総務課長	6 0
坂口洋之君	6 0
宮路市長	6 0
坂口洋之君	6 0
宮路市長	6 0
坂口洋之君	6 0
宮路市長	6 0
坂口洋之君	6 0
宮路市長	6 0
坂口洋之君	6 1
休 憩	6 1
上園哲生君	6 1
宮路市長	6 3
上園哲生君	6 4
宮路市長	6 5
上園哲生君	6 5
宮路市長	6 5
上園哲生君	6 5
宮路市長	6 6
上園哲生君	6 6

宮路市長	6 6
上園哲生君	6 7
宮路市長	6 7
上園哲生君	6 7
宮路市長	6 8
上園哲生君	6 8
宮路市長	6 9
上園哲生君	6 9
宮路市長	6 9
上園哲生君	7 0
宮路市長	7 0
上園哲生君	7 0
宮路市長	7 0
上園哲生君	7 1
宮路市長	7 1
休 憩	7 1
田畑純二君	7 1
宮路市長	7 5
田畑純二君	7 7
宮路市長	7 7
田畑純二君	7 7
宮路市長	7 8
田畑純二君	7 8
宮路市長	7 8
田畑純二君	7 8
宮路市長	7 8
野崎福祉課長	7 8
田畑純二君	7 8
宮路市長	7 9
田畑純二君	7 9
宮路市長	7 9
田畑純二君	7 9

宮路市長	79
田畑純二君	80
宮路市長	80
田畑純二君	80
宮路市長	80
田畑純二君	81
宮路市長	81
田畑純二君	81
宮路市長	81
田畑純二君	81
宮路市長	81
田畑純二君	82
宮路市長	82
田畑純二君	82
宮路市長	82
田畑純二君	82
宮路市長	83
田畑純二君	83
宮路市長	83
散 会	83

---

第3号（12月12日）（月曜日）

開 議	88
宮路市長発言訂正	88
日程第 1 一般質問	88
花木千鶴さん	88
宮路市長	89
花木千鶴さん	90
富迫総務課長	90
花木千鶴さん	90
富迫総務課長	90
花木千鶴さん	90

富迫総務課長	9 0
花木千鶴さん	9 1
富迫総務課長	9 1
花木千鶴さん	9 1
富迫総務課長	9 1
花木千鶴さん	9 1
富迫総務課長	9 1
花木千鶴さん	9 2
富迫総務課長	9 2
花木千鶴さん	9 2
富迫総務課長	9 2
花木千鶴さん	9 2
富迫総務課長	9 2
花木千鶴さん	9 2
富迫総務課長	9 2
花木千鶴さん	9 2
富迫総務課長	9 3
花木千鶴さん	9 3
富迫総務課長	9 3
花木千鶴さん	9 3
富迫総務課長	9 3
花木千鶴さん	9 3
富迫総務課長	9 3
花木千鶴さん	9 3
宮路市長	9 4
花木千鶴さん	9 4
宮路市長	9 5
花木千鶴さん	9 5
高山地域づくり課長	9 5
花木千鶴さん	9 5
高山地域づくり課長	9 5
花木千鶴さん	9 5
小園総務企画部長	9 6
花木千鶴さん	9 6
高山地域づくり課長	9 6
花木千鶴さん	9 6

宮路市長	97
花木千鶴さん	97
宮路市長	97
花木千鶴さん	97
宮路市長	97
花木千鶴さん	97
宮路市長	97
花木千鶴さん	97
宮路市長	98
花木千鶴さん	98
宮路市長	98
花木千鶴さん	98
宮路市長	99
花木千鶴さん	99
宮路市長	99
花木千鶴さん	99
高山地域づくり課長	100
花木千鶴さん	100
宮路市長	100
花木千鶴さん	100
宮路市長	100
休 憩	100
黒田澄子さん	100
宮路市長	103
田代教育長	105
黒田澄子さん	106
宮路市長	106
黒田澄子さん	106
大園健康保険課長	106
黒田澄子さん	106
大園健康保険課長	106
黒田澄子さん	106

宮路市長	1 0 7
黒田澄子さん	1 0 7
宮路市長	1 0 7
黒田澄子さん	1 0 7
大園健康保険課長	1 0 7
黒田澄子さん	1 0 7
宮路市長	1 0 7
黒田澄子さん	1 0 7
宮路市長	1 0 8
黒田澄子さん	1 0 8
富迫総務課長	1 0 8
黒田澄子さん	1 0 8
富迫総務課長	1 0 8
黒田澄子さん	1 0 8
富迫総務課長	1 0 8
黒田澄子さん	1 0 8
富迫総務課長	1 0 9
黒田澄子さん	1 0 9
田代教育長	1 0 9
黒田澄子さん	1 1 0
田代教育長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
宮路市長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
宮路市長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
宮路市長	1 1 2
休 憩	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 3
宮路市長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3
宮路市長	1 1 3

黒田澄子さん	1 1 3
宮路市長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3
宮路市長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3
高山地域づくり課長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3
高山地域づくり課長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3
宮路市長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
宮路市長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
宮路市長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
田代教育長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 5
高山地域づくり課長	1 1 5
黒田澄子さん	1 1 5
上園企画課長	1 1 5
黒田澄子さん	1 1 5
富迫総務課長	1 1 6
黒田澄子さん	1 1 6
大園健康保険課長	1 1 6
黒田澄子さん	1 1 6
山口初美さん	1 1 6
宮路市長	1 1 8
山口初美さん	1 1 9
宮路市長	1 1 9
山口初美さん	1 2 0
宮路市長	1 2 0

山口初美さん	1 2 0
宮路市長	1 2 0
山口初美さん	1 2 1
宮路市長	1 2 1
山口初美さん	1 2 1
宮路市長	1 2 1
山口初美さん	1 2 1
宮路市長	1 2 2
山口初美さん	1 2 2
上園企画課長	1 2 2
山口初美さん	1 2 2
上園企画課長	1 2 2
山口初美さん	1 2 3
上園企画課長	1 2 3
山口初美さん	1 2 3
宮路市長	1 2 3
山口初美さん	1 2 3
宮路市長	1 2 4
山口初美さん	1 2 4
宮路市長	1 2 4
山口初美さん	1 2 4
宮路市長	1 2 4
山口初美さん	1 2 4
宮路市長	1 2 4
山口初美さん	1 2 5
宮路市長	1 2 5
山口初美さん	1 2 5
平田税務課長兼特別滞納整理課長	1 2 5
山口初美さん	1 2 5
平田税務課長兼特別滞納整理課長	1 2 6
山口初美さん	1 2 6
宮路市長	1 2 6

山口初美さん	1 2 6
宮路市長	1 2 6
山口初美さん	1 2 6
宮路市長	1 2 7
散 会	1 2 7

---

第4号（12月13日）（火曜日）

開 議	1 3 2
日程第 1 一般質問	1 3 2
出水賢太郎君	1 3 2
宮路市長	1 3 3
田代教育長	1 3 5
出水賢太郎君	1 3 5
宮路市長	1 3 5
出水賢太郎君	1 3 6
宮路市長	1 3 6
出水賢太郎君	1 3 6
宮路市長	1 3 7
出水賢太郎君	1 3 7
宮路市長	1 3 7
出水賢太郎君	1 3 7
宮路市長	1 3 8
出水賢太郎君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
出水賢太郎君	1 3 8
宮路市長	1 3 9
出水賢太郎君	1 3 9
宮路市長	1 3 9
出水賢太郎君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
出水賢太郎君	1 4 0
宮路市長	1 4 1

	出水賢太郎君 .....	1 4 1
	野崎福祉課長 .....	1 4 1
	出水賢太郎君 .....	1 4 1
	野崎福祉課長 .....	1 4 1
	出水賢太郎君 .....	1 4 1
	宮路市長 .....	1 4 2
	出水賢太郎君 .....	1 4 2
	野崎福祉課長 .....	1 4 2
	出水賢太郎君 .....	1 4 2
	宮路市長 .....	1 4 3
	出水賢太郎君 .....	1 4 3
	宮路市長 .....	1 4 3
休	憩 .....	1 4 4
	並松安文君 .....	1 4 4
	宮路市長 .....	1 4 4
	並松安文君 .....	1 4 5
	宮路市長 .....	1 4 6
	並松安文君 .....	1 4 6
	久保建設課長 .....	1 4 6
	並松安文君 .....	1 4 6
	久保建設課長 .....	1 4 6
	満留財政管財課長 .....	1 4 6
	並松安文君 .....	1 4 6
	上園企画課長 .....	1 4 6
	並松安文君 .....	1 4 6
	宮路市長 .....	1 4 7
	並松安文君 .....	1 4 7
	宮路市長 .....	1 4 7
	並松安文君 .....	1 4 7
	宮路市長 .....	1 4 7
	並松安文君 .....	1 4 7
	宮路市長 .....	1 4 8

並松安文君	1 4 8
宮路市長	1 4 8
並松安文君	1 4 8
福留農業委員会事務局長	1 4 8
並松安文君	1 4 9
福留農業委員会事務局長	1 4 9
並松安文君	1 4 9
宮路市長	1 4 9
並松安文君	1 5 0
宮路市長	1 5 0
並松安文君	1 5 0
散 会	1 5 0

第5号（12月26日）（月曜日）

開 議	1 5 5
日程第1 議案第76号字の区域の変更について（総務企画常任委員長報告）	1 5 5
日程第2 議案第77号日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正について （総務企画常任委員長報告）	1 5 5
出水総務企画常任委員長報告	1 5 5
日程第3 議案第80号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について（文教 厚生常任委員長報告）	1 5 6
日程第4 議案第81号日置市クリーン・リサイクルセンター条例の一部改正について（文教 厚生常任委員長報告）	1 5 6
花木文教厚生常任委員長報告	1 5 6
日程第5 議案第83号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について（産業建設常任委員 長報告）	1 5 9
日程第6 議案第84号日置市都市公園条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告） .....	1 5 9
門松産業建設常任委員長報告	1 5 9
日程第7 議案第86号平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）（各常任委員長報告） .....	1 6 0
出水総務企画常任委員長報告	1 6 0

花木文教厚生常任委員長報告	162
門松産業建設常任委員長報告	165
休 憩	167
日程第8 議案第87号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(文教厚生常任委員長報告)	167
日程第9 議案第88号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)(文教厚生常任委員長報告)	167
日程第10 議案第91号平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)(文教厚生常任委員長報告)	167
花木文教厚生常任委員長報告	168
日程第11 議案第89号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)(産業建設常任委員長報告)	170
日程第12 議案第92号平成23年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	170
門松産業建設常任委員長報告	170
日程第13 議案第90号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)(総務企画常任委員長報告)	171
出水総務企画常任委員長報告	171
日程第14 請願第2号公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書(総務企画常任委員長報告)	172
日程第15 陳情第7号陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書採択について(総務企画常任委員長報告)	172
出水総務企画常任委員長報告	172
池満 渉君	174
出水総務企画常任委員長	174
日程第16 意見書案第7号公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策などに関する意見書	175
日程第17 意見書案第8号米軍陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書	175
出水総務企画常任委員長報告	175
日程第18 請願第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択要請について(文教厚生常任委員長報告)	176

日程第 19	陳情第 5 号公立学校における教科用図書の使用状況調査を求める陳情（文教厚生 常任委員長報告）	176
	花木文教厚生常任委員長報告	176
日程第 20	意見書案第 9 号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書	177
	花木文教厚生常任委員長報告	178
休 憩		178
日程第 21	陳情第 4 号 T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書（産業建設 常任委員長報告）	178
	門松産業建設常任委員長報告	178
	山口初美さん	179
	門松産業建設常任委員長	180
	西菌典子さん	180
	漆島政人君	181
	山口初美さん	184
日程第 22	意見書案第 10 号 T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書	185
	門松慶一君趣旨説明	185
	西菌典子さん	186
	漆島政人君	186
	山口初美さん	186
日程第 23	意見書案第 11 号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	187
	黒田澄子さん趣旨説明	187
	出水賢太郎君	187
	黒田澄子さん	187
	池満 渉君	187
	黒田澄子さん	188
	池満 渉君	189
日程第 24	報告第 31 号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する調 停の申立て）の報告について	189
日程第 25	報告第 32 号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴 えの提起前の和解）の報告について	189
	宮路市長提案理由説明	189
	小園総務企画部長	190

休 憩 .....	1 9 0
日程第 2 6 議案第 9 3 号伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事請負契約の締結について ...	1 9 0
宮路市長提案理由説明 .....	1 9 0
山之内教育次長 .....	1 9 1
日程第 2 7 議案第 9 4 号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理	
者の指定について .....	1 9 2
宮路市長提案理由説明 .....	1 9 2
小園総務企画部長 .....	1 9 2
西園典子さん .....	1 9 3
富迫総務課長 .....	1 9 4
西園典子さん .....	1 9 4
小園総務企画部長 .....	1 9 5
富迫総務課長 .....	1 9 5
西園典子さん .....	1 9 5
富迫総務課長 .....	1 9 6
休 憩 .....	1 9 7
富迫総務課長 .....	1 9 7
花木千鶴さん .....	1 9 7
富迫総務課長 .....	1 9 8
花木千鶴さん .....	1 9 9
休 憩 .....	2 0 1
富迫総務課長 .....	2 0 1
花木千鶴さん .....	2 0 1
宮路市長 .....	2 0 3
休 憩 .....	2 0 3
宮路市長 .....	2 0 4
山口初美さん .....	2 0 4
佐藤彰矩君 .....	2 0 4
花木千鶴さん .....	2 0 5
西園典子さん .....	2 0 6
休 憩 .....	2 0 7
池満 渉君 .....	2 0 7

日程第 28 議案第 95 号平成 23 年度日置市一般会計補正予算 (第 6 号)	207
宮路市長提案理由説明	207
梶 康博君	207
宮路市長	208
梶 康博君	208
宮路市長	208
花木千鶴さん	209
宮路市長	209
坂口洋之君	209
銚之原商工観光課長	209
坂口洋之君	209
宮路市長	209
田畑純二君	209
宮路市長	210
漆島政人君	210
宮路市長	210
漆島政人君	210
宮路市長	211
佐藤彰矩君	211
銚之原商工観光課長	211
佐藤彰矩君	211
宮路市長	212
黒田澄子さん	212
銚之原商工観光課長	212
出水賢太郎君	213
宮路市長	213
銚之原商工観光課長	213
山口初美さん	214
宮路市長	214
日程第 29 閉会中の継続審査の申し出について	214
日程第 30 閉会中の継続調査の申し出について	215
日程第 31 議員派遣の件について	215

日程第 3 2	所管事務調査結果報告について .....	2 1 5
日程第 3 3	行政視察結果報告について .....	2 1 5
閉 会	.....	2 1 5
宮路市長	.....	2 1 5

---



平成23年第5回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
11月29日	火	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託、議会運営委員会
11月30日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
12月 1日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生
12月 2日	金	休 会	
12月 3日	土	休 会	
12月 4日	日	休 会	
12月 5日	月	休 会	
12月 6日	火	休 会	
12月 7日	水	休 会	
12月 8日	木	休 会	
12月 9日	金	本 会 員 議 会	一般質問 産業建設
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	本 会 議	一般質問
12月13日	火	本 会 議	一般質問
12月14日	水	休 会	
12月15日	木	休 会	
12月16日	金	休 会	
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	
12月19日	月	休 会	
12月20日	火	休 会	
12月21日	水	休 会	議会運営委員会
12月22日	木	休 会	
12月23日	金	祝 日	(天皇誕生日)
12月24日	土	休 会	
12月25日	日	休 会	

12月26日	月	本 会 議	付託事件等審査結果報告・委員長質疑・表決
--------	---	-------	----------------------

## 2. 付議事件

議案番号	事 件 名
認定第 1号	平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号	平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号	平成22年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号	平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号	平成22年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号	平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号	平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号	平成22年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9号	平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 10号	平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 11号	平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 12号	平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 13号	平成22年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 14号	平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 15号	平成22年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 16号	平成22年度日置市水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第 74号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
議案第 75号	鹿児島県広域市町村圏協議会の廃止について
議案第 76号	字の区域の変更について
議案第 77号	日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正について
議案第 78号	日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第 79号	日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正等について
議案第 80号	日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第 81号	日置市クリーン・リサイクルセンター条例の一部改正について
議案第 82号	日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
議案第 83号	日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について

- 議案第 84号 日置市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 85号 日置市都市公園運動施設条例の一部改正について
- 議案第 86号 平成23年度日置市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第 87号 平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 88号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 89号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 90号 平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 91号 平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 92号 平成23年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 93号 伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事請負契約の締結について
- 議案第 94号 日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について
- 議案第 95号 平成23年度日置市一般会計補正予算(第6号)
- 陳情第 4号 TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する陳情書
- 陳情第 5号 公立学校における教科用図書の使用状況調査を求める陳情
- 陳情第 6号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書
- 陳情第 7号 陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書採択について
- 請願第 2号 公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書
- 請願第 3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択要請について
- 意見書案第 7号 公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策などに関する意見書
- 意見書案第 8号 米軍陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書
- 意見書案第 9号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
- 意見書案第10号 TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する意見書
- 意見書案第11号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書
- 報告第 31号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する調停の申立て)の報告について
- 報告第 32号 専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解)の報告について



第 1 号 ( 1 1 月 2 9 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	認定第 1号 平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 6	認定第 2号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 7	認定第 3号 平成22年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 8	認定第 4号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 9	認定第 5号 平成22年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第10	認定第 6号 平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第11	認定第 7号 平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第12	認定第 8号 平成22年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第13	認定第 9号 平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第14	認定第10号 平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第15	認定第11号 平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第16	認定第12号 平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第17	認定第13号 平成22年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）

- 日程第18 認定第14号 平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第19 認定第15号 平成22年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第20 認定第16号 平成22年度日置市水道事業会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第21 議案第74号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第22 議案第75号 鹿児島県広域市町村圏協議会の廃止について
- 日程第23 議案第76号 字の区域の変更について
- 日程第24 議案第77号 日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正について
- 日程第25 議案第78号 日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第79号 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正等について
- 日程第27 議案第80号 日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第81号 日置市クリーン・リサイクルセンター条例の一部改正について
- 日程第29 議案第82号 日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第30 議案第83号 日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について
- 日程第31 議案第84号 日置市都市公園条例の一部改正について
- 日程第32 議案第85号 日置市都市公園運動施設条例の一部改正について
- 日程第33 議案第86号 平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第34 議案第87号 平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第88号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第89号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第90号 平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第91号 平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第92号 平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第40 陳情第5号 公立学校における教科用図書の使用状況調査を求める陳情
- 日程第41 陳情第6号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書
- 日程第42 陳情第7号 陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書採択について

本会議（11月29日）（火曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君

介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（松尾公裕君）

ただいまから平成23年第5回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（松尾公裕君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松尾公裕君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、門松慶一君、坂口洋之君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（松尾公裕君）

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月26日までの28日間になりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月26日までの28日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告：監査結果等）

○議長（松尾公裕君）

日程第3、諸般の報告を行います。議会の報告につきましては、お手元に配付いたしております資料のとおりです。次に、監査結果の報告であります。平成23年7月分から平成23年9月分までの例月出納検査の結果報告及び平成23年度定例監査の結果について報告がありましたので、

その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（松尾公裕君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。

これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

9月からの主な行政執行について、ご報告申し上げます。

9月14日に、国土交通省九州地方整備局との大規模災害時の応援に関する協定の調印式を行いました。災害時の応急措置や連携など共通認識を深めることにより、円滑な支援が期待できます。

次に9月15日に敬老の日を迎えるに当たり、100歳以上の方々を訪問し、敬老祝い金と記念品を送り、長寿をお祝いたしました。日置市では、9月1日現在で、65歳以上の高齢者は1万4,593人で、高齢化率は約28.41%となっています。

次に9月21日に秋の交通安全運動出発式と夜間の交通安全100人立哨を行い、交通安全を呼びかけました。

次に10月12日に、日置市診療所、日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者指定通知書の交付式を行いました。平成24年4月1日から5年間、医療法人誠心会により2つの施設の一体的な施設運営が行われます。

次に10月28日に、国民宿舎江口浜荘跡地に民設民営によるホテル・温泉・レストランを展開するえぐち家の完成式典がありました。

次に11月1日に鹿児島県ベストコントロール協会、日置市測量設計協会との災害時

の応援に関する協定の調印式を行いました。

次に11月6日に被災地支援として福島県いわき市への義援米出発式を行いました。下方限子供会の栽培した350kgと市民から提供された新米約3.4tを義援米として送り、いわき市内の保育園の給食などに活用されました。

11月14日に、シチズン時計鹿児島株式会社の企業立地協定調印式を行いました。今回の第4工場の増設により、就業の場の創出、地域経済の浮揚発展に大いに貢献されることが期待されます。

以下、主要な行政報告につきましては、報告書を提出してありますので、お目通しをお願いいたします。

#### ○議長（松尾公裕君）

これで、行政報告を終わります。

---

△日程第5 認定第1号平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第6 認定第2号平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第7 認定第3号平成22年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第8 認定第4号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第9 認定第5号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第10 認定第6号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第11 認定第7号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第12 認定第8号平成22年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第9号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第10号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第11号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第12号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第13号平成22年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第14号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第15号平成22年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第16号平成22年度日置市水道事業会計決

## 算認定について

### ○議長（松尾公裕君）

日程第5、認定第1号平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第20、認定第16号平成22年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの16件を一括議題とします。

16件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長中島 昭君登壇〕

### ○決算審査特別委員長（中島 昭君）

皆さん、改めましておはようございます。ただいま議題となっております認定第1号平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第16号平成22年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの16議案について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

この16議案は、平成23年第4回定例会に上程され、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました。本委員会では、去る10月12日、13日、14日、18日、19日及び20日の6日間の日程で、総務企画部、市民福祉部、産業建設部、教育委員会、農業委員会、監査委員事務局、議会事務局の関係部長・課長・職員の出席を求め審査いたしました。

平成22年度は、前年度の政権交代により打ち出された景気対策や扶助費の増加により、本市の予算も21年度の決算よりさらに増して、一般会計歳入総額248億7,585万2,000円となり、依存財源が75.9%の188億7,794万8,000円、歳出総額237億5,793万円で、前年度よりさらに増加しております。自主財源は24.1%の59億9,790万4,000円となり、依然として厳しい財政運営を求められております。

本委員会では、我々議会が議決した予算が

趣旨と目的に沿って適切にかつ効率的に執行されたか、またそのことでどのような行政効果が発揮されたか着目して審査を進めました。

まず、認定第1号平成22年度一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

総務企画部の財政管財課関係の主な質疑は、借り入れ額98億円だが、22年度の償還額はいくらか、また返済計画はどの問いに、3億9,677万9,000円である。3年据え置きで20年償還であると答弁。

市の積み立て、各施設の積み立てが少ない。古い施設が多いが計画はどうかとの問いに、伊集院小学校改築など大きなプロジェクトが残っている。財政計画の中で考えていかないといけないと答弁。

合併特例債の活用状況はどの問いに、現時点で31億3,000万円、日置市の限度額は238億6,000万円、過疎債や辺地債を活用しながら全体で100億円程度の合併債を予定していると答弁。

次に、地域づくり課関係では、コミュニティ助成の選定基準はどうかとの問いに、前年度申し込み分を優先して、平等にくじ引きで選定している。上限が250万円以下で下限が100万円になる。備品によっては該当しないものもあると答弁。

地区館と自治会の連携はうまくいっているのか。地区振興計画の問題点などどうかとの問いに、4月の説明会で厳しい意見もあったが、地区担当の職員に課長級を充て、地区館と地域づくり課の情報を共有するよう努めている。ソフト事業で22年度は10%までだったが、23年度は15%、24年度は20%までとシフトしていく。少しずつ意識改革も進んでいると思うと答弁。

次に、総務課関係では、職員研修の内容はどの問いに、内閣府に2人、県に1人出向している。市町村アカデミーやチャレンジ研修など33科目に114人行った。法律・民

法・行財政・モチベーション手法・ほか多くの研修をしていると答弁。

防災無線の扇尾方式はよい方策だと思う。しかし、オプションなどがまだ決まっていない。合併特例債があと4年だが考え方はどうかとの問いに、扇尾地区は防災無線確保が先決だったが、今後、同地区をモデルとして事業を展開していきたいと答弁。

次に、企画課関係では、異業種交流懇話会の状況と景気動向はどの問いに、24の企業が参加している。市内間の交流はもとより、さつま町や曾於市、また吹上高校との交流もある。景気動向はリーマンショック以降30%の落ち込みがあった。東北大震災で一時的な影響はあったが、90%程度に回復していると答弁。

国勢調査の結果と問題点はどの問いに、411調査区を299人の調査員で調査した。高層マンションなどロックされて会えない世帯もあった。98.9%の回収で、209世帯は聞き取り調査して100%になったと答弁。

企業誘致対策費で立地に至った経緯はどうかとの問いに、株式会社てまひま堂は移転の情報があったのでセールス活動をした。しまうまプリント株式会社は問い合わせがあった。土地がリースというのもポイントだったと答弁。

次に、税務課関係では、特別滞納整理課との連携・成果・課題は何かとの問いに、滞納者の問題は深刻化している。困っている人は福祉課と連携したり、ほかの課とも連携している。まず接見して収入・支出を見きわめて、その人の納付の実態により区別対応していると答弁。

航空写真の目的・活用策はどうかとの問いに、行政サービスや固定資産税の適正な評価に活用したいと答弁。

次に、滞納整理課関係では、不当取り立て

訴訟についての結果と状況はどの問いに区、約800万円の滞納分で、アコムが約93万円、プロミスが256万円、武富士は約3%しか回収できない見込みである。残りの約440万円は分納も含めできるだけ早く回収したいと答弁。

未納額が約7億円もある。ほかの市は専門の人に依頼するところもあると聞くが、本市では考えられないかとの問いに、経費を抑えるためにまず基盤づくりとして口座振替やコンビニ納付などを推進していきたいと答弁。

次に、商工観光課関係では、22年度の活性化の内容と成果は何かとの問いに、新幹線開通に伴い、ハード面・ソフト面があるが、園林寺のトイレ改修や観光案内板設置、また観光ボランティアの育成、ポスター制作、広域による連携したPR、商工会にもホームページを立ち上げたと答弁。

ゆーぶる吹上の修繕工事費の考え方と来館者数はどうかとの問いに、建設して14年が経過した。10年目ごろから塩害も含め傷みが出始めている。利用者数は21年度が8万4,314人、22年度が7万1,490人となっていると答弁。

消費生活相談員で悪質商法など以外の取り組み状況はどうかとの問いに、多重債務で33件、有料ネットで12件、悪質訪問販売で27件などである。民生委員・ケアマネジャー・保健師などと連携して取り組んでいると答弁。

次に、消防本部関係では、非常備消防の出動手当残があるが、出動要件はどうなっているのかとの問いに、地域で違っている。建物火災は地元と中央が、枯れ草火災は地元が出動しているところが多いと答弁。

救急車の出動回数が177回ふえているが、適正な利用がなされているのかとの問いに、広報誌で1回は啓発しているが、まだ軽症の事例もあると答弁。

救急患者の受け入れ先はとの問いに、1,918人のうち管内が995人、鹿児島市が704人、いちき串木野市が155人、ほか64人となっていると答弁。

次に、会計課関係では、決裁のおくれで支払いがおくれることはなかったかとの問いに、一般の代金は30日以内に、工事代金は40日以内に決済していると答弁。

担当課の起票がおくれたものはなかったか、また決裁漏れはなかったかとの問いに、事務処理などおくれたものはなかったと答弁。

次に、市民福祉部であります。市民生活課関係では、各衛生処理組合の処理単価はどうかとの問いに、平成21年度実績で、キロリットル当たり始良が6,699円、いちき串木野が6,388円、南薩が3,711円であると答弁。

下水道と浄化槽の普及率はとの問いに、下水道で32.5%、両方で66.7%の実績である。残りが約31%であると答弁。

生ごみの堆肥化の実績と今後の推進策はとの問いに、21年度が79件、22年度が50件である。環境自治体会議に向けて24年度までにモニターをとりたいと答弁。

次に、福祉課関係では、生活保護の対象世帯が29世帯、対象者が55人増となっているがどのようにとらえているか。また、就労支援についてはどうかとの問いに、景気が低迷して解雇された方などの申請がふえている。22年度から支援を配置して二十数名の就労支援をしていると答弁。

次に、健康保険課関係では、自殺対策と検証はどうかとの問いに、働き盛りの50代の方の自殺者が6人おられた。講演会に約200人来られて、うつについてのアンケートも実施して共通認識できたと思う。いきいきサロンなどで啓発している。地域で見守る体制が大切であると答弁。

胸部レントゲンの受診率を上げるべきだが、

状況と対策はとの問いに、受診率は33%である。義務と考えるが「お知らせ版」などで啓発していると答弁。

食改善推進員の活動と22年度のテーマはとの問いに、約80人の推進員が地区館などを中心に活動している。食生活に対する役目は大きく、22年度のテーマはメタボ対策と男性の食育に取り組んだと答弁。

次に、介護保険課関係では、介護支援専門員が不足しているが状況と対策はとの問いに、12名で対応したが、厳しい状況だった。1人つき平均で45人から47人であるが、50人を超えた月もある。不足分は14施設の民間事業所に委託している。募集しても応募者がいない状況だったと答弁。

次に、農業委員会では、担い手農家結婚支援モデル事業費の内容を示せとの問いに、ふれあい交流会の費用が主である。ポスター制作、広告、バス借り上げ、宿泊費補助、交流会経費などで、22年度の新たな取り組みとして地引き網、男性の事前研修などを行ったと答弁。

次に、産業建設部であります。

農林水産業課関係では、口蹄疫の総括と発生させない指導は何かとの問いに、大きな被害が出たが教訓にしたい。農家は自営防疫が大切であると答弁。

農家民宿で受け入れ農家の課題は何かとの問いに、安全・安心のために食中毒・虫さされ・けがが心配される。毎年保健所や消防署などと講習会を開催していると答弁。

鳥獣駆除を猟友会に委託しているが、入会状況などはどうか。また実績に応じた委託料かとの問いに、退会者はあるが新規に入会する人はいない。実績に応じた委託料である。5年間の計画を立てて、計画頭数以上は取らないと答弁。

次に、建設課関係では、緊急雇用を使ってのアスベスト調査を行ったが、成果は何かと

の問いに、支所も含めて市内全域の施設を調査した。今後の増改築の際に活用したいと答弁。

22年度決算時の滞納者数と滞納額の多い人、滞納が長い人はとの問いに、滞納者は48人、多い人は16万9,000円、15万8,000円などで、長い人は10年の人もあると答弁。

橋梁の耐震はとの問いに、15m以上の橋の長寿命化点検を22年度から始めたと答弁。

次に、教育委員会であります。

教育総務課、学校教育課関係では、夢づくり事業は地域の関係か、内容を示せとの問いに、全地域を対象に各学校から要望を出してもらい、緑のカーテンや太鼓踊りなど将来の思い出になるような事業に取り組んでもらったと答弁。

奨学金の申し込み状況と滞納延滞の対応はとの問いに、22年度の申請は高校3人、大学1人だった。学校を終わって10年が経過したら滞納になる。滞納者には直接会って、生活状況を見きわめながら返済計画を出してもらう。保証人へも文書連絡などを行っているとの答弁。

小学校2校での英語教育推進事業の取り組みと成果はとの問いに、23年度から完全実施されるため、電子黒板の使い方など具体的な進め方を研究して冊子にまとめたと答弁。

次に、社会教育課関係では、社会教育課から地域づくり課への引き継ぎに問題はなかったかとの問いに、自治会長会の行政説明会で説明しているので問題はなかったと思うと答弁。

社会教育事業における市の統一性と4地域の独自性・特色はとの問いに、平準化することも大切だが、4地域が特色ある活動を推進していくことも大切であると答弁。

次に、監査委員会事務局関係では、学校の備品検査はしているのかとの問いに、全体と

しては行っていないが、新たに購入したものは確認検査していると答弁。

次に、議会事務局関係では、政務調査報告書の市民の閲覧はとの問いに、なかったと答弁。

次に、特別会計及び企業会計について報告します。

認定第2号平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について報告します。

歳入総額64億5,160万3,000円、歳出総額62億1,464万円で、歳入歳出差し引き額は2億3,696万3,000円です。

質疑の主なものは、レセプト点検の電子化の実績と効果はとの問いに、21年度まで点検員を7人で月14日の点検業務を行ったが、22年度からは電子化に伴い、点検員を4人で月18日に変えた。また、レセプト点検による財政効果額は2,200万円である等々と答弁。

次に、認定第3号平成22年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について報告します。

歳入総額、歳出総額ともに140万円で、質疑は特にありませんでした。

次に、認定第4号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について報告します。

歳入総額3億5,198万円、歳出総額3億3,680万1,000円で、歳入歳出差し引き額は1,518万1,000円です。

質疑の主なものは、職員の検診と入所者の往診状況はどうかとの問いに、職員は事務職で年1回、他職員は2回受診している。また、入所者は1日2人から3人通院している。往診は夜間など年50回ぐらいお願いしていると答弁。

待機者が多いが、死亡以外の退所者の状況はどうかとの問いに、在宅復帰された方が1人、長期入院の方が2人おられると答弁。

次に、認定第5号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について報告します。

歳入総額5億8,763万6,000円、歳出総額5億8,275万4,000円で、歳入歳出差し引き額は488万2,000円であります。

質疑の主なものは、下水道管のカメラ調査はどこか、また結果はどの問いに、処理場からJR操作場の間である。JR操作場の下部が劣化しているので工事予定であるとの答弁。

委託料で随意契約が何社あるか。また、価格設定はどうしているのかとの問いに、随意契約は3社ある。日本下水道協会の積算から、設計、予算査定、契約時査定している。また、委託料の日本下水道事業団は、発注、管理、検査の全体的な業務ができるところはここしかないと答弁。

次に、認定第6号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額3,576万7,000円、歳出総額3,384万4,000円で、歳入歳出差し引き額は192万3,000円であります。

質疑の主なものは、利用者の人口推移はどうかとの問いに、合併時は596人だったが、21年度が558人で、22年度は541人の266戸になっていると答弁。

周辺住民からアンモニア臭など苦情はなかったかとの問いに、苦情はなかった。19年に脱臭設備をして23年度は送風機を設置したと答弁。

汚泥処理はどうしているのか、また単価はどの問いに、月2回の保守点検の中で行っている。単価は合併浄化槽と同じ取り扱いになると答弁。

次に、認定第7号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額2億1,699万8,000円、歳出総額2億1,617万9,000円で歳入歳出差し引き額は81万9,000円であります。

質疑の主なものは、ランチバイキングをやめたが、新たな特色は何かとの問いに、ビアバー開設や法事プランを充実させていると答弁。

予約方法は電話予約だけか、インターネット予約はしていないのかとの問いに、重複を避けるため電話予約受け付けをしていると答弁。

次に、認定第8号平成22年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

地域の宿泊・食事施設として貢献してきました江口浜荘は、平成22年3月末日をもって閉館いたしました。新たに株式会社ア・ライズを初めとする共同企業体のホテルが建設され、10月29日にオープンしたことは周知のとおりです。

歳入総額、歳出総額ともに357万円で、質疑は特にありませんでした。

次に、認定第9号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額676万7,000円、歳出総額463万5,000円で、歳入歳出差し引き額は213万2,000円であります。

質疑の主なものは、湯量が少ないが泉源の深さと湯量はどのくらいかとの問いに、B泉源が昭和42年で60m、毎分140ℓの62度、C泉源が昭和42年で150m、毎分150ℓの65度などであると答弁。

送湯管の湯の花の影響はないか。また対応はどの問いに、影響はある。75mm管の場合、半分ぐらいになる。ブラシでしゅんせつして

いるが、コンプレッサーで吹き出す方法を試みていると答弁。

次に、認定第10号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額344万9,000円、歳出総額247万1,000円で、歳入歳出差し引き額は97万8,000円であります。

質疑の主なものは、利用者減の理由は何か、また運営はとの問いに、人口減などにより利用者数は毎年減少している。運営は指定管理者であると答弁。

次に、認定第11号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額53万3,000円、歳出総額42万5,000円で、歳入歳出差し引き額は10万8,000円であります。

質疑の主なものは、水質検査はどうしているのかとの問いに、水道事業法で決められており、毎日行っていると答弁。

昨年故障した日吉からの送水ポンプはどうしているかとの問いに、職員が点検して異状はない。今月発注したいと答弁。

次に、認定第12号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額411万8,000円、歳出総額408万6,000円で、歳入歳出差し引き額は3万2,000円であります。

質疑の主なものは、滞納者数と内訳はとの問いに、滞納者は8名、行方不明者が3人、死亡が3人、破産が2人と答弁。

次に、認定第13号平成22年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額47億3,540万7,000円、歳出総額46億6,930万6,000円で、歳入歳出差し引き額は6,610万1,000円

であります。

質疑の主なものは、介護認定の不服申し立てはなかったかとの問いに、介護度が下がったなど市への苦情はあったが、県へはなかった。審査・調査して確認している。22年度はすべて解決していると答弁。

居宅介護での改修事業は、改修前と改修後の確認はだれがするのか、また不採用があったかとの問いに、ケアマネージャーから申請があり、介護保険課で検討して、給付係が1人で市内全域を担当している。事前確認から改修後も確実に検査している。月に25件から30件の申請があるが、却下はなかったと答弁。

次に、認定第14号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額5億7,362万2,000円、歳出総額5億7,267万円で、歳入歳出差し引き額は95万2,000円あります。

質疑の主なものは、22年末の納付金不納欠損はあるのかとの問いに、不納欠損はないと答弁。

未納の徴収は何課で対応するのかとの問いに、健康保険課で対応する。多額なものは特別滞納整理課になると答弁。

次に、認定第15号平成22年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額2億8,129万3,000円、歳出総額2億5,065万4,000円で、歳入歳出差し引き額は3,063万9,000円あります。

質疑の主なものは、解体の入札率が低いのが適正だったかとの問いに、47.7%だが、適正に行われたと答弁。

駐車場整備の増額の理由は何かとの問いに、地盤が軟弱だったのでシラスを置きかえて、側溝・フェンス・植栽をしたと答弁。

次に、認定第16号平成22年度日置市水道事業会計決算認定について報告いたします。

水道事業収益7億5,780万6,000円、水道事業費用6億7,918万円で、7,862万5,000円の当年度純利益であります。資本的収支では、収入3億4,656万円で、支出額7億2,150万円で、差し引き3億7,494万円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんされています。

質疑の主なものは、企業債の繰り上げ償還で、資金繰りに支障はないかとの問いに、今のところ支障はないと答弁。

4地域平準化による料金改正での影響と問題点はとの問いに、1,800万円ぐらいの増収になったが、量的には節水により微減した。今後、修繕等もあるので健全化に努めたい。「市報」や「お知らせ版」などで広報したので、特に問い合わせなど問題はなかったと答弁。

漏水の状況と対策はとの問いに、東市来92件、伊集院51件、日吉39件、吹上55件と多発している。通報があったときに修繕対応していると答弁。

ただいまの報告のほか、多くの質疑がありましたが、省略をさせていただきます。

それでは、討論・採決の結果について報告いたします。

認定第1号及び認定第2号、認定第15号は反対討論・賛成討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号から認定第14号までと認定第16号は討論はなく、採決の結果、出席者全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、委員会委員の意見として次のような意見が出ましたので、申し添えます。

日置市になって6回目の決算審査で、少しは改善が見えてきたが、まだまだ改善の余地

がある。合併の基本になる財政健全化に向けて、事務事業や類似施設の統合などの合理化がおこなわれている。指定管理者の問題なども課題・指導・改善・報告のこれまでの指摘が見えてこない。

事務的経費は、民間の感覚で簡素化を図り、さらに効率を上げるべきである。

また、それぞれの事業のマンネリ化を強く感じる。同じ事業でも工夫する専門家の職員になってほしい。

自主財源が先細りして今後が心配である。合併特例債の有効活用など財源を工夫して、しっかりした財政計画を立て執行すべきである。

滞納整理課が設置され、未収債権の収納対策について、対前年度比約1,000万円の減額となり、職員全員の取り組みは評価するが、なお一層の努力を望みたい。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（松尾公裕君）

これから、委員長報告の16件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第1号平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

#### ○2番（山口初美さん）

私は、認定第1号平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

東日本大震災と東京電力福島第一原発の重大事故は、すべての日本国民に、日本社会と政治のあり方はどうあるべきかという重い課題を正面から突きつけているといっても過言ではありません。私たちは今こそ、国や地方自

治体、社会のあるべき姿はどこにあるのか、この問題を真剣に問い直さなければならないときを迎えています。

私たち市民が心から願うのは、安心して暮らせる社会です。しかし、この日置市においても、仕事がない、安心して生活できるだけの年金も収入もない、国保税を初めとする市税などの負担が、税金などの負担が余りにも重過ぎる、病気になっても安心してお医者さんにかかれない、どこへ行くにも交通の便が悪く不便だなどなど、暮らしの不安は募る一方です。

こうした中、22年度の決算がこの安心して暮らしたいという市民の願いにこたえたものになっているかどうかという視点で見なければならぬと思います。

歳入総額248億円、歳出総額は237億円の決算です。地方債の残高は324億円、財政調整基金36億円です。日置市は貯金の9倍もの借金を抱えていることとなります。合併当時の決算を調べてみますと、その割合は15.6倍でしたから、この点については努力の跡が見られます。この点は評価しておきたいと思います。

また、私たちが、市民が納めた市税42億円、それに対して公債費が38億円ですから、その9割が借金返済に消えていくことになっております。地方自治体本来の市民の福祉や暮らしのためにこのお金を使いたいものです。

ますます深刻化する経済情勢のもとで、生活の不安は昨年以上に高まっています。先ほども申し上げましたが、収入がふえない中で税金などの負担を軽くしてほしい、安心して暮らしたい、景気をよくしてほしい、仕事をふやしてほしいというのが市民の願いです。このような市民の願いにこたえる決算であったかというような視点で見た場合に、景気対策など一定の努力は認めますけれども、やはり不十分であったと言わなければなりません。

22年度も企業誘致にも力を入れてこられました。それが大切かもしれませんが、もともとの地元の中小企業の仕事をふやし、そこで雇用をふやす努力をもっとするべきだという意見が寄せられております。私も同感です。呼び込みよりも地場産業の育成や地元企業の育成にもっと重点を置くということが必要ではなかったかと考えております。

さて、毎回指摘しておりますが、人権啓発事業費の部落解放同盟への補助金が37万8,000円、これは問題だと考えます。特定の団体への補助金です。市民の貴重な税金の使い方として私は認めるわけにはいきません。

それから、南給食センターが8月よりスタートし、日吉・吹上地域の子供たちは2学期から南給食センターからトラックで運ばれてきた給食を食べました。私といたしましては、自校方式の給食を続けてほしいという子供たちや保護者、先生方、地域の方々の声や願いがかなえられず、大変悔しい思いでありました。

東日本大震災で明らかになったように、学校が避難所となるので、自校方式の給食がいいということです。日吉と吹上の貴重な教育力のある自校方式給食がなくなったことは、日置市にとっても大きな損失だったと考えます。

また、22年度は小中学校への扇風機の設置が完了しました。子供たちが快適な環境で学習できるよう努力された点は評価しておきたいと思います。

以上申し上げまして、反対討論といたします。

#### ○議長（松尾公裕君）

次に、梶康博君の賛成討論の発言を許可します。

#### ○17番（梶 康博君）

ただいま議題となっています平成22年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、

認定すべきであるという立場で討論を行います。

平成22年度は、21年度からの国の経済対策による繰り越し事業費を除くと、財政計画の203億円に対し227億3,216万円余りの決算となっております。自主財源と依存財源の比率で見ますと、委員長報告にありましたように、依存財源が75.9%を占めている。このことは、現行の制度上のやむを得ない面もあると考えます。反対者は、同和対策事業や南給食センターの運営方法についてほか反対ということでありますけれども、同和対策ということについても人件費や男女平等対策等の事業を進める中、また学校給食につきましても、安全管理が各校強く求められる中においては適正な運用がなされているのではないかと私は思います。

平成22年度事業費の中では、県の基金による安心子供基金事業によりますAEDの保育園への19台の配付を初め地域介護福祉空間整備推進交付金事業あるいは宝くじのコミュニティ事業費など、市民の生活と福祉の向上に寄与する財源の確保もなされております。また、未納や滞納の対策についても、関係課と特別滞納整理課と連携を密にして、納税や負担の義務・責任を明確にしていくことが市民の理解が深まることとなって、不納欠損等も減少するものと考えます。

以上のことを申し上げて、平成22年の一般会計決算は原案のとおり認定すべきものであると申し上げて、討論といたします。終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、坂口洋之君の反対討論の発言を許可します。

○7番（坂口洋之君）

認定第1号平成22年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

22年度から指定管理されました総合人材センターが運営しますゆーぷる吹上について、指定管理変更による効果が、吹上管理公社時代よりも民間活力による効果が22年度においては後退していると感じます。利用者数も21年度と比較いたしましても1万1,176人、15%も減少し、地域住民からも一部にはサービスが低下したのではないかと、そういった声もあります。官から民への流れもあり、議決事項の指定管理については否定はいたしません。私だけではなく、ほかの議員や市民からもさまざまなご意見をいただいております。市民サービス、働く人の雇用面からも私は問題を感じ、この一般会計に反対といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、認定第2号平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

高過ぎる国民健康保険税の引き下げは、市民の切実な願いとなっています。市民の暮らしは、長引く不況のもとでますます、監査意見書の言葉をかりますと、窮迫しています。また、健康づくりのためのいろいろな施策は、追いつかないような状況になっています。重要なことは、23年度には国保税の値上げが行われました。市民の中から、22年度から一般会計からの繰り入れを行ってればこのような大幅な値上げにはならなかったのではないかという声が寄せられています。鹿児島市などは毎年のように一般会計からの繰り入れをして値上げを抑えています。市民の命や健康を守るための国民健康保険が重過ぎる負担のために市民の暮らしを追い詰め苦しめています。引き下げが必要であり、私はこの決算を認めるわけにいきません。国庫負担をもとの50%に戻させることがどうしても必要だということを最後に申し上げ、反対討論いたします。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

**○7番（坂口洋之君）**

議案2号平成22年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成の立場で討論いたします。

22年度においても厳しい国保会計の中、結果的に基金が枯渇し、ことし7月から国保税率を引き上げなければならない状況になったのは、チェックすべき私たち議員も反省すべき点であったと私は感じているところであります。22年度においては、日置市として収入の確保として滞納対策、医療費抑制として健康増進、ジェネリック薬品の利用など、総合的な医療費の抑制に向けて努力しております。

一方、市民の認識不足による特定健診の受診状況、各種健康診断、がん検診等課題が山

積していますが、負担については厳しい声を十分認識していただき、国庫負担割合の増加を今後とも国へ要望すべきであります。課題に向けて解決を願い、一步一步着実な国民健康保険会計を期待して、賛成といたします。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

**○議長（松尾公裕君）**

起立多数です。したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、認定第3号平成22年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成22年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第

8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第10号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第11号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第11号を採決します。本

案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第11号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第12号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第12号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第13号平成22年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第13号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第14号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、認定第14号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第15号平成22年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○2番（山口初美さん）**

私は、認定第15号平成22年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

22年度より、50床あった市民病院が19床に縮小され、診療所になりました。23年度から医師がいなくなるということで、公募をされました。その中で、4年ほどやらせてほしいという医師がおられたのに、1年間だけでいいという理由でそれを断られました。結局、医師が1人ということで、23年度は外来のみの診療という方針が出されました。そのため、当時の院長は、入院できないのであれば責任が持てないということで、入院患者、外来患者を含めてほかの病院を紹介するなどされました。入院患者を年度末までにゼロにしなければなりませんでしたから、当然で言えるのかもしれませんが、ですから、病院の経営は悪化しました。さらに、24年

度からは指定管理者制度の導入ということになりました。

日吉地域の市民にとってかけがえのない医療・福祉の拠点であり、安心して働く場として大きな役割を果たしてきた町立病院が診療所に縮小され、医師不足や入院できなくなるなど、経営悪化していったことは明らかに福祉の後退です。私は、この決算を認めるわけにはいきませんので、反対をいたします。

以上です。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

**○7番（坂口洋之君）**

認定第15号平成22年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成22年度より、ベッド数19床の病院事業から診療所に変更されました。外来が1万3,515人、入院が延べ4,053人が利用されましたが、結果的には6,118万円の損失計上となり、診療所となっても厳しい運営となりました。しかし、公的病院の役割、日吉町市民病院から、日吉地域にとってはなくてはならない医療機関であり、かかりつけ医としての役割など重要であると感じます。また、経費削減に取り組むなど、評価すべき点もあり、この特別会計について賛成といたします。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで討論を終わります。

これから、認定第15号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、認定第15号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第16号平成22年度日置市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定16号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第16号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

△日程第21 議案第74号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

△日程第22 議案第75号鹿児島広域市町村圏協議会の廃止について

○議長（松尾公裕君）

日程第21、議案第74号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について及び日程第22、議案第75号鹿児島広域市町村圏協議会の廃止についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第74号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてであります。

奄美自治会館管理組合の解散に伴う鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに当該解散及び同組合が共同処理する事務に日置市外19市町村が加入することに伴う同組合規約の一部変更について、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号は、鹿児島広域市町村圏協議会の廃止についてであります。

鹿児島広域市町村圏協議会の廃止について、関係普通地方公共団体と協議したいので、地方自治法第252条6の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上2件につきまして、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第74号について、別紙により補足説明を申し上げます。

鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約でございますが、別表第1は、構成する市町村及び組合等ございまして、この表中、奄美自治会館管理組合を削り、別表第2は、共同処理する事務で、1の項は常勤の職員の退職手当の支給に関する事務、8及び9の項は、地方公務員災害福祉法等に関する事務でございますが、この表中、奄美自治会館管理組合を削るものでございます。

また、12及び13の項は、救急患者発生に対する医療従事者の確保に関する事務及びその補償等に関する事務、いわゆるドクターヘリに関する事務ございまして、日置市外19市町が加入することに伴い追加するものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第75号鹿児島広域市町村圏協議会の廃止について補足説明を申し上げます。

本件は、鹿児島広域市町村圏協議会を平成24年3月31日限りで廃止することについて、鹿児島市、いちき串木野市、姶良市、鹿児島郡三島村及び同郡十島村と協議したいので、議会の議決を求めるものでございます。

本協議会は、昭和47年10月1日に発足以来40年が経過し、第4次計画期間も23年度で終了いたしますが、これまで住民の日常生活圏を単位として広域市町村圏を設定し、圏域の総合的な振興、発展を図るためにその課題解決に取り組んでまいりました。これら長年の取り組みを経過を踏まえ、広域市町村圏施策を進める目的の1つでありました平成の合併もほぼ実現し、広域市町村圏協議会の役割も果たされたとして、国の広域行政圏計画策定要綱も平成21年3月末日で廃止されております。

これらの背景を受けまして、鹿児島広域市町村圏協議会の廃止について、関係市町村と協議するためにご提案するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第74号及び議案第75号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第74号及び議案第75号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

お諮りします。議案第74号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。

お諮りします。議案第75号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第23 議案第76号字の区域変更について

△日程第24 議案第77号日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第23、議案第76号字の区域変更について及び日程第24、議案第77号日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第76号は、字の区域の変更についてであります。

都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可に基づく宅地造成に伴い、既存の字の区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第77号は、日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正についてであります。

日置市体育施設である日置市高山地区交流センター、日置市永吉地区体育広場及び日置市永吉地区体育館を日置市地区公民館の施設に移管し、日置市地区公民館の体育館の使用料の見直しを図り並びに日置市野首地区公民館を増設するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件につきまして、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第76号字の区域変更について、別紙により補足説明を申し上げます。別紙をお開きください。

次のページの位置図に示します妙円寺団地入り口付近において、現在宅地造成がなされておりますが、分譲区画に字の分断が生じることから、字の変更をしようとするものでございます。変更の内容は、伊集院町徳重字平原1603の9、1603の12、1603の40及び1615の1と1603の14及び1603の48に隣接する道路である市有地の全部を伊集院町徳重字杉ヶ迫に変更しようとするものでございます。

ページをめくっていただきまして、字区域

変更図をお開きいただきたいと思います。緑色で表示してございます部分と1615の1という地番がございしますが、この隣接に地番が入っていない部分を茶色で表示してございます。ここが今回字の変更をしようとする区域でございます。

この茶色の部分は、法定外公共物、いわゆる里道でございまして、先ほど説明しました1603の14及び1603の48に隣接する道路である市有地の全部ということになります。

以上でございます。

続きまして、議案第77号について、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部を改正する条例ですが、まず第1条、日置市体育施設条例の一部改正について、別表第1及び別表第2中、日置市高山地区交流センターの項、日置市永吉地区体育広場の項及び日置市永吉地区体育館の項を削り、別表第3の1、体育館の項及び2プールの項を次のように改めるもので、次のページをお開きください。

次の表中、1、体育館では、日置市高山地区交流センター及び日置市永吉地区体育館を削除しました表、ページをめくっていただきまして、2プールの項を次のように改めるもので、次のページの表中、2プールでは日置市高山地区交流センターを削除しました表をお示ししてございます。

次に、別表第3の7、多目的広場等の項を次のように改めるもので、次のページ、7多目的広場等で日置市高山地区交流センターの項及び日置市永吉地区体育広場の項を削除した表をお示ししてございます。

次に、ページをめくっていただきまして、第2、日置市地区公民館条例の一部改正ですが、日置市体育施設条例から削除した施設を日置市地区公民館条例に定めるもので、別表

第2、日置市高山地区公民館の部で、調理室の項の次に体育館、体育館照明施設、館庭照明施設及びプールを加え、日置市永吉地区公民館の部の次に体育館、体育館照明施設、館庭照明施設を加える。日置市野首地区公民館、平鹿倉地区公民館、吹上地区公民館、坊野地区公民館、藤元地区公民館の部で体育館の項に体育館照明施設利用を追加し、1回につきを1時間につきに改めるものでございます。

第3条は、日置地区公民館条例の一部改正ですが、別表第2、日置市野首地区公民館の部で、団体室の項の次に交流室及び和室を加え、調理実習室の項の次に健康増進室を加えるものでございます。これは、現在、地域介護福祉空間整備推進事業によりまして、地区公民館の改修を行っておりますが、この改修に伴うものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するもので、第3条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

第2項では、日置市農業集落排水処理施設条例の一部改正で、別表第2中、永吉地区公民館その他を永吉地区公民館の体育館その他に改めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（松尾公裕君）**

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

**○17番（梶 康博君）**

1つだけ伺いたいと思います。今、この議案第77号の各地区館に併設されております体育館を地区館に管理をゆだねるということになって、移管するということですが、この施設が今のところそれほど経費や管理に支障が出てくるとは思えないわけですが、ゆくゆくは今伊集院地域の体育館を解体

中だと思っておりますが、そういうふうになっていかざるを得ない物件になりつつあるのもまた現実だと思っておりますが、今この地区公民館の職員の皆さんが、この管理について、また市の直接の管理はどの程度関与していくのか、そういうのがないという、ただ単に地域に管理を任せるということではやはり今後支障が出てくるものと思っておりますけれども、そのことについての考え方があってのこととは思いますが、説明があればお聞きしたい。

**○地域づくり課長（高山孝夫君）**

今回、高山地区交流センターと永吉地区の体育館についての移管ということでございますけれども、現在、地区公民館に小学校の廃校跡に体育館がそれぞれあるところがございまして、管理しているところでございますけれども、確かに地区公民館の施設自体のものも老朽化しておりますので、当面はある施設を有効活用しながら、今後その利活用について検討していかなければならないというふうに考えております。

管理経費については市が、地区公民館の活性化交付金の中に入れ込みまして、それぞれ管理していただくことになります。

以上です。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号及び議案第77号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第25 議案第78号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について

△日程第26 議案第79号日置市報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正等について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第25、議案第78号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について及び日程第26、議案第79号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正等についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第78号は、日置市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を減額するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させます。

次に、議案第79号は、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正等についてであります。日置市診療所の指定管理者が指定されたことに伴い条例の一部を改正し、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明をさせます。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長（小園義徳君）**

それでは、議案第78号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

第1条は、給料表を別表のように改めるものでございますが、この給料表につきましては、若年層を除いて、月齢給を平均0.23%を引き下げるものでございます。

次に、5枚めくっていただきたいと思えます。給与表を全部めくっていただきまして、

第2条についてであります。附則第7条第1項中、100分の99.59を100分の99.1に改めるとありますのは、現給保証の減額であります。附則としまして、この条例は平成23年12月1日から施行するものでございます。

第2項は、官民格差分として年間の給与を調整するもので、平成23年4月給与の11カ月分と6月賞与に100分の0.37を乗じた額と改定後の給料の4カ月分に100分の0.37を乗じた額の合計額を12月支給の期末手当で調整するものでございます。

今回の改定によります影響額でございますが、月齢給で12月から3カ月分で約90万円、民間給与との公民格差として4月から11月までと6月賞与分で約350万円、合わせて440万円程度の減額となります。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

**○市民福祉部長（桜井健一君）**

それでは、議案第79号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正等について補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。第1条として、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の第2条に規定する別表中、産業医の後に括弧書きで日置市診療所医師を除くと加えてございますが、これを削除し、指定管理者制度の期間は、診療所の医師も産業医に委嘱されたときは報酬を支払うことができるものとするものでございます。

第2条第1号日置市診療施設看護師と医療生奨学金条例及び第2号日置市立医療機関医師奨学研修資金貸与条例は、指定管理者制度の導入期間は必要ございませんので、これを廃止しようとするものでございます。

なお、第1号の診療所看護師等奨学金のほうにつきましては、昭和40年代から50年

代にかけまして5名の利用がございました。  
平成になってからは利用はございません。第  
2号のほうにつきましては、1件も今までの  
利用はございませんでした。

以上申し添えておきますが、附則としてこ  
の条例は平成24年4月1日から施行するも  
のでございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

**○議長（松尾公裕君）**

これから、質疑を行います。質疑はありま  
せんか。

**○2番（山口初美さん）**

議案第78号の市職員の給与に関する条例  
等の一部改正についてですが、職員の労働組  
合との協議は済んでおられると思うんですが、  
どのように協議されたのか、その様子をちょ  
っとご説明いただきたいと思います。

**○総務企画部長（小園義徳君）**

職員団体とも協議をして、内容につきまし  
ては妥結を得ておりますが、職員団体としま  
しても、給料のこの調整です、年間官民格差  
の調整という分につきましては非常に、この  
辺については再度協議をさせてくれというふ  
うなことで持ち帰ってまた協議をしていただ  
きました。民間給与と現状の給与の地域給の  
関係も考えてくれといったようなことで検討  
していただきまして、職員団体のほうもその  
辺を理解していただいて、最終的には妥結に  
達したといったようなことでございます。

以上でございます。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第78号及び議案第  
79号の2件は、会議規則第37条第3項の  
規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第  
78号及び議案第79号の2件は、委員会付  
託を省略することに決定しました。

これから、議案第78号について討論を行  
います。討論がありますので、発言を許可し  
ます。

最初に、反対討論の発言を許可します。

**○2番（山口初美さん）**

私は、議案第78号日置市職員の給与に関  
する条例等の一部改正について、賛成するわ  
けにいかないということで反対をいたします。

職員労組とも協議をされ、了解されたとい  
うご説明でございました。官民の格差を解消  
する、調整するとの名目でございますが、た  
とえわずかの賃下げであっても、私は、地域  
経済への影響があるというふうに考えます。  
内需を高めて景気を上向きに変えていく必要  
がある、そういう情勢だと認識をしております。  
そういう点で、私はこの件について反対  
いたします。

以上です。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第  
78号は、原案のとおり決定することに賛成  
の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（松尾公裕君）**

起立多数です。したがって、議案第78号  
は原案のとおり可決されました。

これから、議案第79号について討論を行  
います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。

お諮りします。議案第79号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第27 議案第80号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

△日程第28 議案第81号日置市クリーン・リサイクルセンター条例の一部改正について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第27、議案第80号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について及び日程第28、議案第81号日置市クリーンリサイクルセンター条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第80号は、日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

指定ごみ袋の種類を追加するため所要の改正をし、あわせて条文の整備を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第81号は、日置市クリーンリサイクルセンター条例の一部改正についてであります。日置市クリーンリサイクルセンターの焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の廃止に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整備を図るため、条例の一部を改正

したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長（桜井健一君）**

それでは、まず議案第80号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。この別紙の次のほう、最後のほうになりますが、この別表第1にありますように、ごみ袋の種類を特大と特小の2種類を追加しその処理手数料をそれぞれ30円と10円に定め、4種類にしようとするものでございます。

また、あわせて、条文の整理をしようとするもので、別紙のほうに戻っていただきたいと思いますが、まず第4章を削除し、第5章手数料を第4章に、第6章雑則を第5章に、第7章罰則を第6章に繰り上げ、それに伴い、第31条から第38条をそれぞれ8条ずつ繰り上げ、第23条から第30条に改めるものでございます。

この削除しました第4章、事業用大規模建築物の所有者等の責務については、一般的に各自治体のその所管する一般廃棄物処理施設の処理量の大体80%程度を事業系廃棄物が占めるため、家庭系廃棄物の処理に影響が出るおそれのある場合は、この事業用大規模建築物の所有者等に廃棄物管理責任者を置かせて、廃棄物処理計画書を提出させるなど、場合によってはまた改善勧告や受け入れ拒否などができるようにする規定でありますが、現在の日置市クリーンリサイクルセンターでは、事業系廃棄物は20%程度であり、現在もこの規定を適用はしておりませんので、今回削除しようとするものでございます。

なお、このような規定を設けているところは県内にはなく、東京23区などの特別区の

一部や横浜市、名古屋市などの大都市などに限られております。そのほかに字句の整理等を行っております。

附則として、この条例は平成24年4月1日より施行することになります。

次に、議案第81号日置市クリーンリサイクルセンター条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。まず、第1条では、その施設の設置目的を明確にするため、廃棄物を一般廃棄物に、クリーンリサイクルセンターを一般廃棄物処理施設に改めるもので、名称は今までどおり日置市クリーンリサイクルセンターとしております。第4条から第9条までは条文の整理等を行っております。来年度には焼却台の熔融固化施設を廃止して、焼却灰処理の外部委託を進めていく予定でございますが、その関連で別表の改正を行うものでございます。

別表のほうをごらんいただきたいと思いますが、第1号の収集手数料の中で、特定家庭用、次の品目を省きますのは、いわゆる家電リサイクル法の改正により、テレビ、エアコン、冷蔵庫等の処分については販売店で処理するようになっておりますので、現在、もし不法投棄があった場合を想定し、条例に残しておりましたが、その必要もなくなりましたので、今回、この部分を削除しようとするものでございます。

第2号の処理手数料の中の小動物の死体については、その焼却をしていた焼却炉も熔融固化施設の廃ガス処理と同じガス管等を使っております関係で、廃止しなければなりませんので、その項を削除するものでございます。

なお、この焼却炉の使用は、平成22年度が12件、23年度は3件でございました。

また、肉骨粉についても、平成13年度から3年ほど試験的に焼却したことがありましたが、クリーンリサイクルセンターの焼却炉

がストーカー炉という特殊な構造のため、粉状態のものを焼却することが非常に難しく、かえって肉骨粉については高いカロリーを発生するもので、炉の損傷を招くおそれがあり、今後も肉骨粉の焼却については非常に困難であると判断しまして、今回、別表から削除するものでございます。

また、第3号の運搬、保管料の特定家庭用品機器についても、第1号で申し上げたような理由で今回削除するものでございます。

附則として、この条例は平成24年4月1日より施行するものでございます。

以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

この議案第81号のクリーンリサイクルセンター条例の一部改正についてですが、今の説明で、小動物や肉骨粉の件、別表からは外すと、削除するというようなご説明でありましたが、実際そのようなものが持ち込まれたときの処理というのはどのようになるのか、それについて説明をいただきたいと思います。

○市民福祉部長（桜井健一君）

基本的には、今処理しておりましたこの小動物につきましては、道路でひかれて処理に困ったもの等についてを一応焼却をしておりました。今、ペット葬祭屋さんのほうで、普通家庭で飼っているものについてはそちらのほうでする方がほとんどだと思います。中には、もう遺骨といいますか、骨の一部も要らないからもうそのままという方も以前もあったようですが、今はもうそういう方はほとんどいっしょらないということで、道路上のそういう動物を焼却していたということですが、今後もしそういうのがあった場合はどうするかということも検討しましたがけれども、

小さな猫とか犬等については一般の焼却炉でも、もうほとんど形が残らない状態で持ち込まれるのがほとんどだということで、そちらのほうで焼却していくというようなことをございます。大きな犬等については、従来やっておりますように、道路ののり面とかあぜ側の許可を得て、県の許可を得てそこに埋めていくというようなほうが一般的に処理されているということをございます。

以上をございます。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号及び議案第81号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午後0時03分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの議案第81号に答弁漏れがありましたので、これを許可します。

**○市民福祉部長（桜井健一君）**

先ほど山口議員のほうから質疑をいただきましたときに、小動物と肉骨粉の処理も質問されておりましたが、今、肉骨粉につきましては、基本的には産業廃棄物としての取り扱いをいたしております。その関係で、専用施設が熊本県の菊池市のほうにございますので、主にそちらのほうに搬出をしております。ですから、現在こういう肉骨粉については取り扱っておりませんが、平成13年にやりましたときはBSE関係の処理したものでございますので、また国からそういうふうな要請等

がありましたらまた検討していかなければならないと思いますが、今のところは熊本県のほうで処理しております。

以上です。

---

△日程第29 議案第82号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第29、議案第82号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第82号は、日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてであります。障害者自立支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長（桜井健一君）**

それでは、議案第82号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

この改正は、障害者自立支援法の一部改正に伴うもので、別紙のほうで説明をさせていただきますと思います。

この第1条では、障害者自立支援法第5条第3項の次に第4項として、同行援護の項が入り、そのために項の繰り下げが行われたため、本市の条例も第12項から第13項に繰り下げを行うもので、これについては公布の日から施行するものでございます。

それから、第2条では、同法の第7項児童デイサービスが平成24年4月1日より児童

福祉法によって実施され、障害者自立支援法から削除され、そのために項が繰り上げられるため、本市の条例も第13項から第12項に繰り上げるものでございます。

附則として、この条例中、第1条の規定については公布の日から、第2条の規定については平成24年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（松尾公裕君）**

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

**○14番（田畑純二君）**

今、部長のほうから説明があったんですけど、あえて、この障害者自立支援法の一部改正に伴ってあるんです。一部改正に伴ってこの市の条例をこういうふうに変更することなんですけど、このもとの障害者自立支援法の一部改正、それはどのように改正されたのか、その理由をちょっとお聞かせください。

**○市民福祉部長（桜井健一君）**

障害者自立支援法が、これは平成17年11月に施行された法律でございますが、これの第5条の中に、1項から17項まで項がございますが、その中で第3項を申し上げますと、この法律において重度の訪問介護というものを規定をしております。現行ではその次に第4項として行動援護というものを規定しております。その間に、第3項と第4項の間に今回、23年10月に同行援護と、同行援護と申しますのは、視覚障がい者の方の行動と一緒にいくというそういう援護でございますが、それを項目として入れていくということ、それから、第7項の、今度は省くほうの分でございますが、第7項に児童デイサービスという項があるんですが、この項が児童福祉法のほうで今度運用していくということで、この第7項を削って、その関

係でその後の項が1つずつ全部繰り上がっていくということでございます。

これをそのまま日置市の重度心身障がいの全部が入っているわけではございませんが、日置市の重度心身障害者医療費助成条例の中に組み入れていくとしたら、重度心身障がいの、先ほど申し上げましたとおり、この種の条例の同行援護の場合が第13項、第12項のほうに入っております。

それから、同じく削除された児童デイサービスについても第12項のほうにこれを入れていく関係で、項が1つ繰り上がるものでございます。同じ項目の中に、数値が違って2回法律の改正が行われた関係で、項を一つずつ繰り下げたり繰り上げたり、同日に行えばその作業も必要なかったのかもわかりませんが、10月と来年の4月とという形で法の改正を行うものですから、とりあえず重度心身のほうの条例のほうも日にちをずらして繰り上げ繰り下げを行わなければいけないということになっております。

以上でございます。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○2番（山口初美さん）**

今の質問に関連して、私のほうからもちょっとお尋ねしたいんですが、この同行援護サービスを今受けておられる障がい者の方でどれくらいいらっしゃるのか、わかっておりましたらその数をお答え願いたいと思います。

**○福祉課長（野崎博志君）**

同行援護のサービスの利用については、まだ本市においてはございません。この法律、自立支援法のほうが10月1日から施行されて、本市においては公布の日からということで、まだ適用がないと。

**○2番（山口初美さん）**

それでは、その同行援護サービスが必要と思われるそういう障がいを持たれた方につい

てはつかんでおられるのかどうかについて伺います。

**○福祉課長（野崎博志君）**

はっきりした数字というのは、このサービスが必要かどうかの数字はつかんでおりません。

**○2番（山口初美さん）**

もう一点は、児童デイサービスが児童福祉法のほうで適用されるというご説明だったんですけれども、この児童福祉法に変わるということでのサービスの内容などに変更が生じるものなのかどうか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

**○福祉課長（野崎博志君）**

児童デイサービスにつきましては、現行では障害者自立支援法の中に、児童デイサービスとして年齢に制限がなかったものです。今回、24年の4月1日からでございますが、18歳未満を児童福祉法の中で児童デイサービスとして利用させると。それと、18歳以上の方が障害者自立支援法の中で利用させるというふうなことで、18歳未満の方については児童福祉法の中に4月1日から入れていますよということです。サービスの内容については何ら変更はございません。

以上です。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑はございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第

82号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第82号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第82号を採決します。

お諮りします。議案第82号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第30 議案第83号日置市道路  
占用料等徴収条例の一部  
改正について

△日程第31 議案第84号日置市都市  
公園条例の一部改正につ  
いて

**○議長（松尾公裕君）**

日程第30、議案第83号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について及び日程第31、議案第84号日置市都市公園条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第83号は、日置市道路占用料等徴収条例の一部改正についてであります。鹿児島県道路占用料徴収条例の一部改正を勘案し、道路占用料を引き下げるため所要の改正をし、あわせて条文の整備を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第84号は、日置市都市公園条例の一部改正についてです。道路占用料に引

き下げに準じ、公園占用料を引き下げするため  
所要の改正をし、あわせて条文の整理を図る  
ため、条例の一部を改正したいので、地方自  
治法第96条第1項第1号の規定により提案  
するものであります。

以上2件につきましては、産業建設部長に  
説明させますので、ご審議をよろしくお願  
いいたします。

**○産業建設部長（瀬戸口保君）**

議案第83号日置市道路占用料等徴収条例  
の一部改正について補足説明申し上げます。

今回の改正は、鹿児島県道路占用料徴収条  
例の一部改正を勘案し、道路占用の引き下げ、  
あわせて減免規定等の条文の整理を図るため  
に所要の改正をしようとするものであります。

別紙をごらんください。第3条占用料の減  
免規定を、鹿児島県道路占用料等徴収条例に  
準じて減免項目をまとめ、既存の項目は規則  
で定めるものであります。第7条の準用規定  
は、県や他市に準じ削除するものであります。  
第8条の備品規定は、市長が別に定めるもの  
から規則で定めるものに改めるものであります。  
地価下落に伴い、国は平成20年と平成  
23年に引き下げ、県は平成23年と平成  
24年に引き下げることに準じて、本市にお  
いても別表中の表の単価部分を引き下げる全  
面改正であります。

なお、附則として、この条例は平成24年  
4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第84号日置市都市公園  
条例の一部改正について補足説明申し上げま  
す。

今回の改正は、日置市道路占用料等徴収条  
例の改正に伴う占用料の改正にあわせて公園  
占用料の引き下げ及び条文の整理を図るため  
に所要の改正をしようとするものであります。

別紙をごらんください。第1条及び第4条  
から第12条までは、主に条文整理でありま  
す。第7条は、県や他市に準じ削除し、第

6条、第13条、第14条、第15条、第  
16条、第17条、第19条第3号、第  
21条、第22条は、県や他市に準じ追加す  
るものであります。別表中の表の単価部分を  
日置市道路占用料等徴収条例に準じて引き下  
げる全面改定であります。

なお、附則としてこの条例は、平成24年  
4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから、質疑を行います。質疑はありま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第  
83号及び議案第84号は、産業建設常任委  
員会に付託します。

---

△日程第32 議案第85号日置市都市  
公園運動施設条例の一部  
改正について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第32、議案第85号日置市都市公園  
運動施設条例の一部改正についてを議題とし  
ます。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第85号は、日置市都市公園運動施設  
条例の一部改正についてであります。

伊集院総合運動公園プールの供用日を変更  
するため、条例の一部を改正したいので、地  
方自治法第96条第1項第1号の規定により  
提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明させ  
ますので、ご審議をよろしくお願  
いいたします。

**○教育次長（山之内修君）**

議案第85号日置市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、伊集院総合運動公園プールの供用日の変更をしようとするものであります。別紙により説明いたします。

別表第2伊集院総合運動公園の項中、「6月第2土曜日から9月第2日曜日まで」を、「7月の1日から8月の31日まで」に改めるものです。供用日の変更理由としましては、6月並びに9月の期間については利用人数が極端に少ないこと、6月は監視員の確保が難しい状況にあること。次に、期間短縮により施設の維持管理費の削減にも努められることなどが主な理由であります。

なお、社会体育施設の管理運営指針の策定につきましては、現在、スポーツ推進審議会に諮問し審議をいただいているところであります。この件につきましても、下記の審議会に諮問し、期間短縮することは妥当の旨の中間答申をいただいたところであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（山口初美さん）

利用が少ないと、極端に少ないというご説明でした、6月と9月。これは具体的にちょっと説明をお願いしたいんですが、人数等の説明をお願いいたします。

○社会教育課長（今村義文君）

それでは、日置市伊集院総合運動公園プールの利用状況についてご説明いたします。

平成22年度6月の利用者数、これが73名です。それと9月が549人。それと、平成23年度6月が1,336名、9月が361人です。ちなみに、22年度の7月、8月につきましては、7月が6,609人、8月が7,906人。22年度合計で1万

5,137人です。23年度の7月、8月につきましては、7月が6,132人、8月が7,617人、23年度合計で1万5,446名になっております。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに。

○7番（坂口洋之君）

運動公園のプールの日時の短縮なんですけれども、短縮することによってどの程度の経費削減効果があるのか、その辺がわかればご答弁願いたいと思います。

○社会教育課長（今村義文君）

22年度の状況で申し上げますと、合計で——経費の合計で22年度で申し上げますと、403万9,315円、これで6月の経費で21万5,194円、9月で50万9,239円ということで、経費で6月、9月で72万4,433円を使用しております。それから23年度で、全体で384万7,092円が経費がかかっていますが、そのうち6月、9月、6月が69万3,412円、9月が39万9,317円、合計で109万2,729円経費がかかっている状況でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はございませんか。

○1番（黒田澄子さん）

今の坂口議員の質疑にかかわってなんですけれども、23年度は6月に1,336名の利用があったというふうになっていて、これを少ないと見る根拠を教えてください。

○社会教育課長（今村義文君）

現在、23年度だけではそのような状況なんですけれども、ここ平成19年度から23年度までの状況を見てみますと、利用率で19年度が6月、9月が全体の利用者から比べると829人と6.6%、それと20年度で1,785名、12.8%、それと21年度で

1,990名、18%。それと22年度で622人、4.1%、23年度が若干ふえまして1,697人で10.9%ということで、おおむね10%前後ということで、少ない状況であるという判断をしております。

以上です。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第85号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第85号を採決します。

お諮りします。議案第85号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

△日程第33 議案第86号平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）

△日程第34 議案第87号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第35 議案第88号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第36 議案第89号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第37 議案第90号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第38 議案第91号平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第39 議案第92号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

**○議長（松尾公裕君）**

日程第33、議案第86号平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）から、日程第39、議案第92号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

7件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第86号は、平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,746万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億2,070万6,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、平成23年10月からの子ども手当制度の改正に伴う職員手当等の人件費の補正、市道整備及び土地区画整理事業に係る社会資本整備総合交付金の追加配分に伴う増額、地域づくり振興費の追加と予算の組み替えによる補正、障害者自

立支援給付費、介護保険給付費、乳幼児医療費助成事業の増額、活動火山周辺地域防災営農対策事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業、県営漁港整備事業の事業採択に伴う増額、東日本大震災に伴う消防補償等区負担金の増額、災害復旧費など予算措置による補正や来年度当初に予定している維持管理業務で年度内に契約を行うため債務負担行為の追加でございます。

まず、歳入の主なものは、国庫支出金の民生費国庫負担金で、障害者自立支援給付費国庫負担金の増額、国庫補助金の衛生費国庫補助金で、浄化槽設置整備事業費国庫補助金の内示に伴う減額、土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金の追加配分に伴う増額などにより6,246万9,000円を増額計上いたしました。

県支出金の民生費県補助金の総務費県補助金で、鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金の減額、民生費県補助金で障害者自立支援総合対策事業費県補助金の増額、衛生費で県補助金で浄化槽設置整備事業費県補助金の減額、農林水産業費県補助金で活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金の事業採択に伴う増額、土木費県補助金で公共団体土地区画整理事業費補助金の増額などにより437万9,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金の収入見込みによる増額などにより1,358万8,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金の歳入歳出予算額の調整に伴う減額、地域づくり推進基金の増額などにより751万円を減額計上いたしました。

市債の土木債で、市道整備事業債と土地区画整理事業債の増額、地方特定道路整備事業債の補助事業への組み替えによる減額などにより4,640万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、総務費の財産管理費で、まちづくり応援基金への積立金の増額、地域づくり推進費で地区振興計画に基づく地域の課題解決に向けた所要経費の増額、戸籍住民台帳費の年度末の休日窓口開設に伴う経費の増額などより1,038万4,000円を増額計上いたしました。

民生費の社会福祉総務費で、特別障害者手当等給付事業費や障害者自立支援給付費のサービス利用者の増に伴う増額、老人福祉費の介護保険特別会計への繰出金の介護給付費見込み増に伴う増額、児童措置費で子ども手当の制度改正に伴うシステム改修経費の増額などにより6,423万6,000円を増額計上いたしました。

衛生費の環境衛生費では、浄化槽設置整備事業費の実績見込みに伴う減額、保健指導費では、乳幼児医療費助成事業費の増額、清掃費の塵芥処理費で一般廃棄物収集運搬業務委託の執行残に伴う減額などにより4,410万2,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費の農業総務費で、ふるさと雇用再生特別基金事業費の減額、農業振興育成事業費の焼酎麴用米に対する助成きんの増額、活動火山周辺地域防災営農対策事業費の事業採択に伴う増額、農地費で農業・農村活性化推進施設等整備事業費の事業採択に伴う増額、戦略作物拡大関連基盤整備事業の事業費確定に伴う減額などにより1,207万6,000円を増額計上いたしました。

土木費の道路新設改良費で活力創出基盤整備事業費の追加配分に伴う増額、土地区画整理事業費で国庫補助金の追加配分に伴う交付金事業の増額などにより257万4,000円を増額計上いたしました。

消防費の非常備消防費で消防団員公務災害補償等共済基金追加負担金の増額などにより6万2,000円を増額計上いたしました。

教育費の事務局費で、海外青年招致事業費

の執行残に伴う減額、学校管理費で通学用自転車購入費執行残に伴う減額、体育施設費では、東市来総合運動公園管理運営費の工事請負費の増額などにより528万2,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費の工事請負費の増額などにより800万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第87号は、平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,851万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,085万9,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費交付金の交付決定に伴う増額、一般会計繰入金で基準超過費用共同負担金の事務費決定に伴う増額などにより9,851万5,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費で退職被保険者等療養給付費や退職被保険者等高額療養費の給付見込みに伴う増額、償還金では国庫支出金精算返納金の実績に伴う増額、予備費の増額などにより9,581万5,000円を増額計上しました。

次に、議案第88号は、平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,131万8,000円とするものであります。

歳出の一般管理費では、共済費の社会保険料の増額、施設介護サービス事業費で賄い材料費の増額、基金積立金で財源調整に伴い積立金を減額計上いたしました。

次に、議案第89号は、平成23年度日置

市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,779万8,000円とするものであります。

歳入では、財産収入で基金利子で5万4,000円増額計上いたしました。歳出では、農業集落排水事業費で農業集落排水事業基金への積立金の増額により5万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第90号は、平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,000万円とするものであります。歳出では、経営費で燃料費、修繕料、広告料の増額、予備費を減額計上いたしました。

次に、議案第91号は、平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億432万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,535万8,000円とするものであります。

歳入では、介護給付費見込み増に伴い、国庫支出金で介護給付費負担金、調整交付金の増額、支払い基金交付金で介護給付費負担金の増額、県支出金で、介護給付費負担金の増額、繰入金の介護給付費繰入金で一般会計からの繰入金の増額、介護給付費準備基金繰入金の増額などにより1億432万円を増額計上いたしました。

歳出では、保険給付費で利用見込みの増に伴い居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の増額などにより1億

432万円を増額計上いたしました。

次に、議案第92号は、平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

資本的収入及び支出の予算で、予算第4条かぎ括弧中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額3億4,481万8,000円を2億8,461万8,000円に改め、資本的収入にあつては、資本的収入予算を3億1,448万1,000円と定め、資本的支出では、資本的支出予算の総額から6,020万円を減額し、5億9,909万9,000円と決めました。

資本的支出では、建設改良費で水源の水質不良による東市来地域の鍋山水源地整備に伴う委託料、工事請負費を減額計上いたしました。

以上7件、ご審議をよろしくお願ひいたします。

**○議長（松尾公裕君）**

これから、質疑を行います。

まず、議案第86号について質疑はありますか。

**○14番（田畑純二君）**

私は、議案第86号平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）について質疑します。

私の所属する文教厚生常任委員会に属する以外の案件について、4点ほど質疑いたします。各担当課長は具体的にわかりやすく、誠意をもって答弁してください。

まず、説明資料の10ページでございます。財産管理費、節25積立金、その他積立金、その他基金積立金、まちづくり応援基金費の中で、指定寄附金1,205万1,410円、8件とありますけれども、この指定寄附金8件は、どんなことに使ってほしいとの指定があったのか、おのおのその内容を具体的にわかりやすく説明してください。

例えば、30ページの農地費原材料費の中に、指定寄附金に伴う増額補正7万円、「かめまる館」周辺広場樹木等とあります。このように、そういう指定があるはずですから、その内容をわかりやすく説明してください。

2番目、2番目には、30ページの農地費、農地費の節19、県営かんがい排水事業費、県事業増額に伴う事業負担額の増額補正、その中で、増額後、事業費1億8,000万円掛ける20.25%イコール3,645万円とございますが、この増額後事業費の具体的内容、わかりやすく説明願ひます。

それから3番目、3番目は32ページ、目3観光費、節11需用費の2、印刷製本費、観光振興費とあります。「日置に幕末明治維新を訪ねる」パンフレットの不足に伴う増刷分の増額補正35万円とありますが、このパンフレットの具体的内容、どこに配付し、そしてどこに配付してどのように役立てるのか。それと、この印刷増刷数と総印刷数及び単価も含めて具体的にわかりやすく説明願ひます。

それから4番目、36ページ。36ページの住宅管理費の中で、節11の施設維持管理施設維持修繕料、公営住宅管理費、公営住宅の老朽化に伴う増額補正、屋根修繕及び給湯設備等修繕、その下に一般住宅管理費、一般住宅の老朽化等に伴う増額補正、給湯設備等修繕とございますが、この公営住宅管理費と一般住宅管理費の違い、そしておのおの場所はどこか。それと、その一番下のほうに住宅建設費委託料、投資的委託料、公営住宅建設事業費、社会資本整備総合交付金に伴う減額300万円となっておりますが、この公営住宅建設はどこの部分なのでしょうか。その内容とともに、具体的にわかりやすく説明願ひたい。

以上4点、答弁を求めます。

**○財政管財課長（満留雅彦君）**

説明資料の10ページの財産管理費の

25節積立金のうち、その他基金積立金のうちで指定寄附金のことでございますが、1,205万1,410円、8件と書いてあるものでございます。これにつきましては、指定寄附金の収入が6ページのほうの歳入に載ってきております。6ページのほうをごらんいただきたいと思っております。6ページの一番上のほうでございまして、指定寄附金でございます。ここで、日置市に直接、使途目的を指定されました寄附金が10件ございます。そのうち、10件のうち、ここに、次にまた10ページに返っていただきますと、まちづくり応援基金のほうに積み立てるのは8件でございます。残り2件につきましては、この歳出予算に計上されているというものでございます。

まず、歳出予算に計上されている使途目的につきましては、東京のほうにお住まいの方が100万円、日吉地域の小中学校の図書購入費、部活動費に対しまして目的で寄附されております。それともう一件は、市内の吹上地域にお住まいの方が、「かめまる館」の植樹の整備のために10万円寄附をいただいております。この2つにつきましては、直接、詳細な目的が指示されておりました関係で、寄附者の意向を速やかに反映したいということで歳出に計上しております。

そのほかの8件につきましては、例えば小児保健事業の充実に利用してください、それから福祉のために利用していただきたいというような、漠然とした内容の、目的は指定されておりますが漠然としている関係で、一たん23年度は積み立てまして、24年度の当初予算にその財源に充当したいという考え方が今回積み立てをしているものでございます。

以上です。

#### ○農林水産課長（瀬川利英君）

30ページの県営かんがい排水事業ですけれども、この事業につきましては、日吉地域

の県営かんがい排水事業、具体的には2次河川の神之川から取水をしまして、タンクを設けまして日吉地域の水田あるいは畑地のほうに送水管で配管するという事業でございます。これらのほうの配管量の延長増に伴いまして延長増に伴います負担金の増額でございます。

#### ○商工観光課長（鉾之原政実君）

資料32ページの観光費で印刷製本費の「日置に幕末明治維新を訪ねる」のパンフレットのことでございますが、このパンフレットにつきましては、小松帯刀を中心としてご紹介している冊子型のパンフレットでございます。印刷の部数につきましては、単価が35円で1万部、35万円の経費を計上してございます。それから、配付先につきましては、一番利用されているのが園林寺跡の来場者、それから本庁、支所の、あるいは図書館などの市の公共施設、それから、鹿児島遊楽館等の鹿児島県の県外事務所、あるいは観光連盟、これらのところに要請に応じて配付しております。

以上でございます。

#### ○建設課長（久保啓昭君）

36ページの住宅管理費につきましてご説明いたします。

施設維持修繕料ですけれども、公営住宅と一般住宅がございますけれども、公営住宅につきましては公営住宅法に基づく住宅ということで、収入基準等が設定されております。日置市内で1,002戸程度ということで、それを管理しているわけでございますけれども、その老朽化ということで、ここに書いてございます屋根の修繕、給湯器、あとバランス釜等の修繕ということで計上してございます。その不足によります増額補正ということで、235万8,000円の内訳としましては本庁が100万円、日吉支所が45万8,000円、吹上支所で90万円ということで計上してございます。一般住宅につきま

しては、吹上支所分の一般住宅分で、給湯器設備等の修繕ということで計上してございます。

それから、住宅建設費の委託料の減額でございますけれども、ことしから3団地の工事をしてございますけれども、その造成工事等の設計等の委託の入札残等でございます。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○15番（西園典子さん）**

幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、説明資料につきまして、2ページの衛生費国庫補助金と連動いたしまして歳出のほうで23ページになるのではなからうかと思いますが、この浄化槽のが1,644万円の減と、これは環境を、川の水の環境というのをきちっとしていきたいという思いがある中で大きな減額が、この国庫内示が確定によるというふうであります。大きく減額されたその理由をちょっとお知らせいただきたいと思います。それが1番目です。

それから、同じく資料の5ページで、民生費県委託金の中で、生活のしづらさなどに関する調査県委託金というのが盛られておりますが、これは障がい者・障がい児の方々のニーズということにはしてありますが、どういう方々が調査員になって、何人ぐらいで、そして何人ぐらいの人を障がい児・障がい者の方々を対象にして回ろうという計画であるのかどうなのか、そしてそれがどんなふうに活用されていくつもりなのか、そこ辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから14ページでございます。

14ページの歳出の中で、一番上、災害支援事業がございまして、これが2割増しなどにして5人分のがこれには書いてありますが、今まで総計で三十数名という方々が行かれたというふうに聞いておりますが、きちっとした今までのされた人数も合わせてお聞か

せただけたらと思いますが、こうして行かれたこの事業に対して、それを今後もどのようなふうで同じこういう貴重な体験、また災害、そういうことに対しての感じた、また日置市の今後の災害に対するいろんな防災計画、それにどういうふうにかような方々の参加した方々の意見を反映しようというお気持ちがあるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

一応そこをお願いいたします。

**○市民生活課長（有村芳文君）**

浄化槽のことにつきましてです。国庫補助金に関しましては、971万1,000円の確定ということで、1,644万9,000円の減、これにつきましては、平成22年度で869万3,000円が国庫補助として入っております。これが22年度の実績よりもたくさん入っていたということで、今回、その辺も踏まえまして971万1,000円に減額。減額といいますか、最初の見込みよりも減額で確定して交付されたと。それで合計しますと1,800万円ぐらいの金額になりますので、この分で平成23年度の事業枠がほぼ完了と思っております。

それから、歳出のほうで浄化槽の整備事業費ということで、補助金が減っております。当初220基ということで組んでいたんですけれども、見込みとしてトータルで140基ぐらいしか見込めないということで、その分を減額をしているというところでございます。

**○福祉課長（野崎博志君）**

予算説明資料の5ページになります。中ほどの社会福祉費県委託金、生活のしづらさなどに関する調査の県委託金でございますが、6万8,000円計上しております。この調査につきましては、実質、県のほうが調査をいたします。これにつきましては、厚労省のほうで生活のしづらさなどに関する調査とい

うことで、5年ごとに実施してきたところですが、制度の谷間を生まない新たな福祉法の実施の検討に基礎資料を得るための調査ということで、在宅の障がい児や障がい者を対象に実施するものでございます。

本市におきましては、朝日ヶ丘自治会の一部と中和田自治会地区を対象に実施しているということをお聞きしております。調査の中身とか件数につきましては、県のほうの実施でございますので、把握しておりません。

以上です。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

説明資料の14ページの災害支援事業費の関係でお尋ねでございます。

これまでの東日本大震災に伴う日置市からの職員派遣について、まず、宮城県の岩沼市のほうにことしの12月末まで合計で21名を派遣いたします。それから、それ以外の郡山市でありますとかいわき市、宮城県の女川町、こちらのほうに16名を派遣いたしました。今回はまた1月10日ぐらいからここにありますように、16泊17日ぐらいの予定で5人ほど岩沼市のほうから応援をお願いされておまして、今回、旅費の増額補正をお願いしているところでございます。

それから、これまで派遣された職員がそれぞれ帰ってまいりまして、1回全員協議会のほうでもご報告させていただきましたけれども、災害の現場を目の当たりにして、非常に大きな、自分でもほんとにびっくりして、こういうことがあるんだということを目の当たりにして、実体験として持ち帰ってきておりますので、今後の防災計画、また地域での活動、そういったものの中では十分役立たせていけるものというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○15番（西園典子さん）

大体わかりました。今、再度派遣のことをおっしゃいました。議会等の報告はしていた

いただきましたが、執行の中で、同じ職員同士でまた交流というようなことまでしてまた意識を統一したり、気持ちをお互いに、こんなときにはこういうことが必要だったということをもっと広げ合う、その必要性もあるかと思いますが、そこ辺のことはなさっていらっしゃったんでしょうか。そこをお尋ねしたいと思います。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

派遣された職員は、その都度その都度復命という形で写真をつけたりいろんな形で報告をしてもらっております。それについて、ほかの職員への共有については、今後具体的な活用策について検討させていただきたいと思っております。

#### ○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第87号から議案第92号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第86号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第87号、議案第88号及び議案第91号は、文教厚生常任委員会に付託します。

議案第89号及び議案第92号は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第90号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第40 陳情第5号公立学校における教科用図書の使用状況調査を求める陳情

△日程第41 陳情第6号郵政改革法案の早期成立を求める陳情

書

△日程第42 陳情第7号陸上空母離着  
陸訓練施設の馬毛島への  
移設反対を求める意見書  
採択について

○議長（松尾公裕君）

日程第40、陳情第5号公立学校における  
教科用図書の使用状況調査を求める陳情から、  
日程第42、陳情第7号陸上空母離着陸訓練  
施設の馬毛島への移設反対を求める意見書採  
択についての3件を一括議題とします。

陳情第5号は文教厚生常任委員会に付託し  
ます。

陳情第6号及び陳情第7号は、総務企画常  
任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は終了しました。  
12月9日に午前10時から本会議を開きま  
す。

本日はこれで散会します。

午後2時00分散会

第 2 号 ( 1 2 月 9 日 )





本会議（12月9日）（金曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西菌典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君  
教育総務課長 地頭所 浩君  
社会教育課長 今村義文君  
監査委員事務局長 石塚澄幸君

上下水道課長 宇田和久君  
学校教育課長 肥田正和君  
会計管理者 前田博君  
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

お知らせします。本日はカメラ取材の申し出があり、これを許可しましたので、ご了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。順番に質問を許可します。

まず、7番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔7番坂口洋之君登壇〕

○7番（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。12月議会1番目の質問者となります。

ことしも残すところ、残り3週間となりました。この1年間を振り返りますと、日本にとっては、3月11日の東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所でのメルトダウン、メルトスルーと、想像もできなかった大地震、大津波、今なお避難しなければならない原発事故、その後の風評被害など、ことをあらわす言葉「想定外」でした。

また、日置市においても、11月10日に発表されましたパナソニック日置工場の工場閉鎖に向けた縮小と情報と情報錯綜し、混乱する中での日置工場の今後の存続について見通しがわからないという大きな問題が発生いたしました。

本来ならば静かに年を越す時期ではあります。日本の未来、日置市の将来を左右する大きな出来事もあり、年末年始も慌ただしく進むのではないかと感じております。

私は、社会民主党の自治体議員として、市民の命、暮らし、平和と雇用を守る観点から、通告に従いまして3点質問をいたします。

1点目であります。地域を回りますと、高齢者世帯・独居高齢者世帯、空き家・廃屋がこの10年随分増加したなど感じております。高齢者を支えるべき地域住民全体も高齢化が進む中での本市の高齢者の見守り活動について、4項目について質問をいたします。

1つ目は、国勢調査で日本の人口動態が公表されました。人口増加も終わり、将来的に人口減少社会、高齢化が進む中での見解をお伺いいたします。

2つ目に、65歳以上の高齢者数、高齢化率、独居高齢者世帯数、4地域の状況はどうか。

3つ目に、本市の高齢者世帯への見守り事業の内容と成果についてお尋ねいたします。

4つ目に、限界集落などの高齢化率の高い自治会から運営についてどのような課題が寄せられ、市としてどのような施策を打っているのか、お尋ねをいたします。

2点目でございます。市職員のメンタルヘルス対策について質問をいたします。

現代の社会生活では、労働における成果主義の激化などに伴いストレス要因が増大しており、そのようなストレスにさらされ続け精神が疲弊した場合、うつ病や適応障がいなどの精神疾患を発病することがございます。その対策として、心理カウンセリング体制整備などのメンタルヘルス対策への取り組みが、民間事業を含めて大変重要です。3項目について質問いたします。

メンタルヘルスの取り組み状況と本市はどのような体制で取り組んでいるのか。

2つ目です。本市においても、現在、市内病院の先生があるとお聞きしております。本市の産業医である役割と具体的な取り組み状況についてお尋ねいたします。

3つ目に、来年4月から予定されております診療所、青松園職員の指定管理に伴う配置転換の移行状況と業務内容変更に伴う配置転

換の基本的な考え方を伺います。

3点目でございます。日置市のまちづくり、玄関口である伊集院駅の周辺整備が進む中での住民の関心事でございます8月31日に閉店いたしました旧だいわの利用の今後の見通しと市民から活用を望む声もでございます。民間施設であります、市として現状をどのように認識しているのか。

以上、3点について質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の独居高齢者、孤独死等が増加する中での本市の見守り活動、その1でございますけど、総務省が本年10月26日に公表いたしました平成22年度国勢調査集計結果によりますと、我が国の人口は1億2,805万7,352人と平成17年度調査からほぼ横ばいで推移しており、うち65歳以上人口は13.9%増で、総人口に占める割合が23.0%に上昇しております。逆に15歳未満人口は4.1%減で、総人口割合の13.2%に低下しております。

本市の状況は、総人口5万822人と前回調査に比べて1,589人、3.03%減少しており、年齢別では、比較いたしますと65歳以上の人口は1万4,801人の1.3%増で、人口に対する割合は29.1%に上昇しています。また、15歳未満人口は8.2%減で、人口に対する割合は13.0%となっています。

この調査結果から、本市は全国と比べ15歳未満人口割合はほぼ同じであるものの、65歳以上人口は6.1%高い現状であると言えます。なお、ここ10年間の自然動態は、年間平均で出生が380人、死亡が650人で、その差270人が毎年減少する状況であり、今後さらに晩婚化に伴う出生の減少、高齢化に伴う死亡の増加が予想をされます。

2番目でございます。平成22年国勢調査

集計結果によりますと、4地域別の65歳以上高齢者数・高齢化率は、東市来地域が4,374人で35.0%、伊集院地域が5,453人で22.4%、日吉地域が1,872人で35.3%、吹上地域が3,102人で35.6%となっています。

なお、65歳以上単身世帯数は、東市来地域で940世帯、伊集院地域で1,016世帯、日吉地域で459世帯、吹上地域で788世帯となっており、65歳以上単身世帯が65歳以上高齢者に占める割合は全体で21.6%となっております。

3番目でございます。日置市での高齢者の見守り事業といたしましては、在宅福祉アドバイザー活動促進事業で高齢者のひとり暮らし、夫婦世帯等を見守り活動を行うため、在宅福祉アドバイザー185人を設置しまして、担当地域の高齢者や障がい者など援護を要する要援護者名簿を作成し、登録された方々に巡回訪問を行うなど、安否確認や声かけを行っております。

また、「食」の自立支援事業では、食事の困難な在宅の高齢者、障がい者等に対し計画的に配食サービスを提供することにより、食生活の改善及び健康増進を図るとともに安否の確認を行い、見守りを行っております。

成果といたしましては、高齢者配食サービス利用者の病状悪化に遭遇し救急車を要請したケース、突然死した利用者を早期に発見した事例等もでございます。

課題といたしましては、高齢者の中には、他人とかかわりを持ちたくない方や個人の情報を知られたくない方なども多くおり、要援護者登録者数が減少傾向にあります。

4番目でございます。維持・存続が危ぶまれる集落については、本年2月、高齢化率45%を超える34カ所の自治会を対象に、「自治会点検」を行いました。

その結果、「高齢化や自治会員の減少によ

り活動が維持できるのか」「役員等リーダーが不足してくる」「自治会としてあと何年存続できるだろうか」「環境維持対策が課題」「自治会の広域化や地区公民館との連携が必要」などが上げられています。

自治会は、共生・協働による地域づくりの最先端組織であると認識していますので、その存続は、市にとりましても大きな課題でございます。

それぞれの地域における環境美化活動につきましては、自治会の地域力に応じた支援が必要になってくると考えております。地域の伝統や文化の継承など、単独では取り組めないものについては、地区公民館がその補完をしていくこととなります。また、自治会統合についても、その機運醸成を支援してまいりたいと考えております。

2番目の市職員のメンタル対策について、その1でございます。メンタルヘルスの取り組みにつきましては、まず未然の防止策といたしまして、これまでに専門講師を招いて研修会等を実施し、症例・対処など学習や職員の健康調査による職場や家庭での潜在した疾患リスクの高い職員への保健師等の個人的面談などを実施しているところでございます。

2番目でございます。産業医の役割につきましては、労働安全衛生法第13条の規定により配置が義務づけられているところであり、健康診断後の事後指導や職員に対する健康相談等、専門的な見地から職員の健康管理に取り組んでもらっているところでございます。

3番目でございます。診療所と青松園の職員の配置につきましては、これまで所属長による個人面談等を実施し、各職員の希望を伺ったところであり、今後、それぞれの希望に沿った職場への配置を最大限配慮していきたいと考えております。

3番目でございます。日置市の玄関口であるJR伊集院駅北口整備が進められる中、旧

だいわ跡地の建物利用の見通しについてということでございます。

旧だいわにつきましては、大阪にあります本社、山忠棉業株式会社が昭和61年にショッピングセンターを建設し、当初は寿屋に、寿屋の撤退後はだいわに貸し付けをし、土地と建物の所有は現在山忠棉業でございます。

今、撤退後、それぞれの中におきまして、スーパー、いろんなことを今模索している中でございますので、早くこの跡地におきます利用ということができるよう、市長も努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

### ○7番（坂口洋之君）

3点について市長にご答弁をいただいたところでございます。

国勢調査については、昨年10月に実施をいたしました。決算委員会の中で、200件を超えるところについては調査票の回収ができなかったということをお聞きしておりますので、全般的に見ますと99.8%程度の回収率ではなかったかと思っております。

まず、本市の人口を見ますと5万822人で、前回5年前と比較いたしまして1,589人の減少ということです。そして、65歳以上の方が1万4,807人ということで、その割合が29.2%ということで、高齢化率も同様になると思っております。逆に15歳未満の方が8.2%減ということで、15歳以下の若い世代の減少が非常に危惧されるところでございます。

今回、全国的に国勢調査の速報値が公表されました。人口については先ほど述べたとおりに横ばい、そして高齢化率が全国的には23%ということです。今回調査結果の特徴といたしまして、少子化が非常に進んでいるということと同時に、若い世代の離婚率の減少、そして若い世代の就労形態が、非正規労働者が非常にふえているという、そういつ

た結果も出されております。

そのことについて、まず市長のご見解をお伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にこの10年間、20年間を振り返りますと、この経済の機構といいますか、産業の構造というのが変わってきたということであろうかと思っております。特に、物づくりをする企業等が海外のほうに移転してしまっただけでなく、こういうことを含めまして、さきにご指摘ございました若い方々の就労機会が少なくなってきた。これはそれぞれの企業の理念の中におきまして、コスト的な問題を含めまして海外移転する傾向がまだまだ続くのかなと、これには円高を含めいろんな形の要素があらわれると思っておりますけど、この傾向は今後ともやはり続くのかなというふうに考えております。

**○7番（坂口洋之君）**

議長に許可をいただきまして、市長に参考資料をお渡しいたしました。国立人口問題研究所の独身者の調査ということで、交際相手なしということが過去最高ということが、先般の南日本新聞に大きくクローズアップされておまして、若い方の未婚化が本当に将来的に私自身も危惧するところでございます。

本市におけます今後10年後、20年後の推計人口と、そして予測されます年齢構成は今後どのようになるのか、どのように考えていらっしゃるのか、その点についてお尋ねをいたします。

**○市長（宮路高光君）**

これは、国立の社会保障・人口調査研究等が、私どもがお願いしましてした指標でございますけど、本市の平成32年、10年後でございますけど、推計人口は4万7,261人ということで、高齢者が1万5,940人、高齢化率が33.7%、平成42年、20年後でございますけど、推計人口は4万3,283人、65歳

以上は15.98%、高齢化率が36.9と、そういう今後本市におけます推計人口であろうかというふうに思っております。

**○7番（坂口洋之君）**

ちょうど10年後の平成32年から4万7,260人、そして20年後が4万3,231人ですか、私が高齢化に入る時代になると、人口も4万人をやや超えるぐらいの人口になるということでございます。

今答弁されましたけれども、この予測の中で、当面次年度予算を踏まえて何をすべきなのか、また長期的に見て自治体として何が必要であると考えているのか、市長のご見解をお伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今後、それぞれ人口減少していくこの私も自治体、私、都市間のまちづくりということで、どうしても人口減少していく中でどう都市形成をしていくのか、市長会等でもこのことについて論議をしておるところでもございます。

やはり特に、こういう今後の人口の推移を見たとき、どうしても社会保障の部分、この制度のあり方、今国の中におきましても社会保障と税の一体改革、このことが一番、今後本市におきましてどういう形の中で予算編成を組んでいけばいいのか、ここあたりが大変重要な点であるというふうに認識しております。

**○7番（坂口洋之君）**

今、国勢調査に基づいて税と社会保障について国も議論しております。特に若い世代も非常に興味を持っています。「年金を払っても、本当に将来自分たちが年金がもらえるのか」「介護を支えても、自分たちが本当に介護サービスが受けられるのか」という率直な声をやっぱり私たちは若い世代から数多く寄せられておりますので、このことは十分注視しながら取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

おります。

4地域の65歳以上の高齢者数と高齢化率を述べさせていただきました。3地域が高齢化率が35%、65歳以上の方が3人に1人が3地域ということです。伊集院地域が22%ということでした。

次に入らせていただきたいと思えます。本市の見守り事業についてお尋ねをいたします。

今回の国勢調査の中で、鹿児島県の高齢者世帯における独居世帯の数が初めて10万世帯を超えたという報道がなされました。核家族が進む中で、鹿児島県の割合が14.1%ということで、全国1位であります。

先般、南日本新聞一面記事の中で、「一人の時代、鹿児島で生きる」という独居高齢者の最後の生き方、そして老いの形として独居世帯の現状、孤独死、見守り、生き方の特集記事が継続的に掲載されました。私も、南日本新聞に一面載っておりましたので、毎回読ませていただきまして、いろんな読者からの意見も参考にさせていただきました。そういった中で、今、若い世代も高齢者の方も、そして高齢者を支えている方々も、これは非常に身近な問題でありますので、今回の県民の方々がこのことに関心が非常に高まっているということで、私は今回質問をさせていただいたところでございます。

市長にも先ほど説明いたしました12月6日の南日本新聞の読者投稿欄に、日置市内の84歳の方から、お誕生日カードが送られまして、「お誕生日おめでとございます。美しい花に彩られ、しみじみと秋を感じます。どうかお体を大切に」という書面の誕生日カードが高齢者の方に届けられまして、その84歳の方が非常に感激したということで南日本新聞に投稿されておりました。

これは、日置市の見守り、また住民のボランティア活動の非常に大きな成果だと私は称賛しておりますけれども、そのことについて

の市長のご見解をお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

先般、南日本新聞に投稿して、大変うれしいといいますか、感動する1つの記事があったということで、大変私は喜ばしいことであるというふうに思っております。

この団体は野菊の会ということで、社会福祉協議会のほうにボランティア団体と登録しております。平成9年7月から活動しております。今会員12名でいらっしやいます。平成9年からもう十三、四年間、毎年このようにやっておりまして、野菊の会ということで、特にいろいろと野原にある自然のを押し花にして、これは自作なんです。それをしながら、押し花を自分たちでつくって、それをまたはがきに張って、そういう誕生日会の80歳以上の高齢者にしておりますけど、大変そのように手づくりといいますか、ぬくもりのあるお手紙をもらったら大変感動されたと思っておりますので、こういう活動というのは今後とも続けていくべきであろうかというふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

先ほど述べられたとおりに、ちょうど社協の伊集院支所の野菊の会ということで、日常的に取り組みされているということでございます。私も、今回この質問をつくりながら、ちょうど南日本新聞のところを読んでおりましたら、このことが非常に書いてあったもんですから、非常に私も感激してきたところでございます。

日置市の見守り事業についてお尋ねいたします。

在宅アドバイザーが定例的な見守り事業に取り組んでいるということと、あと「食」の自立支援ということで、4地域の方々に昼と夜に、1食当たり400円だったと思えますけれども、高齢者の宅配給食をしているところでございます。

そういった中で、高齢者の見守りの必要性についてお尋ねをいたします。いろんな高齢者の方々も、いろんなケースがあります。子供が近くにいて、頻繁に子供さんが面倒を見ている、そういったケースもあります。また、子供さんがよそにいて、なかなか子供さんが面倒を見る機会がなく、地域の方々から面倒を見てもらうというケースもあります。そして、子供さんがいない方も数多くおります。私も住んでおります朝日ヶ丘団地も、団地ができてもう間もなく50年近くになりまして、非常に高齢化が進んでいる団地でもあります。ひとり暮らしの方々も非常にふえているという、そういった状況もあります。

そこで、質問をいたします。高齢者の見守り活動といたしまして、実践的な取り組みは日置市でも取り組んでいると思っておりますけれども、情報を調べましたら、日吉地域の日新校区のひとり暮らしの見守り活動について、非常に積極的な取り組みをされているということをお聞きしておりますけれども、この日新校区の地域のひとり暮らしの見守り支援についての詳しい説明と内容、また成果、そして地域全体で福祉ネットワーク化されている中での課題等などがあれば、ご説明を願いたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたこの日吉地域の日新地域、特に22年の3月15日に鹿児島振興局主催による意見交換をさせていただきまして、特にこういう活動の活発な地域ということでございまして、特に日新地区の地区館が中心になりまして、それぞれ高齢者の見守り、また支援活動協力員、民生委員、自治会長、さっき言いました福祉アドバイザー、もうみんながこぞって実施をしておるところでございます。

特に、私もようこの地域に参るわけでございますけど、特に高齢者の皆様方の見守りと

いう形もございますけど、私が感心しているのは、高齢者の見守りよりも、高齢者の方たちが子供たちをそれぞれ見守っていると、そういう大きな展開している地域であります。特に夏休みにおきましては、いきいきサロン等において子供たちが出校日の日に一緒に昼食会をしようと、本当に今は高齢者という中で高齢者の見守りということだけでなく、この地域はやはり子供たちも一緒に一体化している、大変このきずなの強い地域であるというふうに思っておりますので、地区館、また自治会、こういう活動をしていただければ、本当に本市におきますこの高齢者、また子供たちも含めましたいろんな見守り活動が充実してくるというふうに思っておりますので、こういうところをモデルにした発表会等もしながら進めていきたいというふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

私も、これまで民生委員の質問もいたしまして、一部の方に負担がやっぱり集中しているということ、地域全体で福祉のネットワーク化を進めるべきではないかということ、を議会の中で言っていました。

日新校区の取り組みには、地域全体で情報の共有化ということで非常に積極的でもありますし、充実した取り組みではないかなと思っております。地域によっては、なかなかこの取り組みについては温度差があるということもお聞きしております。今後、この日新校区の取り組みなどを含めて紹介しながら、今後、日置市全体に広げていくべきではないかと考えておりますけれども、その点についての市長のご見解をお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

さきも答弁したとおり、こういうモデルがございまして、いろんな事例発表しながら、さっきおっしゃいましたとおり、地域、また地区公民館でも大変この取り組み方、状況と

いうのが温度差がある。温度差があるというのは、いろんなその地域におきます条件といえますか、背景、そういうものが違うというのはわかっております。ですので、やはり少しでもこのような日新校区が取り組んでいる事例等を皆様方に発表して、またそれを少しでも模範とできる自治会、公民館を目指していくような形を今後ともやっていきたいというふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

日新校区のように、昔から顔なじみでいろんなつながりがあるような、そういった地域もありますし、私が住んでおります朝日ヶ丘団地のように、よそから多くの方が集まってくるような集合体の地域もあります。妙円寺も同じような形ですね。一概にこのことは市全体で共有化というのは非常に難しいかもしれませんが、この日新校区の取り組みは非常に自信を持って取り組める活動ですので、このことについては非常に力を入れていただきたいなと思っております。

見守る活動のところで、見守る立場の方からは、個人情報の問題というのもよく指摘もされます。細かい情報が入らずに難しいという、難しい対応を迫られる場合もあるという、そういった声もあります。また、見守りが必要と考えられます高齢者の中にも、立ち入らないでほしいというですね。先ほども答弁がありましたけれど、そういった声もやっぱり数多く寄せられているのも現実でございます。

見守り活動におけます個人情報とプライバシーの問題について、市としてどのように考え、そして今後、支援する方々にはどのようなお願い、指導をしていく考えなのか、そこら辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました個人のプライバシー、この中におきまして大変いろいろと情報を共

有したいんですけど、またいろんな中におきましてこの情報が悪用される、大変ここあたりのことが難しいのであろうかと思っております。

特に、今、民生委員という、その公的な役員の方々にはある程度そういう情報はやっておりますけど、かね日ごろ、やはりこの地域の皆様方が十分その隣近所、これをお互いつき合いですね。こういうものをしながら情報を共有していかなければ、行政がそういうデータベースの中で出していくことが、やはりいろいろとこのプライバシーを傷つけてしまうという部分もございます。

また、今ございましたとおり、どうしてもこのお年寄り、ひとり暮らしの中で、もう自分のところにはもうよかだと、もうそういう方もいらっしゃると思います。もう玄関もあけない、そういう方々もいらっしゃると思います。これは人それぞれの人権の問題でございますので、入れないものもあろうかと思っております。そういうときには、やはりこの子供たちといえますか、そこに行っておるのは親戚の方、親族の方、そういう方々にいろいろとこういう情報をお伝えしながら、また親族の方々からいろいろとお話をしていただける、そういうことも努めていかなきゃならないのかなと思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

次にまいります。当然、今後も高齢化がもう進みます。高齢者等の見守りを支援する立場の方々も高齢化するわけでございます。当然ですね。その中で、それを支える方々の確保も非常に今後難しくなることも私は心配されるわけでございます。

全国的に調べてみますと、新たな見守り活動としまして、携帯電話を使った取り組みをされているような自治体もあります。そして、曾於市では、電化製品の使用量を把握しながら見守りする活動が7月から始まったという

ことで、先般、南日本新聞などにも載っておりましたけれども、先ほど見守り活動については支援アドバイザーと食の支援ということで宅配給食なんかを取り組んでおりますけれども、今後、本市として新たな取り組み等があればお答え願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘、新たな取り組みということでございますけれども、これを今基本としながら、特に郵便局の局員さんとか、そういうヤクルトの配達をしてくれる人とか、日夜生活している中におきまして、そういう安否の情報共有というのをやっていかなきゃならない。特に、このことについて携帯電話という部分もあるかと思っておりますけど、相手のほうが携帯電話を使えなかったり、そういう難しいのは要らないとか、いろんなこれは、一概にはいろんなことをつくってはできないというふうに思っておりますので、やはり個々にいろんなことをやらなければ済まないのかなというふうに考えております。

#### ○7番（坂口洋之君）

次の限界集落の自治会運営についてお尋ねをいたします。

11月27日には、高山地区の秋祭りがありました。私は昨年参加したんですけれども、非常に地域こぞって元気のあるイベントだなということをつくづく感じておりました。地元の方々も大勢参加しておりますし、またそれに支援する市の職員の方も数多く見たところでございます。非常に連携が進んでいるなということをつくづく感じておりました。

先ほどの答弁の中で、34の自治会について今回調査をされたということをお聞きしておりますけれども、あの限界集落と言われるところにも市長も足を運んで、いろんなご意見を聞いていると思っておりますけれども、そこら辺、特徴的なご意見等があれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、高齢化している中におきまして、この環境美化の整備、これが大変いろいろと重荷になっている。これが率直な意見であろうかというふうに思っております。

それでも、やはり高齢化の中におきましても元気高齢者、年齢じゃなく、やはり特に一番私が感動しているのは、高山の尾木場地区というところでございますけど、大変段々、畦畔の厳しいところでございますけど、約八十二、三の平均年齢かと思っておりますけど、やはり皆様方は草、草払機をからって、自分のことは自分でやるんだという大変大きな気構えをしながら、あのすばらしい棚田を守っておる。

そういう地域もございまして、この環境美化、道路作業を含めて、これが一番大きな今後重荷になってくるのかなと、また特に、この自治会におきます役員、こういう方々のなり手が少ないとか、こういうものが課題としてはございまして、そこあたりは率直な意見として、ひざを交えながら、その地域の皆様方のご要望をしながら進めていかなければならないのかなと思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

市長の答弁があったとおりですね。34の自治会の中でも、やはり環境維持対策についていろんなご意見を寄せられていると思っておりますけれども、先ほどの答弁の中でも、自治会の地域力に応じた支援が必要との市の認識がありますけれども、今後、この環境維持対策について、市としてどのような支援策を含めて考えているのか、その点についてお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、今の現状維持を保っていく、それからそれぞれの地域におけます実態というのを把握しながらしていかなければ、ただ物差しにはめて、それでも市がここをする

んだと、そういう考え方ではございません。やはり現状をしながら、それぞれの地域に合った形の環境美化というのがどうあるべきなのか、こういうことも十分地域とも話をしながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

先ほどの中で、高齢化率が45%を超える自治会が34カ所あるということをご答弁いただきましたけれども、その中で「自治会点検」ということを実施したとのことでございますけれども、まずこの自治会点検の目的と調査の内容、調査項目等をですね。されたと思いますけれども、その内容等についてご説明を願いたいと思います。

また、まとめられたと思いますけれども、今後どのような形で検証し、今後、来年度予算を含めまして市政にどのような形で反映させていく考えなのか、その点についてお尋ねをいたします。

#### ○地域づくり課長（高山孝夫君）

ただいまのご質問にお答えします。

「自治会点検」の目的としましては、維持・存続の危ぶまれる自治会の現状の認識や将来展望を踏まえ、早期の対策を実現するため、市との共同で自治会点検を実施しております。

国の示した集落点検チェックシートを活用しまして、人口、世帯の動向、医療・福祉サービスや生活物資の調達等の管理状況、清掃活動などの自治会内での支え合いの状況、農地、山林、公共施設などの管理状況、自治会の有形・無形の地域資源、他の自治会との協力の可能性などをわかりやすく整理することが目的でございます。

調査対象は、維持・存続が危ぶまれる集落の定義が65歳以上の方が50%以上を占める集落とされています。今回は、この条件を満たす自治会を中心に、近い将来条件を満た

す可能性のある自治会も含め集落点検を実施したいと考えて、65歳以上の方が45%を占める自治会として、34の自治会を対象としたところでございます。

点検結果につきましては、高齢化が加速し、自治会活動が厳しくなる、自治組織の広域化が必要、河川や市道管理に対する市の支援が必要など、さまざまな課題が上げられております。

そういうことで、今後は、市内全部の自治会に点検結果をお知らせし、対策については今後自治会を通して検討を進めてまいりますということでございます。

#### ○7番（坂口洋之君）

ご説明をいただきました。次に、また質問をいたします。限界集落と言われるところが17の自治会、そして準限界集落と言われる45%の自治会が17自治会ということで、合わせて34の自治会だと思いますけれども、本市の場合は、自治会ごとに地域担当職員が2名から3名配置されております。先ほどのご答弁の34地域の地域担当職員は現在何名で、そしてその活動状況はどうか、そして位置づけ、どのような形で支援されているのか、その点についてお尋ねをいたします。

#### ○地域づくり課長（高山孝夫君）

ただいまご質問の34の自治会に配置している職員数は、各自治会に1名から3名を配置しておりまして、合計63名を配置しております。

具体的な業務内容としましては、自治会活動に関する相談、助言、市から自治会への情報提供として地域づくり推進事業実施の支援や各課の事業等の情報収集など、また地区振興計画の策定の支援で自治会における課題把握の支援などでございます。

以上です。

#### ○7番（坂口洋之君）

自治会担当職員制度も、私の住んでいる今

朝日ヶ丘団地になりますと、職員も数多く住んでいますし、また自治会役員を担っているケースもありますので、あんまり自治会担当職員制度について地域の方々の認識というのは非常に低いんですけれども、やはり特に今回の対象になる34地域においては、やっぱり若い人材等が非常に少ないという現状もありますので、この地域担当制における限界集落における配置についてはもう少し充実させていくべきではないかなと思っておりますけれども、そこら辺について、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、その地域におきましては、もうそれぞれの職員が役員の会計とか体育部長をやっております。そういう職員がいない地域というのも多ございますので、ここあたりで若干自分の地域と違うところに行く、人も知らなかったり、また地理もわからなかったり、やはりそういう部分もありますので、なるべく職員におきましては、その担当になった職員が、その地理とか道路とか、いろんなものには精通するような指導はやっていきたいというふうに思っております。

さきも課長が答弁いたしましたとおり、これはやはり基本的には相談といいますか、そういうことをしながら、基本的に私は、地区館というのがございます。ただ、自治会担当というのがありますけど、それ以上に、地区館の中におきます協力員、課長もおりますので、そういう方々が相談しながら、その自治会運営といいますか、やっていくべきであろうかというふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

次の質問にいたします。メンタルヘルス対策について質問をいたします。

今、ストレス社会と非常に言われております。日置市も、元気な市民づくり運動の実態

調査においても、30代、40代の女性、男性ともに、70%前後が2週間以上ストレスを感じているという、そういった回答でありました。

私は、これまでも市民の心の健康づくり、自殺対策について質問をいたしました。ストレス社会の中でどう心の健康を維持するかという視点を述べました。本来、市民に対して健康づくりを推進する立場である自治体職員さえも、心の病気で体調を壊す職員もいるわけでございます。私の周りにも、民間企業で働きながら、さまざまな理由で心の病気で体調を悪くし、通院したり休んだりするケースもあります。心の健康が仕事の能力効率の向上につながっていると考えております。だからこそメンタルヘルス対策は重要で、自治体においても、早期に発見できる、気軽にプライバシーを守りながら相談できる体制が望まれております。

鹿児島県の2010年度の教職員の精神疾患が87人ということが、2日ほど前の新聞の中で公表されました。その細かい調査項目を見ますと、その多くが30代から40代であるということが公表されておりました。特に30代から40代の、近年では自殺の増加、精神的なストレスによる休職者、心療内科への通院者が非常に増加していると言われております。中間管理職と言われる30代、40代の心の病気の増加の背景について、市長はどのように考えるのか、お尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました30代、40代、特に働き盛りの方、また職場におきましても、ちょうど中間管理職といいますか、下からと上から、そういう中におきまして心のよりどころというのを持っていく、心のコントロールができなくなってしまうということであろうかと思っております。

私ども職場におきまして、やはりそういう方々もいらっしゃいますので、早目にこれは周りの方が早くこのことに、兆候というのは出てきますので、早く周りの方々が気をつけて、またそれぞれの対応を早くすれば、早いうちにこの心のケアは治る。もう重症になってからでは、どうしてもこの心というのが病んだのは、時間もかかりますし、また、いろんな環境を変えていかなきゃならない、そういうことになりますので、やはり早期発見といいますか、そういうことをして、また本人自身も、やはりだれかに打ち明けられるお友達をかね日ごろつくっていなければ、一人一人でいろんなことを悩んでいる、そういう形じゃなく、かね日ごろたくさんのそういう親しい友人というのを私はつくっておれば、いろんなことも悩みも、上司でなく、友達のほうに一番いち早く話をしていけば、そういう重くならないで済むのかなというふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

この職員のメンタルヘルスの質問については、平成20年の議会の中で私も1度質問しております。

全国的に合併が進みまして、もう6年から、早いところは8年に入っておりますけども、合併当初はやはり休職者の数とか、心の病気をする自治体職員は非常に増加しております。

日置市でも、これまで合併いたしまして、心の病気等で休職された方々の人数というのをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

合併当時からこのメンタルで病気の中で休んだりした方は、平成17年が4名、18年が4名、19年は1人でございまして、20年が3人、21年、22年、23年、4名、そのような人数になっております。

#### ○7番（坂口洋之君）

済みません、時間がなくて、ちょっとメモ

できませんけれど、合併当初の平成17年が4名、そして18、19はちょっと確認しますけど、20年が3名、21年も3名、（「4名」と呼ぶ者あり）22年が4名ですね。毎年3名から4名の方が心の病気で休まれたと言われております。いろんな理由があります。職場の多忙化なのか、また職場の人間関係なのか、また家族のいろんな問題なのか、いろんなその細かい点についてはわかりませんが、やはりこれだけ多くの方が休職されているという現状は、やはり大きな問題でもありますし、日置市の損失であるということを感じております。

これまで休職された方もいらっしゃいますが、メンタルヘルスケアにおける本人の意思の尊重及びプライバシーの配慮について、市としてどのように取り組まれたのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に長期休職をしている方については、人事担当のほうも、それぞれ家庭に行ったり、いろんな事情をしながらしておりますし、また復帰をするにしても、やはり周りの環境を重視しながら、その職種についても十分配慮をしておるところでございます。

今ご指摘のとおり、私も五百何名のうち、4名が多いのか少ないのか、できたらゼロが一番いいというのはわかっております。ほかの職場も含めまして、こういう大変日本、今、職場もいろんな形で移り変わりの早い時期の中におきまして、いろんな中で面食らっている部分もあるというふうに思っております。

今後におきまして、さっきも申し上げましたように、やはりこれは本当個人が、本人がやはりある程度意思を強く持って職場に入っておりますので、そういうことの強い人、弱い人、さまざまでございますけど、強い意思を持ちながら、それぞれ職種を遂行していただきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

意思も強い人もいれば弱い人もいるのは、それは当たり前です。その意思の弱い人をいかに未然に防いで対策をとることが非常に重要だと私は感じております。

そういった中で、日置市も労働安全衛生委員会が開かれていると思います。主に全国的に見ますと、健康診断等の話し合いが中心ということをお聞きしておりますけれども、メンタルヘルス面については労働安全衛生委員会で具体的な内容について協議とか、そういった内容について話し合いはなかったのか、そこら辺についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

本市におきましても、この労働安全衛生法に基づきまして、日置市職員衛生委員会というのを設立いたしまして、年2回、委員会も開催しております。

また、特に上司がそれぞれの方々と聞き取り調査もやっております、その補足としてそれぞれ個人的に保健師のほうで面談もやっております。

こういうことを今後とも続けていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

メンタル面の必要性は、やはりメンタルで職員が出た場合の対処方法については、なかなか一般の管理職も含めて、職員も非常に接することも含めて、非常に難しくなっていると感じております。

また、メンタルヘルスだけではなく、ここ最近では、パワーハラスメント、そしてセクシャルハラスメント、いろんな角度的にこういった問題が発生しておりますけれども、これまでの管理職を含めた課長補佐、係長のこのメンタルヘルス面の研修等については、先ほど、講師を呼んで講演会をするということをお聞きしておりますけれども、この管理職に対してのメンタルヘルス面の研修会等について、

日置市の実態はどうか、そこら辺についてお尋ねいたします。

○総務課長（富迫克彦君）

ご質問の研修の関係でございますが、ございましたように、パワーハラとかセクハラ、またモラルハラスメントですか、いろんなケースが出てきているようでございます。その辺につきましては、定例の部課長会等を通じて、こういうハラスメントが生じております。実際職場であるということじゃなくて、県下全国を含めて、そういう事例が出てきているということを紹介しながら、対策について研修もしてきているところでございます。

今後も引き続き、そういったことを全職員を対象に、当然管理職も含めて、研修等充実していきたいというふうに考えております。

○7番（坂口洋之君）

研修をしているということは答弁されましたけれども、具体的にどういった研修なのか、そこら辺についてももう少し詳しくご説明を願います。

○総務課長（富迫克彦君）

具体的には、今申しましたように、全国的にマスコミを通じて報道されている事例、そういったものを紹介しながら、具体的に個人個人との対処方法ですね、うつの場合であれば、言葉の使い方であったり、励ましが必要なんですけども、頑張れという言葉は使えない、そういったものも含めて周知を図っているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

日置市では、毎年、毎年9月かわかりませんけれども、心の健康調査というのをされているとお聞きしておりますけれども、その目的と内容と、調査結果の傾向はどのように分析しているのか。そして、同時にストレス度チェックというの也被れていると思っておりますけれども、非常に忙しい部署については、当然ストレス度も非常に高まるという傾向があり

ますけれども、そこら辺の状況についてのご説明を願います。

**○総務課長（富迫克彦君）**

心の健康と自己評価表については、自分では気づかない心の健康度を知ること、またストレス度が高い職員について状況を把握するために実施をしておりますが、それを未然に予防する観点から、保健師や外部のカウンセラーの皆さんにその結果に基づいてケアを実施しているところでございます。

その結果、全体的にはストレス度が高い部署というのは、今現在の調査の中では、本庁、支所とも比較しますと、さほど差はないと。ただ、総体的には本庁のほうが少し高目の数値にはなっております。

**○7番（坂口洋之君）**

次に参ります。メンタルヘルスの相談機能の充実という観点で質問をいたします。

始良市は、旧加治木町時代に、合併と多忙化の中で産業カウンセラーを登用しております。目立たない場所において相談室を設置し、職員、家族を含めた相談体制をとっております。先ほど日置市は、保健師の方が相談と、あと外部のカウンセラーということなんですけれども、日置市は男女共同参画相談員も7月から配置されておりますし、その方は、産業カウンセラーの資格も持っておりますので、十分日置市の職員の相談機能の充実に生かせると思いますけれども、そのことについて市長の考えをお伺いしたいと思っております。

**○市長（宮路高光君）**

産業カウンセラーの方でございますけれども、そういう資格を持っている方は、またお願いしながら、職員の健康、感情の度合を十分調査する、そういうことにもお願いも申し上げていきたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

残り2分ですので、まとめてください。

**○7番（坂口洋之君）**

診療所、青松園について再度お伺いいたします。

全国的に指定管理者制度に伴い、現業と言われております病院、保育園、特養、道路維持事業から配置転換が多い。その中で現業現場から行政職場への配置転換が行われることによって、本市でも二、三年前から職員の希望により実施されております。指定管理や民間委託による配置がえにより、全国的になれない職場で力を発揮できないような、そういったケースもあります。そういう中での人材の活用が望まれます。現状と、今後どのような人材が望まれるのか、お尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に今回、指定管理者制度におきまして青松園、病院、そういう中におきまして、本人の希望確認というのを十分させていただきまます。

その中でやはり行政のほうも受け入れ体制というのがございますので、若干希望どおり行かない部分があるかというふうには思っております。

そういうときにおきましては、それぞれなれない部署におきましては、またほかの職員がサポートしていける、そういう体制をつくっていくべきであろうかと思っております。

**○7番（坂口洋之君）**

職員の中も、全くこれまでと異なる仕事で非常に不安があるという、そういった声もあります。当然4月に向けて引き継ぎが行われますけれども、任用がえの説明、研修期間をとる期間があるのかないのか、その体制について今後どのように考えているのか、お尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にその時間があるの、ないのかということでございますけど、それぞれ交代でもそれぞれの期間の中で、通常は仕事をしていかなければならない、そのためだけででき

るわけでございますので、ある時期を見たら、その事前研修ということは、それぞれの今ある職場と調整しながらやっていきたいというふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

全国的に見ても、先ほど述べたとおりに、非常にまた現業の職場から事務に移りまして、若い世代は対応できるんですけども、やっぱり年齢が上がれば、非常に成れない職場でやっぱり精神的な面で非常にフォローが必要でありますので、このことは十分認識していただきたいなと思っております。

最後に、だいわのことについて先ほど答弁がございました。これは民間の施設ですので、なかなか行政がどうこうということは言えないと思いますけれども、やはり多くの市民の方も、この旧だいわ跡地の活用については危惧しております。伊集院北口の今工事も始まっていますので、6割の方が北口から乗降をされていますので、今後、伊集院地域の玄関となりますので、このことについて、今後とも注視してまいりたいと思っております。

時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

#### ○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩をします。次の会議を11時10分とします。

午前11時02分休憩

午前11時10分開議

#### ○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、上園哲生君の質問を許可します。

〔5番上園哲生君登壇〕

#### ○5番（上園哲生君）

さきの通告に従い、平成23年2月7日、行政改革推進委員会からの答申を受け、第2次日置市行政改革大綱が決定され、同時

に今後5年間の行動計画アクションプランも決定いたしました。そのことを踏まえまして、次の3点について一般質問いたします。

まず、基本理念として、新たな時代を切り開く日置市経営戦略として、すべての行政ニーズに迅速かつ的確な対応を可能とする組織をつくり上げる、その前提として、自主性、自立性の高い財政運営の核を重要視してまいりました。

合併促進政策の1つであった普通交付税の合併算定がえの適用期間が、この第2次行政改革推進期間終了の平成27年まで、その後の5年間の激変緩和期間を経て、平成23年度から一本査定となり、現状で試算すれば15億円ほどの減少が予想されると認識されております。

そのため、このアクションプランの全効果目標額を平成23年度は1億2,800万円、平成27年度までの5年間で6億2,700万円との予測を立ててまいりました。

もとより現時点で国の制度改革を含め不透明な要素があるため、推進期間中であっても、必要に応じて見直しを実施すると大綱の中にも明記はされておりますが、今回のパナソニックの事業縮小による自主財源への大きな影響を及ぼす事態は想定していなかったと考えております。

対策本部を設置し、雇用を初めとするさまざまな影響度も、これから具体的な数字をもって情報把握がなされると思いますが、今後のますます厳しい状況を推測するにたたくはありません。

そうしますと、簡素で効率的な行政経営を図る上での経常的経費である人件費が大きなポイントとなってまいります。すなわち、職員数削減と行政サービスとの関連をどのように考えていくかということでもあります。これまでの5年間の職員数の推移は、平成18年度の600人から平成22年度525人とな

り、75人減です。人件費で見ると、平成18年度43億500万円から平成22年度39億8,500万円と3億2,000万円の減となっております。アクションプランによりますと、今回の第2次行政改革推進期間の平成27年度までで34人の退職予定者となっております。

一方、これまで組織機構改革も進められ、合併時の50課から平成22年度36課に再編が図られ、また指定管理者制度を活用し、31施設が既に導入をされ、平成24年度からは日置市診療所及び特別養護老人ホーム青松園も5年間導入されることになっております。

しかしながら、指定管理者に委託されたからこそ、それでよしというわけにもいかず、やはりモニタリングをしっかりとやり、適正な管理とサービス向上を実施させるという職分もあります。さらに、権限移譲による事務量の増大への対応も迫られてきております。削減された職員の超過勤務による過労、職務へのモチベーションを考え合わせると、そのバランスをどのようにとっていくのか。本来どういった事業だけは行政職員によるサービスでなければならないと考えているか。ひいては、それらのことが今後の新規採用数につながっていくと考えますが、市長の考えを伺います。

次に、現在策定中の第5期介護保険事業計画について伺います。

介護保険給付費は、国・県の負担と一般会計からの12.5%の繰入金、そして65歳以上の第1号被保険者の保険料20%、40歳以上64歳までの第2号被保険者の保険料が集められた支払基金交付金からの30%で成り立っております。

平成22年度決算で申しますと、歳入においては、繰入金7億2,813万円、第1号被保険者の保険料が6億3,000万円、

我々世代から集められた支払基金交付金13億3,942万円が含まれた総額47億3,540万円であります。歳出は、介護サービスの保険給付費44億982万円、その中には施設への給付費として21億4,415万円もあり、総額46億6,930万円となっております。平成23年4月末現在、日置市の65歳以上の方が1万4,507名、要介護支援認定者数3,084人となっております。そのうち、要介護3、4、5の方々1,186人です。また、平成23年度分も前倒しをして整備されました施設を含めて27施設があり、宿泊できるベッド数が949であります。

介護サービスの利用者の増加に伴って負担もふえていかざるを得ません。国策に振り回され、定収入の施設入居者の食費、住居費の負担限度額との差額を給付する特定入居者介護サービス費についても、一定以上の資産があれば認めない方向での議論も始まっております。

施設が増設されれば、家族になるだけ迷惑をかけたくない、できることなら施設に入所したいと思っている高齢者が多くおられます。しかし、国の政策としては、在宅介護を促進していくという方向で動いております。日置市の要介護認定者の動向、介護サービス、保険給付費のあり方、今現在策定中の第5期介護保険事業計画において、どのように考えられ、取り組んでおられるのか、伺います。

3番目の質問に入ります。日置市の基本理念は、地理的特性を生かしたまちづくりということでもあります。地理的特性という考え方の中には、鹿児島市の隣接市であるということが当然含まれていると思います。国道3号線、西周り高速道路、そしてJR九州の鉄道により鹿児島市とつながる伊集院地域、東市来の地域のまちづくりもあります。

しかし、この広域日置市には、主要県

道22号線をアクセス道路とする吹上地域もあります。このたび鹿児島市が、今後進行する人口減少、超高齢化社会に対するコンパクトまちづくりの土地利用ガイドプランを発表し、その中には県道22号線、伊作峠の向こう側ですね、の谷山副都心構想も示されています。さらに、谷山港の貿易港としての今後の利活用も期待されています。吹上支所から谷山中心市街までは約30分ほどの近い距離にありながら、冬場は凍結する伊作峠が1つのネックとなってきた経緯があります。

吹上地域には、職場が鹿児島市にあり、毎日通勤している市民も大勢おられます。企画課が目指す経営課題の中の移住・二地域居住等の定住促進事業、企業誘致に大いに寄与することも考えられます。これまでの県道22号線は、現状の維持、改良のための予算がつき込まれ、凍結したときには地元土木建設業者のボランティア的対応でしのいでまいりました。新たな視点による、凍結をしないで済むイメージのまちづくりにつながる県道改良の要請は考えられないのか、市長の見解を伺います。

わかりやすい答弁を期待しまして、最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の今後の厳しい財政状況を受けて、総合計画後期基本計画について、その1でございます。

少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増大や高水準で推移する公債費など、義務的経費が膨らむ一方、今回のパナソニックセミコンダクターオプトデバイスのことや、さらには一本算定による地方交付税の削減などを見据えますと、極めて厳しい財政状況であるということは認識しており、引き続き行政改革を進めていかなければならないと考えているところでございます。

その中で職員につきましても、さらなる組織機構の見直しやアウトソーシングを含めました事務事業の見直しなどを通じて削減を図っていくこととしております。

ただ、急激な職員の削減や組織機構の見直しなどについては、市民サービスに与える影響も大きいものと考えます。

また、地方交付税や一括交付金など、今後、国から地方への財源配分がどうなってくるのか。さらには社会保障と税の一体改革はどうかなど、現時点では不確実な要素も多い状況であり、今後も本市の財政状況はもちろんのこと、国の制度改革を的確に把握し、市民サービスの点についても十分留意しながら、職員の適正化に努めていかなければならないと考えております。

2番目でございます。急速な高齢化の進展による自然増による介護給付費は年々増加しています。また、22年度から介護機能強化と雇用創出を目的とした介護基盤緊急整備による介護施設等の緊急整備の影響を考えますと、さらに給付費を増大するものと見込まれます。これは全国的な傾向であり、給付費の増加に伴う介護保険料は全国平均で5,000円を超えるものと想定されています。

本市でも、介護基盤緊急整備事業により、グループホームを初めとする地域密着型事業所の新設や特別養護老人ホームの増床等が進められてきました。施設利用のニーズは高く、待機者を完全に解消する状況にはありませんが、国がこれまで示してきた指針によりますと、本市の必要定数の基準は確保できているという状況でもあり、第5期計画で施設等の整備は考えておりません。

第5期に向けました介護保険法の改正の中、国は、医療と介護の連携の強化を重視した新たな住宅サービスの創設など、可能な限り住宅や住みなれた地域での生活が継続できるような仕組みの実現に向けて取り組みを進めて

いくこととしていますので、今後も高齢者が地域で自立した生活が継続できるような施設に力を入れ、住宅でのサービスの充実強化を図ることとしております。

しかし、団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者がピークを迎える今後において、介護保険制度の財政はさらに厳しくなると予想され、また、制度がスタートして10年以上が過ぎ、高齢者が高齢者を介護するといった老老介護や、在宅サービスを利用して家族が在宅介護を支えられないといったさまざまな問題も出てきております。

本市でも、現在、第5期計画策定に当たって、来年度以降の給付を推進しているところでございますが、給付費は今後も増大する見込みで、保険料の上限は避けられず、現時点で国並みの5,000円程度になると見込んでおります。

介護給付費の負担増、保険料や利用者負担に求めていくのも一定の限度があり、制度の抜本的な改革や公費負担を国に求めていくことも、今後必要と考えております。市民の皆様が介護保険制度の信頼と保険料負担への納得感が得られるよう、給付と負担の充実したバランスに配慮した制度運営に努めていきますので、ご理解をいただきたいと考えております。

3番目でございます。県道22号線につきましては、これまで道路改良の要望を藤元地区自治会や赤仁田地区自治会から、また下与倉自治会から路面对策等の要望を市を通じて県のほうへ提出しております。要望に対する県の解答でございますけど、与倉地域においては、道路改良済みであり、現在、県の財政状況から早急に県道拡幅に着手することは困難ということの解答もいただいております。

今議員がご指摘ございましたこの凍結等を解決するには、恐らくトンネルだというふうには思っておりますけど、トンネルを掘って

みても大変大きな費用がかかってくるということが予想されます。これは県道の所管でございますので、私がどうこう申し上げるわけございませんけど、昔から吹上地域におきましては、この伊作峠を含めた中でトンネルが欲しいというお声は大変お聞きしておりました。このことについては、やはりまた地域、また財政状況、県の財政状況、いろんなことを考慮した中で、このことについては取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○5番（上園哲生君）

今、市長から一通りの答弁をいただきましたけれども、市長の答弁の中にもありましたように、今現状は、財政的に待たなしの状況になっていると、そういうふうに考えておりますので、少し掘り下げて、また端的に具体的に質問をさせていただきたいと思っております。

なかなかこれから見据えてということ、すぐにそういう解決ができるわけではございませんでしょうけれども、やはり今後の厳しい状況を勘案しますと、この行政サービスとの兼ね合い、そして、どのくらいの職員数が適正と考えていくのか、これは極めて難しいところがあるかとは思いますが、大体今、先ほどご説明しましたように、23年度はアクションプランの中では9名の方々が定年退職をされていく。それも大変旧町時代のいろいろな事業、施策の経緯であるとか、あるいは推移であるとか、そういうことを一番よく理解されているベテランの職員の方々が抜けていかれると。

そうした状況の中で、この行政サービスのあり方、これまでやってこられましたその行政サービスの手法としましては、1つは、指定管理者制度を含めた外部委託の推進というものもありました。あるいは地域振興計画を立てて、そこの26の自治公民館と共生・協

働でそこの地域の問題を解決していくという手法もあってこられました。

しかしながら、そういう状況でも進まないような状況が生まれそうな感じがするわけですから、市長の本当に行政職員がやらなきゃならないその行政サービス、そして、そのための適正職員、そういうものをどういうふうにお考えになって、そして見直しをしたり、今後進めていかれるのか、そこらからまずお聞きをしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

公務員、行政の職員という中でございますけど、基本的に国のそれぞれの義務づけ、枠づけの中におきまして、法律に基づきましたそれぞれの仕事、これもあります。また、地域からご要望する、それぞれの要望されたことにおきまして運営をしていく、これは地域密着の行政サービス化という部分に分かれるというふうに思っております。

基本的に今後の公務員のあり方というのは、基本的には企画立案、管理統制はやはり私はそれぞれの職員がすべきであり、また、それぞれの住民サービスをする部分につきましては、やはり民間の皆様方ができるところは民間の皆様方をお願いすると、そういう1つの基本理念の中におきまして、この職員数というのが想定されるんじゃないかなと思っております。

現在、私ども今5万1,000弱でございますけど、100人に1人ということで500人程度ということが、一番大きな類似団体を含めまして、そのような程度かなと思っておりますけど、これをどう切り下げていくときに、私どもの組織を含めて、またいろんなサービスをどうしていくのか、これが今後のこの職員の定数に対する規模ではないかなというふうに考えております。

#### ○5番（上園哲生君）

これからの方針というのはよくわかりまし

たけれども、やはり今、市長の答弁の中になかったことの中で、やはりその事務事業の整理というものをどういうふうに行っていくのか。先ほども申しましたように、やっぱり新しい事務事業を委託されてくる、そういうものに対しまして、どういうような対応をとっていくのか。また、アクションプランの中ではちょっと触れられておられるんですけども、本庁と支所の業務分担の見きわめ、あるいはそのことによる本庁と支所の機能の検討ということも言われておりますけれども、そこらをどういうふうにとらえればよろしいでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今までもいろんな論議の中で、本所と支所の機能のあり方ということでございますけど、この地方分権改革法によりまして、来年からまた義務づけは、枠づけの中におきまして国からおりてくる部分もたくさんあるかというふうに思っております。

基本的に本所と支所のあり方というのは、こういう補助金を含めた文書の流れというのは、基本的には本所の中で一括していかなきゃならない。また、支所におきましては、住民サービスをしていく、そういう形の受付、こういうものが支所における対応であろうかと思っております。これを急激な中でやるのか、段階的にやっていくのか、今まで7年間ある程度段階的にしておりますけど、まだまだこの支所と本所の事務量の操作といいますか、今、事務量調査をやっておりますので、こういうものをもとにしながら、今後この職員数を含めた中におきます、また配置の問題を含めたことも検討をしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○5番（上園哲生君）

ただいまの答弁の中に、今、本所と支所の事務量を調査中であるということでございますので、これもまたきちっと調査結果が出

ましたときはお知らせをいただきたいと思  
います。

それでは、ちょっと違った視点から質問さ  
せていただきますけれども、市長は、その外  
部委託等の推進と、これはアクションプラン  
の中にも出てくるわけですけれども、この指  
定管理者以外の外部委託等への推進というこ  
とについて、どういう方針、お考えでいらっ  
しゃるか、お伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、この外部委託という形の中で  
していくのは、基本的には人件費の抑制とい  
うのが大きな一つの課題であったと。また、  
それとサービスをよりよい形でしていく、こ  
の2点の中でいろいろと今まで指定管理者制  
度を使いながら外部委託をやってまいりまし  
た。今残されているそれぞれの施設等が、こ  
の2つにどう照らし合わせたときに、どれだ  
けの効果があるのかどうか。ここあたりも十  
分まだ精査をし切っておりません。特に体育  
施設を含めた、そういう施設を今後どう維持  
管理をしていくのか。また、どういう運用を  
していくのか。まだここまで突っ込んだ、そ  
れぞれの原課のほうは今いろいろと検討をし  
ている段階でございますので、今後こういう  
教育委員会関係におきますそれぞれの部署等  
が一つのたたき台の中で上がってくるという  
ふうには思っております。

#### ○5番（上園哲生君）

今、市長の答弁を聞いておりますと、何か  
悠長な感じがして仕方がないんですよ。もう  
せっぱ詰まっているよという、先ほどから申  
しますように、今調査中であるとか、今原課  
で検討中であるとか、いよいよ具体的な形で  
対応をしていかざるを得ない状況に来ている  
んじゃないかと私は思うんですけれども。

私は外部委託の中に、市長は今触れられま  
せんでしたけれども、やはり市が直接行うよ  
りも、民間の専門業者にそのノウハウを活用

させて、サービスの向上や経費の節減が図ら  
れる事務事業というのがあるんじゃないかと  
思っているんです。

そして、そのことは、職員の力でやってや  
れんことはないでしょうけれども、そういう  
専門家に委託することによって、本来のその  
職員の職務に精進してもらおうと、一生懸命務  
めてもらうという形が一つやっぱり要るんじ  
ゃないかと思うんですけれども。

そこでこの間、ちょっとご案内をさせてい  
ただいたんですけれども、宮崎県の日向市で、  
小学校の運動場に登記名義人の相続人が固定  
資産税を請求されとった。その相続人が、あ  
あ、これは自分の土地なら、これを戻してく  
れということ、小学校の校庭を市のほうにも  
申し出たところ、いやいやと、今は市とし  
てこういうふうに使っているんだということ  
で、その相続人の方が校庭に130本ミカン  
の木を植樹をしたと。結果的には、裁判所が、  
いや、もうこれまでそういう市がそういう形  
で使用してきた経緯を考えると、時効取得と  
いうのを認定をしたという判決になったわけ  
ですけれども。

日置市の場合でも、かなり今、市が使いな  
がら、例えば道路の拡幅のところであります  
とか。ところが、実際にはそういう相続人と  
か、あるいは名義人がまだ生きていらっしや  
って所有権移転登記がなされていないとか、  
極めて後々支障が出そうなものがあるやに思  
うんです。

しかし、こういうものを職員対応で行って  
も、なかなか大変な部分があると思います  
んで、こういうものは、この間、公共嘱託登記  
協会の方々をご案内したんですけれども、こ  
ういうところに外部委託をしていくと、ほか  
にもそういう分野があるかと思っております  
けれども、そういう点について市長はどういうふう  
にお考えになられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、今は嘱託登記、こういう大変専門的な要素をする仕事でございます。今現在も、私も市の職員はその登記まではしていません。ある程度嘱託登記の担当の皆様方に最終はお任せしております。印鑑をもらうとか、そういう部分はそれぞれのいきさつがございますので行っております。今ご指摘のとおり、いろいろと水道料金とか、その徴収もやってもらったりしている部分があったり、まだまだそういう洗い出しをすれば、いろいろと民間のほうにお願いしていく。

基本的には、今後、やはり専門職といえますか、その指定管理者制度と若干違ってくる専門職を要する部分については、今後そういう民間委託をお願いして、よりよい形に進めていく、こういうことは努めていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○5番（上園哲生君）

ぜひとも、やっぱり職員の方々が本来の業務を遂行できるようにですね。そして、委託できるものは、そういうところはその専門家に委託をして、行政を推進していただきたいと思います。

先ほど7番議員のほうから、職員のストレスの問題でありますとか、あるいは過重労働まで言われたかどうかはちょっと定かではありませんけれども、当然やはり職員の数が減って、そしてその行政サービスは今までどおりと余り変わらないという状況になってきますと、やはりこの超過勤務が過ぎる状況が出てきて、過労という状況にも至るんじゃないかなと思うんです。

今月、12月の初めに、これもまた宮崎県ですけども、宮崎県の新富町の女性職員が超過勤務による過労による自殺で、その中身を見てみますと、2カ月間の超過勤務時間が222時間もあったと、そういうことで地方公務員災害補償基金は公務災害ということを認定いたしまして、そして両親がその行政

に対しまして損害賠償請求訴訟を起こしたというのが新聞でも報道されておりました。

やはりそういう過重労働、あるいはそういうことから来る職務へのモチベーションの低下、これは何としても防がなきゃならぬと思えますけれども、先ほども少しそういうための手だてのことはご説明がありましたけれども、いま一度、市長の感想といえますか、ご意見をお聞かせいただきたいと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に職員定数も減らしてきたのも、やはり行革といえますか、いま一方でご指摘のとおり、行革はしていかなきゃならない、職員数は確保していかなきゃならない、両面ができれば一番いいわけなんですけど、職員も多いほうが一番手厚くできると思っておりますけど、やはりここあたりのバランスというのが大変それぞれの自治体でも悩んでいるという、私も悩んでおります。

その自分のまちに合った職員の定数はどうあるべきなのか、そういう事業仕分けじゃないんですけど、そういうこともきちっと今後やっていかなければならないというふうに思っております。この7年間は大変過渡の中におきまして職員数を減らしたのは事実でございます。ここを含めて、今後適正な職員数というのも十分、また的確なデータを持ちながら進めていかなければならないというふうに思っております。

#### ○5番（上園哲生君）

今はちょっと一部を紹介させていただきましたけれども、他の自治体において裁判ざたになったり、そういう事件・事故につながるようなもう状況が生まれておりますので、ぜひ日置市からはそういうことがないように、またご検討していただきたいと思えます。

先ほどモチベーションのことをちょっと申し上げましたけれども、なかなか財政が厳しくて、いろいろ政策提言を若い職員がしても、

それが予算化には難しかったり、あるいはなかなかその言っても実現が難しいからということで、そこでどどまってしまうということもあるんじゃないかならうかと思ったりします。そういうことで、そういう職員のモチベーションをやっぱり上げていく。

なぜこう申しますかといいますと、ちょっと我々の付託されました所管審議の中で、初歩的といいますか、そういうところのミスが大変目につくわけです。また、これは委員会の報告として委員長報告の中から厳しい指摘はあろうと思いますけれども、その中から1点だけちょっとお尋ねをしますけれども、我々が審議、文教厚生委員会がその委員会で審議をしました中に、人件費に関する問題で、今は来年度予算に向けても大変厳しいその削減を迫られておるわけですけれども、そうした中で今回、人件費について極めて初歩的なミスで、予算説明書によりますと、その誤算によってという形で90万円の減額補正の上程がありました。

まず、この誤算ということの中身について、市長は掌握されておられるのか。また、もしその掌握されて——当然掌握されておられると思いますけれども、そのことにつきまして、市長はどういうふうな感想をお持ちなのか、まずお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、義務的な経費におきます初歩的なミス、これは職員としてやっぱり反省していかなきゃならない。今おっしゃいましたモチベーション、本当に議案を出す中におきまして、議会に上程する中におきまして、こういう1つの初歩的なそれぞれの月数を間違ったり、人の昇給を間違ったり、そういう本当に基本的なものだと思っております。このことは、やはり私のほうも監督不行き届きという部分もあろうし、また課長もそれぞれ目を通してない。そういうことも、今までも議

会からいろいろとこういうことにつきまして是指摘もございました。今後におきましても、議案いろいろ上げる中におきますそういう初歩的な義務的なものを間違えて上げるということでございますので、私どもも十分このことについては指導をしてまいりたいというふうに思っております。

#### ○5番（上園哲生君）

この案件については、市長は掌握されていないんだと今の答弁をお聞きしてわかりました。

この案件は、その社会保険料を、保険料の改定とか何とかじゃないんですよ。社会保険料を事業者側とそして職員の2分の1ずつ負担するのを全部職員の事業者側のほうで計上してしまつたと、そして今、その来年の予算に向かって検討するとき気づいたんでしょう。それを誤算ということで90万円の減額になっております。もうどこの課に、あるいは議会、我々の議会のほうにも削減の要求をしていながら、もうすぐそこでその90万円も違って、そしてこの12月で補正をしてくると、やはり職員が疲れているのかなと、あるいはモチベーションが下がっているんじゃないのかなという気もしていますんで、今後はやっぱりしっかりご指導をいただきたいと思います。

ちなみに、参考までに申し上げておきますと、予算説明書の44ページです。真ん中辺に出ておりますので、もう一度またご確認をいただきたいと思います。

それでは、もう時間がございませんので、次の介護保険事業についてお尋ねをいたします。

第1期介護保険事業、平成12年から14年まで3,000円で、基準月額3,000円で始まったものが、先ほどの市長の答弁ではやはり5,000円程度は負担をお願いしなきゃならないという説明でありました。

また一方、このこれまでのといいますか、これは22年度の不納欠損、決算の不納欠損で見ますと665万あるんです。そして、その中にはもう件数で918件、人数で180人と、そういう状況の中にありまして、特別徴収の年金の天引きの人たちがおりますところは、もちろんそういうあれはございません。

ところが、今国会のほうでは、年金で、特例水準で、物価下落にもかかわらず、その年金の減額をしなかったということで、来年の10月ぐらいからあの高かった分を減、年金を減額させていただくというような報道もまだされているわけですね。

年金は下げられる。負担は上がる。そして一方では、こういうその不納欠損もあった。今後どういうふうに市長はお考えになっていけますか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この介護保険料、約12年たちました。今ご指摘のとおり、不納欠損、これは税と違って、2年間という期間があります。短い期間の中で徴収しなきゃならない。こういうものも、本当に2年間のこの不納欠損をする、滞納整理をする、これでいいのかどうか。やはりこの制度上どうしても今後ある程度の改正していかなければ、今ご指摘ございました年金を含め給付の問題、やはりここあたりが今後大きな焦点になってくるというふうに思っております。

この制度を私ども市の中でどうこう制度をすることは大変難しいというふうに認識しておりますので、私どもは、やはりこの介護保険制度をそれぞれまた地方から見た介護制度の中でどうあるべきかということを国のほうにもご要望し、また特に厚生労働省のほうともこのことは十分協議をしていかなければ、基本的に今後する形で、右肩上がりにふえて

いくことは間違いございません。今ご指摘ございましたとおり、認定している方も約3,000人ということでございますけど、これはもう10年もしないうちに、もう5,000人以上はなってくる。今の制度が、給付が上がれば介護保険料が上がる、こういう制度になっておりますので、この制度をどうにかしていかなければ、この保険料というのは今後右肩上がりに上がっていかざるを得ない。ここあたりの認識というのを十分理解してほしいというふうに思っております。

#### ○5番（上園哲生君）

大変厳しい問題でございますよね。そこで、それでは、今その国のほうの考え方といいますか、というものが新聞紙上で私ども散見するわけですが、その中で、どうもその施設入居者の抑制を図ろうと、そしてできることなら、その重症度の方々を中心という考え方で進められておられるようでありますけれども、もう既に青松園にですら、その介護2、介護3で入居されている——介護1もですね。入居されている方々もおられるわけですね。そうしますと、そういう人たちを、在宅で介護5、4の方々を見ている人たちも待機者としておられるだろうと思うんです。でも、これを入れかえるというのは難しいと思うんですよ。かといって、そういう軽症度の方々の利用負担を上げていくという、これもまた気の毒な気がするんですけども、ここのサービスのあり方というものに対しまして、市長はどういう感想をお持ちになりますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、介護保険の中で要支援から介護5までございます。その中で、基本的には施設入所の場合について、介護4とまた介護2というのは施設の給付費というのは違います。基本的に高度な方を施設等にし、また運営等におきましても高度の方を入れていかなければ運

営が大変難しくなってくるというのが、この制度の視点であろうかと思っております。どう理由の中で私も介護の低いの方を入れたのか存じ上げませんが、今言ったように、一たん入れた方を退所するというのは大変難しいというふうに思っております。

特に、今回の5期の介護保険制度という趣旨が、在宅におきます24時間のサービスをやるということがございますけど、大変これも施設として在宅に24時間訪問介護をするということであれば、これを引き受ける施設というのが大変ないと、というのが、報酬単価が違うんです。そういういろんな中で、報酬単価を含めて、この介護保険制度、さっきも申し上げましたとおり、まだまだ熟慮した制度ではないというふうに私も認識しております。

そういうことを含めて、今後の介護保険制度におきます提言というのいろいろとやっていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

#### ○5番（上園哲生君）

なかなかですね。負担は上がって、そして利用負担も上がって、そしてなかなかかゆいところに手が届くサービスを受けられないと、これは本当に市民にとってはたまったもんじやないという感じがするわけです。

そうした中で、新しい施設もまたオープンをしてきました。そこで、1つだけ私が気になって仕方がないことがございます。それは、低所得者向けの追加給付のこの支給要件がだんだん厳格化されていくと、収入は低くても、資産の多い高齢者には追加給付を認めないと、これがどういうふうになっていくのかわかりませんが、今市民の中には低い年金でも入がなっただってなというふうな気持ちでおられる方々もおられますけれども、やはりその利用度によってはその利用負担が上がっ

ていきますし、ここのことをもうちょっときちっと啓蒙すべきじゃないかと思うんですけども、市長、いかがお考えになりますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

この低所得者の介護施設の利用ということで、特別老人ホームとかグループホームではございません。高齢者の居宅の住宅であろうかと思っております。この低所得者という中におきまして、この利用の負担の問題、この問題におきまして資産という部分は私はないと思っております。

今後、やはりこの低所得者を含めて、居住負担と、それと食事と、その負担が分かれておるんです。ただ、低所得者については、居住に対します減免というのがあるんですけど、この食事とか一般に対するその減免というのがない部分がございますので、ただ単に低所得者向けという部分でいえば、低所得者だから食事までもそれぞれ大きく減免されるかということはないと、ここあたりの制度の設計というのをもう少し詳しく説明していかなければ誤解されるという部分がございますので、十分私どものほうもそういう説明をしていきたいというふうに思っております。

#### ○5番（上園哲生君）

ちょっと私が申し上げたのは、施設利用の話ですよ。特定入所者のその問題でありまして、その在宅の方々のことではございません。（「施設ですよ」と呼ぶ者あり）でしょう。ですから、その特定入居者の方々が、そういう勘違いをして、入ったら実態と違ったという状況が生まれそうな現象があるものですから、そこらはやはりしっかりと市民の方々にお知らせをいただきたいと思っております。（発言する者あり）

いやいや、私が言うのは、施設関係者に向けてもという意味です。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど答弁したとおり、居住と食、用途違って、これ低所得者は居住のほうがそういう減免というのがある。だから、全体的には高い部分が出てくるんですよ。だから、そこあたりの説明をきちっとしていかなきゃならない。さっき私が言ってるのは、施設のほうですよ。在宅は言っておりませんので、そこあたりの理解を議員のほうもきちっとご理解をして、私どももまた施設のほうにそういう説明していかなければ、受ける側が低所得者だから安いもんだと思ってしまう部分がございますので、そこあたりの説明は施設の職員を含めてきちっと説明していきたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

残り2分ですので、最後まとめてください。

**○5番（上園哲生君）**

ちょっと誤解があったかもしれませんが、私が言うのは、その人たちのその自己限度額を超えた部分を特定入居者の場合は追加で給付をしているわけですから、そのことを言っておることであって、減免とか何とかの話じゃないんです。

それでは、次へ移ります。先ほど市長も、その県のほうにも、あるいはこれまでもいろいろ要請をされてきたという伊作峠のトンネル化の問題でございますけれども、やはり政治というのは、あすへの希望であるとか夢であるとかという政策はとても大事だと思うんです。ましてや、そういうバランスのとれた日置市をつくろうとすれば、そこ辺の波及効果の多いものにはもう少しやっぱり情熱を持って取り組んでいただきたいという思いがするんですけども、きのうの新聞でしたけれども、実は錦江湾横断道路ですね。まさかこういうのが、国土交通省と官民連携のその事業の普及促進を目的とした研究事例に取り上げられるとは思ってもみませんでした。錦江湾に、この本当の夢物語なんだろうと思って

おりましたけれども、まだ研究事例の段階ではありますけれど、やはり言い続けることの大事さをやっぱり思うわけです。

最後になりましたけれども、市長、今後もやはり吹上地域の定住人口をふやすためにも、あるいは今大分元気のないまちになってきております。大いに情熱を持って、市、あるいはそういう関係、国土交通省初め関係機関への取り組みをしていただきたいと思いますけれども、最後に市長のご意見をお聞かせいただきまして、一般質問を終わります。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、その吹上地域を含め、吹上地域でなく、それぞれの地域に合った施策ということ、また特に今ご指摘ございましたこの地域がどうしたら活性していくのか、今回のトンネルだけじゃなく、そういうことは十分私の心にとめながら、それぞれの機関の中でご要望を申し上げていきたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を1時とします。午後1時とします。

午後0時01分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、14番、田畑純二君の質問を許可します。

〔14番田畑純二君登壇〕

**○14番（田畑純二君）**

さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、日置市の自立と再生を目指してであります。

今後の世界の経済情勢と日本国内の経済社会情勢の先行きがなかなか読めない中で、日

本国内のそれぞれの自治体・地域では、自治体や産官学民組織連携による自立・再生への試みが続けられております。少子・高齢化、人口減少、格差拡大、中心市街地の衰退、過疎化、空洞化、疲弊、閉塞感といった難題を抱えながらも、独自の戦略と手法で自立・再生を目指す地域や自治体は日本国内でも存在し、それらの存在はほかの地域にも希望を与えております。

私は、1、子育て支援、2、まちづくり市街地活性化、3、交流・連携、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、4、食と農、中山間地再生、5、地域ブランドの観点から、我が日置市の自立・再生を目指して質問します。

(1) 法での策定義務に基づき、我が日置市も日置市子育て支援計画前期計画を策定していましたが、この取り組みをさらに進展させるために、平成22年3月に平成22年度から26年までの5年間の日置市子育て支援計画後期計画を策定しております。

地域的な結びつきが強くなり、人と人との結びつきがしっかりしたものになれば、そこに参加する人々は、他者から与えられるサービスを楽しむだけでなく、自分の問題として地域社会のことを考え、行動するようになります。地域の子育て支援のためには、個人の力だけでは足りず、組織型ネットワークが必要であります。こうした段階まで到達できれば、子育て支援は子育て支援へと質的な厚みを増すことにもなります。そして、子育て支援は将来の地域社会の担い手づくり、大人づくりとなって、その地域社会の持続的な発展が図られることが期待できると言われております。

我が日置市では、どのような子育て支援策を具体的に実行中で、今までどんな効果があるかわれているか、市長の答弁を求めます。

(2) 市街地、地方都市の中心市街地の衰

退が指摘されて久しいものがあります。特に、商店街区はシャッター通りがふえ、空き店舗率も50%を超える通りも目立ちます。しかし、出口が見えないわけではなく、工夫次第で中心市街地で売り上げや人口をふやしているところもあります。

都市再生には、次の3つの視点が重要だと指摘する専門家がおります。すなわち、都市再生の最終目標を訪問客と地元客の満足度の維持・増大化として、3つのSという視点であります。第1のS、センチメンタルの価値のS、すなわち都市への愛着の価値、個性的な価値の増大、2、第2のS、サーベイ、すなわち地域の地理的状况に合った状況調査、第3のS、セキュリティーのS、すなわち都市のリスク管理を徹底的に行うべきであるという3つのSです。

このほか、家賃制度と空き店舗のデザインにポイントを絞り、まちが元気になる手法を駆使している地方都市もあります。

市長は、これらの考え方、方法をどう思われるでしょうか。

中心市街地は歴史や伝統があるまちの顔であり、本来歩いて楽しい場所のはずであります。そして、地元住民だけではなく、訪問客も楽しめる空間でなければなりません。今、日本の中心市街地で求められているのは、そうした万人の満足度の最大化への配慮であると言われております。

そこで、お尋ねいたします。本市のまちづくり市街地活性化策は何で、その効果はどうあらわれていますか。また、市長は、市街地活性化の極意は何であると思ひ、どう実行中であるか、お答えください。

3、日本でグリーン・ツーリズムが始まって20年が経過しました。農村民泊やワーキングホリデー、ツーリズム大学、教育体験型など、日本型ツーリズムが急速に広まりつつあります。この理由は、身の丈の実践という

段階的な実践手法と、単なるビジネスに終わることなく、ツーリストとホスト双方に社会的自己実現が達成される。歓交——喜びの「歓」と交わるの「交」——というこれまでの観光事業——観光は「観る光」——事業とは一線を画す実践理念が共有されたことによると言われております。

例えば、「遠野物語」で知られる岩手県遠野市では、草の根的なグリーン・ツーリズム実践によって、交流から定住へという流れを構築しつつあります。そこには、無理をせず、ありのままの田舎の生活を守ることが訪れる人にとっても魅力となるという信念が貫かれています。

本来の本市の交流・連携に対する政策は何で、どう実行中でしょうか。本市でグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムをどう展開し、その課題にどう取り組んでいるか、具体的にわかりやすく答弁してください。

(4) 日本の中山間地域に今小さな革命が起きていると言われていますが、それは食と農など地域資源を活用した産業興しの波であります。地域住民がみずから地域資源を発掘し、新たな地域産業を創造する活動でもあります。それを支えるのは、地域の自立と再生を目指し、日本を地方から変えていこうという住民の気概と熱意、志であり、従来の産業振興と大きく異なるタイプの産業が生まれつつあります。

愛媛県にある人口1万8,000人ほどの内子町という町が、地域の活性化に悩む全国の自治体から注目を集めています。農産物直売所やグリーン・ツーリズム先進地として、あるいは町並み保存の成功事例として、はたまたIターン・Uターン者の多い町としてであります。これらはすべて自然や歴史といった地域資源を大切に守り続けた住民と行政の協働による成果であります。

本市では、食と農から始まる中山間地の自

立と産業化にどう取り組み、どう効果があらわれているか、市長の見解を求めます。

(5) 地域資源を活用して地域ブランドに取り組み、地域活性化を図ろうというご当地グルメやご当地キャラがブームになっています。地域特性を生かした地域ならではの商品やご当地グルメのメニュー開発、歴史や文化を生かしたキャラクター開発とイベントで人は集まります。それをうまく地域の活性化につなげるべきですが、解決すべき課題はたくさんあります。目先の成功だけにとらわれ、戦略が計画性がなければ、期待したほどの効果にはつながりません。長期的な視点で取り組むべきであります。

本市の地域ブランドは何で、その戦略にどう取り組み、どう効果を出しているか、市長、答えてください。

第2点、本市の新エネルギー政策についてお伺いいたします。

(1) 東日本大震災を契機に、我が国のエネルギー安定供給への関心が集まっています。特に、日本は台風や地震も多く、温暖化の影響もあり、自然災害の驚異がますます高まっているため、非常事態をも考慮した安定したエネルギーの供給体制の確立が必要であります。

自然災害の危険性が高い反面、日本の自然環境は、再生可能エネルギーの開発に有利でもあります。電力の供給を原子力から再生エネルギーへの転換することは、日本経済や地方経済に大きなチャンスをもたらせる可能性が高いと期待されています。

本市では、分散型エネルギー供給システムの構築のため、再生可能エネルギー導入をどう考えているか、市長の見解と所見、方針をお聞かせください。

(2) 3月11日の福島第一原子力発電所の事故以来、我が国のエネルギー政策が原発から自然エネルギーへの転換を迫られている

中で、本市にとっても、風をエネルギーとしての価値に注目して、風をまちづくりに生かすのも一方法かと私は考えます。

風を生かしたまちづくりのモデルケースとしては、北海道寿都町があり、ここでは、風力発電事業から生じる収入は町民に還元されるべきものとして、事業に充当されています。これからも、この寿都町の財源、財産として、まちづくりの大きな力となるとされておりま

す。風をまちのエネルギーにするため、本市でも風力発電建設に取り組み、これを利用した産業の育成にも力を注いでいくべきと思います。これに対する市長の所見と今後の取り組み方針を聞かせてください。

(3) 我が国の再生エネルギー特別措置法は、去る8月26日に成立しましたが、その基本的考え方は、1、再生可能エネルギーの利用を通じ環境負荷の低減を図る、1、利用促進は国際競争力の強化や産業振興、地域活性化に寄与するというものです。この具体的内容は申しませんが、この再生エネルギー特別措置法を市長はどうとらえ、本市のエネルギー政策にどう反映させていくつもりか、市長の具体的で明快なる答弁を求めます。

(4) 去る10月4日付の南日本新聞に、次のような記事が掲載されていました。すなわち、「薩摩川内市は、新エネルギービジョンの策定に取り組むプロジェクトチーム（PT）を設置、3日、同市役所で交付辞令式があった。PTトップには経済産業省から派遣された向野陽一郎新エネルギー対策監が就任。市は、原発と太陽光や風力などを活用した新エネルギーが共存するエネルギーのまちを目指し、企業誘致などにつなげたい考えだ」というものでした。

薩摩川内市と日置市の事情は少し違いますが、本市でも、新エネルギービジョン策定に取り組むプロジェクトチームを設置すべきと

と思いますが、市長、いかがでありましようか。少なくとも設置を検討・研究する必要があると思いますが、市長の率直な考え方を聞かせてください。

(5) 川内原発3号機増設計画の進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、原発事故に対する我が日置市の対応策はどのように進んでいるのでしょうか。市長、この場で具体的にはっきりとわかりやすく説明してください。

第3点、最後であります。指定管理者制度の適切な運用に向けてお尋ねいたします。

これにつきましては、9月議会一般質問通告書でもあらかじめ通告しましたが、答弁がなかった部分について、あえてこの場で再度質問するものであります。

(1) 現在の日置市の公の施設全29施設、25件の31施設（全298施設中31施設）に指定管理者制度を導入しているとの9月議会の答弁でありました。残りの施設については、今後何を基準に、どのように導入していくつもりなのか、わかりやすく答弁してください。先ほどの同僚議員の質問もありましたけど、重ねてまたお聞きします。

それから、(2) 指定管理者制度の趣旨や目的・活用方法をどう理解し、その最適化に向け、どのようにしているか、答弁願います。

(3) 現在導入している施設では具体的にどんな効果があらわれ、どんな課題にどう対応しているのか、具体的にわかりやすく答えしてください。

(4) 文化ゾーンについても、伊集院文化会館、東市来文化交流センター等についても指定管理者制度を導入し、それぞれ民間のノウハウを利用しながら活用を図っているという簡単な9月の答弁でした。もう少し踏み込んで、残りのほかの公共文化施設への今後の導入はどのように考えているのか、具体的に明確なる、明快なる答弁を求めます。

以上を申し上げ、具体的で明確な内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の日置市の自立と再生を目指して、その1でございます。日置市では、平成17年5月の合併に伴い、旧4町で作成した子育て支援計画をもとに日置市子育て支援計画を策定し、さまざまな保育ニーズへの対応や乳幼児医療費制度の拡充、子育て支援センターを各地域ごとに設置するなど積極的に取り組み、地域における子育て支援施策の拠点整備を実施し、一定の成果を上げていると考えております。

子育てを支援する事業といたしまして、保育所における延長保育事業、病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て支援拠点事業、平成23年3月から休日保育事業を実施するなどの保育サービスの充実、乳幼児家庭全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業などの地域における子育て支援などを実施しており、育児不安の軽減を図ったことにより、安心して子育てができるまちづくりにつながっているものと考えています。

2番目でございます。本市のまちづくりにつきましては、地理的特性と歴史や自然との調和を生かした触れ合いあふれる健やかな都市づくりを基本理念とし、また、市街地活性化対策といたしましては、伊集院の徳重地区や東市来の湯之元地区は土地区画整理事業による良好な宅地の形成を進めておりますが、少子・高齢化や大型店舗立地などの影響により、商店街においては空き店舗がふえている状況であります。

市街地活性化対策につきましては、さまざまな手法があると思いますが、自然（地域）の歴史や文化、多様性を重視し、固有の資源を生かして、地域にふさわしい活性化策を選

択することが重要であると考えております。

3番目でございます。本市の農村地域交流や連携についてテーマは、農業の体験です。農作業体験や農産物加工体験、農家民泊体験のほか、貸し農園や農産物直売所を拠点とする都市と農村の交流拡大を推進しております。

具体的にグリーン・ツーリズムの取り組みといたしましては、米づくり体験や山菜狩り、棚田散策のほか、幼稚園・保育園の園児による芋掘り体験の実施や、酪農家による搾乳体験なども実施されております。

また、鹿児島中央駅を発着とした日置市内の直売所めぐりのバスツアーも実施されており、定員を上回る応募で好評を得ております。

また、ブルー・ツーリズムでは、漁業体験学習として市内の漁協による小学生の稚魚放流体験が実施されております。

さらに、関東・関西を中心とした修学旅行の受け入れについても年々増加しており、本年は15校、38クラスの受け入れ見込みとなっております。この修学旅行の受け入れにつきましては、さらに需要増加が見込まれますが、現状では受け入れ側に余裕がなく、早急に受け入れ農家の拡大を図っていく必要があります。これらの課題解決を含め、今後の積極的な推進を図るため、日置市グリーン・ツーリズム推進会議においても十分な検討を重ねながら取り組んでまいります。

4番目でございます。中山間地域の活性化における取り組みとして、都市近郊型農業の一環として、市内一円にあります農産物直売所の活用や地域ぐるみで取り組む集落営農の推進も重要であると考えております。

また、中山間地域等直接支払い制度の活用による継続的な営農活動や水土里サークル活動による農村集落の生産基盤や景観保全も大きな取り組みであり、行政としても可能な限り支援と推進を図ってまいります。

5番目でございます。一般的に、地域ブラ

ンドとは農林水産物、伝統工芸、観光資源をイメージするところであり、日置市の農林水産物では、イチゴやマンゴー、お茶、アスパラなどではないかと考えております。

これらのブランドと呼べる作物については、関係機関とも連携しながら戦略的な生産振興策、販売対策に取り組んでおります。

2番目の本市の新エネルギーの政策についてでございます。

3月11日の東日本大地震における福島原発事故以来、原発に依存しない風力、水力、太陽光などの再生可能エネルギーの利活用が全国的な政策として注目されております。

本市におきましても、来年度中に日置市に賦存する小水力、風力、太陽光などの再生可能エネルギー量及び利用可能量の算出やエネルギーの利用適地の調査、エネルギーごとの利用事業収支のシミュレーションなどを行い、庁舎、学校等の公共施設への太陽光発電パネルの導入や市有地、民間遊休地へのメガソーラー発電設備の導入などの計画を策定していきたいと考えております。

2番目、風力発電設備は、2,000kW発電機種1基当たり7億円ほどかかりまして、仮に5基設置しますと、総事業費が35億円余りとなり、かなりの高額な初期投資となります。したがいまして、市独自での導入は財政的にも困難と考えております。

現在、鹿児島市の企業が、伊集院町の上神殿に風力発電事業を計画しており、平成27年4月の運転開始を目指し、準備をしておりますので、市としても、今後、可能な限り支援・協力を行っていききたいと思っております。

3番目でございます。東日本大地震による原発事故により、日本は深刻な電力供給問題を抱えてしまったと考えます。当面、原子力政策は停滞せざるを得ず、再生可能エネルギーの拡大が必要という議論が強まっております。

ます。

再生可能エネルギー特別措置法は、その起爆剤としての役割が期待されていると考えますが、この法律は、電力会社が電力を買い取るための費用が電力料金へ上乗せされ、再生可能エネルギーによる発電量が増加すればするほど、電力料金が上昇すると言われておりますので、再生可能エネルギーの導入が順調に拡大していくには不透明といえますか、いろいろと検討をしていく必要があると考えております。

4番目でございます。日置市におきます再生可能エネルギーの調査などを行いまして、特にこの地域住民の代表や各種団体、市内の民間企業代表、鹿児島大学の学識経験者の教授等をメンバーとする日置市再生可能エネルギー効率利用調査事業化委員会を来年度設置していきたいというふうに思っております。それに基づきまして、事務局を企画課のほうに置きまして、それぞれの課の職員を集めまして庁内委員会というのもつくっていききたいというふうに思っております。

5番目でございます。野田総理の9月の組閣後会見で「原発を新たにつくるのは現実的に困難」という見解を示していることや、川内原子力の3号機の増設については、地元の実情を考慮した上で、建設準備工事に向けた手続を当面控えている状況であると判断をしております。

3番目の指定管理者制度の適切な運用についてということでございます。

1、2につきましては、一緒に答弁させていただきます。

指定管理者制度につきましては、施設の設置目的を効果的に達成するため、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上を図っていくことが目的に上げられた制度でござい

ます。

この今後におきましても、その制度の目的・趣旨、施設の設置目的を十分考慮し、制度の導入により市民サービスの向上が図られるか、経費の削減が図られるか、さらに施設の利用を最大に発揮できるかなどを勘案しながら、制度導入について検討してまいりたいと考えております。

3番目でございます。制度を導入した効果につきましては、施設によっては直営時より開館日数がふえた施設や自主事業を展開しながら市民サービスの向上を図っていただいている施設、また経費の削減が図られたことなどが上げられると思っております。

また、施設等の修繕費において、市と指定管理者との負担区分等がまだ明確化されていない部分がございます。今後、こういうところに点検を入れながら、指定管理者制度を導入していきたいというふうに考えております。

4番目でございます。公共文化施設の今後の導入についてのご質問でございますけど、制度の導入を図ることで、市民サービスの向上や施設の効用を最大限に発揮できるなどと判断した場合には、制度導入について検討していくこととなると考えております。

以上でございます。

#### ○14番（田畑純二君）

市長からそれぞれお答えをいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からいろんな重点項目に絞って質問していきます。

日置市の自立対策として、東日本大震災で国が被災地を重視せざるを得ない中、地方は、地域間競争のはざままで自立が求められております。今改めて地域の自立は何かというテーマを問い、相互依存関係にある都市と農村がともに持続可能であるように、都市から農漁村への適切な再分配政策を考えたり、地方分権を着実に前進させていくべきだとも言われ

ております。

市長は、地域の自立とは何だと思われ、このような考え方をどのように思われて、こういう観点からの日置市の自立をどのように考えていかれるのか、さらに掘り下げて詳しくお聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

基礎自治体の自立ということでございますけど、基本的には、やはり財政運営、これが一番大きな一つの自立としての役目であるというふうに思っております。それぞれ自主財源をどう自分たちのまちで構築していくのか、このことを含めて、また国と県との関係をどう持っていくのか、こういうことを含めて、自立ということをして基礎自治体を守っていかなくちゃならないのかと思っております。

#### ○14番（田畑純二君）

次に、いい地域になるためには7つの条件があると指摘する人もおります。それは、1つ、いい水と風と土があること。2つ目、いい仕事の間があること。3つ目、いい居住関係があること。4つ目、いい仲間がいること。5つ目、いい学びの間があること。6、いい文化があること。そして、いい行政があることというものです。

地域の価値を経済の規模ではかるのではなく、水と土と歴史を基盤に、人間らしいやりがいのある仕事と生活文化の観点から、いい仲間と支え合いながら暮らしていける地域、その全体の仕組みを暮らしの視点から包括的に動かしていくもの、それが自治体行政であるという考え方もあります。そして、日置市内の結束力を高めるには、全市民の価値観の共有が不可欠だと私は思います。

このように上述しました7つの条件を市長はどのように解釈し、どんな感想をお持ちですか。そして今後の日置市行政運営にどのように生かしていくつもりなのか、市長の描かれる自治体行政の理想像とともに、明確にわ

かりやすくお示してください。

**○市長（宮路高光君）**

今、議員がおっしゃいましたその7つの要件、これは本当に大事なことであるというふうに思っております。この7つの組み合わせをいかにして、それぞれにまた私ども日置市におきましても、やはり農村地域、また住宅地域、商業地域、分かれておりますので、やはりそれぞれの価値観というものにおきましては、その地域の皆様方がこれを選択していただければいいのかなと思っておりますので、それぞれ地域に合ったこの7つを組み合わせながら進めていくことが日置市の大きなまちづくりであるというふうに思っております。

**○14番（田畑純二君）**

今度は子育て支援策についてですね、先ほど答弁はいただいたんですけども、この細かな事業内容等につきましては、我々議員にも先日配付されました平成23年度第2回各地域審議会資料、市総合計画、実施計画の主要事業一覧（平成22年度事業実績及び平成23年度事業実績見込み並びに平成24年度以降計画案）の35ページから38ページ中ほどまでに記載されています。この本市の子育て支援、児童福祉の事業の基本理念、基本方針と特に力点を置いているのは何なんでしょうか、再確認のためにも具体的にわかりやすく答弁してください。

**○市長（宮路高光君）**

今回、子育て計画を策定させていただきました。特に保育所のそれぞれの充実ということで、いろんな事業のメニューを入れております。

今、幼保一元化ということもございますけど、やはり子供たちの子育てというのは、地域と家庭、それぞれの保育所というのがありますけど、大方の方々が保育所か幼稚園に行っているのが実態でございますので、各種政策につきまして、それぞれの施設の皆様方と

も十分検討しながら今後進めていきたいと思っております。

**○14番（田畑純二君）**

今、市長から答弁をいただいたんですけど、さらにちょっと一般的なことを申しますと、一般的に自治体の次世代育成支援行動計画の重点施策の多くは、今、市長が言われたように、保育施設の充実、運営に力点を置いている。一方で、専業主婦層の間で子育て不安が高まっている。子育て支援を専業主婦層まで広げ、すべての親や子供が利用できる制度の構築と環境づくりが必要であるとの見方もあります。

これに対する市長の見解、方針と本市の実態、お知らせください。そして、本市の待機児童数と年度途中で希望する保育所への入所を待っている空き待ち児童数もともにお知らせ願いたい。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に保育所に行けない専業主婦の方々が育てる方々には、特に保育所に設けております子ども支援センターと、こういうものを活用しながら、やはり育児におきます相談、また私ども保健師のほうもそれぞれ各家庭を回りながら、いろんなこともお聞きしております。この数については福祉課長のほうが、私としては待機者はいないという理解をしておりますけど、的確なのは福祉課長のほうに答弁させます。

**○福祉課長（野崎博志君）**

23年度におきましては、日置市としましては待機児童者はゼロというふうになっております。

ただ、伊集院地域におきまして、二、三名、今希望をしているというような方がいらっしゃるという状況でございます。

**○14番（田畑純二君）**

それでは、子育て支援には一定の財源が必要となりますが、子育て費用は未来への投資

であります。ところが、国は、子育ての財源をどのくらいの確保し、投じていくかの目標、枠組みを明確にできていませんでした。国が行わないなら地域みずから行うしかないとして、東京都千代田区は、子育て支援に向けて子育て施策の財源の確保に関する条例を制定しています。これは、各年度の区民税1%程度を子育て環境を整備するための新規拡充施策の財源として確保することを明確化した全国初の条例であります。子育て関連予算の拡充によってさまざまな施策を展開しており、保育園待機児童ゼロの継続を初め、手厚い支援策によって子育て世代を中心に転入者が増加しています。

財政事情は日本全国各自治体ばらばらであるのは当然であります。市長はこのような条例を研究し、本市でも応用するような形で調査検討していくつもりはないか、私はこの一方策だと思いますが、市長はどのように思われ、どのようにされるつもりか、教えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

特に世田谷区、大都市でございまして、恐らく財政力は1以上だと思っております。

そういう地域と私ども財政力0.38程度の中におきまして、この条例化してみても、それぞれの財源を確保できるのか、これはちょっと疑問視というふうに思っております。今のこの時期の中におきまして、やはり国の私ども施策を運用しながら、それを補助金等を活用していくのが一つの手段であろうかと思っておりますので、今のところ、そういう条例等をつくって政策をする考えは持っていません。

#### ○14番（田畑純二君）

それと、子育て支援、子育てや教育で大切なのは、ともに育つ教育とともに育ちの教育ですね、それで家庭、地域、学校、園が子供とともに育て、みずからも育つ社会づく

りであると言われております。ワークライフバランスが進まない中で、少子化問題を日置市民共通の課題ととらえ、日置市内の各企業も巻き込み、取り組んでいく必要があると私は考えます。

市長は、我が日置市内における少子化対策に向けた展望と方針をどのように考えておられるか、率直に述べてください。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、子育ての中におきましては、家庭だけではなく、また園、学校、また地域、そういうことが総合的に活用して子供たちを育てていかなきゃならないと思っております。

そういう中で本市におきましては、それぞれ小学校区ごとにおきまして、園との、また学校と地域と、またそういう交流会ですかね、意見交換会、これをやっておりますので、これをそれぞれの今の手法の中で、また新たにどういう形の中でもう少しという部分が出てくるのかなと思っておりますので、そこあたりを充実していくことが大事なことでありたいというふうに思っております。

#### ○14番（田畑純二君）

1問目で述べたんですけども、組織化とネットワーク化で子育て支援は、子育て支援として質的な厚みを増し、子育て支援は、将来の地域社会の担い手づくり、大人づくりとなっていて、その地域社会の持続的な発展が図られることが期待できると述べました。これを聞かれた市長の感想と、これを生かした今後の具体的方針をできるだけここで披露してみてください。

#### ○市長（宮路高光君）

今、教育委員会を中心に子育て応援隊ということで、それぞれの地域の皆様、特に高齢者の皆様方にもご協力ももらっております。今ご指摘ございましたように、組織化、システム化、これは大事なことでございまして、

こういうことをもとにしながら今後進めていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○14番（田畑純二君）

今度はまちづくり活性化等について、薩摩川内市では、6月から募集を始めた薩摩川内市シティーセールスサポーターが4,000人を突破しました。シティーセールスサポーターは、いつでも、どこでも、できることをできる範囲で活動してもらうもので、居住地、年齢を問わず、個人でも事業所でも登録することができます。

具体的な活動は、1、対外的に同市の魅力や出来事のPR活動、2、同市の特産品の購入や旅行、移住を希望する人の紹介、3、インターネットのブログ、口コミサイト、SNS、新聞、雑誌などの情報発信、4、シティーセールスの趣旨に合致した商品、イベントの情報発信、5、市外在住のシティーセールスサポーターの紹介、6、情報発信の状況をシティーセールス推進会報告となっています。

私は、これもまちづくり市街地活性化の一方法と考えますが、市長はこの存在を知っておられるでしょうか。また、本市でもこの制度の導入を検討していくつもりはないか、市長の見解、所見と方針をお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたけど、私のほうは、このことについて薩摩川内市の取り組み方をちょっと承知しておりませんでした。今ご指摘のとおり、いろんな項目の中でまちを売り出していく、また市街地の活性化をしていく、これは必要なことであろうかと思っておりますので、いろいろと研究、検討もさせていただきたいというふうに思っています。

#### ○14番（田畑純二君）

さらに、高松市の中心部にある丸亀町商店街は、再開発による中心市街地活性化の成功

事例として全国に知られております。最大の特徴は、土地の所有関係を変えず、定期借地権で建物をまちづくり会社が一括運営する、所有と利用の分離を実現した点です。日本初と言われるこの手法によって、効率的、合理的なタウンマネジメントが可能になり、生活者目線の市街地再開発を推進しています。

私は、本市においても、4地域おのこの中心市街地の活性化が課題と考えておりますが、その活性化には次の3つの基本方針も考えられます。

まず1、商業、サービスの高度化、すなわち、土地の所有と利用を分離したテナントミックスの考え方に基づくタウンマネジメントによって、商業、サービスの質と魅力を向上させる。2、回遊したくなる中心市街地づくり、すなわち、商店街の魅力的な空間づくりや道路のバリアフリー化事業などにより回遊性を高める。3、定住人口の増加、すなわち、魅力的な住宅の供給などによって積極的に町なかに住むことを促す。居住者がふえれば商業が自然に再生するし、どう人を呼び込むかよりも、まず地元の人が暮らしやすいまちをどうつくるかが大切であるという考え方もあります。そして具体的に、そこに人が暮らしている限り消費はある、衰退は原動力だ、言い切っている急成長中のコンビニチェーン社長もおります。

市長は、以上をお聞きになって、市街地活性化の極意は何であると思われますか、その感想とともに、さらに深く突っ込んで、再度お答え願います。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、極意といいますか、市街地活性化、大変難しゅうございます。大型店舗を含めて、今後、今ある市街地の活性化ということで、今議員がおっしゃいました土地の定借権の問題とか、いろんな課題はあるというふうに思っておりますけど、今私のほ

うで極意というものは持っておりません。こういう部分を含めて、今後みんなと一緒に検討していかなきゃならないことだと思っております。

#### ○14番（田畑純二君）

それでは、ちょっとグリーン・ツーリズムとブルー・ツーリズムについて再度。人間でいえば、青年期を迎えつつあるグリーン・ツーリズムであります。

それで本市も、南さつま市、南九州市、枕崎市とともに4市で南薩地域グリーン・ツーリズム連絡協議会を立ち上げて、市長がこの協議会の会長として日夜努力奮闘されて、都市部の修学旅行生や農業農家体験民泊者を受け入れ、南薩地域の活性化につなげていることは承知していると思います。

それで、この協議会の課題と問題点は何で、それにどう取り組み、これの展望と将来性はどうかなど、この機会にこの協議会についてもう少し具体的に詳しくお知らせください。

#### ○市長（宮路高光君）

この協議会を設立してもう3年間ぐらいになるのかなと思っております。特に課題という中におきまして、このグリーン・ツーリズムの場合につきまして、特に旅館業という法律がございます。私どもグリーン・ツーリズムという中で、いわば使用料という料金をいただくかなきゃならない。ここあたりも大変難しさの問題がございますけど、やはりここあたりをクリアしながら、また、うちの協議会では、やはりこの宣伝、広告というものが一番大きな問題でございますし、また、特にこの受け入れ体制の農家、また受け入れ方の皆様方にやはり食安全のこの指導、やはり今約1万人ぐらいこの南薩地域に来ていらっしゃいますので、ここあたりをまた徹底していかなければ、完全なまたグリーン・ツーリズムの確立というのは図れないというふうに感じておりますので、そこあたりを十分この協議

会を通じまして、各仕事に指導徹底をやっていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○14番（田畑純二君）

それでは、ちょっとブルー・ツーリズムについて、本市でも東市来中などとヒラメや鯛の放流事業等を江口浜等を中心に行われておりますけども、本市のブルー・ツーリズムについても、その課題、問題点、対処方法や将来性、展望等をもう一步進んで、詳しく答えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

特にこのブルー・ツーリズムの盛んなところは垂水でございます。垂水漁協は大変いろいろと子供たちに体験しながらやっております。まだ私ども江口漁協の場合につきまして、そこまでは至っておりません。

ですけど、また市内の子供たちに海等を体験し、種苗等を放流する、こういうことをやっていることは大変大きなことでございますので、それぞれ江口漁協のほう、また吹上漁協もございますけど、ここまで育っていくのか、また漁協の皆様方と十分打ち合わせをしていく必要があると思っております。

#### ○14番（田畑純二君）

先ほど1番目で述べましたけども、遠野ツーリズムを通じて、交流人口の拡大から定住を目指す岩手県遠野市でのグリーン・ツーリズムの成功事例を市長はどのように参考にされ、南薩地域グリーン・ツーリズム連絡協議会の運営及び日置市のグリーン・ツーリズムにどう役立て生かしていけるつもりか、再度お伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

遠野地区には、私、グリーン・ツーリズムの研修じゃなくて、介護保険の中で遠野地区には行ったことはございますけど、まだ遠野地区のグリーン・ツーリズムがどういう実態であるのか、ちょっと認識しておりません。

また議員のほうからいろいろとご資料をいただきながら検討してまいりたいと思っております。

#### ○14番（田畑純二君）

それと、今度は中山間地域の自立産業化についてお伺いいたします。

食と農と並ぶ地域産業のキーワードは暮らしであり、暮らしの視点で商品を開発し、人口が減っても暮らしやすい地域づくりを目指す活動をしていくべきであります。そして、21世紀のテーマは、安全・安心と持続可能性であり、自然と共生する中山間地の価値観が見直される時代になりそうだとおっしゃっております。

市長は、本市での多い中山間地の価値をどう評価していますか。そして、この中山間地を日置市の自立再生を目指して、どう役立てていくつもりか、お答えください。

#### ○市長（宮路高光君）

中山間地域というのは、やはり地理的な不利地域という考え方がございます。この中におきまして、この畑、田んぼをどう守っていくのか、これが大きな課題でございまして、そういう中で私ども、中山間地域の直接支払いを含めまして、緑ネットワークにおきます農地、水の事業を通しながら、みんなでこの地域の荒廃地を少なくしていこうという考え方の中で取り組んでおりますので、ここあたりの事業等を組み合わせながら、中山間地域に住みたいという方がどの程度いらっしゃるのか。また、やはり定住的な衣食住のものを含めて、やはりこれには医療、またそれぞれの商業地、このネットワーク、こういうものも必要であろうかと思っておりますので、今のところ私どもは、この中山間地域の活性化というんじゃなくて、中山間地域をどういかにして守っていく、このテーマに今、私どもは取り組んでいるというのが実情でございませぬ。

#### ○14番（田畑純二君）

1番目で述べましたですけども、愛媛県にある人口1万8,000人ほどの内子町という町が、地域の活性化に悩む全国の自治体から注目を集めています。その成功事例は、自然や歴史といった地域資源を大切に守り続けた住民と行政の協働による成果である、当然のことですけど、と言われております。

本市でも協働の地域づくり助成金を交付し、地域づくりのモデルとなる取り組みを支援していますが、本市がよく掲げている目標とする「温もり溢れる共生・協働の地域づくり」に向けた市長の熱意、覚悟、決意を改めてここで表明してください。

#### ○市長（宮路高光君）

今までもこの共生・協働というのは、私どもも行政もですけど、地域の皆様方、特に地域における役職員の皆様方と一緒にやりましょうと。いつも言っているうたい文句でございませぬけど、地域でできることは地域でお願いしたいと。また、それ以上については私どもがし、また県・国のほうにお願いしていく。やはりそういうことをいつも話し合える機会といいますか、そういうことを多く設けていくことが大事であろうかと思っております。

私は内子町に行っておりませぬので、議員が行かれたら、またいろいろと資料をいただきたいと思っております。

#### ○議長（松尾公裕君）

田畑議員、あと残り2分ですので、最後までとめてください。

#### ○14番（田畑純二君）

それから、本市の新エネルギー政策について再度お伺いいたします。

去る9月議会の同僚議員の再生可能エネルギーについての本市の考え方についての一般質問に、市長は次のように答弁されました。

すなわち、エネルギー政策の転換、新エネルギーの再生利用が課題である。国のスマー

トコミュニティ普及推進事業補助を申請し、調査研究を実施して前向きに取り組んでいくというものでした。

その後の本市の具体的な計画に向けての調査研究の進捗状況はどうなっているか、具体的にわかりやすく答弁願います。

**○市長（宮路高光君）**

議会の全協でもお話しいたしましたとおり、今回、経産省のほうのこのスマートコミュニティの中におきます調査費ということでお願いしましたが、ちょっと内示をいただけなくなりました。それで、来年の当初予算に、さっきも申し上げましたとおり、外部の委員会、内部の庁舎内委員会、これをつくりまして、来年の当初予算にその調査費として計上をしていきたいというふうに思っております。

**○14番（田畑純二君）**

もう時間が来ましたんで、あと1分ですので、これで最後にしたいと思いますけど、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、国は、原発周辺で平時から避難や屋内避難の準備をする防災区域を広げる方針を示した。新たな基準となる原発から半径30km圏には、日本全国で現在の約3倍の135市町村が含まれ、この中に日置市も入っていると思われませんが、避難など必要な住民も大幅にふえる、原発に対する関心が高まる中、対象となる自治体は、防災計画の見直しなど対応に大わらわだという、11月28日付日本経済新聞記事もあります。

あってはならないことではありますが、もし川内原発事故が発生した場合の本市の対応策はどう進んでいるのか、その状況をさらに詳しく説明してください。もうゼロになりましたんで、これで質問は終わります。

**○市長（宮路高光君）**

E P Zを含めた中で30km、県としては暫定的なE P Z 20kmということでございますので、私どももやはりこの国と県、この見解

の相違を含めて、最終的な国の指針が出た中において、このことについて作業、防災計画の見直しというのをやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（松尾公裕君）**

これで本日の一般質問を終わります。

---

△散 会

**○議長（松尾公裕君）**

12月の12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時54分散会



第 3 号 ( 1 2 月 1 2 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（8番、1番、2番）
-------	----------------

本会議（12月12日）（月曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西菌典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君  
教育総務課長 地頭所 浩君  
社会教育課長 今村義文君  
監査委員事務局長 石塚澄幸君

上下水道課長 宇田和久君  
学校教育課長 肥田正和君  
会計管理者 前田博君  
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

市長から、発言の訂正の申し出がありましたのでこれを許可します。市長。

○市長（宮路高光君）

9日の田畑議員の一般質問の答弁の際、財政力指数を3.9と答弁いたしましたので、0.38の誤りでございますので訂正をお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

ただいまの訂正のとおりでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

---

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。まず、8番、花木千鶴さんの質問を許可します。花木千鶴さん。

〔8番花木千鶴さん登壇〕

○8番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告いたしました2項目について質問いたします。

初めに、防災について伺います。

このことについては、ことし3月に発生した東日本大震災以来、国の防災指針の見直しを初め、地域防災計画の見直し、ハザードマップ作成など、余儀なくされていることから、6月議会、9月議会の一般質問では、多くの議員がさまざまな問題を指摘しながら、本市の防災施策を正してきたところでございます。

私も、6月、9月両議会で質問続けてまいりました。その中で、現在、本市が作成中でありますハザードマップの作成状況はどうか。また、自治会長、地域の声を聞いて作成するとのことでしたが、意見集約はどうなっているのかを伺います。

それと、市長は、地域防災は自主防災組織による日ごろの訓練や避難経路の確認などが重要だと言っておられます。既に組織のあるところ、これからつくるところも含めて、活発な活動や自主的な地域ハザードマップを作成する場合、行政支援の必要性についてどのようにお考えでしょうか。

次に、共生・協働の地域づくりについて伺います。

現在、第2期地区振興計画を策定中ではありますが、計画の趣旨、目的は、地域の皆さんに十分伝わっているのでしょうか。また、その地区振興計画は、地区館長や自治会長を中心に策定されていますが、私が以前研修させていただいた熊本県氷川町は、地区づくり委員会という組織をつくっていました。

本市も、もっと多くの住民が参画できるような策定組織をつくるべきではありませんか。共生・協働の地域づくりは、地方自治体の重要な課題となっています。

地方自治法では、地方公共団体の役割、住民の権利義務を定め、自主性と自立性を発揮しなければならないと明記されています。

それらを、地域実情に応じたものに補完するため、今日多くの自治体が自治基本条例を策定しています。

このことは、これまでの行政と住民の役割が著しく変化している現状があるからにほかなりません。

つまり、自治体にとっての共生・協働のまちづくり計画と地域づくりは、行政と住民の役割を明確にするという面において、自治基本条例と深い関係にあるわけです。だからといって、自治基本条例がなければ、自治体運営ができないわけではありませんが、市長は、条例の必要性を感じたからマニフェストに掲げられたのではありませんか。

しかし、この間、平成22年度までには、市民を中心としたワーキンググループをつく

るといいながら、少しもその動きが見えません。

また、昨年私の質問では、条例でなく、指針のようなものでいいと答弁されました。自治基本条例は、まちづくりの基本理念を定める重要な問題ですので改めて伺います。

自治基本条例の制定はどうなっているのでしょうか。共生・協働の地域づくりを規定するための条例として、まずはまちづくり条例を制定することについてはどのようにお考えでしょうか。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の防災について、その1でございます。

ハザードマップの進捗状況は、現在、素案の段階で、それぞれの地区ごとに自治会長へ説明を行い、意見を聞いている段階でございます。12月20日までに意見集約を行い、出された意見を検討し修正を行ってまいります。

2番目でございます。

自主防災組織への支援につきましては、結成時に補助金として3万円、次年度以降については、活動補助金として1万円を自主防災組織活動補助金として交付しております。

また、必要に応じて、防災出前講座や各自主防災組織内の身近なハザードマップなどを作成される場合など、必要な支援を行います。

特に、地域ごとのハザードマップ作成時には、図面の提供や作成指導においても県とも連携を行い、県防災アドバイザー等の専門家の派遣など、活動支援を積極的に行います。

2番目の共生・協働の地域づくりについてということでございます。

その1でございます。地区館を共生・協働による地域づくりの拠点とするために、本年度、地区公民館条例を制定し、その事業の一つとして地区振興計画を位置づけています。

第2期地区振興計画の策定につきましては、1期の基本計画をベースにした平成24年度から3カ年の実施計画として取り組まれています。

策定のテーマとしては、「人口減少社会と共生・協働」を掲げる中・長期的な視野も交えた3カ年の計画づくりについて、足元を見直しながら地域課題を明確にし、今後の地域のあり方を含めて再検討していただくよう、5月16日の館長、支援員会を初め、地域自治会長会、あるいは、地区単位などさまざまな機会をとらえ、説明をいたしました。

若干の差異のあることは否めませんが、地区公民館が主体的に取り組むという観点から、自治会長を含む地区公民館役職員には、ご理解をいただいていると考えております。

2番目でございます。

計画の策定体制につきましては、各種専門部等の地区公民館組織が、ある程度機能している現状にかんがみ、今回は市として設置のお願いはしておりません。

地区公民館では、自治会長や専門部長などが会する「運営審議会」などを中心に意見の決定が諮られていると認識しております。

その前段となる地域課題の集約や、今回、策定作業の一環としてお願いしている「まちあるき」等は、自治会単位で取り組まれ、それが地区で協議されている状況にありますので、基本的には策定体制をあえて組織することは考えておりません。

ただし、自治会側として、役員だけで決めたり、1年交代のため、地域課題の継続性に欠けたりする事例が想定されますので、そのことは自治会長等で引き続き理解を図りたいと考えております。

3番目でございます。

自治基本条例の制定につきましては、これまでもお答えしてきましたが、市民が自治や共生・協働について理解と関心が深められ、

かつ、形骸化しない形式にしたいと考えており、指針的なものについて検討を行っています。その協議につきましては、地域の声が反映されるよう、26地区公民館から一人ずつ委員を出していただく方向性を持っております。4地域で毎月開催しております地区公民館支援委員会では、自治基本条例の背景や目的、その傾向等をご説明申し上げ、多様な主体が相互理解により構築する共生・協働の社会づくりには、それぞれの位置づけと役割分担が必要であることなどを説明した上で、そのような趣旨での指針策定に向け、各地区のご協力をお願いしたところでございます。

4番目でございます。

まちづくり条例につきましては、さきにご質問いただきました自治基本条例からさらに踏み込んで、市民生活に密着したルールとして制定している事例があると認識しております。理念的な条例になりがちなものと比較して、より実効力のあるもの、仕様を目指して、開発行為などを含んだ「まちづくり」を市民とともに進めようというもので、地区振興計画の推進を補完する内容にも言及し得ると考えています。

共生・協働の啓発は、市政全体において不可欠なものであり、地区振興計画は、その手段の一環でございます。

第2期地区振興計画づくりにおいて、地区というエリアでの課題解決への意識が高まってきていることを踏まえ、さらにそのことを深めながら地域づくりとまちづくりがリンクしたルールづくりを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○8番（花木千鶴さん）

それでは、1問ずつ、伺ってまいりたいと思います。

たまたま、私は先日、参加した会合で、行政の担当者の方から、ハザードマップの原案

ていうんでしょうか、それが説明なされました。自治会長さん方からいろんな質問、要望が出されておりました。

先ほど、市長説明があったとおりで思うんですが、20日までにということですが、現在どれぐらいの地域で、もうこの説明会というんでしょうか、まだ残っているんでしょうか。どれぐらい終えているのかお答えください。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

26地区館のうち、残っているのが2カ所程度だったと思っております。ほとんど終わりに近づいているということでございます。

#### ○8番（花木千鶴さん）

意見を聞いてから修正をするということでした。これまで大体どんな意見が出されているのかご紹介いただけますか。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

これまで出されたご意見としては、地域の地盤等の状況を知りたいというときに、地域の地図をつくりたいと、そのときに市の支援はどうなるんですかとかですね、文字のサイズが小さい、大きくできないかというご意見、また、自治公民館を避難所として利用できないのかというふうなご意見ですね、さまざまなご意見をいただいております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

さまざま出されたんだと思いますが、今、上げられたことは、共通的な大きなものなのかもしれませんけれども、持ち帰って検討すると回答されていると思いますね。で、どれぐらいの範囲を書きかえていこうと思っておられるのか、その辺のところはいかがなんでしょうか。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

これまで市のほうで各世帯に配布するというで考えておりました地図について、自治会単位の表記がなかなか明確にできていない、まあ、縮尺の関係もございまして、そう

いう分がございました。最終的には、自治会単位の大きさで実際の避難経路でありますとか、そういったものも検討したいので自治会単位ぐらいで配ってもらえないかというご要望等もございますので、それらについては、今、地図の縮尺等も検討しながら準備を進めて、できるだけご希望に添えるような形で、今対応してるところでございます。

**○ 8 番（花木千鶴さん）**

6月議会の私の質問のとき、総務課長、答えていらっしゃるんですね。進め方について答弁されました。

まずは、細かい情報を積み上げて、地域ごとのマップ案をつくるっていうことでした。まず、収集、今回の意見集約の前に、この原案のマップをつくるための情報収集はどのようにされましたか。

**○ 総務課長（富迫克彦君）**

情報収集につきましては、県の土砂災害警戒区域の情報でありますとか、また、今回委託をしました会社と、その標高とかを出しまして、津波に対する状況、そういったものの情報を集めた上でマップとしてまとめたところでございます。

**○ 8 番（花木千鶴さん）**

それでは、その段階では、この案の段階では、地域の声はまあ聞いてないわけですよ。先ほど来、言っていらっしゃるように、そのようにして、まあ、つくった案ですね、マップは防災会議を通じて、それぞれの自治会に降りていっていろんな意見を聞くとなっていましたので、今、その段階になっているわけですね。

これまでの答弁では、具体的な避難経路であるとか、避難場所であるとか、そういうところまで細かく詰めていったものをマップとして提供できればいいと、今、課長がおっしゃったようにですね、いろんなところを自治会単位のもので配っていきこうってことで

すが、そういうふうにして避難経路とかまで入れたマップを今回つくるのが、その、自治会の望んでいるようなものをつくるどころまで行けるのかどうか、行こうと思っているのかどうか、その辺はいかがなんでしょうか。

今、自治会単位でできればというお話がありました。どこまでつくろうという意思がおりないんですか。

**○ 総務課長（富迫克彦君）**

これまでも申してまいりましたように、実際、まち並みに対する避難経路、また、河川のはんらん、土砂災害、いろんなケースが想定されると思いますが、最終的には、その自主防災組織を中心とした地域力というのがかぎを握るんじゃないかというふうに考えておりますので、先ほどから申しますように、最終的には、その自治会単位でどういう対策をするかということにも行政も一緒になって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○ 8 番（花木千鶴さん）**

伺っているのは、市は今回、各家庭に配るわけでしょう。だから、それを市はどれぐらいにしていくのか、それと自主防災組織があるわけだから、それがそれぞれの地域がやろうという自主的なものとかあると思うんですけど、そこまで今回やるのかどうかを伺っているんです。いかがですか。

**○ 総務課長（富迫克彦君）**

先ほど申しましたように、1万分の1の地図のA1サイズのやつを全世帯にお配りするというのでこれまで進めてまいりました。

これはあくまでも、26地区公民館あるんですけども、市内の253km<sup>2</sup>余りを15分割した形の図面でございますので、あくまでも一つの目安ということにしかたないのかなと思っております。そういう意味から、最終的に各ご家庭にお配りする図面の大きさですね、そういったものももう少し検討

しながら、具体的なその避難経路等が記入できるような大きさのものを何とかお配りしていきたいというふうに考えております。

**○8番（花木千鶴さん）**

では確認させてください。

それは、それぞれが記入できるようなものにする、市がそこまで一緒になって作りあげたものをお配りするとかじゃなくって、大まかなものをつくって配っておいて、後はそれぞれの単位で書き込んでいくようなものにするということですか。

**○総務課長（富迫克彦君）**

今、ご指摘ございましたように、最終的には、その自主防災組織、自治会等で記入していただいて活用いただければというふうに考えております。

**○8番（花木千鶴さん）**

もう一つ伺います。

その地元からも声が出ていて、今回の案をつくった、そのところでもう一つお尋ねしたい件があるんですけど、私の地域が、まあ、30年前に開発した団地なんですけれども、私の地域で安全基準で開発した地域だから、何の問題になる箇所は示されていないですよ、問題ありません、何にも書いてありません。で、自治会長さん方から、30年の基準と今では違うところもあるんじゃないのかという質問がありました。最新の防災基準というものでつくったんですか。先ほどは、県の情報やコンサルの相談しながらつくったということでしたけれども、その基準っていうものは、防災の見直しっていうものが言われている今、この辺のところは最新のその防災基準というのですか、それで作成したかどうかを確認させてください。

**○総務課長（富迫克彦君）**

基準という意味からは、最新の基準に基づいて危険区域とかそういうものについては示しているというふうに考えております。

**○8番（花木千鶴さん）**

まあ、先ほど、今回の震災を受けて、基準等の、あの防災上で書きかえたところは津波だとかっていう話があったんですが、津波だけではなくて、地域によっては先ほどちょっとありましたよね。まあ、私どものところでは液状化の地域は余りないかもしれないけれども、切土とか、盛土とか、場所によっては、まあ、地下ごうがあると言われて、入り口はふさいであるけれども、そういったところがあって、いろんな心配はあると思うんですね。そういうものに住んでる人のいろんな課題があって、で、そういうことも含めて、いろいろ、今回情報を出していただけるんだろうかと思っていた住民の人たちがたくさんいたと思うんです。で、その辺のところは、今後、まあ、協力体制っていいですか、その辺のところはどれくらい情報を提供して下さるのか調べて下さるのか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

**○総務課長（富迫克彦君）**

行政、私のほうが今、持ち合わせている情報は、とりあえず、すべてを網羅した形の地図ということで認識しておりますので、それ以外の危険箇所、もしくは防空ごうとかですね、そういったものももし漏れてる、把握できてない部分がありましたら、また、市民の皆様のご協力をいただきながら、そういったものも盛り込んでいきたいというふうには考えております。

**○8番（花木千鶴さん）**

まあ、今の答弁を、ずっと流れを伺っていますと、とりあえずは、自治会単位でちょっと拡大した地図で、今でき上がっているもので、ちょっと拡大して渡そうかと、その次の段としては、自治会の皆さんの要望で書き込んでいくという作業に入るというふうには受け取れるんですね。まずはその確認でいいですか。

○総務課長（富迫克彦君）

そのとおりでございます。

○8番（花木千鶴さん）

防災マップは市民のためにつくるわけですよ。市民が納得できるものでないと生かされてこないわけですけれども、そのマップはいつ配る予定ですか。

○総務課長（富迫克彦君）

先ほど12月20日までに意見を集約してということをお願いしました。それを踏まえて見直しをいたしまして、年明け1月末ぐらいに全体をまとめた上で印刷に入りまして、3月の末までには配布を終えたいというふうに考えております。

○8番（花木千鶴さん）

そしたら、今回いろんな事情で細かくできなかった面もあるとすれば、今後、それを入れ込んだマップを2段階的なマップというんですか、そういうのをつくるために、協力する考えはあるということではありましたが、で、ですね、ハザードマップは、自然災害の被害想定を地域内の図面に示すことで防災意識を高めて、実際の被害を軽減することを目的につくるんだと市長自身が答えていらっしやいます。今回の進め方で、住民の防災意識は高められていくとお考えですか。

○総務課長（富迫克彦君）

3月11日の地震、津波ですね。そういった中では、必然的に防災に関しては関心をお持ちだと思います。

ただ、より身近な周りのことについては、今回、自治会長さん方には、今、ご説明したところですが、それぞれの自治会の末端までじゃあ説明が届いたかという部分では、もう少し時間がかかるのかもしれませんが。

しかしながら、今回地図をつくってお配りすることで、来年度に向けてより一層そういう話し合い活動を通じて、そういう防災に対する認識も含めて確認をしていただきながら

対応をしていただければということで、第1弾でこういうことがマップを配るっていうのが、たまたま今年度計画をしておりまして、これを機会にして市民の関心も高めていただきたいというふうに考えております。

○8番（花木千鶴さん）

では、3月末までに配って、その後市民とともに自治会単位、校区、地区館単位でつくっていく、またその作業も高めていく、防災意識を高めていくことになるんだということですね。津波とかばかりではなくて、今回そのことは大変大きかったんですが、自治会長さん方でさえ、やっぱり今の段階では、まあ納得のいくものにはなっていないと思うわけですね。今の説明もそうだったと思います。で、消防や警察の方にも入っていただいた、自治会の人もその中には代表の人もいた、それで防災会議で話し合ったとか、専門のコンサルタントに、まあ、委託したかもしれないけれども、やっぱり、ハザードマップが住民の意識を高めるという目的でつくるんだと市長は、はっきりおっしゃったわけだから、その目的が達成できなければ投資の無駄ということになりますので、今がそこまでを達成しないのであれば、今後が物すごく重要になってくると思うんですね。そうしなければ目的が達成されないし、投資の無駄ってことになりますので、だからそれは本物になるところまでやり切っていただかないといけないと私は思います。

市長は、9月議会の私の質問に、今回完璧なものではないかもしれないが、いろんな課題は地域の声を聞きながらつくっていく必要があるとはっきり答弁されています。防災は忘れたときにやってくるといいますので、今、徹底してやらなければ肝心なときに役に立たないということでは、それこそ投資の無駄ということになります。

自主防災組織も形だけでいいとは思ってら

っしやらないはずで。先ほど来、自主防災組織が中心になってやってもらわなければいけないという話でした。発展的にやってくれというものではありません。

次の質問にも、私、上げているんですけれども、共生・協働の地域づくりとも関連した自助、共助、公助の役割分担を明確にすることもでもあります。

ハザードマップづくりだけでなく、先ほどありました3万円の立ち上げ金、活動費の1万円を助成していますけれども、活動によってはもっと費用がかかるとか、人的支援も必要になることがあるかもしれない、地域の自主的な活動からすればですね。

その防災組織に対する市長の熱い思いは、行政支援としてどんなもんだと考えていらっしゃるんですか。3万円と1万円でもう事は足りると思いますか。その、市長の考えをお聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

3万円と1万円という金額で、まあ、答弁もさしていただきましたけれども、基本的に私ども日置市におきます、この自主防災組織の組織率というのは、大変、県下の中で低うございます。とりあえずこの組織をつくり、またこの内容に、また今、50何%かいね（「57」と呼ぶ者あり）、また57%という自治会単位にいけば、そういう低い、低うございますので、これ、どうしてもこの来年の3月末までは上げていく、これが必要であろうと思っております。

ご指摘ございました、また内容等については、ある程度、その率が上がった中においても、十分いろいろと地域でご要望があらわれる分があるかと思っておりますので、そこあたりはまだ十分答えられるところは答えていかなきゃならないというふうに思います。

#### ○8番（花木千鶴さん）

先ほどからもう皆さんおわかりだと思っ

です。本当にハザードマップを本物にしていくためには、この自主防災組織の力が必要だと言っておられるんです。そこに、徹底した書き込みをしてもらいたい。それが、市長が言うておられた防災意識を高めて、災害時の被災をできるだけ小さくするために、その目的を達成するために、この自主防災意識がどれほど重要かということをお答弁なさってるわけでしょう。そうすると、もっと積極的にやっていたらかなければ、目的は達成されないのではないかと、まあ、指摘しておきたいと思います。

自主防災組織が機能するように支援するのが、行政の役割ではないでしょうか。東日本震災は家族、地域のきずなが重要であるという教訓を残し、ことしを象徴する言葉の一つとなっています。防災で地域のきずなが重要であるならば、災害が起きる前の地域づくりがいかに大切か、そして行政は、日ごろからここにこそ力をいれておく必要があるのではありませんか。なぜなら、大災害時には地域住民でしか動けませんし、何より行政機能が麻痺することもあるわけですよ。住民の声が活かされるマップづくりに、まだまだたくさんの課題があると思います。住民意識を高めるためにも、もっと工夫が必要ではないでしょうか。さらなる取り組みを要請して、次に移りたいと思います。

振興計画の趣旨、目的が伝わっていないのではないかと、私は感じているところです。1期目で多くの議員から問題が指摘されました。2期目では、1期目の課題も整理して、作成要領が定められました。しかし、現在、地区館ごとに作成されている計画は、計画策定の目的に沿ってつくられていないのではないのでしょうか。私は、まあ、そういう気がしているところです。る後から申し上げます。どこの地域がそういうレベルなのかという話ではなくて、どのようにして、まずは、どの

ようにして行政担当者の共通認識を図って、どのような説明をすることにしたのか、まずは、行政サイドの取り組みからお尋ねをします。

#### ○市長（宮路高光君）

さきも答弁しましたとおり、行政サイドという言葉でございますけど、地区館長、支援員、この、取りまとめをする方々に対します共通認識ということで、説明し、また本市におきます協力員におきましても、それぞれ共通した中の要綱といいますか、そういうことを含めて説明をさしていただきました。

議員おっしゃいますとおり、この26の地区、いろんな背景といいますか、そういうものもございまして、それぞれの特殊性っていいですか、そういうことも十分配慮していかなければ、本当の地域づくりという部分はできないのかなど、まあ一つのマニュアルといいますか、物差しをはめて全部共通することじゃございませんので、ここあたりは、ある程度の幅を持ちながら、この、今、それぞれの地域の皆様方がそれぞれ地域を歩き回り、また課題を上げて、それぞれ作成していただけるというふうに思っております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

私は、地域ごとの事情を伺っているんじゃないんです。

これは、市の重要な施策です。それで、まずは、地区館ごとに行政の担当者行きますね。まあ、もちろん集まっていたら説明もあるでしょうし、いろいろ細かい具体的なところには、支援員は地区館ですか、まあ、行政の担当者が行きますね。で、その細かいときの指導の仕方、共通認識の取り方っていうものは、大変重要なんですよね。それがあって地域ごとは、地域の実情に応じたものをつくるものと考えます。

まずは、庁舎の中でどういう共通認識をつくり、どういうふうにして指導をしていくん

だという確固たる庁舎内の共通認識をどのようにつくったかと伺っているんです。

#### ○地域づくり課長（高山孝夫君）

26の地区公民館に、課長職の協力員がおります。それと自治会担当が、それで全職員を配置してございまして、各地区館ごとに、その配置職員を含めて、5月の16日に第1回目の第2期地区振興計画の策定に当たって、館長、支援員会、それから協力員を求めて参集をいただきまして、第2期地区振興計画のつくり方について、市長を含め担当のほうから、目的、それから策定のあり方ということで、先ほど市長が答弁されたような形の中で、共通認識を諮りまして、それから、その各地区公民館ごとにその担当職員も含めて、一緒にその地区館の策定に当たっての会合に出席いたしまして、共通認識を諮っているということでございます。

#### ○8番（花木千鶴さん）

確認させてください、その5月何日かにしたというのは、地区館やその自治会長さんたちを集めたというのではなくて、庁舎内でやったということですか、その、職員の研修をしたということですか。そこをはっきりしてください。

#### ○地域づくり課長（高山孝夫君）

まあ、先ほども申しましたとおり、館長、支援員、それから課長職の地域づくり協力員を含めて一緒に参加していただいたということでございます。

#### ○8番（花木千鶴さん）

ええっと、こういった問題は、まあ、一緒に研修したということですけども、説明を受けたということですけども、やはり、地区館ごとの課長さん方だけじゃなくて、それぞれの自治会に配置されている担当職員も一緒に、まずは課長、そして担当職員、みんなまずは行政の方針というものを確認するための会議をやっぴり開く必要があるんじゃない

いでしょうか。そういうのはしてないんですか。

#### ○総務企画部長（小園義徳君）

ただいまのご質問は、職員に対して共通認識を踏る上でそういう説明があったのかといったようなご質問だと思います。

これにつきましては、1期のときに、職員には全部説明をいたしてあります。ただ、今回2期目をつくるに当たっては、1期の考え方は、変わっているわけではございませんので、1期、いわゆる地域でやれること、市でやれること、県でやれること、いったような、大きな区分の中の計画は、そのまま引き継いでおるといったふうに考えております。ですから、1期にできなかった部分を、今度またさらに2期では、追加する部分もあるかもしれませんし、引き継ぐ部分もあるといったようなことがございます。そういった意味では、市職員については、1期のときに説明をしてあるということをご理解いただきたいと思えます。

#### ○8番（花木千鶴さん）

1期目のときに、いろんな問題が出されたと思うんです、議会でも。そして、これは地区館長さんや自治会長さん方でまあ中心になってつくるといことです。で、自治会長さん方、まあ経験もいろいろです。で、それぞれの自治会長さんには、やはり、担当職員がフォローするというのを考えれば、1期目と2期目で少し書きかえられたり、それから、そのまあ、今度私たちも、まあ、もらいましたが、策定要領の中でも留意点をつくってとかいった意味の課題をどうしてとかってありますね、そういうこともきちんと理解してもらわないと、自治会長さんの補佐役はできないんじゃないでしょうか。

市政の最上位に位置づけられた日置市総合計画の基本計画では、地区館ごとに作成された地区振興計画を核に、市民と市の共生・協

働を推進すると位置づけています。基本計画に基づく実施計画には、地区振興計画をもとにした地域づくりを推進事業として位置づけています。

つまりこのことは、地区振興計画と総合計画の整合性を図っていると、見ていいと思うんですが、次にその中に、1期目の計画をもとに2期目の計画は3カ年実施計画だと、まあなっています。策定要領にそのように書いています。そこで留意点が4つ上げられています。

1つは記載されている内容は、「総合計画、実施計画の資料となり、担当課と地域との協議の指標となる。原則として、自治会要望等は計画への配慮、記載が必要となる」となっているんです。このことはどう理解すればいいのでしょうか。このことをちょっと説明していただけますか。

#### ○地域づくり課長（高山孝夫君）

基本的に地区振興計画の策定に当たりましては、まず、地域の課題を共有していただくために「まちあるき」をしていただきます。そういう意味で、すべての自治会の課題というのは、組み上げなければ、その改善に当たっての解決になりませんから、基本的に、その自治会の課題を、すべてこの載せ込むという形の中では、まあ、行政が行う部分、それから地域づくり推進事業で行う部分、あるいはまた、県、国にお願いする分というのを住み分けするために、まずはその課題を集約する必要があるということで進めておるところでございます。

#### ○8番（花木千鶴さん）

たくさんいろんな地域づくりの課題は、すべてここに並べて、そして役割分担もするようにまあすると、そういうふうに整理することが一つですね。もう一件は、自治会要望等は計画への記載が必要となる、ということは、原則として、ここに載っていない自

治会要望はまずは採用されないといえますかね、自治会要望はこれに載っていることが原則だよという意味でしょ。違いますか、そこを説明してください。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、この3カ年という一つの枠でやっております。

また、その年度の見直しということも基本にしております。載ってなければできないということはありません。やはり緊急に、またいろんな事情が起こったときは、その地区の方々でお話をさせていただければいいと、まあ、原則としてここに載しているものを最優先していくと、そういう理解をしてほしいと思います。

**○8番（花木千鶴さん）**

緊急時はだれでもわかると思うんですね。緊急事態にはそれは対処しなきゃいけないのは行政の仕事ですから、ですけども、それ以外のものでも原則記載されていない場合は受け付けられないよという意味でしょ。違いますか。

**○市長（宮路高光君）**

緊急という文句が適しているか分かりませんが、基本的には、この振興計画に載っているものを最優先して、それぞれの地区で実施していくということが基本であると思っております。

**○8番（花木千鶴さん）**

このこと、物すごく重大なことだと私思うんですね。自治会要望ってたくさんあります。で、それをこの中に、3カ年の中に、一応並べてあるかどうか、もちろん1年ごとの書き込みはありますよ。だけれども、この原則論というのはすごく大事なことなんじゃないですか。で、それで、このことをそれぞれの自治会長さん方は理解をされているんですか。

**○市長（宮路高光君）**

ま、理解されているとそういうアンケート

もとったことはございませんけど、基本的に、私どもはそういう説明をしておりますので、特にこの3年間の中で自治会長なんか交代すると、そういうこともあり得ます。ここあたりについては、さきにも言いましたように、書きかえということもある程度必要であろうかというふうに思っておりますけど、基本は、この3カ年間、課題を上げたこれをそれぞれ年度ごとに優先順位を決めて、その予算の範囲内の中で実施をすると、こういうことであろうかと思えます。

**○8番（花木千鶴さん）**

原則は書いてあることなんですよ、原則はここに書いてあることなんですよ。それで、では、この原則がその限りでなくなる時は、どんなときなのか、災害以外に、緊急災害以外にどんなことがあるのか。そして、それはだれが決めるのかをお答えください。

**○市長（宮路高光君）**

それは基本的には、校区でそれぞれの話し合いをしますので、だれが決める、校区のその地区館ごとに決めていけばいいというふうに思っております。

**○8番（花木千鶴さん）**

まあ、地区振興計画の性格っていうものを明確にしないといけないと思うんです。で、市には地区振興計画以外に、別な、まあ一般財源などがあるわけです。その一般会計の財源の中で、これもまああるんだけど、配分として地区振興計画ってつくることになってますので、そこら辺のところ、本当に1期ごとにまた書き直していくんだとすれば、3カ年計画と1期ごとの書きかえのそういうものは、きちんとしたルールっていうんですか、そういうものがなければいけないんじゃないかなと思うわけです。で、まあ、次にいきますね。

で、留意点には優先順位だとか、3については法令、市政の方針の範囲であることなど

が上げられていますけど、留意点4では、地域の将来像を実現するための課題解決には、地域みずからが取り組むこと、地域ではできないので、市や県、国に望むこととあるが、その実現に向けて、まず、個人や地域が主体的に行動することを原則に、考えを整理し、単に要望を集約したものにならないようにしますとあります。結局、どんなものをつくれということなんですか。

#### ○市長（宮路高光君）

どんなものをつくれという、そういう指示はしておりません。地域がそれぞれの早く解決するものについて、その予算の範囲の中で地域づくりのまあ生活環境といいいますか、そういうものを整理していく、これが基本であるというふうに思っております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

とてもここで、印象に残るのが、要望等を集約したものにはならないようにしなさいっていうんだけど、多くのところは、1期目のときにはたくさん書いたと思うんですけども、結局2期目のときだって、まあ、ソフト事業は20%っていうふうになってますよ、しかしながら、要望集約になっているのではないか。そういうのが、私はすべての地域を知りませんが、議員の皆さんのいろんな声を聞くと、そのように感じるわけです。だから、本当にそのようにしてつくられているんだろうか。この要領目的に沿ったように策定されているのかどうか私は疑問に思うわけです。

この地域にづくりについては、財源から計画のあり方まで議会もかかわってきました。実施に当たって、その趣旨に沿っていなかったとすれば、問題だと言わざるを得ないと私は思います。例えば、同じような事業を地区振興計画でしたところと、市の一般財源や補助事業で行ったところの明確な違いがありますか。その指導はきちんと自治会にはしてあ

るんですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、明確かというところまでいきませんが、まあ、この補助事業と今回できる分については、予算をそれぞれ枠に決めておりまして、そんな大きな補助事業と対照するようなものは、基本的にはこの、載ってくる分については、私はないのかなと、小まめな、小さなものがこの地域づくりの単位であり、大きなものについては、やはり補助事業等導入しながら計画的に進めていかなければならないというふうに思っております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

そういうところを本当に、各地区館、自治会長さん方にきちんと指導ができているのか、私はまあ、聞くところによると、もちろん議会にいますので、いろんな事業を見ます。地区振興計画でやっている事業と、まあ、これまでも何度かあったんですね、一般会計の予算の中でやっていくものとか、だからまあ、これも一般会計に入れられるんだけど、財源が全然違ったりする。その違いがどこにあるのか。片一方のほうでは地区振興計画でやってる、それは優先順位だという、でもその自治会が優先順位で採用したらそれでいいんじゃないかと言うんだけど、じゃあ優先順位は、ほかのところに、ほかの会計で、財源でやってもらうというのに、何番目ぐらいに位置していれば、それがわかっている、地区振興計画で早いほうがいいのでやれるっていうことになるんだけど、そういうことが説明されていなければこれでやるしかないんだろうとってる人、多いわけです。そういうことをきちんと指導できているかと私は申し上げているわけです。

で、経験の長い会長さん方はいろんな意見も言えるけれども、経験の浅い方は何だかよくわからないままに計画が進んでいるんじゃないかと、総務委員会からも指摘があったと

私は聞いています。

ただいまの答弁を伺っても、地域の皆さんに本当に理解してもらえているのかどうか、私は疑問だと思うわけです。

議員の皆さんにも多く聞いてみました。地域実情はどうかと、皆さんまちまちだし、指導が徹底していないのではないかという感想を言うておられます。かといって、今の段階でどうできるものでもありません。ですから私は、3期目に向けて、今から3年がかりで準備すべきではないかと思っています。1年に1億5,000万円、それも合併特例債という借金を使っての事業であります。少子高齢化、過疎化、限界集落等々の課題のある中で、そのうちに何とかまとまってくださるという余裕はないのではないだろうか。そして市長、それらの課題解決に確実にこれ結びついているとお思いですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今から過疎、高齢化、このことは到来することは十分認識しております。

今、ご指摘ございまして、この地域づくりは、基本的には身近な小まめなところを実施するのが地域振興計画とする事業だというふうに認識しております。

このことが、今後の大きな日置市の展望、まあ、そこまではいかないかもしれませんが、私は地域、校区を考えるときには、この地域づくりを活用し、特に今回、ソフトとハードという分に分けてございますので、ここあたりをどういかにして地域の皆様方が使い分けをしていくのか。これはやはり、また、議会の皆様方もその地域に入り、また、自治会長さん、また皆様方と十分お話を進めてほしいというふうに思っております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

この目的は、地域の将来を考えて地域づくりをしていくっていうための事業だと思うんです。

ガス抜きじゃないかっていう議員の多くの声を、私まあ聞いたりします。で、事業の趣旨、目的が確実に達成できるような執行でなければなりません。共生・協働の地域づくりは共生・協働のまちづくりであります。それは、市長自身が述べてられました。要するにこのことが、自治基本条例についても、基本的な町のあり方を市民とともにつくろうということだったんだけど、このことが棚上げになっているからいつまでたっても市民と行政が共生・協働の理念を一にできないのではないかと、私は思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃいますとおり、形にはめ、条例にはめて進めていくのか、また、それぞれの歩みながら、それぞれの役割分担をしていくのか、ここあたりが、大きな分かれ目だと思っておりますけど、まだ合併して7年たちまして、まだまだいろいろと地域で違いますので、さきも言いましたように、この基本条例とか、私、マニフェストには書きましたけど、やはりそういう指針で当分の間進んでから、やはり、もうちょっと円熟してこなければ条例化というのは大変難しいのかなというふうに思っております。

#### ○議長（松尾公裕君）

あと2分でございますのでまとめてください。

#### ○8番（花木千鶴さん）

先日、地域の自治会長さん方と交流する機会がありました。

皆さん、共生・協働はよくわからない難しいと言っておられました。行政と市民、住民が理念を共有しなければうまくいきません。

このことは、引いてはまちづくりがうまくいかないということになります。

そこで私は、自治基本条例をすぐに制定するつもりが市長にないのであれば、当面、ま

ちづくり条例を制定したらどうかと、まあ伺ったところです。市長は先ほど来、指針のようなものをつくっていかうということもおっしゃいました。斐川町のまちづくり条例を、私、紹介したんですけれども、市長ごらんになりましたか。それか、課長、どちらでもいいですが感想をお聞かせいただけませんか。

**○地域づくり課長（高山孝夫君）**

斐川町のまちづくりについては、先進地研修ということで職員が見にいっておりますけれども、私はまだちょっと見ておりませんので、わからない状況です。

**○8番（花木千鶴さん）**

もう、連日たくさんの人たちが行っております。で、あそこの特徴、開発規制がありますが、それはまあ、入れる入れないは別としても、まちづくり条例としては全国的にも非常に高い評価を得ている条例です。

斐川町では、担当職員の役割も明確にしています。本市の担当職員制度は不十分だと、多くの議員から指摘をされていますが、改善の余地についてはどのように考えておられるのでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今回、斐川町のほうに自治会研修ということで、4つの地域の自治会、全員斐川のほうを研修に行き、それぞれ条例等も見、その中におきまして、いろいろと課題もあるというふうなのを自治会長さんからもお聞きいたしました。そこに言いましたように、議員がおっしゃいますとおり、役割分担、その中におきまして、職員のこの自治会の配置、こういうものについて、また私どもも見直しをするところは見直しをしながら、特にこの日置市になりまして、その出身者でない方も、その配置をしなきゃならない、そういういろんな課題もございます。ここあたりも、十分また配慮した中で、この職員の自治会配置をし、また、職員としてのまた役割ですね、こうい

うことをまた明確化しながら、今後やっていかなきゃならないというふうに思っております。

**○8番（花木千鶴さん）**

私は、地区振興計画について、共生・協働の地域づくりについてこれまで多くの質問や提言をしてきましたが、本市の取り組みを確実に推進するためには、要領でなく、条例化する必要があると感じています。まちづくりの理念、地域づくりの必要性、地区振興計画の必要性と策定委員会の位置づけ、行政の財政的、人的支援のあり方など、明確化する必要があると思います。

自治基本条例、まちづくり条例、いずれにしても、まちづくりにとってなくてはならないものであります。

今後、国政においても、楽観的な見通しはありません。地方においてはさらに厳しさが予測されます。共生・協働のまちづくりを本物にするお考えがあるなら、いずれかを英断する必要はありませんか。明確な答弁をお願いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

この2つを条例化するというのは、当分の間は、私、自分自身考えておりません。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時10分とします。

午前10時56分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、1番、黒田澄子さんの質問を許可します。黒田澄子さん。

〔1番黒田澄子さん登壇〕

**○1番（黒田澄子さん）**

皆様、こんにちは。

本年最後の議会ですが、ことしは日本中が

東日本大震災に傷つき、心を痛め、いまだに大変な状況ではありますが、人の力が結集することのすごさや、心の優しさを目の当たりにして、まだまだ日本人の心は捨てたもんじやないと実感できた年でもあったように思います。円高やTPP問題、そしてパナソニック問題等、日置市においても厳しい年末を迎えようとしています。市当局、議員、市民の協力で、安心・安全なまちづくりをかけ声だけではではなく、しっかりと築き上げていかななくてはならないと、私も身の引き締まる思いで決意しております。

さて、ことしの流行語大賞は「なでしこジャパン」でした。第6回女子ワールドカップドイツ大会で、歴史的な優勝を勝ち取った女子サッカーのなでしこたちは、男子に比べて生活の状況も厳しい中、練習と仕事をかけ持ちしながらも夢をあきらめないことのすばらしさを子供たちや国民に届けてくれました。元気をもらいました。私も議員の一人として、微力ながら若者が希望を持てる社会の構築に全力で取り組んでまいりたいと思います。

それでは、平成23年度第5回定例会におきまして、公明党所属議員として一般質問させていただきます。

初めに、今年度より小児の細菌性髄膜炎予防のための小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンと、中学1年生から高校1年生の女生徒に9割助成が行われた子宮頸がんワクチンの接種状況をお知らせください。

私のもとには、たくさんのお母さん方より、子供に摂取させられたことのご報告がありました。ただ、来年度の公費助成が大変に心配されるところであります。

そこで2番目に、来年度もこの3種のワクチンの公費助成をされるかについて伺います。

3番目に、現在妊娠中のお母さんと胎児の命を守るための、検診14回分が無料になる妊婦一般健康診査受診票が配付され、経済力

に左右されず検診に行くことができています。

妊娠、出産は、女性にとっての人生の一大行事であり、中には命を落とされる女性もおられることを考えると、経済力の弱い若い世代のお母さんたちにとって、安心して検診に行けることはとてもよいことです。そこで、来年度もこの事業が継続されるかについて伺います。

4番目に、がん検診について伺います。

9月議会でも質問しましたが、大腸がん検診については、来年度から無料クーポン事業に取り組むとの答弁をいただきました。そこで、以前の議会でも、胃がんの発生原因のピロリ菌検査が、市の検診の中でできないかということについて再度伺います。

検査方法としては、呼気検査、血液検査、検便と種類があるようですが、大腸がん検診の検便の中にピロリ菌検査の追加ができないかを伺います。

大きな2番目として、防災対策について4点伺います。

震災業務支援システムで、被災者の氏名や住所等の基本情報に加え、家屋を含む被災状況全般を一元化して管理し、罹災証明書の発行はもとより、各種支援制度や義援金の処理等にも対応し、被災者支援状況の総合的な管理が可能となる被災者支援システムを本市においても導入する考えはないか伺います。

次に、学校において、子供たちがしっかりと自分の命を守ることでできる防災教育に取り組むことはできないか。また、災害時に避難所にもなり、地域の窓口にもない得る小中学校に防災手引書を完備すること、また、仮称、防災主任を配置させることを提案しますが、いかがお考えでしょうか。

3番目に、今回の震災を受け、私たち公明党では、女性防災会議を立ち上げ、全国の各行政に対しまして、女性の視点からの防災行政総点検アンケートを実施いたしました。

本市もご協力いただきました。全国640の市区町村と18都府県の回収をみました。結果、地方防災会議への女性の登用は54.4%ではありますが、1人登用が22.9%、2人が16%で、登用されていても約40%が一人、二人の登用であります。

それと相まって、避難所の整備運営に、女性の視点や子育てのニーズを反映していないところが約半分です。

女性の視点は、生活者の視点との点で、防災会議へのさらなる女性の登用と避難所運営に、女性や女性職員の配置をお考えにならないか伺います。

4番目に、静岡県では阪神・淡路大震災後の避難所運営の問題点に着目、県の地震防災センターにおいて、避難所運営訓練、通称HUG（ハグ）ゲームを、自治会はもとより、小中高の生徒、企業等での訓練に取り入れる講座を実施し、地域と連携し、いつ、だれとでも協力して避難所運営ができる体制づくりを提供しています。

全国から研修にいられているため、今は、予約も3カ月待ちの状態です。それほど意識が高まっていると考えられます。

学校に避難されると仮定し、校舎、体育館、校庭に一気にどっと避難される人たちを一人1枚のカードであらわし、5名から10名くらいのグループで避難所を運営していきます。

実際、私も体験してきましたが、このような訓練は初めてでしたので、大慌てしながら通路づくり、受付設置、人やペットの居場所の確保、また、障がいのある方やけがをされた方の居場所の工夫、支援物資やトイレ等の設置など協力して行いました。

通常は、1人のリーダーの指示を仰いで働く組織が当たり前ですが、そんな暇もなく、リーダーだけで指示も出せないくらいのスピードで被災者が集まるために、そこに居合わせた人で最良の考えを出し合い運営する危

機感のある訓練でした。

そこで、本市においても、防災訓練の一つとしてこの訓練を取り入れる考えはないか伺います。

3点目として、日置市男女共同参画基本計画にのっとり、3点伺います。

来年は、計画策定5年目を迎えますので、計画の基本目標3の男女共同参画基本条例の整備についての市長の決意をお聞かせください。

また、重点課題2の若い世代の男女平等意識づくりの教育の推進における学校への男女共同参画の出前講座の実施状況についてお知らせください。

さらに、小中学校の教職員が男女協働参画の視点を持つことができるよう、教職員研修の充実もうたわれていますので、実施状況をお知らせください。

4点目、情報のバリアフリーの点から音声コードについて伺います。

まず、近隣市では、国費100%の視覚、聴覚、障害者等情報支援緊急基盤整備事業によって、平成19年度より、音声コード読み取り機が数台設置されていますが、本市の設置状況と活用について伺います。

9月議会でも質問しましたが、今や情報のバリアフリーは国策であります。

特に、行政からの大事な情報誌等が音声コードの添付をされることにより、視覚障がいをお持ちの方々が、自身で簡単に音声化して情報を得ることができる現在におきまして、情報格差をなくすためには、まずは、広報ひおき等に音声コード添付は考えないかを伺います。

最後に、地方財政は厳しい状況にあり、今後、税収アップも想定できない中、歳入増を図るために、他の行政でも取り入れておられる広告掲載を提案します。

まずは広報ひおきなどや広報車への広告掲

載ができないか伺います。

以上、5点について1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の市民の健康増進についてその1でございませう。

公費助成に対しましたワクチンの10月末現在の接種状況でございますけど、生後2カ月から4歳児までが対象となります。小児用肺炎球菌予防ワクチンでは、対象者が1,956人中332人が1回目の接種を行い、接種率は17.0%でございます。うち、2カ月以上1歳未満の接種率は35.1%でございます。

また、対象者が同じヒブワクチンにつきましては、1,956人中311人が1回目の接種を行い、接種率では15.9%、うち2カ月以上1歳未満の接種率は37.1%でございます。

中学1年生から高校1年生まで、女子を対象といたしました子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、対象者は1,022人中666名が1回目の接種を行い、接種率は65.2%ございました。

2番目でございます。

今年度のワクチン接種につきましては、国のワクチン接種緊急促進事業に基づき実施いたしておりますが、本年度は、23年度までの接種が対象となっております。このことから、対象者の保護者の方等へは、本年度中の接種を呼びかけるため、個別に通知を行ったところでございます。

24年度の厚生省の概算要求では、ワクチン接種緊急促進事業の取り扱いについて、予算編成過程で検討するとしておりますことから、国の検討結果等を踏まえ、ワクチン助成について検討してまいります。

3番目でございます。

妊婦一般健康診査につきましては、妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図り、安心・安全な妊娠、出産を支援するため、14回の受診票を発行し、無料で受診いただいております。

現在5回を越える検診に要する費用につきましては、国が都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、県補助金として、地方交付税措置により市町村の支援をいたしております。

この基金事業につきましては、県から平成24年度も延長するかどうか、国からまだ示されていない状況ですが、今月までにはお示しできると聞いておりますので、今後、慎重に検討してまいります。

4番目でございます。

ピロリ菌検査につきましては、便中検査を初め、呼気検査や血液検査など、複数の検査方法が確立されているところでございますが、国では、新たながん検診の方法の研究課題を踏まえ、ピロリ菌検査のあり方も含め、前向きに検討したいとしておりますことから、ピロリ菌検査の導入につきましては、国の検査結果等を勘案し、検討してまいりたいと思っております。

なお、ピロリ菌の検査と除菌による胃がんの予防には、一定の効果が認められますことから、今後、市民の皆様への情報提供を努めてまいります。

2番目の防災対策について、その1でございます。

被災者支援システムは、阪神・淡路大震災を経験した西宮市が、復旧・復興業務に活用した被災者を支援するシステムをリニューアルし、全国の地方公共団体に無償で公開、提供されているものでございます。

本県では、志布志市が被災者支援システムも導入しておりますが、機器導入等に50万円と別にシステム経費が生じるようでございます。西宮市の支援者システムの先進導入事

例を検証しながら判断していきたいと考えております。

2番目でございます。

2番目については、教育長のほうに答弁をさせます。

3番目でございます。

災害時の避難所は、現在、市内47カ所を指定しております。台風接近のおそれがある場合など、必要に応じて早目の避難所開設をしておりますが、すべての避難所ではありませんが女性を含む複数の職員を配置しております。

長期の避難所開設では、配置体制を調整した上で、職員を動員することになります。避難所運営は、女性の視点での対応も必要な場合もあると考えますので、長期の避難所運営時には、保健師や女性職員配置が有効と考えております。

4番目でございます。

静岡県地震防災センターの開発した避難所運営ゲームHUG（ハグ）は、大規模災害時の避難所運営のシミュレーションとして、県市町村防災関係職員や、自主防災会など、楽しく学べる教材として活用されております。

また、中高校生の防災リーダーの育成を目指し、青少年のリーダー研修会に積極的に活用し、防災意識の高揚と災害時の判断能力の形成に努めているようでございます。

本市では、自主防災組織の結成と、地域での防災活動の充実を目指して、防災出前講座や県防災アドバイザーによる災害図上訓練DIG（ディグ）などを行っており、今後は、自治会、地区館など、連携した具体的な運営訓練も充実させていきたいと思っております。

3番目の男女共同参画社会の実現について、その1でございます。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを目指

した男女共同参画社会基本法の制定により、男女平等の概念を超えた男女共同参画が推進されていると認識しております。

ご質問の男女共同参画基本条例は、推進条例として、県内で4市2町で策定されております。

条例は、基本理念を核に、住民や事業者、市などが役割を果たそうというものでございますが、本市といたしましては、平成20年3月に策定いたしました「日置市男女共同参画基本計画」の基本理念及び基本目標に基づき、男女共同参画推進懇話会と連動した啓発活動を展開しながら、実施計画に沿って施策を展開してまいりたいと考えております。

2番目につきましては、教育長のほうに答弁をさせます。

4番目の情報のバリアフリーについて、その1でございます。

音声コード読み取り装置を文字どおり印刷物に添付された音声コードを読み上げる福祉機器であります。

現在、本市の窓口では、音声コード読み取り装置の設置はされていない状況でございますが、重度障がい者の日常生活用具を給付する事業について、音声コード読み取り装置を給付しているところでございます。

先般実施いたしました障害者福祉計画の作成に伴うアンケートの中では、行政情報を知るための配慮として、音声コードの添付が必要と答えた方は、手話と点字による情報提供とほぼ同じ3%という結果でございました。

このアンケート結果を初め、社会全体での音声コードの普及は、まだまだ低調であります。今後、音声コードの普及と定着に備え、引き続き、日常生活用具給付事業の周知を図ってまいります。

2番目でございます。

これまで、視覚障がい者のための情報支援ということで、点字化した広報ひおきを準備

してまいりました。音声コードにつきましては、漢字を含め、活字文書を記録できる文字数が約800文字であり、写真やグラフ、図表、またはそのまま対応できないといった制約や音声コードが高密度の2次元データコードであることから、印刷物のリスクが非常に高いとの課題がございます。

視覚障がい者の方におかれましては、それを読み込むための音声コード読み取り装置が必要であり、今後の音声コード読み取り装置の普及状況に注視しながら、情報のバリアフリー化を進めてまいりたいと考えております。

5番目の歳入増対策でございます。

現在、ホームページバナー広告及び指定ごみ袋広告について、市有料広告掲載要綱条項に基づき、広報誌、ホームページにより募集をしているところでございます。

平成23年度につきまして、ホームページバナー広告掲載料として、6社で66万円の収入を見込んでおります。

広報「ひおき」については、平成24年4月から紙面へのリニューアルを考慮しており、有料広告ページを掲載することも検討しております。具体的な内容、広報掲載については、現在、検討中でございます。

また、公用車の広告については、県内19の市の状況で、鹿児島市交通局の電車とバスに利用をされております。

公用車は用務に応じて利用されるものであるから、訪問先での配慮とか、走行距離、または走行時間の短さ、また広告面の確保の難しさなどが考えられます。ただし、マイクロバスにおいては、さきに述べました広告面の確保等が可能であるところでございます。その利用頻繁度が極端に少ない状況もまた想定もされます。

有料広告掲載については、市の歳入増はもとより、地域の経済活性化も期待できることから、市が所有する資産のうち、マイクロバ

スも含め、広告媒体として活用できるものについては検討してまいりたいと思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

防災教育につきまして、災害時の地域の窓口となる小・中学校に防災手引書を完備し、防災担当職員を配置することについてということですが、各小中学校では、学校安全全体計画、安全学習とか安全指導、対人対物管理、組織活動などに基づき、避難訓練実施計画を作成し、管理職の指導のもと、防火防災係の担当職員を中心に定期的に訓練を実施をいたしております。

また、教育委員会では、管理職研修会において、危機管理に関するモデルマニュアル作成の演習を行ったり、基本指針となるガイドラインを示したりして、防災教育の充実に努めております。

地域避難所としての対応としては、市の方針をもとに、市長部局と連携して、対応マニュアル等の整備について検討していきたいと思っております。

なお、防災担当職員の配置につきましては、先ほど申し上げましたように、学校では保健主任のもとに、防火防災係の担当職員を配置しておりますので、特に改めて設置する考えはございません。

次に、男女共同参画社会の実現について、学校への男女共同参画の出前講座の実施についてですが、学校への男女共同参画の出前講座の状況については、PTAに対する家庭教育学級、学校の教職員に対する職員研修などにおいて、人権教育の学習の中で行っております。

出前講座としての活用は、平成22年度に3回、平成23年度には、現在までで4回となっておりますが、出前講座の活用以外にも、

人権教育の研修として講師を派遣をいたしております。

家庭教育学級におきましては、年に1回、必ず人権学習を取り入れるようにしており、その中で女性の人権問題や男女共同参画についても学習をいたしております。

2番目の教職員の研修についてですが、日置市男女共同参画基本計画にありますように、男女の人権が尊重された社会づくりに向け、市民一人一人が男女平等意識を形成していくことは大変大切なことであります。

そこで、学校においては、年3回以上、職員研修などで人権に関する研修を行っております。

その研修の中で、お互いの人権を尊重する立場から、女性への人権課題についての学習を行い、男女共同参画社会についての意識を高めております。

また、人権教育の研修会へも参加をいたしております。さらに、サービス指導の際にもセクハラ等での指導を通して、男女意識の啓発にも努めているところでございます。

#### ○1番（黒田澄子さん）

ただいま答弁をいただきましたので、1問ずつ、また、尋ねていきたいと思っております。

本年度の新規事業でした子宮頸がんワクチンについて、啓発のためのセミナーを開催されておりますが、開催状況についてお知らせください。

#### ○市長（宮路高光君）

今回のセミナーの中におきまして、7月に吹上保健センター、8月に市の中央公民館で開催いたしまして、70名が参加しております。

#### ○1番（黒田澄子さん）

その参加者は、親子連れの方はどれくらいおられたかわかりますでしょうか。お知らせください。

#### ○健康保険課長（大園俊昭君）

今回のセミナーにつきましては、吹上保健センターと市の中央公民館で開催いたしましたけれども、それぞれの会場で親子で参加というのは極めて少ないような状況でございました。

大体3組ほどというような状況でございましたけれども、まあそれぞれの会場でございます。それ以外につきましては、ほかでは保健推進員の方とか、あるいはPTAの関係者の方、そういった形の参加がございました。

#### ○1番（黒田澄子さん）

それでは、来年度は、この70名という今年度のセミナーの開催状況を踏まえた上で、どのようなセミナーを計画されておられるか伺います。

#### ○健康保険課長（大園俊昭君）

セミナーにつきましては、今年度は2会場での開催ということでございますけれども、来年度につきましては、まだ、国の助成状況がはっきりと定まっておりません。このことから、まだ本市におきましての助成対象者も決まっておられませんので、まだ計画についてはできていない状況でございます。

今後、状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○1番（黒田澄子さん）

今回、本市におきましては、9割助成ということでした。最初は国の入れてくれる50%、それがもうやっただというような感じだったんですけれども、9割助成でよかったなと思っておりましたが、開けてみるとほとんどが100%助成ということで、本市は1割負担を強いられてきました。100%助成をご検討いただきたいと言いたいところですが、国の動向を見てというふうなこともあると思います。100%助成、もし国が元来どおりの50%助成をされた場合、本市は100%助成にされるお考えはないかを伺い

ます。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、国が半分ということでございまして、まあ、この予防接種を含め、やはり、意識の高揚といいますか、また、それぞれの責任といいますか、そういう中を含めまして、まあ、今回私どもの市は、1割を出していたということ、まあ、ご指摘ございましたとおり、ほかの市は100%であったようございしますが、ほかの部分も含めて、やはり100%とのいろんな中において、大変私はいいいことっていいですか、そういう意識の高揚には、ちょっと上がらないというふうに認識しております。

**○1番（黒田澄子さん）**

市長はまあ、市民の立場に立たれておられないのかなと思います。100%助成されたほうが一番いいと思いますが、一応、何とかそういうふうにはできないかということをお願い添えておきます。

そして、もし、国が助成ができないとなった場合、今年度も、まあ、その半分は助成、市がしておりますので、その金額だけは来年度も助成できないかを伺います。

**○市長（宮路高光君）**

今までも市が出してありました分については、来年以降も出すつもりでおります。

**○1番（黒田澄子さん）**

前向きな答弁で、何とか国が出て、また、最低でも9割、頑張って100%というふうに、頑張ってもらえればと思います。

次に、妊婦一般健康診査票での受診の、平均的な受診回数をお伺いします。

**○健康保険課長（大園俊昭君）**

平均的な受診回数ということでございますけれども、平成22年度で申し上げますと、出生者数が378人、受診回数につきましては延べ4,522件ということでございまして、平均では12回ほどとなっております。

**○1番（黒田澄子さん）**

では、ピロリ菌検査に対して伺いますけれども、これは、結果が、菌が出たという検出された場合は除菌ができます。胃がんの発生が抑制されることも分かっています。

私も今年度、呼気検査を行い、結果は、ピロリ菌が検出されずに安心しましたが、検便や血液検査よりも価格が高いようございしました。

北海道大学の浅香教授によると、若年層の検便検査は大変に効果的であるというふうには直接伺っております。がんは、体調に変化があつてからでは、重症化して見つかる場合が多く、早期発見が重要でありますので、少しでも公費助成され、早期発見、早期治療できることが市民の幸福であり、重症化した場合の高額な医療費に比べると効果は大であると考えますがいかがお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

国の助成制度がない中で、こういう助成ということにつきまして、やはり私ども市におきましても大変財政的に非常に厳しい状況でございします。

やはり、国の動向をやはり注視しながら、やはりこういう予防接種等につきましても配慮していかなければ、単独で市でどうこうというのは、大変難しいというふうに考えておりますので、ご理解をしてほしいと思っております。

**○1番（黒田澄子さん）**

指宿市においては、市当局のほうから、このピロリ菌の検査は助成するというような方向性にあるというふうに伺っておりますのでお話ししておきます。

また、この、先ほど、啓発活動をされるということのご答弁がございましたが、胃がんの原因がピロリ菌であるとか、ピロリ菌という名前をよくご存じない市民もたくさんおられますし、もし、ピロリ菌がいた場合に、除

菌ってというのはどうやってするんだろう、実は錠剤を飲むだけなんですという、とっても痛みもなくできるものだと、簡単にできるものだというような、そういったことへの啓発をしていていただきたいなと思うんですけども、啓発のやり方としてはどのように、どのような形で啓発をされるかだけお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

市民の健康を守る中におきましては、広報紙等を使いながら、このピロリ菌等につきましの広報はやっていきたいというふうに思っております。

**○1番（黒田澄子さん）**

被災者支援システムについて伺います。

市のほうも、西宮のそういったものを、また今後、検討していきたいということでしたけれども、サポートセンターのほうにお電話していろいろ伺ったり、また、今回、宮城県の岩沼市も被災されましたので、その後、このシステムを導入されたということでお伺いしておりましたので、直接担当課の方とお話をさせていただきました。

その中で、岩沼市が導入されたのは、やはり、情報の一元化、これがネックだったということでした。市民への対応に、とにかく情報が分散していると時間がかかり過ぎることが一番大変でした。

列をつくって、長蛇の列で待たして、待たして、そして、これだけのものが終わり、次また、待たして、待たして、いつになったら災害弔慰金が手に入るのかと、この被災者システムを導入しているところでは、被災された方の罹災証明を出すと同時に災害弔慰金も渡せるというような、そのような一元化されたシステムでございます。

やはり、この一元化ということに対して、日置市では、これが導入されなかった場合は、まあ検討するということではございましたが、

今のこの従来のデータ等で、さっそういったものが、どこからでも見れるような、さっそうできる状況に今あるのでしょうか。

**○総務課長（富迫克彦君）**

このような事態がないにこしたことはないんですが、もし、こういう事態に陥ったら、住民基本台帳のデータをベースにして、全課共有するそういう体制づくりを進めていくことは可能です。

**○1番（黒田澄子さん）**

その中で一番話を聞いてて思いましたのは、おとといの情報ときょうの情報ときょうの情報がお一人の方でも随分違っているということです。そういったことが、それぞれの担当課に分かれていますと、おとといはお元気だった方が、本日は重症で病院に行かれたとか、中には、お亡くなりになられたとか、いろんな情報が入ってきて、そのときに対応ができないということが一番問題だったということですが、そういうことにも対応できるようになりますでしょうか。

**○総務課長（富迫克彦君）**

そういう緊急時には、情報の一元化が本当に大事だと思いますので、運営体制も含めて、対応できると考えております。

**○1番（黒田澄子さん）**

本市はすぐれた職員の方がおられて、そういうことができるのかなと思います。それは、現在の職員の方でできるということでしょうか。

**○総務課長（富迫克彦君）**

災害時のそれぞれ災害本部の体制ができておりますので、今の業務とは別にそういう体制に基づいて、それぞれ活動するというようになります。

**○1番（黒田澄子さん）**

私が申し上げてますのは、この被災者支援システムをしっかりアップして、セットアップしてしまえば、災害はいつ起こるかわから

ないわけですので、ここにおられる方たちがすべてご退職された後にそういうことがあるというもあるわけですよ。いつ、来年あるとか、そういうことわからないわけですよ。だから、課長はとつてもたけておられるようでございますので、とても自信があられると思うんですけども、そういう方がいなくなったときでも、ぱっとこういうシステムを入れなくても自分たちでできるのでしょうかというふうにお伺いしてるんですけど、もう一度お願いします。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

この西宮市が開発されたシステムの中身を拝見したときに、あくまでも住民基本台帳のデータを、このシステムに落とし込むように、支援システムを生かして提供するというものがございますから、住民基本台帳そのものが残ってれば、ある意味エクセルとかの表計算ソフトでも対応できると。ただ、今おっしゃるように現金の支払いとか何とかっていうのは、それに付加して情報として持つ必要がございますので、罹災証明を出すとしたら、その家屋がどうなりましたという現場の確認として、それを一つのデータとして確保して全庁的に共有するという形の体制をつくっていく必要があると思いますので、そういう意味では、この支援システムもすぐれているということはまあ認識しておりますが、それに、もし、そういう災害があった場合には、今の情報をもとに、こう、作り込んでいけるということで考えております。

#### ○1番（黒田澄子さん）

わかりました。先ほど、志布志市のことを言われましたけれども、あれは、自分たちでやれるものではあるけれども、委託をされたときの料金だというふうに向っています。

西宮サポートセンターは、システムも無償で出しておりますけれども、セットアップに関するお手伝いも一生懸命、無償でやってお

られるというふうに向っておりますので、今後、このようなシステムを私は入れていくことは、防災という意味で大変に役立つことだと思っております。ぜひ検討ということでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、防災教育についてなんですけれども、前回も、危機管理マニュアルについて、大変不備があるのではないかと申し上げましたところ、教育委員会のほうが、いろいろと、すぐにいろんなものをつくってくださって、学校の危機管理マニュアル等が、策定するために当たってということができておりました。素早い対応だったなと評価したいところなんですけど、1点だけ、教育、学校の教育、子供たちの教育の部分っていうのも、非常にこう、載っていなかったかなというか、薄いなというのを感じましたが、これに対していかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

1番議員が見られましたのは、こういう、学校の危機管理マニュアルというものですから、マニュアルの中に何を盛り込むかということが大事だと思うんです。実際に指導する場合は、今度は、避難計画とって、大変細やかな計画をつくって実際に避難訓練するわけです。

したがって、今回私どもがつくりましたのは、危機管理マニュアルということで、例えば、避難訓練の場合、火災訓練の場合、あるいは不審者が来た場合、もう、いっぱいございますが、そういうマニュアルを今つくったと、だから、このマニュアルの中に、どういう内容を盛り込むかというところは、まだまだ、私どもも検討しなきゃならないと思ひますが、実際に今度はそれ、何何何の教育をどうするかというときには、もっと細やかな対応の仕方がとられると思ひます。

したがって、実際に火災訓練や避難訓練をする場合でも、このように、ちゃんとペー

パーをつくって、2枚以内の1つのことでですね、細やかな配慮をして教育をしていくわけです。具体的には、ビデオを見せる授業もありましたり、まあ、そなんんして行くわけです。

課題としては、今おっしゃるように、このマニュアルというのは、ぱっと見たときにどう対応すればいいかという意味でつくってごさいますので、確かに細かい部分については抜けて、抜けているのか、載してない面もごさいます。

したがって、今後、防災教育についての手引書みたいなものをつくるというのと、こういうマニュアルをつくるというのものでは、内容はまた異なってくると思いますので、そのあたりは、また今後、検討していかなければならないと思っています。

#### ○1番（黒田澄子さん）

防災教育、子供たち自身が災害を免れるために、学ぶ点が盛り込まれて、今からつくっていかれることだと思います。

東日本大震災で2万1,000人の犠牲者が出ましたが、岩手県では、特に子供たちの犠牲者がほとんどなかった。

これは、群馬大学の片田教授が、犠牲者ゼロの防災目標、これをたった8年間で行い、あのような結果が出た。子供たちは本当に学ぶ力が強いと思います。

そして、地域では、津波のことを一番よく知っているのは中学生、もうこれが通常の当たり前前の常識になっていたということでした。

教授がおっしゃるには、子供を10年教えれば大人になる。またさらに10年たつと親になるということ、それから、この防災教育と一緒に学んでやってきた先生方は、どんどん転勤されていかれますので、岩手県内で各自、各所で、その防災教育を一生懸命やってこられたというふうにあります。

放送大学の「オンエア」という雑誌の中

に、片田教授が、知識の防災ではなく、姿勢の防災ということを提唱されておられます。

釜石でも、防災教育を受けた子供たちは3,000人がほとんど流されずに、みんな助かった。これはもう有名な話でございすが、私は、このたび、これを読みながら、本当にあの、家族を信じる力を教えていたとかですね、一番最初、子供たちに逃げなさいと言っても、「だってお母さんが」と、心配する、だから今度はお母さんたちに、「お母さんも逃げるからね、大丈夫だよ、だから一緒に逃げて、そしてここで会おうね」って、やっぱそういう親子のきずなをしっかりとつくり、また、「この町はとってもいい町だから」って、そういう郷土愛を教えながら8年間かけて頑張ってきたということでありま。

そして、命あつての教育ではないかということで、防災教育をやる中で、先生たちは、「いや、そんな時間ないですよ」「コマも取れないですよ」と、だけれども先生たちに、片田教授は、「私は教師ではないので先生たちの協力が必要だ」ということで、「子供の命を守ることがあつて初めて教育ではないですか」とお話をしたところに強く感動していただいて、先生方がそうだなそうだなということで、何とかでもしなければならぬという方向に動かされたようです。

算数の中で、津波の陸上での速度は何km、毎時何kmって、海から何mのA君の家までは何秒かかるでしょうかとかいう設問をつくったり、社会科で地域を知ろうということでハザードマップをつくったり、体育では流れの怖さを知ろうということでライフジャケットを身につけて川の中を歩く、そういった事業を行ったりしながら、各科目20時間ずつの授業の中に防災を取り入れたということをお話されておられます。

私は、子供たちが、こう、ハザードマップを見ても、この中にもございすが、「あ、

何とかちゃん家は、もう流れるね。僕ん家は大丈夫」、それで終わってしまう、「そうじゃないよね」って、ハザードマップを見たときに、「僕ん家は大丈夫だよ、だけれども、この想定は絶対信じていいものではないよ」と、「どういうことがくるかわかんないし、どういう状態になるかもわからないから、頭の中には入れておくけれども、実際、何か came ときには逃げなきゃいけないよ」と、下のほうに逃げるのか、上のほうに逃げるのか、川のほうに行くのか、山のほうに行くのか、そういったことを防災教育の中に、片田教授は盛り込んでこられたということでございます。

教育長もよくご存じだと思うんですけども、あえてここで紹介をさせていただきます。今後、私たちの次の世代がこのまちを担っていきますので、防災教育はやってやってやっても、やり尽くしたということはないと思います。

それは、やはり命を守ることが基本にあるからだと、しっかりとそこらあたりも時間をかけて結構ですので、防災教育のほうも、そういう手引書等も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

私も、防災教育は、子供たちの命を守るという点では大変大事だと思っております。

ただいまおっしゃった、その釜石市の場合等は、津波常襲地帯ということで、特に、津波について具体的な取り組みをされていらっしゃると思います。

まあ、私どものところは、津波と限らないで、全般的な防災教育という点では大変大事だと思いますので、これからは、多分、国のほうも防災教育につきましての、また指針等も手引書に類するもの、多分つくると思いますので、まあ、そういうもの等も検討しながら、ただ、学校だけでやれといっても、これ

はできないことでございますので、学校はやっぱり発達段階に応じた指導というのがございますから、そのあたりの地域の防災等にも含めながら考えていきたいと思っております。

#### ○1番（黒田澄子さん）

それでは期待したいと思います。

済みません。次には議長のほうに許可をいただいて、ちょっと持ってきましたので、見せたいと思います。

これは、HUG（ハグ）ゲームです。実際したもので、これが学校の体育館ということの想定になります。

そして、どんどんいろんな人が、だあっと入って来られます。そのときに、熱と席がひどいんですが、どこかに部屋はありませんか、とか、学校からテレビが1台提供されました、どこに置きましょう、災害対策本部です、トイレは、職員室が危険な場所を取り急ぎ立ち入り禁止にしてくださいとか、その立ち入り禁止のトイレがみんなが使って山盛りになってるどうするんだとか、ごみはどこに出したらいいんですか、こういうときだから分別しなくていいですよ、とか、そして中には、ツーリストの人が来ました、どこに置きましょう、外国人のツーリストです、どうしましょう、そういったことが、たんたんたんたん、250枚のこのようなカードになって、どんだんだんだん6名のグループの中でやっていくわけなんです。

それで、これは、私が大まか考えたんですけども、こういう、まず通路をつくらなきゃいけないよね、とか、人が動けないということで、そして、突然、毛布が来ました、どこに置きましょうとか、あと、この中で器具類とかこういったものがあるんですけど、ここを整理して、ポータブルトイレが来たときここ使おうとか、あと、ペットを連れてこられた方どこにやろうとか、そして、まあ、ちょっとあれなんですけど、小学校の使って

はならない校長室だとか、いろんなところは封鎖しますけれども、教室は何とか使わせていただくということで、まあ、一部、ここはもう、もし、けがをしたとき、先生がもしここに来てこられたら救護室にしようとかか1階は高齢者の人たちをお願いしようとか、寝たきりの人たちは1階ですよ、とか、まあ、そういったことを1時間半ぐらいかけて、こういうカードを使いながら、そして読み手の人はたんたんたんたん言われますので、もう、本当に遊びなんていうものではなくって、ゲームなんていうものではなくて、この方々、お一人お一人が、みんな人ですので、あの、わかりにくいかもしれませんが、ちょっと重ねてあったりするの、子供さんだとお母さんに一緒に重ねられるけれども、人は絶対に重ねられないということでカードを重ねちゃいけませんよ、とか、こういったことを小学校、中学校、高校、企業、それから地域の方々、先生方、いろんな方々が、毎回毎回こうやって訓練をされていかれるのが静岡の自主防災センターでございます。

まず、市の職員をここに派遣させていただくことはお考えにならないか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

今後、やはりこういう防災体験、まあ、この、静岡のここがいいのか、どこがいいのかわかりませんが、やはり、こういう避難所のマニュアルといいますか、体験しなきゃなりませんので、今後、検討させていただきたいと思います。

**○1番（黒田澄子さん）**

今後検討ということで、ぜひ一度行っていただきたいと思います。そして、防災のこのグッズが6,700円で、4つのグループで一度にできるようなものが入っております。

こういったものも使って、もし、学んで来られたら、ぜひ出前講座等に入れていただきたいと思うんですけども、そこはいかがで

しょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今も、それぞれ防災を組みまして、出前講座等も派遣をしておりますし、いろいろこの防災におきます研修、こういうことにも職員のほうも派遣しながら、またそこで学んだことは、やはり出前講座の中で、それぞれ市民の皆様方によりよく説明していくべきであるというふうに思っております。

**○1番（黒田澄子さん）**

これは、避難所運営に、必ずしも市の職員の方が一番に避難所に駆けつけられない場合もあるということで、いろんな人たちが運営できるようにということテーマに、その人たちが来たら、またそこにゆだねたりする部分もあるんですけども、そういうことを勘案してつくってあるものです。

日置市で、防災訓練がこの間、行われましたけど、市長は防災訓練をどのように評価されておられますか。

**○市長（宮路高光君）**

総合的な防災訓練です、まあ、いろいろと、今回新たに入れた部分もございました。

業者の方を入れたり、また、この津波に対する避難訓練、限られた時間の中で、想定してやらなきゃならないというふうに思って、まあ自主的に、あの、具体化しないものもあるかと思っておりますので、この訓練等につきましても、また次回におきましてもいろんな改善をしながらやっていきたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。黒

田澄子さん。

○1番（黒田澄子さん）

次の質問に移ります。

男女共同参画基本条例の整備について、市長答弁が若干わかりにくかったのですが、これは、整備をされるということでしょうか、されないということでしょうか。

○市長（宮路高光君）

条例につきましては、今のところ考えておりません。

○1番（黒田澄子さん）

日置市の男女共同参画基本計画の策定に当たって、市長のお話が載っております。この計画の1番目に載っている中に、国におきましても、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法の交付、施行され、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国、社会にとっての最重要課題であると言われております。これについてどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

男女共同参画におきますこの行動計画を含め、大変大事なことであるというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

同じ計画の5ページのところに、基本目標、男女共同参画条例（仮称）の整備とあります。この計画はどうなりますか。

○市長（宮路高光君）

まあ、目標でございまして、今回、今まで、この、懇話会を通じながら啓発活動をしておりますので、基本的には、この男女共同参画基本計画に基づきまして実施を進めていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

この計画は目標であって、余り意味がないということでしょうか。

○市長（宮路高光君）

その条例という方法が、その計画については、実施していきますけれども、条例化という

形につきまして、目標であるというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、実施計画の事業名の中に、男女共同参画条例（仮称）の制定に向けた調査・研究が事業名に入っております。この中で、調査・研究をするというのがここ3年間、掲載されておまして、現実、その、他市町村の状況把握に努めたとあります。どのような状況把握に努められ、どのような調査・研究をなさいましたか。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

他市町村の状況把握に努めたということをごさいますけれども、県の男女共同参画推進室が県内市町村の男女共同参画の推進状況について集約されておりますので、県を介して条例制定等の状況把握をいたしております。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

済いません、答弁になっておりません。もう一度お願いします。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

実績として、他市町村の状況把握に努めたということをごさいます。

その情報については、県の男女共同参画推進室が県内市町村の男女共同参画の推進状況、まあ、条例等も含めて集約されておりますので、その県を介して状況の把握に努めたということをごさいます。

○1番（黒田澄子さん）

基本計画に男女共同参画条例（仮称）の整備と載っていて、実施目標というか、実施計画の中にも事業名もあり、そしてこのように地域づくり課長もその状況把握に努め、調査・研究もされるということを、ここ4年間もやっておられる中で、なぜ条例制定を考えていないという答えが出てくるのか不思議ではないのですが、何を根拠に市長がそうおっしゃるのか、もう一度お願いします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この、今、私どもが進めておりますこの男女共同参画基本計画、これがきちっとしたものがございますので、まあ、当分の、まあ条例制定でなく、まあこの、基本計画を推進していくというふうにしてご理解してほしいと思っています。

○1番（黒田澄子さん）

今、当分と言われました。もう既に4年目に入り、来年度は5年目に入ります。これは10年間の基本計画で、これがつくられたときの市長は宮路市長だと思いますが、当分とはどれくらいの間でしょうか。

○市長（宮路高光君）

当分というのは、それぞれ、1年ごとにいろんな状況が変わることにおいては、二、三年とかあると思っておりますけど、まあ、当分というのは、はっきりとした年数を区切って言ってるわけございませんので、さきも申しあげましたとおり、まあ、条例までするには、まだいろんな形で研究していく必要があるというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

これは10年間の計画になっております。じゃあこの、10年間の計画が終わるまでにはということよろしいですか。

○市長（宮路高光君）

まあ、今のところは、この計画が終わるまでということじゃなく、まだいろいろと時期を見、また、懇話会の皆様方とも十分このことについては協議もさせていただきたいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

計画に載っていることは、また、事業名がしっかり載っていることは、市職員の皆様も、しっかりそれを仕事として調査されておられますので、ここで条例は考えないなどということ、もってのほかだということをつけ加えて、次に行きます。

学校における男女共同参画の視点に立った人権教育です。

男女共同参画のコーディネーターを使って、祁答院中の校長先生、また、お隣のいちき串木野市冠岳小学校においても、このワークショップ等を一生懸命、校長先生が中心になってされておられます。

校長先生方も長年人権について学んで来られた結果、これまでの人権教育にはないものを、この男女共同参画のコーディネーターによる教育の実践の中に感じられたというふうに言っておられます。

「ハーモニー」という県が出している冊子の中にも、そのときのことがしっかり載っております。学校におけるすべての教科や活動は、子供たちにとっての人権、男女共同参画の学びの時間であります。

そのため、教育及び学校運営について、それに基づき行われる必要があります、固定的性別、役割分担を前提に行われることがないように留意するとともに、人権、男女共同参画の考え方がPTA活動など、地域活動にも浸透するよう努めることが求められますというのが県のお話であります。これを聞いて教育長、どう思われますか。

○教育長（田代宗夫君）

どう思われますかという、それぞれの、子供たちは子供たちなりにそれぞれの発達段階、それぞれの職場とか年齢にも応じて教育していかなければならぬ大事な事だと考えております。

○1番（黒田澄子さん）

これも、出前講座というのが、児童生徒に対してわかりやすい講座を検討するというのが、ここ数年間掲げられておりますが、どのように検討されましたでしょうか。

○議長（松尾公裕君）

黒田さん、もう一回、あの、質問してください。ちょっと、だれに質問ですか。どこの

担当に質問ですか。

○1番（黒田澄子さん）

これは、地域づくり課です。（発言する者あり）

○議長（松尾公裕君）

もう一回、質問してください。

○1番（黒田澄子さん）

男女共同参画のこの実施計画を見ていただくとわかりますが、地域づくり課のほうが、児童生徒にわかりやすい講座を検討するとなっておりますが、どのように検討されましたか。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

22年度の実施計画の中で、確かに、計画の中では、児童生徒にわかりやすい講座を検討するというので設けておりましたけれども、実績として、ちょっと時間がなくて実施していません。

○議長（松尾公裕君）

黒田澄子さん。入る前に、あと2分ですのでまとめてください。

○1番（黒田澄子さん）

親に対する教育の場というのは、結構あると思います。

子供たちに対するものも非常に大事だと思うので、早急にこれ、検討していただきたいと思います。

で、そこで次に入ります。

音声コードについてです。これは、読み取り機がないということでした。障がい者の人の、この給付で、装置は買えるということですが、それ以前に読み物がないということが問題だと思いますが、読み物をしっかりつくるといふ点はいかがですか。（発言する者あり）

○企画課長（上園博文君）

ただいまの読み取り機の関係でございますけれども、先だって、広報の関係でのご指摘もございました。

実質、県内でも、鹿児島県が作成しております内容で、左側に切り込みを入れまして、これが読み取り装置につながるという県の広報の「ありば」という広報誌なんですけども、まあ、実質、この音声コードの添付をするに至りましては、やはり経費がかかる状況もございます。ご存じかと思えます。音声コードの位置を手で触れたときにわかるような紙面の節に、今、申し上げました切り込みを入れる等の作業が発生することになります。

現在、印刷業者のほうで専用のシステムの内稿の確保、あるいは編集をした上での印刷をしておりますけれども、新たに音声コードを添付するために、原稿すべての内容はワード文章の作成が、別途必要であるということでもありますので、現段階では1ページ当たり13銭という経費が必要になります。これは、経費だけの問題ではないかもしれませんが、総額で年間トータルいたしますと、75万円上乗せという形になるようでございます。

まあ、したがいまして、こういった読み取り装置の普及状況を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（黒田澄子さん）

いちき串木野市では、この公文書を音声コードにするために、民生委員さん等が聞き取り調査をいよいよ始めておられます。

いちき串木野市長は、一人おられてもやっていくことだとおっしゃっておりますので、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

歳入増対策について伺いますが、広報誌に今後、掲載していくことも検討するということです。

経費削減については、一生懸命に対策を打たれる場所があると思うんですけど、そのチームの中で歳入増を考えるそういう提案等、吸い上げられるチームというのがあります

か。

○総務課長（富迫克彦君）

歳入歳出、合わせて、行政改革の範疇だと思いますので、今、その広報誌、広告媒体ですね、ごみの袋にしてもそうですが、そういう媒体、また、市有地の売却ですね、そういったものを含めて、歳入歳出一体となって行革の中で取り組んでいるということでございます。

○1番（黒田澄子さん）

若い方は、いろんなアイデアをお持ちだと思いますので、職員の方のそういう歳入増に対する吸い上げ等もぜひ力強く行っていただきたいと思います。

そして、もう一度、最初に戻りますけれども、ワクチンに対して、子供たちの小児用肺炎球菌ワクチンは、接種率が非常に低かったんですけれども、親に対するこの意識の高揚というのは、どのように図っていかれるおつもりでしょうか。

○健康保険課長（大園俊昭君）

保護者の方への意識の高揚ということでございますが、まあ、本市におきましては、接種の対象者について、すべての方に案内を差し上げてございます。

今後もうこういった形で、接種の対象者の方につきましては、案内と同時に、接種についての詳しい説明書きを添えまして、普及率の促進に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（松尾公裕君）

時間になりましたので……

○1番（黒田澄子さん）

もうダメですか（発言する者あり）

○議長（松尾公裕君）

これで終わりです。

次に、2番、山口初美さんの質問を許可します。山口初美さん。

〔2番山口初美さん登壇〕

○2番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して、一般質問を行います。

今度の臨時国会で最大の問題となったのは、環太平洋連携協定TPPへの参加問題です。国民にまともな説明もなく、野田首相は交渉参加を表明し、党派を越えた怒りが新たな共同の変化を生み出しています。TPP参加は、国を壊す道です。TPP参加が震災復興の最大の妨げになることや、食糧の安全供給、安全を土台から壊すことは明らかです。

遺伝子組み換え食品の表示義務撤廃や公的医療への参入など、アメリカは日本に要求しています。本当に国益を考えるならこんな道を取るべきではありません。野田首相のいう国益とは、アメリカの国益であり、大企業や財界のための国益にほかなりません。JA全中や全漁連、日本医師会など、広範な団体がTPP参加反対の声を上げ集会を開いています。

党派の垣根を越えて、TPP参加反対の運動をさらに前進させていかなければなりません。アメリカ言いなりではなく、そして大企業、財界の横暴な支配をやめさせるといった日本改革の道こそが、閉塞状況を奪回する展望を切り開くということを、まず初めに申し上げて質問に入ります。

まず、初めに、パナソニック問題について質問をいたします。

パナソニックセミコンダクターオプトデバイスの工場閉鎖撤退の問題は、全国で大問題となっています。配置転換や希望退職に名を借りたリストラであり、社会的に許されません。私はこの問題を日置市だけの問題ではなく、国全体の大きな問題としてとらえる必要があると思います。大企業の身勝手なリストラを絶対に許してはならないと強く思っています。

早いもので、もうすぐことしも終わろうと

しています。このパナソニックの撤退の問題をとってみても、どれだけ多くの方が、大きな不安を抱えながら年を越さなければならぬのでしょうか、考えただけでも暗い気持ちになります。胸が痛みます。

ことは、大震災や原発事故など、かつてない大変な年でした。ことしほど、人と人とのきずなが大切に思えた年があったでしょうか。

何もこんな大震災があった年に、このようなひどいリストラを言い出さなくてもいいのではと思います。企業には、社会的責任があります。雇用を守る責任、取引先、中小企業を守る責任、地域経済を守る責任があるので。

この間、パナソニックは派遣切りや新規雇用の削減など、労働者にしわ寄せしながら、多額の内部留保をため込んできました。

4兆円を超える内部留保、今こそ、これを活用し、工場継続のための最大限の努力を行うべきです。市長にこの対策についてまず伺います。

次の質問は、原発についてです。

福島原発事故は国民をだまし続けてきた政治のうそと、そしてその政治の仕組みを明らかにしました。安全なエネルギーへの転換を進め、危険な原発は1日も早くなくそうと、原発ゼロの日本を目指す取り組みが全国各地で広がっています。さまざまな集会やパレード、学習会、シンポジウムなど、多くの人々が党派を越えて協力し、運動を広げています。

日置市でも11月13日、日曜日、午前10時、中央公民館で党派を越えた共同の取り組みで、「さよなら原発ひおきの会」学習交流会が開催され、20団体を越える賛同のもと、125人が集いました。このような取り組みは大変貴重であり、注目もされました。

当日のアンケートには、このような取組

みをぜひ継続してほしい、自分にもできることを協力していきたいと、回答がたくさん寄せられました。

今、危険な原発はやめて、安全な自然エネルギー、再生可能エネルギーへの転換は、市民みんなの、国民みんなの願いとなっています。

そのための施策をしっかりと進めていく必要があります。そこで1点目の質問は、太陽光発電への市の助成を実現できないか伺います。

よいとはわかっている、なかなか手が出ない太陽光パネルの設置が進まないのは、やはり多額の費用がかかるからと思われれます。

家を新築するときやリフォームに、太陽光発電設置の補助金があれば、取り付けたと思う人はたくさん出てくるのではないのでしょうか。新築でもリフォームでも使える太陽光発電設置補助金を実現できないのでしょうか。これを一つ伺います。

また、そのほかの再生可能エネルギー推進の進捗状況、どうなっているのかお尋ねします。

そして、11月26日付の新聞等で川内原発3号機の増設計画に伴い、川内市漁業協同組合に漁業補償金とは別に、漁業振興協力金18億円を支払い、同漁協は、うち、計9億円を福島原発事故後の3月末と9月の2度に渡り、組合員へ分配していたことがわかったという記事が掲載されました。このことでも明らかのように、九州電力は、まだ、川内原発3号機の増設をあきらめていません。市長は、このことをどう受け止めておられるのか、そのご意見をお聞かせください。

また、福島原発の事故は、9カ月たった今も、全く収束のめどが立っていません。それなのに、佐賀県の玄海原発は、トラブルで一たん休止していましたが、停止しておりましたが、再稼働しました。このことを市長はど

う見ておられるのか見解を伺います。

最後の質問は、国民健康保険税についてです。

ことし行われた国保税の大増税によって、市民の暮らしはさらに深刻な状況となっています。多くの市民が何とか払いたいと努力をしています。しかし、収入は減っているのに増税というのは大変なことです。今度の分は何とか払えたけれど、次、払えるかどうか自信がないとおっしゃる方、本当に高過ぎる、何とかしてほしいとおっしゃる方、この間もこのような声が私のところに寄せられました。

高過ぎる国民健康保険税の引き下げはみんなの願いです。毎回、国保税については、欠かさず取り上げておりますが、9月議会以後の相談件数は何件か、まずお尋ねします。

また、現在の滞納の状況、未払いの状況、資格証明書や短期保険証の発行の状況をお知らせください。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

## ○市長（宮路高光君）

1番目のパナソニック問題についてでございます。

パナソニックセミコンダクターオプトデバイス株式会社の親会社であるパナソニック株式会社が半導体事業を縮小する方向で検討しているとの新聞報道を受け、11月9日に県産業立地課長と京都府の長岡京市にある本社を訪問いたしました。

その際、日置工場の閉鎖、撤退の言及はなく、市長としても強く存続をお願いしたところでもございます。

パナソニック側は、縮小等方針を正式に発表しておりませんが、11月10日から数日間かけて、日置工場の従業員に対して、来年1月に配置転換等を含めた早期退職の意向調査をする旨、説明があったことは事実でございます。

このようなことから、離職者が出た場合など、そのほか地域経済への深刻な影響が懸念されることから、関係機関等と一体となって情報の収集に努めるとともに、必要な支援策等を検討、実施してまいりたいと考えております。

パナソニック側は、日置工場については、縮小、閉鎖、撤退等については、「成長戦略、拠点戦略についてさまざまな検討をしておりますが、今後とも強くパナソニック側に日置工場の存続を含めお願いをしてまいりたいと思っております。

2番目の原発についてその1でございますけど、安心・安全な原発による発電が担保されない以上、原発は段階的に縮小し、水力、風力、太陽光などの自然エネルギーによる発電へと転換すべきだと考えております。

住宅用太陽光発電設備設置に対する補助金につきましては、現在、市単独の補助金制度はありませんが、県住宅・建築総合センターによる補助金制度がありますし、また、太陽光発電協会・太陽光発電普及拡大センターによる補助金制度もあり、日置市においても新築やリフォームの際、この制度を活用されている方もおられると聞いております。

市単独による補助金制度につきましては、財政的な部分もありますけど、現時点では考えておりません。

今後、市負担も合わせて、国・県の補助金制度等ができましたら、市としても導入の方向は、検討はしてまいりたいと思っておりますけど、今、さきも申し上げましたとおり、水力、風力、太陽光を含めた全体的な中におきまして、どう今後、進めていくかは、来年の当初予算におきます調査等をしながら十分考えてまいりたいというふうに思っております。

2番目の再生可能エネルギーにつきましては

は、14番議員の田端議員のところにも申し上げましたとおりでございます。

特に、来年の当初予算等におきまして、それぞれ日置市にあります賦存する水力、風力、太陽光のエネルギーの調査等を行いたいというふうにご考えておるところでございます。

3番目でございますけど、まあ、少なくとも3月11日の東日本大震災における福島原発事故以前は、日本の原発は重大な事故を起こさないという安全神話の中、全国各地に原発が増設され、日本経済は発展してきたと考えております。

しかしながら、原発も絶対安全が確保されない以上は、これまで申し上げましたとおり、原発にかわる水力、風力、太陽光などの自然エネルギーを活用した発電の推進が大きな課題となっております。

九電の原発におきましても、これまで重大な事故はありませんが、福島原発の事故後、原発のセキュリティに関してかなりの対策を行い、川内原発3号機の増設に向けての準備はされていると考えておりますけど、まあ、川内市を含めまして、この増設ということにつきましては、私、自分自身としては、もう、反対の方向を示していきたいというふうに思っております。

4番目、現在使われております、川内におきます1号機、2号機におきましても、停止の方向であるとし、まあ、この自然エネルギーの発電量をいかに確保していくのか、これも最優先しながら考えていかなければならないと思っております。

4号機の再稼働につきましても、また、需用と供給の問題におきまして、どうしても電力が必要とする部分でございますので、再稼働等を含めては、いたし方ないことかと考えておりますけど、なるべく早く、それに変わる発電の量のするものに代替を考えていかなければならないというふうに思っております。

3番目の国民健康保険税についてということでございますけど、9月議会以降の相談分納件数につきましては、本庁で62件、東市来支所で26件、日吉支所で8件、吹上で17件の合計113件でございます。

収納状況につきましては、現年度分が12月1日現在、調定額10億8,514万1,450円に対して、収入済額が6億3,047万8,602円で、納期未到来分を含めた未収入額は4億5,466万2,848円で、収納率は58.1%、対前年度比では0.32%増となっております。

なお、過年度分につきましても、調定額3億7,754万2,937円に対して、収入済額が5,163万3,150円、未収入額は3億2,590万9,787円で、徴収率が13.68%で、対前年度比3.8%増となっております。

また、11月末現在の資格証明者の交付件数は、159件239人、短期保険証は357世帯813人でございます。

以上で終わります。

## ○2番（山口初美さん）

一通りご回答いただきましたけれども、パナソニックの問題からお尋ねしていきたいと思っております。

日置市は、昨年、公共施設のテレビの買い換えを行いました。これは、パナソニックからの要望もあって、パナソニック製のものを全部買い換えたわけですが、まあ、議会のほうも、地元の企業をやっぱり支えるというか、応援するというか、そういう意味でも、まあ、認めまして、昨年テレビの買い換え、ほとんど全部の公共施設のテレビの買い換えをパナソニック製で行いましたけれども、このことを、今、市長、今の時点でそのことをどのように評価というか、総括しておられるのか、その点についてまず伺いたいと思っております。

## ○市長（宮路高光君）

地元の事業所を助けるといいますか、振興する、そういう意味合いの中で、このパナソニックにおきます、この地デジにおきますテレビを購入さしていただきました。このことについては、もう、皆様方の理解得られてやったわけでございますけど、今現在、なぜパナソニックがこういう状況になったというのは、このテレビ部門を撤退するという方向になったということで、まあ、いろいろと工場の閉鎖というのが起こっておるということであるようでございます。

以上です。

#### ○2番（山口初美さん）

そうですね、パナソニックのテレビコマーシャルやラジオのコマーシャルは今でもどんどん流れておりまして、本当にこう不思議な気がするわけです。この間、先ほども、1回目の質問でも申し上げましたように、パナソニックは、内部留保4兆円をはるかに超える内部留保を持っているわけです。そういうものをやはり活用して、あらゆる努力をして、やはり、工場を守り、地域に残す、そして従業員の雇用を守るといって、そういう社会的な責任を果たすべきだというふうに思うのですが、その点について市長はどのようにお考えになるのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

私、内部留保どれぐらい持っているか、ちょっと私どもの調査しておりませんが、まあ、議員のほうの調査の中で、約4兆円ということでありまして、本当に地元のこういう大変厳しい環境の中で、雇用の問題という中におきまして、継続してほしいということが市長の本当に願いでございます。

#### ○2番（山口初美さん）

本当に私もその同じ、市長と同じ立場でこの問題を取り上げていることをご理解いただきたいと思いますのですが、まあ、パナソニックはもともと松下電器という会社でございました

けれども、この松下電器の創始者であられる松下幸之助氏は、従業員やその家族を本当に大切にしているという経営者ということで、もう、だれでも知っている話でございますが、こういうことがやはり国民への信頼を得て、この会社も大きくなってきたという、そういう側面もあるかと思えます。

本当に従業員を大切にしないはずの会社が、こういうまあ、従業員へは配置転換や希望退職に応じるようにというような説明がされているわけで、本当に従業員は、それぞれ住宅ローンや、また子供の教育、そして親の介護など、そういう本当にいろいろな問題を抱えておりまして、配置転換に応じられないという人は、もう本当にたくさんいらっしゃると思うんです。本当に、わずかな人しか配置転換には応じられない、そうなりますと、みんなが、たくさんの方がやはり、職を失うというような今のままでは、そういう状況になるということがあります。

そしてまた、日置市にも関連企業がたくさんありますけれども、その関連企業の中でもたくさんの従業員の方が働いておられるわけで、本当に日置市にとっては重大な問題で、本当この問題をこのパナソニック社は、本当に地域経済への与える影響なども本当に考えてやっていたかといけないうわけです。

あの、先ほども申し上げましたけれども、配置転換や希望退職に名を借りたりストラダというふうに私は申し上げておりますけれども、市長はこの点はどのように認識されますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、会社自体を縮小していくことでございますので、あの、やめていくことをお願いする部分がございますし、また、基本的に話を伺いますと、まあ、そのやめる方については退職金の上乗せとか、まあそういう、さっきございました内部留保金を使いながら

されるというふうには思っております。

一番大変なのは、この、まあ、正社員もですけど、やはり、非正規の契約社員とか、また、下請け業者のそういう社員の方々が、恐らく会社自体がそこまで手を入れてくれるのかどうか、ちょっと、私のほうもわからないわけでございますけど、やはりそういう方々に、やはり、私ども、まあ、市を含めて手を差し伸べていかなければ今後ならないのかなというふうには思っております。

#### ○2番（山口初美さん）

先ほどもパナソニックがやっぱりテレビ部門が不振で、事業縮小などを検討されているんだというお話を市長からも伺いましたけれども、まあ、一時的なことで、そういうことは、本当にパナソニックは経常利益を毎年上げていくわけですね。内部留保もずっと積み上げて、4兆円をはるかに超える内部留保を持っているわけですね。そういうお金を本当に活用して、従業員の雇用を守り、そしてまた地域経済を守っていくということは、大企業の責任として本当にしっかり責任を果たすべきことであると思っております。

私どもの国会議員、この前も参議院の決算委員会で質問をしております。それで、枝野幸男経産省が、やはり、社会的な責任を負っているんだというふうに答えておられます。そして、内部留保があるとか、やっていけるのに労働者を簡単に切ったりすればけしからんということになるというふうに述べておられます。この点どうでしょうか、市長の考えを伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、いろいろと、この、すそ野の広い一つの企業でございますので、やはり、すそ野のところまで、やはり会社として十分な措置といいますか、そういうものをしてほしいというふうに思っております。

#### ○2番（山口初美さん）

この従業員を切り捨てるというようなやり方は、大企業がパナソニックだけではなくて、ほかの企業もいろんなところが平気でやっているわけなんですよ。出水でもご存じのようにNECが撤退をいたしましたし、そのときにも本当に従業員やその関連企業の中で、やはり、自殺者が出るなど、本当に悲惨な状況があったわけですね。

あの、こういう大企業のリストラを本当にやっぱり国がきちんと取り締まる必要があるというふうに私は考えます。

それでなければ、日本国中、本当に失業者であふれてしまうことになると思います。そして、日本の中の工場をどんどん切り捨てて外国に出ていくというようなそういう話もたくさんございますので、本当に国内の内需を高めるということに大企業はやはり責任を持って、決して簡単に従業員の首を切ったりしないような国の指導が必要だと思いますが、その点市長はいかがお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に私ども地方にしている自治体にとって、このような大きな企業というのは大変優良な企業でございます。今までの間でも大変いろいろと私どもの地域経済を支えていただきました。そういうこと含めまして、今後やはり、責任あるといいますか、企業としての責任ある行動を取ってほしいというふうにいつも思っております。

#### ○2番（山口初美さん）

まあ、パナソニックの前進であります松下電器は、県の誘致企業の第1号として、そしてまあ、旧伊集院町で受け入れて、まあ事業を開始しておりますが、わかる範囲で結構ですが、県が誘致した県の松下電器へのその助成といいますか、そういう内容、そしてまた、旧伊集院町がどのように、まああの、どのような、何ですか、誘致企業に対する援助を行

ったのか、そこら辺のことを市長にご説明いた  
ただきたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

私の知り得ることでございますけれども、四  
十数年前のことでございます。市としては、  
県もだと思っておりますけれども、そういう助成制度  
とか誘致とかそういうものはなかったという  
ことで、土地の約10万m<sup>2</sup>ありますので、  
その土地の価格を若干安い形の中で譲渡し  
たというふうに認識しております。

**○2番（山口初美さん）**

わかりました。この問題は、やはり今後も  
一緒に、一緒にといいか、ともにやはり地域  
の経済を守り、市民のやはり暮らしを守る、  
そういう立場で、また一緒に頑張っていきたい  
と思います。

ぜひ、工場継続をしっかりと要求をして、  
そして国にもやはり声を上げて、本当に雇用  
を守るように、大企業への指導をしていただ  
くように、国のほうへもぜひ市長のほうから  
も働きかけていただきたいと思います。

それでは、次の原発のほうに移りたいと思  
います。

きょうも多分、九州電力の方も見えてい  
るかと思いますが、本当にこの原発の問題、日  
置市でも先ほど、「さようなら原発ひおきの  
会」で、学習交流会を行ったことを申し上げ  
ましたけれども、本当にこの危険な原発を早  
くなくして、本当に安全なエネルギーで本当  
にこの町で安心して暮らしていきたいという  
そういう運動が広がりつつあるということは、  
本当にいいことだというふうに思っています。

それで、先ほど、太陽光発電への助成は、  
今のところ難しいというようなご回答をいた  
だきました。

本当に、少しの助成でも、本当に助けにな  
りますので、やはり、今安全なエネルギーと  
いうことへの市民の関心も高まっていると思  
います。

できれば、太陽光に変えたいんですけど、  
思っておられる市民の方もたくさんおられる  
と思います。また今後、この太陽光発電への  
補助金などを行っている自治体などの研究も  
ぜひ行っていただきたいと思います。

先ほど、その原発にかわるエネルギーの開  
発ということで、24年度の当初予算に調査  
費用を計上すると言われましたけど、その点  
について、もう少し詳しいご説明をしていた  
だけませんかでしょうか。

**○企画課長（上園博文君）**

再生可能エネルギーのこの計画でございま  
すけれども、24年度の当初で今の段階で計  
画する予定でございます。

中身につきましては、日置市内に賦存する  
水力、あるいは風力、そしてメガソーラーこ  
ういったものの敷地がないかどうか、特に、  
水力発電につきましては、永吉ダム、このダ  
ムが満水時の放水量を見ますと、相当な水量  
でございまして、実は、専門家の方々にも見  
ていただいたんですが、実にもったいないと  
いう見解でございます。

こういった水力発電、あるいは、市有地で  
1町歩を越える敷地も幾らかございますので、  
こういったところに、どれだけの太陽光の発  
電施設を日置市に導入できるか、こういった  
ところの具体的な調査でございますので、  
24年度1年かけて調査をしてまいりたいと  
思っております。

以上でございます。

**○2番（山口初美さん）**

24年度は、一応調査だけにそのお金を充  
てるというようなことかと思うんですが、そ  
の調査に当たる、その市としての体制とい  
うのは、どのような計画であるのか、その点  
についてお尋ねします。

**○企画課長（上園博文君）**

今回のこの計画を進める中で、外部の専門  
家の方々、特に、鹿児島大学の専門家の方々、

そしてまた、地域外の方々、約20名近くになると思いますけれども、こういった組織を外部の方々を含めて立ち上げる。

また、内部では、先だっても市長も申し上げましたけれども、副市長以下部課長、こういった組織での内部の委員会を立ち上げて、具体的な、こういった施設にこういったものが可能なのか、特に庁舎であれ、各支所の中央公民館、こういった大きな施設もごさいますけれども、こういったものを含めて内部検討、そして外部の方々の意見も集約してまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○2番（山口初美さん）

今のご説明では、その専門の部署というのはよくわからなかったんですけど、その、自然エネルギー開発のための、その調査のためのその専門の部署というか、その職員の体制というのはどのようになるのでしょうか。

#### ○企画課長（上園博文君）

現在の企画課で対応してまいりたいと考えております。

#### ○2番（山口初美さん）

このやはり、原発に変わるエネルギーのその調査、そういうことに専門的にやはり取り組む部署が必要だと思います。

そのことを四六時中、一生懸命考えて、やはり全体を見ながら、そういう外部の方たちとの連携もとりながら、本当にこのことを進めて、1日も早く、具体的なそういう発電というものに結びつけていかないといけないわけですが、そこら辺までの、その体制などの検討はされているのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、とりあえず、この、私どもにある自然に関します実態調査をして、次は、一つの、まあ自治体であるのか、それに企業をお願いするのか、やはり、基本的には、そういう実施可能な企業を選択、選別していかなきゃな

らない、そうしていかなければ、ただ、調査だけじゃ大変なことがございますし、先般もちょっとお話し申し上げましたとおり、風力のほうは、もう1つの会社を絞り込みまして、私ども市ができる部分も含めて一緒にやりたいし、今は、太陽光のメガソーラー、このことについても15日、京セラ関係の方々も業者も来ていただいて現地を見てもらったり、そういうことのあっせんを十分しながら、また最終的には、市で、もし、やったときは、これを実施して運営できるのか。大変、国の補助金も含めて、大きな設備投資になりますので、ここあたりも十分検討していく必要があるというふうに思っております。

#### ○2番（山口初美さん）

今、大きな設備投資が必要というような言葉も出ましたけれども、ほかの自治体でも、小水力の活用など、身近なところで小さな経費で労力で、こうできるというようなことも開発に力を入れておられるところもあります。できるだけ、お金もかからないほうがいいわけで、本当に、やはり、あの、大きなものを何か一つぽんとつくるっていう考えではなくて、やはり、身近なところの、いろいろなものを活用できるような、そういうこともぜひ視野に入れて、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、その、内部の体制のところ、ちょっとまだよく具体的にわからないんですが、企画課もいろいろな仕事を抱えていらっしゃいます。その中で、この、まあ、こういう大きな仕事になると思うんです。こういうことを、いろいろなことをやりながら、こう、この仕事を、大切な仕事をこう進めていくというのは、なかなか大変じゃないかなというふうに考えます。

やはり、その専門的な部署というのがどうしても必要だと思いますが、その辺の位置づけがちょっと先ほどのご説明では、まだ一つちょっとよくわからなかったんですけども、

もう少し詳しく教えていただけませんか。

**○市長（宮路高光君）**

専門的といいますか、私ども、職員でも本当にこういう部分について、風力、電力を含め、小水力を含めて、まあこういう専門的な知識を持っている人はおりません。

そういう中でおりますので、先ほど申し上げましたように、鹿児島大学のそれぞれの方々のお知恵をいただきながらやっていく必要があるかと思っております。

また、特に今ございましたとおり、今の段階は調査する段階とございまして、今は特に、企業のほうが私どもよりも十分専門的な形の知識を持っている方々が配置されておりますので、そういう方々と十分連携をとっていく、それが私ども、自治体の役割じゃないかなというふうに考えております。

**○2番（山口初美さん）**

先ほど、その風力発電を一つの企業が日置市内にもつくる計画があるやにご説明がありましたが、この場でももう少し詳しいことがお話ししていただけるのであれば、ちょっとその点についてお伺いしたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

まだ、いろいろとまだ検討の協議、まだアクセス、いろいろとありますので、まあ、今、そういう会社と事前調査等やったということだけで、まだ検討のいろんな協議も残っておりますので、今後、そういうことにし、また市におきましては、予算的なものも出てきたら、やはり、議会の皆様方のきちっとお話をしていきたいというふうに思っております。

**○2番（山口初美さん）**

まあ、風力発電は、いろいろなところも取り組んでおられますし、日置市でこういう風力発電を取り入れるとすれば、どういう場所に、どのようなその場所の設定とか、そういう具体的なことが、また後々出てくるか

と思いますが、やはり、本当にこう、市民との共生・協働、市長もずっとこの方針を掲げて、それに向かって努力をしておられるわけですが、やはり、市民と意思疎通を図りながら、本当に市民に指示してもらえそうな、本当に市民がこれなら大丈夫といえるような、そういう発電に取り組んでいかれることを希望しますが、その点はいかがでしょう。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に設置する場所を含めて、やはり、周辺部の同意というのがなければ、こういうものはできないということでございますので、やはり、地域の皆様方と十分お話をしながら、一步一步進んでいかなきゃならないというふうに思っております。

**○2番（山口初美さん）**

風力や太陽熱、それから水力などのほかにも、バイオマスのことなども、市長は前の議会の質問などにも答えておられました。その点の調査は、今回どのようにされるおつもりでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

バイオマス関係につきましても、勉強会とか調査、まあ、そういう程度にまだなるのかなと思っております。

一番身近な、やはり私ども、しておりますその発電量といいますか、そういうものにすれば、太陽光、風力、こういうものが一番大きく発電に寄与しているというふうに、また技術もそちらのほうがすばらしい技術があるというふうに認識しておりますので、バイオマスとかもあることはありますけど、まだそこには、恐らく大きな技術革新がなければ、実用化というのも大変難しい部分もあろうかと思っておりますし、また、そういう素材というものを通して確保できるのか、そういうこともそれぞれ担当部署においては、調査等はやっていきたいというふうに思っております。

## ○2番（山口初美さん）

来年度1年かけて、そういうさまざまな日置市にあるエネルギーの調査をされるということで、ぜひ、それを1日も早く具体化されることを私も希望して、次に行きますが、九州電力が川内原発3号機の増設、まだあきらめていないというようなことがやはり明らかになった中で、やはり県知事も、やはり3号機の増設は、もうとても無理だというような見解も出されましたし、市長は、もう早くから3号機の増設は認められないということをはっきりと言っていたいております。

その点は、私も本当に同感でございますし、本当に原発をなくしていきたいという、そういう1号機、2号機も含めて、いずれはやはり原発をなくしていきたいというそういう思いは市長とも同感でございます。

その再稼働に関する考え方、市長は、少し、この何ていうか、再稼働に対する考え方は、少し甘いのかなというふうに私は思いましたけれども、本当に福島原発の事故は、本当に、まあ、家があるのに帰れない人たちが本当にたくさんいらっしゃる、本当に気の毒なんですけれども、まあ、一生懸命農業やっていた人も、もうその土地から離れて、本当にそこにふるさとに帰ることもできないと、そういうような本当に悲惨な状況を生み出しているわけですね、川内原発1号機、2号機、今現在、止まっておりますけれども、本当にこれを絶対に再稼働をさせてはならないというふうに思います。

日本全国どこでも、本当にいつ地震が起こるかわからないようなそういう土地でございますし、そういう点では、この再稼働に対しても、もっと市長も厳しい態度で望んでいかれることを希望するんですが、その点もう一度お聞かせください。

## ○市長（宮路高光君）

一番ベターは、稼働しないことがいいとい

うふうには思っております。ですけど、逆に電力の供給の中において、冬場におきましても大変心配している方もいっぱいいらっしゃいますし、これが化石等におきます代替エネルギーがきちっと確保されておること大前提でございますし、また、料金等が急に値上がりしていく、そういう方向であるにおいても、大変いろいろ猶予していかなきゃならないというふうに思っておりますので、やはり、この代替エネルギーというのが確実に確保できる、まあ、そういうことを九電のほうにおいても探っていく、まあ、行く行くは、廃炉という方向で進んでいってほしいというふうに思っております。

## ○2番（山口初美さん）

わかりました。そういうことで、本当に日置市で安心して農業を続けていきたい、漁業を続けていきたい、本当にこの町で暮らして、いつまでも子供たちと一緒に暮らしていきたいというそういう思いが、やはり原発をなくしていくことだというふうに思います。

済みません。国民健康保険税のほうに最後の質問に移りますが、先ほど、資格証明書の発行の世帯数、短期保険証の発行世帯数、答えていただきました。

資格証明書というのは、保険証の役目を果たしませんので、これは保険証がない世帯というふうに私は理解しておりますが、159世帯で239人、この方たちは、納税相談に全く来ておられない方たちなんではないでしょうか。その点をお聞きします。

## ○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

この159世帯の件でございますが、この方たちは、22年度に国保の滞納がありまして、分納制約を結んで、納付がない等について、全部税務課の方で臨戸訪問した状況でございます。

以上です。

## ○2番（山口初美さん）

資格証明書というのは、本当に発行は気をつけなければいけないと思うんです。保険証の役目を果たさないものなんです。こういうのも幾らもらっても病院には行けませんので、まあ、納税相談に、今ちょっとはつきり聞こえなかったんですが、納税相談に来ておられるのであれば、こういう相談に見えるような方には資格証明書は発行したらいけないはずですが、その点は、もう一回済ませません、はっきりとお答えください。

**○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）**

この方々は、納税相談には来ていらっしゃる世帯でございます。

以上です。

**○2番（山口初美さん）**

こんなにたくさん159世帯239人、こんなたくさんの方が保険証がない状態に置かれていることを市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

私どもも、こういう納税相談、こういうものをしながら、短期でも少しでも払っていただけ、こういう、まあ相談を応じてもらえない、こういう方々に大変、あの、仕事の関係なのか、どういう関係の中で来られないかちょっとわかりませんが、こういう方々がいらっしゃるということはちょっと残念なことであるというふうに思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

山口さん、あと2分でございますので……

**○2番（山口初美さん）**

はい。

**○議長（松尾公裕君）**

まとめてください。山口初美さん。

**○2番（山口初美さん）**

納税相談に来ておられない、まあ、こんなにたくさんの方々の世帯が、まあ、1世帯や2世帯じゃないんですよね。159世帯239人、本当にこの、私は重く受け止めますけれども、

本当に市役所を信頼しておられたら、やはり困ったときには相談に来られるような気がするわけですが、この相談にも来られないというようなことをどのようにお考えになりますでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

大変難しいご質問でございます。そのことについては、まあ、いろいろと理由があらわれるというふうに思っております。

なるべく私どもは通知とか、また、臨戸票ともおきながら、こういう方々に行きますけど、応対をしていただけないということでございますので、今後ともやはり、そういうことはこちらのほうから発信はしていきたいというふうに思っております。

**○2番（山口初美さん）**

わかりました。ぜひ、あの、まあ、やはりこういう人たちは、本当は手を差し伸べないといけない人たちが含まれているというふうに、私は心を痛めるわけです。

ことし、本当に大幅な値上げを行いまして、収納率は下がらずに上がっている状況なので、本当に皆さん一生懸命払っていただいているんだなというふうに思うわけですが、こういう意見が寄せられました。

ことし、初めて一般会計から1億円繰り入れましたけれども、これを昨年やっていけば、ことし値上げする必要はなかったんじゃないかと（発言する者あり）、あの、そういうご意見もあるわけです。

去年1億円繰り入れて、ことし1億円繰り入れれば、市民に1億円分の負担を押しつける必要はなかったんじゃないかと、といいますのも、鹿児島市とかほかの自治体で、一般会計からの繰り入れを早くからやっている自治体があるわけです。そういうところを見て、やはり日置市は対応が遅かったんじゃないかという意見があるんですが、その点を最後にお聞きしまして、私の一般質問を終わりたい

と思います。

**○市長（宮路高光君）**

特に、22年度からということでございます。22年度は基金が2億幾らあったわけなんです。それを使い果たしてしまったというのが22年度の状況です。それですので、お互い折半していただいた、やはり基金があった以上は、一般会計から入れるということにおいても、大変なことかと思っておりますので、ここ辺りは、また市民の皆様方にそういう基金があって、どういった運営できるはずであったけど、それを使い果たしてしまったと、私どものほうも22年度は基金がございましたので、その一般会計から繰り入れるということはしませんでした。

以上でございます。

**○議長（松尾公裕君）**

本日の一般質問は、これで終わります。

---

△散 会

**○議長（松尾公裕君）**

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時07分散会



第 4 号 ( 1 2 月 1 3 日 )



議事日程（第4号）

日 程

事

件

名

日程第 1 一般質問（4番、9番）

本会議（12月13日）（火曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西菌典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉦之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君  
教育総務課長 地頭所 浩君  
社会教育課長 今村義文君  
監査委員事務局長 石塚澄幸君

上下水道課長 宇田和久君  
学校教育課長 肥田正和君  
会計管理者 前田博君  
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君） ただいまから本日の  
会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

順番に質問を許可します。

まず、4番、出水賢太郎の質問を許可しま  
す。出水賢太郎君。

〔4番出水賢太郎君登壇〕

○4番（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。私は、さき  
に通告をいたしておりました2点の事項につ  
いて質問をいたします。

まず1番目は、エネルギーや資源の地産・  
地消について質問いたします。

東日本大震災と福島原発の事故により、我  
が国のエネルギー政策は、抜本的な見直し  
が迫られております。ただ、これからの電力  
供給や日本経済への大きな影響を考えます  
と、私は、この原発というものは、すぐ  
にとめることはできないと考えておりま  
す。まずは、原発への依存度を少なくす  
るためにも、再生可能エネルギーの利  
用促進と、そしてその研究開発に力を注  
ぐべきではないでしょうか。

我が日置市も、川内原発から30km圏  
内に含まれており、原発依存のエネル  
ギー政策からの脱却を今図るべきだと思  
います。そのためには、私たちが日々使  
うエネルギー源は、身近な自然や資源  
から賄うエネルギーや資源の地産・地  
消を日置市も推進するべきだと考えま  
す。

そこで、質問いたします。1番目、今議  
会でも、同僚議員からもたくさん質問が  
ありましたが、私は、市長が目指すエ  
ネルギー政策がどういったものなのか、  
特に国の補助事業として申請を出し、  
事業採択はされなかったものの、来年  
度も単独事業で調査事業を行う

予定のスマートコミュニティ構想につ  
いて、具体的な計画や詳細がどうなっ  
ているのか、市長のご答弁をお願いいた  
します。

2番目です。私たちの身近にある資源  
の有効活用、また学校や公共施設など  
での省エネ対策、この辺はどのように  
進めていらっしゃいますか。このこと  
については、昨年の6月議会でも、私  
は質問しておりますが、その後の検討  
、それから実施状況など、市がどのよ  
うに進めてこられているのか、市長  
また教育長の明快な答弁を求めます。

次に、2番目の保育行政について、  
質問をいたします。

政府は、昨年6月の少子化社会対策  
会議において、子ども・子育て新シ  
ステムの基本制度案要綱を決定し、  
本年7月には、その中間取りまとめ  
の報告を行いました。その内容は、  
1、これまでの幼稚園、保育園の  
枠をなくし、総合施設（仮称）の創  
設、2番目、市町村の権限と責任を  
明確化する、3番目、子育てに関  
する恒久財源の確保、4番目が、  
政府の所管、財源を一元化するとい  
う4点であります。しかしながら、  
この子ども・子育て新システムは、  
財源の一元化の方向性が不明確で  
あり、また都道府県や市町村の裁  
量権、役割が具体的に示されてお  
らず、この問題点も、現在も議論  
をされているところであります。こ  
のように、現在の保育行政は、政  
権交代によって大きく変わろうと  
しており、私たち地方自治体はそ  
の対応に翻弄される可能性があります。  
そこで、市長に現在の保育行政に  
対する基本的な考え方を伺います。

1番目、国が進める子ども・子育  
て新システムについて、市長の考え  
方はいかがお考えでしょうか。見  
解をお伺いいたします。

2番目、来年度の保育園入所希望  
数、また定員の見込みはどうなっ  
ていますか。特に、鹿児島市から  
の広域入所の状況はどうなっ  
ているでしょうか。

以上、当局の誠意ある答弁を求め、1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目のエネルギーや資源の地産・地消について、その1でございます。

原発による発電から脱却し、自然エネルギーを活用したまちづくりを推進するものであり、日置市に賦存する水力、太陽光などの再生可能エネルギー資源をもとに、未利用公共用地や遊休地等を再生可能エネルギーのフィールドとして利活用し、さらに公共施設等の再生可能エネルギー化を推し進め、蓄電池とあわせてスマートグリッドの技術を活用しながら、エネルギー効率の向上を図りたいと考えております。

さらに、新・省エネルギー思想の普及、啓発を図り、市民のライフスタイルの転換など、官民一体となったCO<sub>2</sub>の削減、再生可能エネルギー利活用の普及を進め、環境配慮型都市スマートコミュニティの創造を目指したいと考えております。

具体的な計画といたしましては、来年度中に、再生可能エネルギーの賦存量調査、使用可能量調査、利用適地の調査及びエネルギーごとに利用事業収支シミュレーションを策定し、25年以降の再生可能エネルギー設備の導入の検討を行いたいと考えております。太陽光発電の調査予定場所につきましては、本庁舎、市中央公民館、市文化センター、吹上の原整備予定地、日吉中学校校舎、東市来にあるチェリーゴルフ場、妙円寺にある元妙円寺中学校予定地、吹上にある入来団地、剣壇塚住宅団地、吹上本町団地2工期の予定地、小水力発電の調査予定は、永吉ダムなどあります。今挙げた中におきましても、適地かということ、十分市有地を活用して、このことに努めていきたいというふうに考えております。

再生可能エネルギーの調査につきましては、専門的な知識、技術が必要となりますので、コンサル会社に調査委託をする予定でございます。

また、田畑議員の質問でも答弁したとおり、再生可能エネルギー効率量調査事業化委員会を設置し、工期期間中、3回ほどの委員会を開催し、報告書をまとめてもらいたいと考えております。

2番目でございます。庁舎における省エネ対策といたしまして、これまでクールビズや及びウォームビズを行うとともに、加えて、グリーンカーテンを1階に施し、適正な室温の設定、または、室内電灯のこまめな消灯や職員のエレベーター利用の制限等、節電対策に取り組んでまいりました。

この夏の電力不足が懸念された中、庁舎内にも節電対策検討会を設け、室内電灯のさらなる節約、パソコン未使用時の電源オフの徹底、また職員へマイポット持参を呼びかけ、電気ポットの使用禁止やクールアースデーの実施等で、できるものから取り組んでおります。職員も、節電に対する意識がさらにこの夏高まったと感じているところでございます。

また、公用車の更新についても、低燃料、低公害車を基本に、アイドリングストップ装着車1台を更新し、さらに2台を更新する見込みでございます。

次に、庁舎照明のLED化につきましては、ご承知のとおり、従来の蛍光灯に比べ消費電力が約3分の1、製品の寿命が約5倍になると見込めるなど、CO<sub>2</sub>や電気料金の削減に最も効果が出るものと考えております。

しかし、LED照明は、既存の蛍光灯に比べると、直下型の照明であることから、事務室内での使用に、現時点では難があると言われていたことから、廊下等、共用部分について、早い時期に交換していきたいと思っております。

本年度は、市民生活課にある申請書の記載台4台のスタンド電球をLEDに交換しております。現状では、電球については物が流通し、市内の電気店でも購入できる状況にありますが、蛍光灯においては、まだ一部の中小企業の開発にとどまり、市内の電気店で購入できる状況にありませんので、物流の状況また照度に係る技術の開発状況を見定め、これらの状況が整い次第、本庁舎はもとより公共施設のLED化に取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の保育行政についてでございます。その1でございます。

国の進める子ども・子育て新システムは、子供と子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築であると考えております。子育てや働き方に関する従来の考え方や制度が、時代の変化とともに、人々の生活スタイルや価値観に合わなくなってきていることから、新システムを進めているものだとして理解しております。

しかしながら、新システムの導入には、さまざまな意見が出ていることも承知しております。すべての子供への良質な環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援するシステムになってほしいと思っております。また、恒久的な財源の確保や、既存の財政措置との関係など、費用負担の課題、国の基準と地方の裁量に関係する課題等、今後議論されるかと思っておりますので、新システムの導入に当たっては、乳幼児の子供はどう育つべきか、そのために保育制度はどうあるべきかを議論していただき、新システムが子供の権利保障の視点で行われることを要望していきたいと思っております。

2番目でございます。平成23年度から、引き続き保育所に入所希望される方は、把握できたもので854人の児童となっております。平成24年度保育所新規入所の申し込み

受け付けは、12月1日から15日まで行っているところであり、新規の入所児童数は把握できませんが、福祉課で推計した24年度就学前児童数を2,460人として、23年度の就学前児童に対する保育児童数の割合である44.5%で計算しますと、平成23年度より4人ふえて、1,094人の入所が予測されているところでございます。福祉課の試算におきますと、継続入所、新規入所、広域の継続入所を含めて、1,107人と見込んでいるところでございます。

就学前児童のうち、保育所にいる児童の割合が、市の合併当初は40%前後でしたが、平成21年度から42%を超え、平成23年度には44%を超えていることから、社会情勢の変化による就労する保護者が増加し、保育の需要が高まっていると考えております。

日置市内保育所の定員は、現在、1,065人、公立の市立が90人、私立が975人で、平成17年の定員は995人から、平成21年度は970人と減少しましたが、平成23年度には1,065人となり、合併当初からすると70人の定員増を行ってきているところでございます。

中でも、特に伊集院地域の保育需要の高まりが大きく、先日は、伊集院地域の保育園代表者の方に定員増の検討を依頼したところ、3つの保育所から定員増に取り組んでもよいとの返事をいただいているところでございます。

今後におきましても、社会情勢の変化による保育の需要の変化にこたえるべく、行政として定員変更を進める必要を感じております。広域入所は、县市町村の境を越えて保育所に入所できるもので、保護者が市町村の境に住む場合に、通勤上に保育所がある場合などにおいて、居住地以外の保育所についても選択できるようになっていることから、児童福祉の観点からも望ましいものであると考えてお

ります。

日置市の保育所で受け入れている児童は、11月初日で108人で、鹿児島市から66人の児童の保育を行っており、日置市から他の市町村への広域入所は23人となっております。24年度に、鹿児島市から継続して広域入所される児童は、現在のところ48人と聞いております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

資源の有効活用、省エネ対策はどう進めているかということですが、資源の有効活用としまして、教育委員会施設では、東市来中学校、東市来文化交流センター及び伊集院中学校に太陽光発電設備を設置いたしております。

電気料金に換算して比べますと、九州電力への売電を含めて、おおむね25%から30%の節減が図られております。

今後の設置につきましては、設置費用とそれに伴う財源などを考慮しながら、環境学習への活用としましても整備を進めていきたいと思っております。

省エネ対策としましては、学校に対して学習環境への維持管理に留意しつつ節電の取り組みを要請しております。

また、新規の施設への対応として、伊集院中学校では、トイレ、廊下に人を感知して点灯する照明設備を整備いたしました。伊集院小学校の設備では、通常は1教室当たり2灯用照明器具が9個必要となりますが、6個で賄える高効率照明を設置するとともに、教室内の明るさにより、窓側の照明を自動制御し、消費電力を抑えるような計画にしております。さらに、トイレ、廊下には、人を感知して点灯するLED照明を設ける計画といたしております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

それでは、2問目以降、一問一答式で、そ

れぞれお聞きいたします。

まず、エネルギー資源の地産・地消の1番目の部分なんですけど、先日から一般質問でも、上神殿地域の風力発電の話が出ております。この件につきましては、私も詳細お聞きしているわけですが、この問題で一番問題になってくるのが、再生可能のエネルギーの買い取り法案ができました。ただ、これが来年の7月からの運用ですので、まだその買い取り価格がどうだとか、収支の問題とかが計算ができない、それで計画がまだ進まないというのがあります。ただ、それ以外にも、例えば、法規制の問題、例えば、あそこは保安林ですので、保安林の解除なのか、もしくは作業許可なのか、そういった問題。それからあと、環境アセスメントの問題もあるかと思っております。

あと、風力では、鹿児島県でよく問題になるのが県の景観の条例、景観ガイドライン、これが非常に、ほかの県と比べて厳しいと。ここの上神殿の場合は、それがクリアされてるわけですが、こういった問題が、これから先いろいろ出てくるかと思っております。

これは、一民間事業者だけでは到底クリアできない問題でありますので、行政側の、やはり市の後押しというのが非常に必要かと思うんですが、その辺の市長のお考えをお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございました風力の問題につきまして、今、ある会社のほうが、私どものほうにも相談に参っております。特に、一番大きな課題としては、保安林というものを、解除なのか、部分的なものでございますので、そういうことにつきまして、やはり私ども行政と民間、また県ときちっと話し合いをする場を市のほうも設けていきたいと。今、ご指摘ございましたとおり、風力につきましては、特に保安林の問題、環境の問題、また一番、最終的には、九電のほう買い取り価格を含

めて申し込みをし、そこに選定していかなきゃならない課題は残っておるわけでございますけど、来年の7月、買取法が実施されますけど、その前に、やはり自分たちができるものから、やはり1つずつクリアをできるように調整をし、またそういう協議会といいますか、こういうものを早く立ち上げていきたいというふうに思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

私も、先日長島の風力発電、あれは、九電が大規模な風力発電所をつくられました。そのときに携わられた九電工の担当者の方と福岡のほうでお会いして、お話を聞いたんですが、やはり今市長がおっしゃったように、長島の例でも、各事業担当者、それから行政側、県と長島町とそれぞれの施工の関係とか、運営の業者、コンサルさん、いろんな人間が集まって協議会をつくって、一つ一つそういった法の問題、それから環境アセスの問題、一つ一つつぶしていったと。そして、意外と早く、計画より早く実施することができたというお話を伺っております。

この件に関しましては、やはり、今市長おっしゃったように、そういった、この前、一般質問の答弁でも言われましたが、大学の先生をお呼びしての調査委員会というものをおつくりになるとおっしゃいましたが、それとは別に、各エネルギーごとに、風力なら風力、水力なら水力、そして太陽光なら太陽光、それぞれの分科会というものをつくって、そこで話し合いをされたほうがいいんじゃないかなと、そのほうが具体的に計画も進むかと思えます。そういった委員会のつくり方ということでお考えはあるんでしょうか、どうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、議員のほうから、スマートコミュニティ構想の構想ということで、お伺いはございますけど、基本的には、私も、市内にござ

いますそれぞれの賦存してる調査等をし、また適地を含め、市はそういう構想を出し、それにそれぞれの企業の皆様方が入りやすい環境をつくる、これがスマートコミュニティ構想ということで、調査もやります。

今、ご指摘ございましたとおり、今回経産省にも一応提案したんですけど、そういう委員会を、トータルの委員会、スマート構想の委員会、それと基本的に、それぞれ専門技術ということで、水力にしても風力にしても太陽光にしても、また別な専門が必要ですので、今ご指摘ございましたとおり、そういう、私も、市にあります自然エネルギーを活用していくには、そういう分科会をきちっとつakって、今後していくことが一番具体的な構想といいますか、そういうものになるというふうに思っておりますので、今ご指摘ございました形の分科会といいますか、そういうふうな、コミュニティ委員会の下に、きちっとつakってやっていくべきだというふうに思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

今、市長がおっしゃいました経済産業省の補助事業、これは9月議会でも話が出まして、事業採択はかなわなかったわけですが、私もいろいろ調べてみたら、ほかにも環境省だったりとか、それから農林水産省だったり、いろいろ事業があるようでございます。やはり、こういった大きな規模での計画というふうになってきますと、どうしても市の財源だけでは賄い切れない大きな問題になってくるかと思えます。

また、先ほど言われたように、民間の方々が入りやすい環境をつくるにしても、一民間企業だけでは恐らく事業実施は難しい、産・官・学の連携が必要になってくるかと思えます。

やはり、そういったところで国の政策との整合性をちゃんととって、そして補助事業を

しっかりと活用していく、これが基本線だと思っわけですが、そのほかの事業との、ほかの事業の、いわば活用というものは考えていらっしやらないんでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

経産省だけでなく、今ご指摘ございました環境省また農林省、そういうもので、こういう調査等もそれぞれの部分であります。

基本的に、特に農林省の場合については、また制約といいますか、一般的に使えない部分が出てきたりします。特に、水力を含めては、そういう地域におきます補助事業でつくったものに対します、そういうものの、電灯にするという部分があったり、いろんな制約はありますけど、それぞれ、私どもはそれをどういうふうに出決をして、いろんな分野の環境省、また農林省も国土省もある、国交省もあると思っておりますので、そういう部分も、また今後いろんな調査もしながら、おっしやいますとおり、ちょっと規模が大きくなれば、市の財源だけではできないということで、本当は、当初予算の場合については、ある程度市のできる範囲内の中でやり、またそれを、また今後どういうふうにして充実、拡張していくのか、ここあたりも十分検討をしていく必要があるというふうに出決しております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

確かに、水力で永吉ダムを活用したいということを出、市長おっしやってますが、恐らくこれは、補助事業の絡みも、適化法の問題出てくると思っます。それから、水利権の問題が出てくるかと思っます。こういった問題を、やはり一つ一つ解決していくためにも、コンサル任せにならないように、しっかりとやっていただきたいと思っます。

それからもう1つ、適地の、最適地を調べていくということ出、いろいろ今、場所をおっしやいましたけれども、私、1つ提案した

いのが、さつま湖の利用だと思っます。あそこは、やはりもう岩崎産業の土地ですから、市のほう出どうこうということ出言えないかと思っますけれども、正直、あの広い土地を活用しない手はないと思っます。ですから、ある程度採算性がとれるということがわかるんであれば、あの土地を買収してでも、市出やはりそういう環境と、要はそういう自然エネルギーを活用した場所としてやっていくべきではないかなと思っわけです。あそこは、たしか11町歩あったかと思っます、あの土地が。宮崎のメガソーラーの発電所がちょうど11町歩なんです。ですから、そういった考え方もあるんじゃないかなと思っわけですが、市長のお考えを伺っます。

#### ○市長（宮路高光君）

今、さつま湖の問題が出ましたけど、このことについては、鹿児島交通との問題、岩崎産業の問題等が絡んでおります。大変、価格的な問題も、大きな課題は残るというふうには思っております。

今、私どもが手早くしているのは市有地、そういうものを出、調査すると。1つの課題としてさつま湖という部分がございますけど、恐らく、さっきも申し上げましたとおり、それぞれの土地の問題も含め、それぞれ収支、やはりそれぞれ30年か、いろんな中出出てくる。特に、民間の皆様方と、恐らくタイアップしていかなければ、メガソーラーというのは、恐らく、私ども市単独というのは大変難しいというふうに出思っておりますので、今ご指摘ございましたさつま湖の問題については、1つの問題提起として受けとめさせていただきますと思っます。

#### ○4番（出水賢太郎君）

皆さん、夢のような話言ってるんじゃないかなって思ってる方もいらっしやるかと思っんですが、しかし、あの土地をあのままにしてたらいけないと思っんです。ですから、具

体的な活用方法の1つとして検討をしていた  
だきたいなというふうに思います。

それから、2番目の省エネ、それから資源  
の有効活用のほうの質問に移りたいと思いま  
すが、例えば、これ、1番目とも絡んでくる  
んですが、市が持っている市有林、山がござ  
いますね。あれは、たしか市有林の間伐とか  
も、結構管理費用かかっていると思うんです  
が、あそこの切った間伐材を使った木質バイ  
オマス発電とか、そういうのも必要かと思  
います。どうせ同じような、太陽光、水力、  
風力というのを、同じ送電線の中でやるん  
であれば、そういういろんな活用方法使っ  
たほうが、送電のコスト、発電のコスト  
というのはどんどん下がっていくわけ  
です。単体でやるから高くなるわけ  
です。そういった市の持ち得る財  
産というのを活用していく。それから  
あと、グリーン証書の関係もあると思  
います。そういった考え方というのは、  
どうお持ちでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

おっしゃったとおり、木材の活用とい  
うことで、バイオマスというのはあり  
ます。基本的に、それぞれバイオマ  
スの実験をしているところもござ  
います。今の技術力といいますか、  
お互いに、それぞれのしている会  
社を含めて、もう少しこの開発の  
技術力、安定、こういうものが今  
後必要であろうかと、私、思  
っております。

今、ご指摘ございました、やはり組  
み合わせをして、それぞれの地域  
におきます配電線を含め、それ  
ぞれの装置といいますか、そう  
いうものをどう組み合わせてい  
くかということも、自然エネル  
ギーに対します考え方の、構  
想の中には入れていく必要があ  
ると思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

あと、先ほどLEDの答弁がござ  
いました。私も、昨年、質問し  
たわけですが、あのとき

も、市長は同じお答えだったか  
と思います。

しかしながら、やはりこういった形  
で省エネに対する意識の高まり、  
またLEDも日々確かに技術革新  
がされて、新しい商品がどんど  
ん出てきますから、なかなか取  
り組めないという事情はよくわ  
かるんですが、やはりそこを、  
例えば、1つの学校なら、今  
度、伊集院小学校つくるわけ  
ですが、伊集院小学校なら伊  
集院小学校だけを、実験施設  
みたいな形で全部LED化して  
みるとか、そういった形での  
取り組みをしていかないと、  
なかなか事が進まないと思  
います。蛍光灯型のLEDも、  
なかなか品物がないという  
ことで、わかるわけですが、  
ただ、全国各地、そういった  
いろんな製品があると思  
います。情報をちゃんと  
収集して活用していくとい  
うのは、やっぱり前向きに  
進めていくべきだと思  
うんですが、その市長の考  
え方をもう一度お聞き  
したいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも、教育長のほうから  
話ございましたとおり、でき  
るものからするということは  
大前提であるというふう  
に思っております。今の  
LEDの蛍光灯を含め、若  
干の、私、価格も頭に  
入れなければ、ただむ  
ちゃくちゃに入れてど  
うこうという問題じゃ  
ございません。いつも  
申し上げておりますと  
おり、私どもが  
できるものからやっ  
ていくことは、基本  
的には変わらないとい  
うふうにご理解して  
ほしいと思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

ですから、前から教育長にも  
質問でしてたんですが、  
エコスクールですか、  
環境省の補助事業使  
って学校をつくれ  
ば、40%近く補助  
金が出るんですよ  
ね。だから、そう  
いった補助金を使  
って、ちゃんとこ  
ういったLEDの  
設置とか環境に  
優しい学校づく  
りとかを進め  
ていかなきゃい  
けないんじゃない  
かと、前々から  
私は、もう3年、  
4年前から言  
って

るわけです。市長も、そこはわかっていただきたいと思います。

この質問は、もうこれでおしまいにしたいと思います。

それでは、2番目の保育行政についての質問に移りたいと思います。

まず、先ほど市長は、一般的な子ども・子育て新システムへのお考えをお述べになったのかなというふうに感じました。基本線の言い方かなと思ったんですが、具体的に一つ一つ、問題点が出ておりますので、そのお考え方をお聞きしたいと思います。

まず、新システムになりますと、これまで保護者の方が市役所に出向いて、そして市役所福祉課のほうから保育園に委託をして、そして子供たちがそこで保育を受けるというような形で、そして所得の格差によって、例えば、保育の質が変わること、絶対ないというような形でもありました。要は、公的責任がちゃんと伴っている、そして最低基準というものも、保育園では運営基準があると、こういった最低条件の福祉というものが、まず基本線にあったわけです、国の方針として。

ただ、今回の新システムは、やはり保護者の方と保育園のほうで直接契約でその保育園に入れていく。それから、最低基準もある程度緩和をして、いわば弾力運用をしてほしいと、なおかつ、やはり幼保一体化ということによって、運営費の一般財源化も出てくる。さまざま問題があるかと思います。

まず1つお聞きしたいのが、保護者と保育所の直接契約、これによって公的部分の関与がなくなることで、バランスというのが崩れるんじゃないかなと思うわけですが、その辺のお考え方を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、今回の新システム、保護者と保育園の直接契約といえますか、保護者からすれば自分が行けるところにどこでも行けると

いう部分がありますし、また保育全体を考えたとき、1カ所に集中してしまう部分も出てきます。行政としては、やはりそれぞれの地域を含め、バランスよくいろんな定数の配置、またいろんなことにおいて、よく集中しない形の中で、今までやってまいりましたので、さっき言いました定数等の問題、ここあたりの部分も十分精査しながら、地域にどういう方々が、ニーズがあるのか、そういうことで一長一短あるとっております。契約した保護者からすりゃあ、自分のいいところに行きたいという部分がありますけど、またそこからはみ出た人をどうするのか、そういう部分がございますので、急激な、こういう直接契約という部分じゃなく、やはり、それぞれ保護者の方々も、また保育園のほうも、ある程度準用化といいますか、段階的といいますか、そういうことをやっていかなければ、急に契約、直接だから市のほうも関与しない、そういうわけにはいかないというふうに思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

あと、一番私心配してるのが、この運営費の一般財源化の問題でございます。財政力がある市町村であれば、プラスに働くと思います。しかしながら、我々の日置市は、財政力指数が0.38、非常に厳しい財政の中でやりくりをしていると。国の、いわばこういった運営費の補助がなければ、とてもじゃないですが独自の施策はできないというのが現実です。

市長、もし一般財源化されたとき、市長はどういった形で、今の現状維持でいくのかどうかわかりませんが、しっかりと保育の制限限度は守っていくという考えがおありなのかどうか、それとも逆に、またプラスに予算をつけていくのかどうか、その辺のお考えをまず伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

一般財源化の論議というのが、消費税の問題を含めて、改革、一端の中で出てきたことでございます。特に今、公立といいますか、私ども公がしている分については一般財源化されました。これを見たとき、大変、いろんな大きな財源不足に入ったというのも事実でございます。そういうことを含めて、一般財源化という形の中、交付税の中に入り、それをそれぞれの市の配慮の中で事務費としてやっていく、これが恐らく運営費が一括交付金、これに絡んでくるのか、交付税に絡んで出てくるのか、ちょっとそこあたりも定かではないということございまして、先般、東京のほうで一度局長ともお会いしまして、このことは来年はないということもいただきましたので、本当に、もう少し、事務費を含めた一般財源化というのは、大きな1つの課題がございますし、また、保育園の運営している皆様方も大変不安がっておるというふうに思っておりますので、このことについては、まだ今の制度の中で、事務費は事務費という形の中で、国からの補助という形でやったほうが、私はいいい方向に行くのかなというふうに思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

そうですね。やはり市長の、もし一括交付金化されれば一般財源化されれば、言い方悪いですが、市長の考え方1つで予算が変わってくるわけです。こういうことがあっては、やはり最低保障の保育というのは維持できないというふうに思います。逆に言うと、市長さんの考え方1つで、予算もふえるかもしれないわけで、そこはだから、慎重に市長のほうもお考えいただきたいなというふうに思っております。

それから、もう1つですけれども、公的保育制度の堅持ということであると、保育所の最低基準というものが一番問題になってくるわけです。これを緩和するとすると、やはり

保育園によっては、質の差という部分が絶対出てくるわけです。やはり、そういうことがあっては、子供たち、一律日置市の子供たちが、平等な形での保育を受けるという権利が侵害されるんじゃないかというおそれがあります。その辺の考え方をお伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

保育行政の中で、私ども日置市だけでなく、都市型と、また地方と若干違うと思っております。そういういろんな設置基準というのがあるかと思っておりますけど、やはり今ご指摘ございました、私ども地方にあります保育所と、自然環境にも大変恵まれた地域でございますし、都市型と違います。ご指摘のとおり、やはり地方は地方の保育基準ですか、そういうものをいつもいろんなところでお願いもしておるわけなんですけど、1つの一定的なマニュアルだけで進められるわけじゃございません。こういう緩和する部分も含めて、ある程度の地方は地方としての保育所の基準というものを設けていただき、私ども市の中で、そういう格差があるということは、またいかななもの、あってはならないことでございますので、そこあたりには十分、日置市は日置市の、国は国の基準に従わなきゃならないんですけど、やはり日置市としての最低的な基準の合わせというのは、きちっとやっていかなきゃならないというふうに思っています。

#### ○4番（出水賢太郎君）

どうしても国が、こういった新しいシステムを進めよう進めようとしているのが、もう見え見えですので、今、市長は地方の考え方というのをしっかりおっしゃいましたんで、これをぜひ東京に行ったときとか、強く申し上げていただきたい。また、県も通じて、市長会通じて、そういった形で申し入れをどんどんしていただきたいと思います。

それでは、2番目の保育園の来年度の入所希望、それから定員の問題についてのお話さ

せていただきます。

まず、定員が合併してから70人の増ということで、伊集院地域が、非常に需要が多いと、こういうことではありますが、ただ、今回のパナソニックの件がございます。これによつての、恐らく人口動向というのにも影響が出てくるんじゃないかと思ひます。この影響というのがどれくらいなのか、把握をされてるのかどうか、わからなければ、これはもう別にいいんですが、大体で結構でございます。どういった影響が出るかというのは、予測されてますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、今回のパナソニックの年代層というのが、40代が多いわけなんです。20代、30代は少ないということで、今の保育行政に影響するというのは、私は大きくは、これは中学校、高校、今の40歳代がもう6割か7割いらっしゃいますので、中学校、高校に対するやはりいろんな影響ありますけど、保育行政に対する、パナソニックとの関係については、大きな差異といいますか、影響、入所にしても、子供がその中で保育園に行けなくなったとかは少ないというふうには考えております。

○4番（出水賢太郎君）

それであれば、先ほど答弁でございました伊集院地域の3保育所の定員増の受け入れという話が出てくるんですが、パナソニックの問題が影響がないのであれば、これは恐らくそのまま始めるんだと思うんですが、実際にそれはいつぐらいから始めようと思ってるんでしょうか。来年の4月からなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○福祉課長（野崎博志君）

定員増についてですね。

○4番（出水賢太郎君）

3保育所です。

○福祉課長（野崎博志君）

3保育所については、10月に一応定数増を相談をしたところではございますが、今おっしゃるパナソニックの問題がございまして、1月からお願いしていたところではございましたが、この辺の時期を見て、影響を見ながら進めていくと。今現在、弾力化で120%を入所させている状況でございますが、この120%を超えて入所させていくというような考え方を、現在しているところでございます。

定数については4月とか、ちょっと見ていこうということを考えているところです。

○4番（出水賢太郎君）

そういうのも、この話を私も11月に聞いてるんですが、今度の補正予算にものってないですし、定員をふやすのであれば、ちゃんと補正で上げるべきだろうなと思ってたんですが、何ものってなかったもんですから、恐らく当初で上げてくるのかなという考えではおりました。

ただ、1つ問題点をしてきたいんですが、定員をふやすとなると、確かに待機児童の減ということで、今、待機児童いないわけですが、そういった受け入れは可能になります。ですから、お父さん、お母さん方、保護者の方々にはメリットがあります。

これは、当然のことなんですが、運営側の話からいけば、定員をふやすとなると、結局保育の単価が、1人当たりの単価が下がってくるんですよね。そうすると、収入の減というか、いうのも出てくる。人数はふえるから、あんまり変わらないんじゃないかという考え方もありますが、その分、今度は人数がふえた分、保育士を増員しなきゃいけないわけですから、その人件費の分は下がってくるわけです、収支がです。

それからもう1つ言いますと、それに伴って、例えば人がふえたら、今ある保育園の施設の一部を改修しないといけない部分も出て

きます。部屋のやりくりもあります。こういった問題を解決されないままに定員増をするということは、非常に、運営側からすれば、どうなんでしょうかねということになってきます。

それともう1つ、定員をふやしました。しかしパナソニックみたいな問題があって、その地域の子供たちが、もし減ったとなると、今度はまた定員を減らさんといかんわけですよ。こういったのを、簡単に数字を、定員を1年1年上げ下げするのが果たしていいのかどうか、例えば学校なんかはそういうことはいないんです。市立学校なんかは、簡単には定数の変更というのしませんから。この辺の考え方ちゅうのが、ちょっと私、市の考え方があいまいじゃないかなと思うんですが、基本線ちゅうのはあるんでしょうか、どうなんでしょう。市長、考え方もあります。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございました定数の基準単価ということで、これは大変1人当たりの単価が違います。言えば、定員が少ないほうが1人当たりの単価はよくなるし、定員が多くなれば1人当たりの単価は安くなるという部分もございます。

今、ご指摘ございましたとおり、課長も答弁いたしましたとおり、パナソニックを含めて、定数については検討していきたいと。基本、範囲の中で、施設もいじらないで、何もしないで、それぞれのできるところもあるかと思っております。そういうところは、そういう保育士さんだけを雇えばいいということで、施設までやっていくことについては、やはりある程度の、また保育園の改修という、いろんな補助事業等もありますけど、ここあたりは十分、私どもも、やはり保育所と相談していかなきゃならない。むちゃくちゃに増というのも、待機がものすごく多くて困っておる状況だったらということで、今さっき言

いましたように20%のこれを使いながらやっていくということで、ご理解をしてほしいと思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

そこで、広域入所の問題が出てくるわけです。先ほどお話がありました108人が広域で入所されている。うち、鹿児島市からが66人、平成24年度が、今のところ48人ということです。ある保育園に至っては、88人中22名が鹿児島市からの広域入所というところもあります。別に、受け入れるなということじゃないんですが、この広域入所の部分の数字の調整というのができてないから、こういった定員の問題になってくるんじゃないかなというふうな気がするんです、伊集院地域ではです。市全体ではなく、伊集院地域を考えたときに、広域入所の部分があるから、定員をふやさないといけないというジレンマに陥ってんじゃないかなと思うわけです。

そこで、市長にお聞きしたいんですが、鹿児島市との間での、明確な協定とかルールとか、何かそういうのを取り組みされてるんでしょうか、覚書とか。その辺がないと、こういうのはしっかりできないと思うんですが、その辺はどうなってるんでしょうか。

#### ○福祉課長（野崎博志君）

広域入所につきましては、保護者の仕事の都合や、保育にける児童の居住地の市町村以外に、保育所に入所させるということでございます。

広域入所の需要が見込まれる市町村につきましては、あらかじめ市町村同士で、十分に連絡調整を図って、体制整備に努めなさいというふうになってますので、そういったことで市町村間の協議ということで、入れるかどうかを調整しながら入れていっているという状況でございます。

#### ○4番（出水賢太郎君）

ということは、明確なルールはないということですね。そのときの対応、市同士の協議で行ってる。ただ、そうなってくると、確かにそれに関する運営費の部分というか、保育料の部分は、その分ちゃんと入ってくることはわかるんですけども、それに定員増をして、もし市の何か持ち出しが出てきたときに、それは鹿児島市に求める、鹿児島市というか、それぞれの市町村なんでしょうけど、日置市に何かメリットがないと、受け入れる必要性が出てくるのかなというふうになってくるんです。ただでさえ伊集院地域はこういう状況ですから、自分たちの、日置市内の身を削ってでも、何で受け入れないといけないのかという話も出てくるかと思うんです。極論かもしれません。

そこで、出水市の場合は、広域入所の実施要綱ちゅうのをちゃんとつくられてるんです、しっかりと。そういうのが幾つか、そういう市町村があるようです。ですから、やはりここは、明確なルールとか基準を定められたほうがいいかと思いますが、市長はどういったお考えでいますか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、広域入所の問題につきましては、やはり地元を最優先していく、余裕があったら広域入所もいいと、これは、私は基本であろうかと思っております。広域入所につきましては、それぞれ負担は、それぞれの住民基本台帳の中で負担をしますし、ここあたりはそれぞれ広域入所をしたくても、それぞれの行くほうが負担をしなきゃならないというふうになっております。いろいろと市町村間におきましても、保育所の保育料というのも違うわけなんです。それぞれ階層でも違いますが、市の持ち出しの中で、その1つの中で広域入所をしている方と、また地元の子供たちによっても違う部分がございます。基本的に、さっき申し上げましたとおり、私は、

やはり地元のところが最優先し、施設的に余裕があったら広域入所を受け入れていく、これは一番の基本線の中で、今後とも、広域の問題につきましては、この線は崩してはいけないというふうに思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

最後に、じゃあお伺いしますが、なぜ私がこういった質問をしたかといいますと、やはり保育園の方々からも、その辺の先行きが不透明だという話を聞いてるんです。例えば、ある保育園でいうと、この2年間で20名、10名、10名という形でふやしてくれと、ただ、広域入所が20名来ると、そうやったら広域入所やめたほうがいいんじゃないかという話もあるわけです、具体的な話言いますと。今市長おっしゃったように、地元の子供たち、日置市の子供たちをまず優先する、これ、当然のことですから。であれば、やはりそういった考え方をしっかりと皆さんと語る場をつくっていただきたい。その辺がちょっと、私は説明が不足してたんじゃないかなというふうに感じるわけでございます。

それから議会からも、去年、意見書が出ております。国のほうに、新システムに関してもです。そういったところで、やはり市長の明確な方針というの、考え方というのを出していただきたいと思っております。その辺の、今後の保育行政に対する取り組み方の最終的なご見解をお伺いたしまして、質問を終わりたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、本当に国のこの子育てのシステム、子ども手当を含めて、本当に日がわりメニューの中で、いろんな形でかわってきているんで、私ども行政ですけど、保育所自体も、本当にどうあるのか不安がっているの実態でございます。やはり、きちっとした制度設計をし、またそれぞれの市も、また保育所も不安がらない形の

制度設計というのをやってほしいということ、今後とも国のほうにはご要望申し上げ、今出てまいりました、議員がおっしゃいます広域入所の問題も、やはりさっきも申し上げましたように、定員増を、ただむちゃくちゃふやすということ、さっき言ったように、ふやせばふやすほど補助単価は、1人当たりは少なくなりますので、やはりそこあたりも十分、私どもも今後指導しながら、広域入所の場合、その中80人の中に、1人か2人、3人というのは、私は許容範囲だと思っておりますけど、それが10人、20人になってくれば、ただ広域入所をするためにふやす、これはいかがなものかなと思いますので、ここあたりは十分市としても指導を、今後いろいろ、そういう保育所の皆様方と話し合いをさせていただきたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時5分とします。

午前10時56分休憩

---

午前11時05分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、9番、並松安文君の質問を許可します。

〔9番並松安文君登壇〕

**○9番（並松安文君）**

ことしもあと半月余りになりました。12月議会の最後の一般質問者になりました。ことし1年を振り返りますと、元日早々大雪が降り、3月11日には、今までに遭遇したことのないような東日本大地震による東北地方の大津波、東京電力の原発事故、夏には台風12号、15号による、大雨による大被害が全国各地で発生しました。被害に遭われた地域の一日も早い復旧・復興をされることをお祈り申し上げたいと思います。

また、日置市にとりまして、11月に突然発表されたパナソニック日置工場の工場閉鎖というショッキングな報道がなされました。市長を初め職員の皆さんは、特に地元の社員の皆さんのサポートをしっかりとっていただきたいとお願いたします。

それでは、私は、さきに通告してありました2点について、市長や担当課に質問いたします。

まず1点目は、市有地の利活用についてであります。この質問は、一部3年前にも質問しております。

市内あちこちに市道の改良等で、旧道の残地が見られます。このような売却可能な残地がどのくらいあるのかお伺いたします。

また、残地や市有地等の売却方法、条件等をお伺いたします。

次に、飯牟礼地域にある、これは仮称多目的広場となっておりますが、これは、平成9年度から10年度、一部は15年度に開発公社が購入し、16年に、旧伊集院町に面積で3万3,905㎡、価格は9,053万7,349円、鹿児島県へ2,747㎡、これは県道工事に係るものだと思います、494万8,320円で売却、平成18年12月に埋立地造成工事を完了し、平成19年1月に、県から日置市に引き渡され、現在に至っています。今後の活用についてお伺いたします。

2点目の質問は、担い手農家結婚支援事業についてであります。

この事業は、先ほど亡くなられた前農業委員長が、農業後継者の結婚問題について一生懸命取り組まれ、平成20年にこの事業が導入され、ことしで4年目を迎え、これまでの成果や、今後の方針をお伺いたします。

これで、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の市有地の利活用について、その1でございます。

道路改良などによりまして、旧道敷や残地となっている箇所のうち、売却可能な旧道残地等につきましては、東市来地域2路線2カ所、伊集院地域1路線2カ所程度となっております。

旧道敷地等につきましては、住民が利用されている箇所や、閉め切って入れないようにしている箇所などさまざまありますが、その中で、一般住民の利用がなく、隣接所有者1人に限定される場合などは、払い下げの対象になると思っております。

2番目です。本年度は、12月1日現在で、19筆を売却し、約5,220万円の収入を得ております。

今後は、91筆の売却可能資産を確認しておりますので、年度ごとに計画的に不動産鑑定を行い、売却を行っていく予定でございます。

市有地の売却方法につきましては、まず、今後行政使用等の目的が見込めないかを検討し、見込めないとする資産は不動産鑑定を行い、売却価格を決定した後、原則一般に公募することになります。

公募の方法は、市広報誌及びお知らせ版、市ホームページで内容等をお知らせしております。

3番目、飯傘礼多目的広場用地につきましては、県が主要地方伊集院・日吉線の改良工事において発生する残土20万 $m^3$ の処理のため、当該工事箇所に近い場所を選定し、埋め立てについては、平成18年12月に埋立造成を完了し、平成19年1月に県から日置市に引き渡されました。

さまざまな施設等の設置を検討してまいりましたが、現在の市の財政状況からも、施設等の設置については厳しい状況にあり、現状については埋立造成完了のままで、とりあえ

ず用地の活用につきましては、問い合わせがありました企業等にも紹介し、また、平成23年9月には、大規模太陽光発電施設の候補地として紹介もしております。

今後におきましても、さまざまな活用を検討してまいりたいと考えております。

2番目の担い手農家結婚支援事業についてでございます。

成果につきましては、事業導入の年に1件、平成22年に1件の、計2件の担い手農家結婚祝い金の交付を行い、平成23年度で1件の交付がある予定でございます。

今後の方針については、担い手農家にあつては、なかなか異性との交流の機会が少ないという事情を考慮し、出会いの場を提供する本事業を総合計画の中でも継続する方向で計画しております。

以上でございます。

#### ○9番（並松安文君）

ただいま2問について市長のほうから答弁をいただきました。まず1点目の、ちょっと私、認識不足といいますか、勉強不足といいますか、旧道等の残地の売却方法ですが、山主さんがいて、その入り口が1人の場合は売却が可能と、それが重複していれば売却ができないということですね。そうですね。はい、わかりました。

ただいま、今年度、今年度といいますか、19筆、市有地も5,220万円ほどの売却されて、これが財源になるわけですが、まだあと91筆残っているということですが、きのうも企画課長が1ha以上の市有地が大分あるということを伺いました。そしてまた、先ほども答弁の中で、自然エネルギー、太陽光とかいろいろな事業に、企業のほうへお願いをしているとお聞きしましたが、そのような場所が91カ所あるとなると、選定も多分大変だと思いますが、太陽光の利用に使えるような場所というのは何カ所ぐらいあるのか、

お伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

さきの4番議員のほうにも若干説明しましたとおり、こういう太陽光については、少なくとも1ha以上なければ可能ではないというふうに認識しております。市の、まとまって1ha以上というのは、十何カ所程度しかないのかなど。あとは、それぞれの区画整理を含めたとか、そういう宅地見込みを含めたところが、合わせて91筆ということでございます。基本的には、やはり売却可能というところは、やはりある程度そういう宅地化したところでなければ大変難しいというふうに、山も、いっぱい市もあるんですけど、そういう部分は、恐らく売却の公告をしても買う方が出てこないということでございますので、ここあたりは、91筆は年度年度、やはりそれぞれの担当部署の中で、選定をしていただき、売れるところから早く売却をしていく、そういう方針の中で来年以降も進めていきたいというふうに思っております。

**○9番（並松安文君）**

先ほど、旧道の残地、これは東市来と伊集院で合計4カ所程度あるということですが、この単価は、改良工事で買収した単価と同じような単価なのか、伺います。

**○建設課長（久保啓昭君）**

売却の単価につきましては、行政財産から普通財産に直して、その段階で単価を決定するというので、単価につきましては、今回ちょっと持ってきておりませんが、その都度決定するというようになっております。

**○9番（並松安文君）**

それでは、じゃあ改良工事当時の売却の値段とは違うということですね。

**○建設課長（久保啓昭君）**

改良した年度と、また、払い下げ申請等がある段階の年度とまた変わってきますので、それを考慮して単価を決定するというように

しております。

**○財政管財課長（満留雅彦君）**

普通財産の売却におきましては、原則、不動産鑑定をやりまして、その鑑定価格をもって売却の最低制限価格としているところでございます。

**○9番（並松安文君）**

それでは、飯牟礼地域にある埋立地の件ですが、これは県が、先ほど市長が申しましたように、18年に埋め立てを終了し、19年度に引き渡されたと、市としても今の状態で、もう埋め立ては完了という答弁をいただきました。

普通、皆さん見ましても、県道から大分下がって、皆さん気がつかない方がいらっしゃると思いますが、あれの有効面積といいますか、購入時は約3町歩、3反ぐらい、下から言いますとですが、今、埋立地が終わった状態の有効利用面積といいますか、それはどのぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

**○企画課長（上園博文君）**

有効面積は、1万8,409m<sup>2</sup>となっております。

以上です。

**○9番（並松安文君）**

1.8haあるということですね。大分広い土地だと思います。以前、私質問、これはちょっと皆さん聞いたことないと思いますが、日置警察署をあそこに移動したらどうかというお話を、質問をさせていただきましたら、旧警察署の方が家に来まして、どのような考えでそういう質問をされたのかという意見をいただきました。私、こうして合併して、4町一緒になったんだから、とにかく皆さん近いところに、安全・安心のまちづくりをつくるのに、近いところに行ったらいいんじゃないかという考えで質問したんだしたら、実は、日置警察署は鹿児島県で2番目ぐらいの古い舎だと、建てかえの時期も来てるだけ

ど、なかなか順番が回ってこないと、そしてまた、建てかえするには県に土地を提供しなきゃいけないということだというお話を聞きましたが、そういう話はまだ警察署のほうからはないか、お伺いしたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

今、ご指摘ございましたとおり日置警察署、耐震化を含めて大変古い建物であるというのは何いしておりますけど、まだ正式にそういうことは決定されたから、土地のあっせんというところまではまだ来ておりません。

**○9番（並松安文君）**

先ほど言いましたように、県道よりも大分低くなって、企業誘致するにも利用価値がちょっとないんじゃないかなと、また以前、民間の会社が、何かお話があったように伺っていますが、その後何もないんですか。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございますとおり、あそこの造成につきましては、県のほうが全部していただきまして、市のほうはただ土地購入という形をさせていただきました。本当に県道の高さとの高さでは、大変まだ段差がある。もしあれば、有効活用していくには、まだまだ少し埋め立てをしていかなきゃならない。その背景に、1つはあそこにトンネルがあります。そういういろんな諸条件の中で、埋め立てをして造成していくのか、そういうことを含めて、やはり検討していかなきゃならない。企業誘致でも結構だと思っておりますけど、そういう諸条件といいますか、今はいろんなところに、今の現状のまま見てもらっておりますけど、本当にそこがいいという形になれば、またある程度の造成とかしていかなければならないのかなというふうに思っております。

**○9番（並松安文君）**

今、市長が答弁されましたように、埋め立て沿いに、市道の飯牟礼小学校線がありまして、そこにもう約80年以上たっているトン

ネルが、ことしの何月やったですか、南日本新聞にもあのトンネルが記載されまして、地域の人たちはいろいろご意見がございます。あれを大事に残さないかん、それともまた、あれをもう取り壊してVカットにして、今あります広域農道から県道へ勾配をつけたら大分埋められるんじゃないかと、いろいろご意見がありますが、また地域の方からご意見を伺いまして、私もちょっとここにあるんですが、一日も早く整備をして、企業誘致が無理なら、グラウンドゴルフ等ができる運動広場をつくっていただきたいと、開放していただきたいというご意見もございますが、そのような考えはないか、お伺いしたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

今すぐグラウンドゴルフができる運動施設というのは、大変ちょっといろいろと、財政的にもちょっと無理があるのかなとは考えております。

基本的に、さっきも申し上げましたとおり、ちょっと今の現状のままじゃどうしても日照の関係を含めて、環境的に整った整形の土地じゃないというふうに思っております。そういうことでございますので、今はいろいろとこういう時勢でございますので、当分いろいろと、じっくりこのことについては熟慮していかなければならないのかなというふうに考えております。

**○9番（並松安文君）**

グラウンドゴルフといいましても、一応整地をして、整備をして、グラウンドゴルフができるような状態とか、そういうのをしていただきたいという意見もございました。

そしてまた、ことし東日本の大震災があり、また東北地方の津波等で被害が出、仮設住宅をつくる場所が、探すのに大変苦労したと、そしてまた遅れたということでした。そうして、いつどこでそのような災害が、こちらのほうでも起こるかわからない状態だというこ

とで、整備をされ、いつでもそのような有事の際でも利用できるような場所にやっていけたらどうかということも伺いましたが、市長のご意見を伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

ある程度の強度を含めた形はできていると思っております。今の現状の中で、あれは整地をすれば何かできるかなと思っておりますし、まだ若干私どもの、残土を含めた中において、まだ擁壁をあと1段積むのか、ここあたりも出てくるというふうに思っておりますので、地域の方々は、ああいう土地が、何も草ぼうぼうしているよりも何か使わせてくれというのが事実であるということも認識しております。ここあたりも、さきも申し上げましたように、端的に、すぐ造成できるかどうか、そういう部分も、また目的も、やはり十分考えていかなければ、まだ飯牟礼校区の場合につきましても、小学校とかいろんな地域のところもあったりしまして、だれがどういうふうにしてこの管理もしていくのかどうか、そういう運営のほうも十分検討していかなければ、はい、そうですかという部分ではちょっと難しいのかなと思っております。

#### ○9番（並松安文君）

わかりました。それでは次の2問目の担い手農家支援事業について質問いたします。

さきに私は、市長に南日本新聞の第1面に記載された、新聞お渡しいたしておりますが、それ多分見て、お読みになったと思います。

11月の26日、南日本新聞の1面に記載された国立社会保障人口問題研究所の調べで、異性の交際相手がいない13歳から34歳の未婚者が、男性で61%、女性で49%と過去最高となった。一方、結婚する意思がある人の割合は、男性86%、女性89%と、高水準を維持している。結婚や交際を望んでも、仕事が忙しかったり、経済的な余裕がなかったりしてあきらめている人が多いのではない

かと分析している。これをちょっとごらんになって市長の見解を伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今の世相を物語っていると言うしかありません。本当にそういう出会いというのも少なくなっているのも事実でございますし、また、結婚して、やはり社会的、経済的な不安が多い、こういう本当に非正規の方々の多い昨今でございますので、ここに出ておりますこの調査というのは、本当に当たっているのかなと思っております。

先般、吹上砂丘荘のほうで、ふれあい交流会をさせていただきました。その中で、約20名ぐらいずつ、40名ぐらいおりまして、その中でも話したんですけど、若干男性のほう元気がないと、もう少し元氣よくアタックしなさいという激励を、私はさせていただきました。その中で、特に女性の方々も、約20名ぐらいおりましたけど、いろいろと、やはり今の男性がもう少し積極的に自分から行けば少しどうにかなるのかというはっばもかけましたので、ぜひそのような交流の中で、1組でも多くカップルができることを期待しております。

#### ○9番（並松安文君）

じゃあ、局長にちょっとお伺いしたいと思います。毎年、事業費が出ていると思いますが、今年度の事業費は幾らだったのでしょうか。

#### ○農業委員会事務局長（福留正道君）

担い手農家支援の事業につきましては、日置市農業担い手農家結婚支援協議会のほうに委託して行っております。

事業は、決算が出ているのが22年度ですので、22年度でよろしいでしょうか。繰越金が33万5,859円、参加者からの負担金として18万8,000円、委託料で、市からの委託料が90万5,850円、農協からの助成金が10万円、雑入として預金利

子が54円ということで、総額152万9,763円でございます。

支出の分につきましては、交流会を行う前に募集を行うわけですが、その告知のために、印刷製本費あるいは広告料といったものに37万9,565円支出しております。それから、当日行いますバスの借上げ料とか、あるいは農家への謝礼、それと交流パーティーの費用等を締めまして、67万6,567円支出しております、合計105万6,132円の支出ということでございます。差し引きの47万3,631円が23年度への繰り越しという形になっております。

#### ○9番（並松安文君）

支出、収入とわかりました。じゃあ、ことし何名が参加され、また1人参加費は幾らなのか、そしてまた、参加された方にアンケートをとられていると思います。ことしはこの前、先日終わったばかりですから、まだ集計されてないと思いますが、22年度のアンケート等がありましたら、お知らせしていただきたいと思います。

#### ○農業委員会事務局長（福留正道君）

お答え申し上げます。

平成20年度から始めておまして、平成20年度の実施におきましては、江口浜荘を宿泊地としまして、男性21名、女性22名、計43名の参加でございました。東市来地域、吹上地域等での収穫体験を行って、江口浜荘で交流パーティーという形で行っております。2日目につきましては、江口蓬莱館とか、小松帯刀の墓地の見学といったような形で行いまして、交流会の満足度ということで、女性のほうではアンケート結果として62%が満足したと、男性のほうでは47%が満足したというような結果が出ております。その他の意見としまして、1年目につきましては、男性は宿泊をしておりませんでしたので。

申しわけございません、会費につきまして

は、女性が3,000円、男性が5,000円ということでいたしております。宿泊される男性につきましては、8,000円ということでございます。

#### ○9番（並松安文君）

ただいまアンケート等をとったのを、私もちょっと資料をいただきました。あと、このアンケートに、私はちょっと話を聞いたことがあるんですが、このアンケートの中には入っておりませんが、日置市内で、先ほど言いましたように、芋堀り体験とか、またイチゴ狩りとか、レクリエーション等をやる中で、地元の人と会ったり、顔見知りの人と会ったりして恥ずかしいと、できたら市外で、そうして体験等をやっていただけたらと、近隣の市外、市町村、そういうところでやってもらえて、そしてまた夜は、地元のそういう施設で懇親会等をやっていたらどうかなというご意見もいただきました。

そしてまた、私の意見ですが、そうして近隣のそういう市町で、30代の担い手の若夫婦がいるところの農業経営をしているところで、そういう体験等をして、先ほど言いましたように、夜は、そういった地元の施設で懇親会をしたらというのを、意見としてお伺いしたいと思いますが、どのような考えを持っているか、お伺いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、地元ですりゃ恥ずかしいという、これも特に男性なんです、大概が。全部女性は鹿児島、今回も鹿児島市がもう90%ぐらい鹿児島市でございまして、男性は日置市の男性というのがございました。

その中で、アンケートというか、ここに参加する動機というのいろいろと見させていただきました。その中で、やはり日置市の自然を女性の方々は満喫したいと、そういうことも1つ述べていただきましたので、今ご指摘ございました実務的なものについて、また

今後検討、する場所とか、することが必要であろうかというふうに思っておりますし、男性のほうも、もう4回して、4回連続来ているのだからありません。やはり、ちょっと恥ずかしいのかわかりませんが、やはりそれぐらいちょっとずうずうしくならなければ、このことは解決できない部分があるのかなというふうに感じた次第でございます。

**○9番（並松安文君）**

担い手事業の、結婚事業とは別に、今、日置市内にあります、女性地域婦人連絡協議会ですか、そういう世話やきキューピットという名称で、婚活事業をしていると。もうここも、農業委員会がしている事業と一緒に、ことしで4年目になるということをお話を伺いました。毎年、男女35名ぐらいずつ募集しまして、ことしは47名参加された。ここは、市、県から補助はなく、参加者から1,000円ずつ会費をいただき、ことしは市の、この中央公民館でいろんなゲームとか、またフリータイム等をして、楽しく交流をされたということをお伺いしました。また、その中で追跡調査はされてないので、何組成立されたかはっきりわからないが、1組ぐらいは何かそこも成立されたということをお伺いしたわけですが。

こうして見ますと、今、合併前、ちょうど合併されたときに、人口も5万2,000人以上、3,000人弱です。また、今見ますと、もう5万1,000人以内という状況で、人口も減少して、またもちろん少子化ということで、大変な時代になってる。10年後を見ますと、4万幾らですか、4万8,000ぐらいですか、という人口になるということで、今、農業委員会が行われているこの事業と、また女性婦人連絡協議会ですか、がしているこの事業等を、市としても一緒になって、少しでも補助を出しながら、やっていけたらどうかと思っておりますが、いかが考えてるでし

ょうか。

**○市長（宮路高光君）**

ことしで4年ということでございますけども、基本的に5年間ぐらいは、私続けて、成果の中で、ご指摘ございましたように、農家の担い手だけでなく、全般的に取り組まなければならない、そういう大きな課題であるというふうに思っておりますので、24年度までは続けて、25年度についてどうするのか、また婦人部の皆様方とも、このことについては十分話をさせていただきたいというふうに思っております。

**○9番（並松安文君）**

今、市長の答弁をいただきました。5年の計画ということで、それが終わりましたら、ぜひこういう女性連合協議会の方々と、また話をしながら、一応補助事業、市全体でやっていくことを期待しまして、私の質問を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

本日の一般質問は、これで終わります。

---

△散 会

**○議長（松尾公裕君）**

以上で本日の日程は全部終了しました。12月26日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午前11時39分散会

第 5 号 ( 1 2 月 2 6 日 )



議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第 76号	字の区域の変更について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2 議案第 77号	日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3 議案第 80号	日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4 議案第 81号	日置市クリーン・リサイクルセンター条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5 議案第 83号	日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 6 議案第 84号	日置市都市公園条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 7 議案第 86号	平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）（各常任委員長報告）
日程第 8 議案第 87号	平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9 議案第 88号	平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第10 議案第 91号	平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第11 議案第 89号	平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第12 議案第 92号	平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第13 議案第 90号	平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）（総務企画常任委員長報告）
日程第14 請願第 2号	公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書（総務企画常任委員長報告）
日程第15 陳情第 7号	陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書採択について（総務企画常任委員長報告）
日程第16 意見書案第 7号	公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策などに関する意見書
日程第17 意見書案第 8号	米軍陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書

- 日程第 18 請願第 3 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択要請について（文教厚生常任委員長報告）
- 日程第 19 陳情第 5 号 公立学校における教科用図書の使用状況調査を求める陳情（文教厚生常任委員長報告）
- 日程第 20 意見書案第 9 号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
- 日程第 21 陳情第 4 号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 22 意見書案第 10 号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書
- 日程第 23 意見書案第 11 号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書
- 日程第 24 報告第 31 号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する調停の申立て）の報告について
- 日程第 25 報告第 32 号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 日程第 26 議案第 93 号 伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事請負契約の締結について
- 日程第 27 議案第 94 号 日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 95 号 平成 23 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 29 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 30 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 31 議員派遣の件について
- 日程第 32 所管事務調査結果報告について
- 日程第 33 行政視察結果報告について

本会議（12月26日）（月曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君

介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第76号字の区域の変更について

△日程第2 議案第77号日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第1、議案第76号字の区域の変更について及び日程第2、議案第77号日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。それでは、委員長報告を始めさせていただきます。

ただいま議案となっております議案第76号字の区域の変更については、去る11月29日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月1日に委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。これから、本案についての、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の変更は、伊集院町徳重字平原1603の9、1603の12、1603の40、1615の1、また1603の14及び1603の48に隣接する道路である市有地の全部の字を、伊集院町徳重字杉ヶ迫に変更するものであります。

変更理由は、民間業者による宅地造成であり、面積1万7,127.89m<sup>2</sup>、宅地29区画、公園1カ所を、平成24年3月30日までの工期で造成するもので、現在、来年2月

中旬の販売開始、4月に入居ができるよう工事を進めている状況であります。

当日は、委員全員で現場視察を行い、担当課長や造成会社社長の説明を受け、その後審査を行いました。質疑はなく、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第76号字の区域の変更については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

続きまして、議案第77号日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正について、本委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る11月29日の本会議におきまして本委員会に付託され、11月30日、12月1日に委員会を開催し、総務企画部長、地域づくり課長などの出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の改正は、体育施設として管理をされている高山地区交流センター、永吉地区体育広場、永吉地区体育館を地区公民館の施設に移管し、同時に地区公民館内の体育館使用料の見直しを図るとともに、また野首地区公民館を増設するために条例の一部を改正するものであります。

次に、委員会での質疑についてご報告申し上げます。

委員より、今回の改正は、地域からの要請か、それとも行政の組織変更に伴うものかとの質疑に対し、これまで教育委員会が管理をしていたが、地区公民館条例の制定により、窓口が2つになり、利用者側から一本化してほしいとの声があった。行政側も、同じ敷地内に体育館と地区公民館と所管が異なっていたが、うまくいかない部分もあり、窓口を1つにしたほうがやりやすいとの判断で、今回の条例改正となったとの答弁。

また、委員より、それぞれの地区公民館や

利用者の理解の上で進めているのか、利用者への影響はないかとの質疑に対し、地区公民館長、支援員の会合などで説明をしている。地区公民館の活動は使用料減免などで影響はないが、その他の団体では使用料の増減など影響が出る。来年4月1日からなので、利用団体には周知を図っていくとの答弁がありました。

このほかに質疑はなく、担当部長、課長の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第77号日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部の改正については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第80号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

△日程第4 議案第81号日置市クリーン・リサイクルセンターの条例の一部改正について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第3、議案第80号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について及び日程第4、議案第81号日置市クリーン・リサイクルセンターの条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

**○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）**

議案第80号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、11月29日の本会議において本委員会に付託されましたので、11月30日に委員会を開会し、全員出席のもと、担当部長、課長等の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑を行い審査いたしました。その経過と結果についてをご報告いたします。

まず、改正の概要は、大きな商店やスーパーなど大規模の事業系廃棄物を廃棄するところを対象にした第4章の削除と、別表にごみ袋に特大と特小を加え料金を定めるほか、指定容器を指定ごみ袋とするなど、字句や条文の整理となっています。

提案理由では、24条は管理責任者を配置、25条は廃棄物の計画書を提出、26、26、27条では改善勧告に関する条項です。リサイクルセンターの焼却施設に影響を及ぼすときは改善勧告をしなければならぬとか、30条では改善勧告による措置を講じなかったら受け入れ拒否するとなっているが、合併以降この条文を適用したことは一度もない。また、この条項を入れている市町村は県内にはない。この条例では、リサイクルセンターが家庭系の一般廃棄物を処理するのに、大きな事業系の廃棄物が影響を及ぼすようなことがあれば、事業系の廃棄物は計画的な排出をしなければならぬとなっているが、現在そのような状況にはない。しかし、この条項があれば、計画書を提出させて事業の計画を見なければならぬ。今のセンターに影響がない中で、そこまで事業所に課するのは無理だろうと思うので削除をしたい。現在、事業系のごみは総量の20%ぐらいなので、今後ニシムタ等の進出がふえたとしても影響はないものとする。

ごみ袋の特大、特小を加えることは、議会での質問や女性団体等からも要望があり、環境保全審議会からの答申を得たものである。料金は、特大を30円、特小を10円とした。

以上のような当局の説明を受けて質疑に入りました。質疑の主なものを申し上げます。

条例に今回削除となる条項を入れた理由と、今後大量に搬出する事業所が出てきた場合どうするのか。答弁は、合併前はどの町もこの条項を入れていなかった。合併時に、市になるので必要であるだろうと入れたのだと考える。実際にこの条項を入れているのは、東京23区の一部や横浜市、名古屋市などである。鹿児島市は、計画書をつくっているところを出してもらおうようお願いしているという。上位法でも計画書をつくるようになっているので、それをもとに出してもらっているが強

制ではないと聞く。本市でも必要になったらそのような方法でやりたい。

質問として、事業系ごみは産廃ではないのか、民間収集業者の処理方法はどうかについて、商店で出すごみは一般廃棄物の中の事業系廃棄物である。生産活動で排出されるのが産廃である。コンビニやスーパー等からの事業系廃棄物で、事業者がみずから処理するか、市町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託する。

今回削除する条項に、ごみ減量化や資源化の記載があるが、削除しなければならない理由は何かについて、大規模商店等の進出には事前協議が必要である。協議の中で、保管場所や管理責任者を置くなど了解を得て許可される。違反があれば、協定書に基づき指導する。上位法にも規定されているので広く適用する。

事業系ごみは把握できているのかについて、リサイクルセンターではかつており、把握できている。

では、事業系と家庭系を収集業者は別にして集めているのかについて、家庭系の市の委託ははっきりしている。事業系は事業系しか収集しないので量の区別はできる。

次に、各事業所の排出量は把握できていないのかについて、上位法に基づいて現在も指導している。1日の搬出量が50kgを超えるようであれば、収集運搬業務に支障を来すので、指導を行うつもりである。

本市の事業系ごみは分別が悪いのではないのかについて、悪い状況にある。クリーンリサイクルセンターで抜き打ち検査を行い、事業者と収集業者に対して、改善をお願いしている。

この条例は、本市の独自性を発揮するものである。上位法で担保する以上に、厳しく条例で規定しているのだから、あえて外す理由はどこにあるのかについては、このまま残しておく業者に対して厳しいことになる。鹿児島市のような形をとりたいと考えている。

この条例があれば、何かしているのか、ちゃんとやるべきではないかと言われることになる。今後必要があれば載せる。今のところ切迫した状況にないと思う。

条文の改正ではできなかったのかに対し、他の自治体に聞いてみたが、切迫した状況にないので、業者に思い負担を課すことになるので入れていないとのことだった。現に行っていないので、改正でなく削除とした。

特大ごみ袋の強度はどうかに対し、以前の大袋と同じである。業者との打ち合わせで確認したが問題ない。

以上のような経過をたどり、採決いたしましたところ、本案は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号日置市クリーンリサイクルセンター条例の一部改正については、11月29日の本会議において本委員会に付託されましたので、11月30日に委員会を開会し、全員主席のもと、関係部長、課長等の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑を行い審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

改正の中で、第1条の「廃棄物」を「一般廃棄物」に書きかえることと、「リサイクルセンター」を「一般廃棄物処理施設」に書きかえるなど字句の訂正を行い、第6条では、現行に小動物の死体と肉骨粉が入っている項を削除するもの。別表の収集手数料、処理手数料、運搬・保管手数料については、テレビや洗濯機、冷蔵庫やパソコンなどの処理について定めていたが、法改正によって、リサイクルセンターでは処理できなくなったために削除するもの。ただし、鉄くずと化した物は一般処理する。小動物の焼却は、焼却灰のスラグ化のための炉横で行っていたが、今回この炉を廃止するのに伴い、小動物の焼却もできなくなるために削除するものである。肉骨粉は、以前焼却したこともあるが、炉を傷め

るために削除することとした。

以上の説明を受け質疑を求めましたが、説明で了承し質疑はなく、採決しましたところ、本案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、2件についてのご報告を終了いたします。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第5 議案第83号日置市道路占  
用料等徴収条例の一部改正  
について

△日程第6 議案第84号日置市都市公  
園条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第5、議案第83号日置市道路占用料  
等徴収条例の一部改正について及び日程第6、  
議案第84号日置市都市公園条例の一部改正  
についての2件を一括議題とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告  
を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第  
83号日置市道路占用料等徴収条例の一部改  
正について、議案第84号日置市都市公園条  
例の一部改正について、産業建設常任委員会  
における審査の経過と結果についてご報告申  
し上げます。

本案は、去る11月29日の本会議におき  
まして本委員会に付託され、11月30日に  
委員会を開催し、担当部長、課長等の説明及  
び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行  
いました。

まず、議案第83号日置市道路占用料等徴  
収条例の一部改正について、ご報告申し上げ  
ます。

県道路占用料徴収条例の一部改正を勘案し、  
道路占用料の引き下げとあわせて減免規定等  
の条文の整理を図るため所要の改正を行うも  
ので、県内各地ともに県に準じて改正するも  
のです。

改正に伴い、九電、NTT等の電柱等の占  
用料が、年間510万円程度下がることにな  
ると説明。

次に、質疑の概要について申し上げます。

この改正で、総収入は幾らになるか、また

他県の状況はの問いに、23年度の当初予算  
は1,628万5,000円の歳入だったが、  
24年度は1,118万3,000円になる。  
また、国が平成20年に改正を行っており、  
鹿児島市が平成21年から改正をしている。  
他県は先んじて行っていると答弁。

占用料が下がった理由は何かとの問いに、  
近年の地価の下落によって占用料を下げるも  
のであると答弁。

占用料の納付元が9社であるが、影響のな  
い業者はあるかとの問いに、9社すべてに関  
係してくると答弁。

鹿児島市が先に取り組んでいるが、その理  
由はとの問いに、聞き取りで情報収集した結  
果、鹿児島市は国が改正をした段階で行うと  
いうことであった。財政的にも差があるので、  
県や他市町村もすぐしなかったという状況で  
あったと答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、  
課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付  
しましたが討論はなく、採決の結果、議案第  
83号は委員全員一致で原案のとおり可決す  
べきものと決定いたしました。

次に、議案第84号日置市都市公園条例の  
一部改正について、ご報告申し上げます。

議案第83号の道路占用料等徴収条例の一  
部改正に伴い、公園占用料等の引き下げや条  
文の整理を図るためのものであると説明。

次に、質疑について申し上げます。

この改正に伴う減額と、その内訳はとの問  
いに、本庁分が26万1,232円から、改  
正後、20万3,720円になり、東市来支  
所が1万6,860円から1万1,590円で、  
合計約6万2,000円の減額になると答弁。

ほかに質疑もなく、質疑を終了。討論に付  
しましたが討論もなく、採決の結果、議案第  
84号は全員一致で原案のとおり可決すべ  
きものと決定いたしました。

以上でご報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第7 議案第86号平成23年度  
日置市一般会計補正予算  
(第5号)

○議長（松尾公裕君）

日程第7、議案第86号平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）を議題としま

す。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第86号平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）は、去る11月29日の本会議におきまして、本委員会に係る部分を分割付託され、11月30日、12月1日に委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

ご承知のとおり、今回の一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ4,746万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ237億2,070万とするものであります。

まず、本委員会に係る歳入の主なものについてご説明申し上げます。

総務費県補助金では、県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金が、住民税申告電子化事業の入札執行残により210万4,000円の減額、ふるさと雇用再生特別基金事業費県補助金が、営農技術指導員を確保できずに、直売所経営強化対策推進事業を実施できなかったことに伴う777万円の減額補正となりました。

寄附金では、使途を限定せずに日置市に直接寄附された一般寄附金が5件で43万7,000円の増額、また使途を限定した指定寄附金が10件で1,315万1,000円の増額であります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

人件費では、子ども手当の制度改正により、各課で減額補正がなされました。

また、地域づくり推進費では、地区振興計画の実施に伴う費目の中での組み替えを行っ

ております。

災害支援事業費では、宮城県岩沼市への災害派遣5人分160万円の増額補正、同時に被災者支援の実績見込みにより、生活支援等の扶助費を450万円減額しております。

常備消防費では、火災、救急件数の増加により、燃料費70万円の増額、非常備消防費では大雨や台風災害の減少により、消防団員の出勤手当を1,000万円減額しております。

また、東日本大震災によって、消防団員公務災害補償等共済基金の負担額が平成23年度に限り法令改正され、1人当たり1,900円から2万4,700円となるため、1,397万7,000円の増額補正となりました。この財源は、今後国から特別交付税で措置される予定であります。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

財政管財課関係では、委員より、日吉支所産業建設課のエアコン購入140万円について、日吉支所は老朽化と耐震性の問題があり、建てかえも考えられるが、その点を考慮に入れているのかとの質疑に対し、現在耐震診断を行っており、3月までに結果が出る。その結果を受け、行政改革と絡めながら建てかえも考えていく。今回のエアコンは、今後のことも考え、移設可能なつり下げ式を予定しているとの答弁でした。

総務課関係では、委員より、国に派遣した市職員の旅費とあるが、国の仕事なのになぜ市が負担しなければならないのか、また、この旅費70万円の根拠は何かとの質疑に対し、内閣官房への派遣職員の出張旅費が35万円、岐阜県・鹿児島県姉妹盟約40周年親善派遣団の旅費が35万円の内訳である。内閣官房の出張旅費は、税と社会保障のシンポジウムに係るもので、派遣元である本市が負担することと定められている。岐阜県への親善派遣

への旅費については、岐阜県から吹上青松太鼓と永吉南郷会が表彰されることから、総務一般管理費の節の中で既定予算を振りかえて旅費に充てたが、ほかの案件の旅費が不足したため増額をお願いしたとの答弁。

地域づくり課関係では、委員より、地区振興計画の策定に当たり、地区全体で大きな課題を集中的に行うところ、また自治体単位の課題を一つ一つ積み上げていくところと、地区公民館によって対応が分かれている。市は指導をしないのかとの質疑に対し、農村部や市街地、高齢化が進んだ地区など、それぞれ地域性が異なり、いろんな課題がある。地区館がまとめた計画を尊重し、地区館で吸い上げた課題を解決するときに市はかかわっていく方針であるとの答弁でした。

商工観光課関係では、県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金とふるさと雇用再生特別基金事業費県補助金について質疑がありました。

この案件に関しましては、商工観光課は歳入の取り扱いだけで、所管は歳出の各担当課であります。事業計画や予算上程、また歳入歳出各所管課の間の連携、また情報共有などがとれておらず、事業の企画・立案、そして申請の仕方、また積算方法や事業の見込みが極めて甘かったため、大幅な減額になったのではないのかとの委員からの指摘がありました。

目的が、雇用や産業振興につながるよい事業だっただけに非常に残念であります。執行部におかれては、来年度の当初予算でこのようなことがないように十分に注意され、善処されることを総務企画常任委員会の総意として強く望みます。

次に、税務課関係では、委員より、今回夜間徴収の時間外手当を計上しているが、徴収の実態はどうかとの質疑に対し、5月は35件90万5,000円、8月は77件

63万1,000円を徴収できた。今回は、12月1日から16日まで、現年滞納分を中心に徴収するとの答弁。

特別滞納整理課関係では、委員より、自治大入校に入校し研修した結果、その成果をどのように生かしているかとの質疑に対し、近年普通預金、定期預金、売掛金など債権の種類が多岐にわたっている。今まで取り組んでこなかった売掛金の差し押さえ、また相続人に対する納税通知・滞納処分など、研修内容を生かした取り組みを行っているとの答弁でありました。

消防本部関係では、委員より、火災、救急の出動がふえているが、原因をどう分析しているかとの質疑に対し、昨年と比べ火災は現在のところ14件の増である。農作業中の枯れ草火災が多くなっている。救急は、高齢化による件数の増と、夜間に個人では病院が受け付けてくれないことで、救急要請がふえているのではないかとの答弁でありました。

このほか多数の質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第86号平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（松尾公裕君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

議案第86号平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）については、11月29日の本会議において本委員会の所管に係るものにつき付託されましたので、11月30日、12月1日に委員会を開会し、審査いたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査に当たっては、全委員出席のもと、所管の部長、次長、課長等の出席を求め、提案理由の説明を受けた後、質疑を行いました。

なお、今回の補正の中で、人事異動に伴う人件費及び説明資料で了承できるものについての説明は、省略をさせていただきます。

では、市民生活課所管における主なものを申し上げます。

一般職時間外手当の109万5,000円は、平成24年3月の休日窓口業務開設に伴う増額で、例年最終土日2日間で計上しているが、来年3月は24、25日が土日で、31日が土曜日となっているため、3日間で計上したものの。

クリーンリサイクルセンターの総務管理費7万2,000円の増額は、来年度から焼却灰をセメント材料にするということで、搬送先の津久見市と北九州市の業者の現地調査に行くもの。

し尿処理費委託料の350万円の増額は、浄化槽の貯留層内にたまった汚泥の濃度が高く、不純物も入っており、攪拌もできない状況にあり、放置すると吸引もできなくなるおそれがあるため急を要したものの。

それでは、次に、質疑の主なものを申し上げます。

衛生処理浄化槽は、これまでもこのような清掃作業を行っているのに対し、この600tタンクは最近では行っていない。昭和61年度に50tと70tのタンクを実施している。

次に、一般廃棄物収集運搬業務委託費が、当初予算と入札の差額が大きいが見積もりが過大だったのに対し、積算根拠は平成22年度、23年度とも変わらない。吹上地域については管理公社が、伊集院地域の一部についてはシルバー人材センターが行っていたものが、競争入札になったことによるなどでありました。

次に、福祉課所管に主なものを申し上げます。

社会福祉総務課の旅費19万8,000円と使用料賃借料の12万6,000円は、障害者等相談支援事業所研修視察に伴う増額補正で、機関支援相談センターについての研修を行うものである。

扶助費の1,743万9,000円の増額は、特別障害者手当等給付事業費の受給者増によるもの、障害者自立支援給付費のサービス利用者の増によるものである。

償還金、利子及び割引料の2,856万2,000円の増額は、平成22年度の実績に伴う国県の支出金の精算返納金であります。

一人暮らし高齢者火災報知機設置件数減に伴い、122万円の減額。子ども手当特別措置法の施行に伴うシステム改修費315万円が増額。

歳入においては、新しい子ども手当制度による事務費に係る委託金が74万6,000円増額となっているが、歳出では既に一般財源で計上しているため、今回はありません。

歳出でのシステム改修費315万円は、県の100%補助であるため、歳入で増額計上。

それでは、質疑の主なものを申し上げます。

一人暮らし高齢者火災報知機の設置件数減の具体的数値はどうかに対し、平成23年度が最終年度ということで700世帯を見込んでいたが、現在73件の支出となっている。5月31日までに設置した方についてはまだ補助ができるので、見込みとしては3万4,000円の予備費がある。6月1日以降に取りつけた人は、高齢者の日常生活の用具の給付で補助の対象となる。補助対象は、要援護高齢者と一人暮らしの高齢者で、本人の費用負担は課税額で違う。前年度の所得税が非課税なら負担額はない。生活保護世帯にも補助される。

次に、新しい子ども手当制度の進捗状況は

どうかという質疑に対し、答弁として、対象者には11月18日を1回目の締め切りとした結果、350名程度が未申請だった。再度申請を促し、12月中にはすべて申請してもらうようにしている。混乱はないものと考えている。

次の質問は、障がい者の数がふえているのかに対し、身障手帳の所持者が平成21、22、23年度と毎年200名前後ずつふえている。療育手帳も四、五十名、精神においても、十数名程度ずつふえているなどでありました。

次に、健康保険課における主なものを申し上げます。

ドクターヘリ運行開始による救急車搬送費用は、本市の出動要請により、ドクターヘリに患者を収容し、本市以外の着地点におり、救急医療機関に搬送してもらった場合、救急車を出動させた市町村に対して1回につき3,200円を支払うことになる。12月末からの運行とうことで、今年度4件分の1万2,800円見込み、1万3,000円増額した。

保健指導費の役務費19万8,000円増額は、乳幼児医療費助成事業の事務手数料件数について、当初1カ月に3,350件を見込んでいたが、4月から9月までの平均は3,560件であった。今後冬場に向けての予測では、月3,800件と見込んだところである。そのため、国保連合会と医療機関分の事務手数料を合わせると19万8,000円の不足となるため増額するものである。

その他委託料では、本年度は終了したので、実績見込みで計上した。

隔年検診の乳がんについて、今年度は日吉、吹上地域で行ったため対象者が少なく、前年度を下回った。そのほかの検診については上回ったものである。

繰り出し金の193万4,000円は、国

民健康保険財政安定化等事業費の平成23年度事業費決定に伴い、155万9,000円の減額と国民健康保険基準超過費用額負担事業費349万3,000円の増額である。基準超過費用額負担事業費は、超過額の半額を国保で、残りの半額を国、県、本市で3分の1ずつ負担するものである。国、県の負担分は歳入に計上されている。増額の349万3,000円は、国、県、本市の合算額の当初予算との差額であり、国保会計へ繰り出すものである。

それでは、質疑の主なものを申し上げます。

ドクターヘリはどこに所属するのかに対し、運行主体は鹿児島市立病院になり、運行管理者の確保については、運行会社に委託する。

次に、介護保険課における主なものを申し上げます。

繰出金1,304万円は、今回の介護保険事業補正額に対して市の負担分12.5%を掛けたものであります。介護保険事業補正額の詳細は特別会計で説明するため、質疑はありませんでした。

次に、教育総務課、学校教育課における主なものを申し上げます。

報償費の2万4,000円減は、水泳大会での飛び込みのルールが平成28年度から改められ、今年度記録ラッシュとなり、メダルを渡すまでもないということで、合わせて陸上記録会についても新記録のメダルは授与しないこととなった。

公用車のリース料不用に伴う21万7,000円の減額は、7月から新しくリース契約を予定していたが、福祉課のものを使用できたために不用となったものである。

通学用自転車購入補助は145人に交付し、今後、転入等に備えて3人分を留保して77万円を減額した。

給食センター費の消耗品費、光熱水費の121万円の増額は、昨年9月に始まった南

部給食センターの需要費を、今年度予算編成時期の11月には、まだ年間見込みが予測できなかったために不足が生じたもの。

ここで、質疑の主なものを申し上げますが、初めに報償費の水泳と陸上記録会での新記録にメダルを授与しなかった件について、多くの質疑がなされました。しかし、当局側の事実認識と、認識があいまいであると判断いたしました。そのために、質疑、答弁を留保し、行政の事実確認がされた後再度説明を求めることとし、その後、留保分の審査を再開したものであります。その間なされました質疑、答弁については省略をさせていただきます。

平成23年度の水泳記録会については、6月2日に市の小体連の理事会を開いている。理事会の後、評議員会も開いており表彰規定も決定した。協議の内容は、学習指導要領の改訂に伴って、平成22年度から水中スタートとなることで新記録の見直しがなされた。

水泳記録会では平成22年度を標準とし、平成23年度実施から新記録扱いとすることに決まった。平成23年度については、水中スタート2年目ということで、新記録が多数出ることが予測されたので、新記録の表彰についての協議がなされた。新記録はメダルのかわりに賞状を授与して、閉会式で当日に表彰するのがよいと理事会、協議会で決定した。

これまでの新記録のメダルは、子供の名前と記録を記入して、後日配付していた。表彰規定が種目別、学年別、男女別に第3位まで賞状を授与する。新記録については、別途に新記録の賞状を授与することとした。新記録の実績は、平成22年度標準ということで新記録はないが、陸上もなかった。しかし、平成23年度の水泳記録会では全部で45の新記録が出て、陸上記録会では1つの新記録が出たものである。今後は、平成24年度以降も新記録のメダルの代わりに、新記録の賞状を授与すると理事会、協議会で決定したとい

う内容でありました。

次の質疑は、理事会、評議員会に教育委員会からも出席しているのかに対し、教育委員会の体育の担当指導主事が理事会、評議員会にも出席している。その内容を十分把握しておらず、申しわけなかった。

次の質疑は、通学用自転車購入補助のそれぞれの数はどうかに対し、追加申請中の5名分の内訳はまだわからないが、伊集院中が24人、伊集院北中が23人、東市来中が51人、日吉中が15人、吹上中が27人で合計140人である。

次に、補助対象となる3km以内の認定についてPTAとの交渉はあるのかに対し、学校長が認定することを前提としている。委員会へは学校から申請されるというものであります。

次に、社会教育課における主なものを申し上げます。

共済費の社会保険料90万円の減額は、算定誤りによるものである。韓国国際交流事業中止に伴い報償費2万1,000円、旅費60万円ほか119万9,000円の減額補正となった。社会教育主事の研修旅費10万8,000円の増額補正は、宿泊予定だった公の施設が廃止されることとなり、民間施設に宿泊することとなったため。

保健体育総務費の補助金及び交付金の50万円の増額は、城西高校サッカー部が全国大会に出場するための補助金である。

体育施設費、投資的委託料の155万円の減額補正は、東市来運動公園のスタンド雨漏りに対して、当初は調査委託料で計上していたが、再度現場確認により原因箇所が特定できた、そこで工事請負費の90万円増額への組かえと、それに伴う減額となったものである。

それでは、質疑の主なものを申し上げます。韓国国際交流事業中止の具体的な説明を求

めるに対して、これまで平成13、14、18年度に中止してきた。平成20、21、22年度も中止をしているが、今年度は韓国側の学校側の事情で中止となった。本市は行政予算で交流をしているが、韓国側は小学校の予算となっていることから、ごく一部の児童のために多額の予算を支出できないことから、中止の申し出があったものである。結果、連続4年間の交流がないことになる。ことしはこのような状況から募集しなかった。

次は、社会保険料の誤算とはどのような内容かに対し、社会保険料は事業所と個人負担が2分の1ずつであるが、全額計上していたものである。

以上のような審査を通して意見が付されました。当局におかれては、1つ、初歩的な予算計上ミスなどが発生することがないように、慎重な事務処理を図られたい。1つ、小額な予算といえども、市民の大事な税金によるものであり、個別に重要な予算として計上されたものである。説明には十分な資料や、説明の準備をして望まれたい。

以上、2点を特に要請するものと意見が付された後、採決の結果、本議案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（松尾公裕君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第86号平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）の、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る11月29日の本会議におきまして、本委員会に分割付託され11月30日に委員会を開催し、委員全員出席のも

と、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、建設課所管分においては、全体で257万4,000円増額しようとするものです。主な原因は増額では事業費の追加配分に伴う工事請負費等の増額、減額では執行残や事業間の組みかえ及び事業費の減額に伴い、委託料、補償補てん及び賠償金、負担金及び交付金の減額であると説明。

次に質疑の概要について申し上げます。

美山インターチェンジの装置修繕について、西日本高速道路株式会社NEXCO西日本との交渉はしていないのかとの問いに、美山インターチェンジをつくる際の条件は国、NEXCOはお金を出さずに、市でつくるということであった。そのかわり市来から美山へ料金所が変わったと答弁。

美山インターチェンジのゲートについて、あのゲートがないと安全性が確保できないのかとの問いに、公安委員会との協議の中で、ゲートをつけないと事故につながる恐れがあるのでゲートをつけた。今後5年経過した後、事故等がなければ取り払えるような方向にもっていききたいと答弁。

がけ地近接等危険住宅移転事業の減額は、何か理由があるのかとの問いに、この事業には1件も申請がなかったことによる減額であると答弁。

次に、農林水産課所管分においては、農業委員会費を除く農林水産業費の補正は1,016万9,000円増額しようするものであります。

主な理由は、全体的に事業費の確定及び採択見込みにより、負担金及び交付金等の増額、農道・水路等の修繕に伴う需要費、使用料、賃借料、原材料費と増額。林業費は県補助金内示に伴い補助金及び交付金の減額と説明。

次に、質疑の概要について申し上げます。

ふるさと雇用再生特別基金事業は当初から

9カ月たっているが、確保できなかったいきさつはとの問いに、ふるさと雇用再生特別基金事業は県が基金を設ける事業で、本来は農業公社で新規就農研修生に充てて、21年、22年度は行ってきた。23年度も確保していたが、新規研修生の応募がなかった。そこで、直売所での営農指導員を募集したが、最終的には人材がいなかったと答弁。

一人145万円程度であるが、来なかった原因と、来年度以降この事業はどうあるのかという問いに、県の指導員OBなど当たったが、市の希望する勤務時間や金額などの条件があわないなど厳しかった。また、ふるさと雇用再生特別基金事業は今年度までの事業であると答弁。

江口漁港の舗装工事は、漁業の水揚げ場付近もかなり舗装が傷んでいるが、県の事業で該当しないのかの問いに、今の段階では要望は聞いていないが、漁協や地域の方から要望があれば県につなげていきたいとの答弁。

降灰対策事業の現状と優先順位の考え方はどうかとの問いに、日置市内でまとめて優先順位をつけている、ことしは4件のうち3件が採択された。またある程度順位を決めて県に出すが、それがそのまま採択されるとは限らない。県もそれぞれの組織や品目の状況を見て優先順位を決めて採択をしていると答弁。

農地・水・農村環境保全向上活動支援事業の今後の事業の見通しはとの問いに、この事業は、第1期が平成19年から今春までの5年間であった。平成23年から向上対策事業として平成27年までである。これまでの共同活動分は本年度で終了するが、続行の要望もあり検討中であるとの答弁。

焼酎用麴米の今後の見通しと、焼酎用カンショの状況はとの問いに、こうじ用米については、ことしの105haがピークではないかと思う。焼酎用カンショは組織単位で計画出荷をしていくと答弁。ソバの収穫の状況はの

問いに、総体的にはまずまずであった。畑は豊作であったが、水田は個人差があったと答弁。

草田地区の農地防災事業はどのような計画かとの問いに、農地防災事業の土砂崩壊防止事業で、事業内容は排水路の整備である。排水路の規模が大きく広域農道ができてそこからの水も来る、これをしておかないと下流にも被害が及ぶとの答弁。

次に、農業委員会においては農業委員会費補助事業県補助金の増額、農業者年金業務費の増額、農地保有合理化事業等受託業務委託金の減額であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

農地保有合理化事業の制度廃止による減額ということであるが、どういうことかとの問いに、県の地域振興公社を仲介とした農地の貸し借りをを行っているが、今年度から新規事業のみ委託金を交付するという取り扱いに変わったと答弁。

農業者年金新規加入者の数と市の全体の加入者数はの問いに、新規加入推進は平成22年から24年にかけて新規加入の底上げで、目標が3カ年で15人の割り当てがあった。22年の実績は9人の新規加入者の確保で目標を達成した。加入者数は、東市来19人、伊集院10人、日吉11人、吹上15人の合計55人と答弁。

以上のほか、多くの質疑がありましたが所管部長、課長等の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第86号平成23年度日置市一般会計補正予算（第5号）の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時02分休憩

午前11時10分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第8 議案第87号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第9 議案第88号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第10 議案第91号平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

**○議長（松尾公裕君）**

日程第8、議案第87号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第10、議案第91号平成23年度

日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

議案第87号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、11月29日の本会議において本委員会に付託されましたので、11月30日に委員会を開催し審査をいたしました。その経過と結果について報告いたします。

審査は全委員出席のもと、関係部長、課長の出席を求め提案理由の説明を受けた後、質疑を行いました。

歳入の療養給付費交付金は、本年度の療養給付費交付決定に伴い6,073万7,000円の増額と、平成22年度の交付金確定に伴う3,677万円。一般会計繰入金では、平成23年度分の財政安定化支援事業費決定に伴う減額補正155万9,000円と基準超過費用額、共同負担金349万4,000円の増額。これは国が3分の1、県が3分の1を負担しているものであります。

歳出の医療費適正化特別対策費の報償費は、医療費分析のノウハウ習得のために、講師謝金5万円の増額であります。このことは、今年度7月と12月に行った分析の内容の取りまとめと課題の整理を行うものである。

また、県の特別調整交付金の対象となる生活習慣病対策プロジェクトに係る事業で、重症化予防教室や普及啓発活動、塩分摂取量管理測定などを行うため31万2,000円の増額補正をいたしております。

老人保健医療費拠出金の378万7,000円の減額は、前年度実績で計上していたが、平成21年度確定により本年度は支払う必要がなくなったもの。特定健康診査等事業費の旅費14万4,000円の増額は、65%の検

診率を達成している大島郡伊仙町の取り組みを研修しようとするものであります。

以上の執行の説明を受けた後、質疑を求めました。質疑の主なものを申し上げます。

基準超過費用額の詳細はどうかに対し、地域差指数というのがあり、国の平均を1.0としている。その中の1.14を超えるると国の指定ということで、高額医療市町村に指定される。また、1.17を超えると、超えた額について国庫補助の対象から除かれるものである。その超えた額の2分の1を国保税で、残りを国・県・市が3分の1ずつ負担するものである。本市は、1.2程度である。

次に、人工透析は治療を行ったにもかかわらず、人工透析となってしまったのかに対し、レセプトで初診日がわかるが、治療をしても重症化する方もいる。また、治療の受診歴がなく、眼科だけなど一部はかかっているが、内科にかかっていない方もあった。社保から重症化して国保になる方も多いが、社保の間のデータがわからない状況である。

次に、減塩モニターはどのようなことをするのかに対し、特定保健指導の教室を本庁及び全支所で月1回開いているが、その中で、重症化予防の必要な方や内臓脂肪による疾患、高血圧の人も参加している。教育の一つのツールとして塩分摂取量の測定をしてみようとするものである。あとは健康相談や、食改さんたちの教室ほかいろいろところで活用できると考えている。

以上のような審査を経て、採決の結果、本議案は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は、11月29日の本会議において本委員会に付託されましたので、11月30日に委員会を開催し審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査は全委員出席のもと、関係部長、課長の出席を求め提案理由の説明を受けた後、質疑を行いました。

今回の補正予算では、歳入歳出総額に変化はなく、歳出のみの補正となっています。

共済費社会保険料の105万7,000円の増額は、当初臨時職員32人分を計上していたが、正規職員の退職補充や短期入所者が倍近くふえ、入所者の重度化も進んでいるため、その対応に職員を増員した。現在は臨時職員38人である。6人の増は看護師1人、介護職2人、あとの3人は退職者の補充である。

短期入所者増による賄い材料費100万円の増額、医療材料費30万円の増額は診療所の入院がなくなったことにより、青松園の静養室で経過観察を行う機会がふえ、そのときに使う酸素購入の費用である。

質疑の主なものを申し上げます。

酸素の使用者はどれくらいふえたのかに対し、医務室の隣の静養室を利用しているわけだが、酸素ボンベが1本当たり2,600円くらいであり、酸素を流す量で違うので、人数ではあらかずすることができない。

以上で、質疑を終結し採決の結果、本議案は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、11月29日の本会議において本委員会に付託されましたので、11月30日に委員会を開催し審査をいたしました。その経過と結果について報告いたします。

審査は全員出席のもと、関係部長、課長の出席を求め提案理由の説明を受けた後、質疑を行いました。

今回の補正は、歳出における居宅介護サービス給付費8,500万円、居宅介護サービス計画給付費1,000万円、高額介護サー

ビス費602万円、特定入所者介護サービス費の330万円がサービス利用見込増に伴う増額補正であります。したがって、歳入においてはその増額分を国・県・市の負担割合分で増額したものであります。

また、調整交付金で3.5%の上乗せがあると見込んでいることから、準備基金繰入金給付費合計補正額の16.5%の1,721万2,800円となっています。サービス給付費の伸び率では、本年度の上期と前年度の上期比で、本年度が少し低いが、今後の施設の影響が考えられるため、昨年並みの伸びではないかと予測しているところである。

以上の説明で了承し、質疑もなく、採決の結果、本議案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、3件のご報告を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

これから、委員長報告3件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第11 議案第89号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第12 議案第92号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松尾公裕君）

日程第11、議案第89号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第12、議案第92号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第89号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第92号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における、審査の経過と結果について報告申し上げます。

本案は、去る11月29日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、11月30日に委員会を開催し、担当部長、課長等の説明を求め質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第89号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

農業集落排水事業促進基金利子の増額に伴う補正であります。

次に、質疑について申し上げます。

増額分は利率が変わったのかとの問いに、当初予算を作成したときに会計課から数字をもらってそのまま組んだとの答弁。

ほかに質疑もなく、質疑を終了、討論にしましたが討論もなく、採決の結果、議案第89号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

前年度、東市来鍋山水系で削井した水源の水量拡張工事を行うものであった。しかし、水量は十分にあったが水質が悪く、水道用水への活用が難しくなったため、水量拡張工事に伴う設計委託と水源拡張整備工事費を減額するものであります。皆田橋左岸を削井し、100m掘削、最大用水量で日量3,000tあった。しかし、マンガン及びそのほかの化合物が基準値の約10倍と高く、さらに、ジオキサンが基準値より少し高い数値を示した。

除去する方法もあるが、初期投資やランニングコストなど考慮した場合、別に水源を見つけた方がいいという結論になったと説明。

次に、質疑の概要について申し上げます。

この土地の地質はどうかとの問いに、皆田水源から140m上のほうに湯之元第3水源地の石踊水源があるが、そこは水質的にも問題なかったと答弁。

マンガンが基準値の10倍も出れば少なからず人体に影響をする。候補地はほかにあるのかの問いに、今年度、電気探査を行った下養母地区が有望ではないかと思うと答弁。

農業用水や工業用水への転用の検討はしたのかとの問いに、掘った後の転用までは検討していないが、温度が28度と少し高いこととマンガンが出たことで使用できないと判断したとの答弁。

上神殿で現在、工事を行っているが、その水を隣接する東市来地域で使うという検討はとの問いに、将来的に28年度に水道事業を1本に統合しなさいという国の方針も出ており、28年度以降においては4地域で隣接する場所についてお互いに連結できるところは連結し、水量不足を解消していきたいと答弁。

ほかに質疑もなく、討論に付しましたが討論もなく、議案第92号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから、委員長報告2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第89号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第13 議案第90号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

**○議長（松尾公裕君）**

日程第13、議案第90号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

**○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）**

ただいま議題となっております議案第90号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

ます。

本案は、去る11月29日の本会議におきまして本委員会に付託され、11月30日、12月1日に委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め質疑、討論、採決を行いました。

ご承知のとおり、今回の補正予算は歳入歳出それぞれ既定のとおりとし、総額を歳入歳出それぞれ2億5,000万円とするものであります。

内容は、吹上砂丘荘の燃料費、客室やボイラーの修繕料、宿泊プランの広告料、自賠責保険料など79万5,000円の増額補正に伴い、予備費を同じ額減額するものであります。

委員より、えぐち家がオープンしたが、影響はないかとの質疑に対し、江口浜荘が閉館したときに吹上砂丘荘に客が流れると期待したが、いちき串木野市の吹上浜荘にお客が流れたようだ。結果、えぐち家がオープンしてもさほど影響はない。2月からのスポーツ合宿では、昨年、砂丘荘に宿泊した高千穂大学、敬愛大学ともにえぐち家に問い合わせがあったが、価格面で折り合わず、今回も砂丘荘で合宿を行う予定であるとの答弁がありました。

このほか、質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第90号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第90号について討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第14 請願第2号公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書

△日程第15 陳情第7号陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書採択について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第14、請願第2号公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書及び日程第15、陳情第7号陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書採択についての2件を一括議題とします。

本件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

**○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）**

ただいま議題となっております、請願第2号公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願は、鹿児島市武丁目2番36号、九州旅客鉄道労働組合鹿児島地方本部委員長、上野真氏から提出され、去る9月7日の第4回定例会本会議におきまして本委員会に付託されたものであります。なお、紹介議員は坂口洋之議員であります。

請願の趣旨は、国鉄が分割民営化されて25年を迎え、ローカル線を抱えるJR九州・四国・北海道の三島会社とJR貨物の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎えるため、これらの税制特例措置をはじめとするJR九州等への経営支援策等の継続を求め、地方自治法第99条の規定により、国会や政府に対し意見書を提出することを求めるものであります。

本請願の審査については、9月8日、12日に委員会を開催し、紹介議員の出席と資料による説明を求め、質疑を行いました。9月議会では結論が出ず、閉会中の継続審査となっております。

今議会では11月30日、12月1日に委員会を開催し、審査を行い、質疑、討論、採決を行いました。

質疑や委員からの意見は、次のとおりであります。

委員より、固定資産税の減免の効果はどうか。また47億円の経常利益が出ているが、どう考えているかとの質疑に対し、紹介議員より、駅ビルやマンション事業で経営改善に努力をしているが、鉄道利用者の減少、特に人口減少や少子化で長期的な経営は厳しい。これまで税制特例や経営安定基金の下支えがあつて、何とかやってきた。今後も経営支援策が必要であるとの答弁。

また、ほかの委員から、交通弱者を守る点、特に新幹線を地域の活性化につなげる意味でも、JR九州の経営支援は必要、また地域とのつながり、伊集院駅の改築等を考えれば、経営支援には賛成できるとの意見がありまし

た。

このほかにも多くの質疑や意見がありましたが、質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、請願第2号公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等を求める意見書に関する請願書は、全員一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

続きまして、陳情第7号陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書採択への陳情について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本陳情は、日置市伊集院町郡1666-36神代崇史氏から提出され、去る11月29日の本会議におきまして本委員会に付託されたものであります。

陳情の趣旨は、陸上空母離着陸訓練施設を初めとするすべての米軍関連施設並びに自衛隊施設整備など、西之表市馬毛島への移設を反対するために、地方自治法第99条の規定により、政府に対し意見書を提出することを求めるものであります。

本陳情については、11月30日、12月1日に委員会を開催し、審査、討論、採決を行いました。

委員会審査中、市議会議長会では、6月に西之表市から緊急に反対決議の提案があり、自衛隊の基地がある鹿屋市などの意見も聞いたが異論はなく、総会で議決された経緯があるのでその流れに沿うべきではないかとの意見がありました。

また、委員より、県知事も明確に反対をしているので陳情を採択すべきではないかとの意見もあり、このような意見が多数を占めました。

意見集約をした上で審査を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決を行いましたところ、陳情第7号陸上空母離着陸訓練施設

の馬毛島への移設反対を求める意見書採択への陳情につきましては、全員一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○16番（池満 渉君）**

陳情第7号、今、総務委員長のほうから委員会の報告がございましたけれども、委員長の報告の中で、委員会の審議の中で今ございませんでしたので、その内容について1つ確認をいたしたいと思います。

もちろん、県知事初め地元の方々大多数が反対ということでありましてけれども、また一部には賛成をするという声もございます。さきの民主党のある総理大臣が、県内あるいは国外へというような、沖縄の基地の負担軽減の話がされました。これは、沖縄だけの問題じゃなくて、むしろ国民全体が国を守るというように立てば、両方の思いあるいは国を守るということを考えれば、本当にどうなのかという慎重な議論が必要なことだろうと思います。

南は、沖縄尖閣のほうは中国、あるいは北は、ソビエトから北方領土のほうのいろんな脅威もございます。専守防衛ということなどを考えれば、ただ平和だけを唱えるだけで本当にそれでいいのかと、諸外国では、いつ侵略戦争をしかけようというふうになっているところも多々ございます。そのような中で、やっぱり鹿児島県、あるいは地元としても何らかの協力ができないのかといったようなことの議論はなかったのかということ、今一度委員長にお伺いをするものです。

今、福島原発事故で瓦れきの処理について、全国の自治体に処理を手分けしてお願いできないかといったような動きがある中で、ほとんどのところが、放射能について市民か

らも反対の声があつてなかなかできないといったような声もあります。本当に市民の命を守るべきでありますけれども、やっぱり今「絆」というような言葉も出ましたけれども、何とかしなければというような思いを、もう少し切に持つべきだろうということを感じたところでもあります。

委員会の審議の中で、そのような観点からのご議論はなかったのかを今一度お伺いをしたいと思います。

**○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）**

今回のこの陳情書の趣旨につきましては、地元自治体が反対の意向を踏まえて反対運動をしているということに対する反対を求める意見書出してほしいという趣旨でございます。

今、池満議員が言われましたような議論及び質疑に対しましては、委員会ではございませんでした。

以上でございます。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから請願第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから陳情第7号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第7号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第16 意見書案第7号公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策などに関する意見書

△日程第17 意見書案第8号米軍陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書

○議長（松尾公裕君）

日程第16、意見書案第7号公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策などに関する意見書及び日程第17、意見書案第8号米軍陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書の2件を一括議題とします。

本件について、総務企画常任委員長の趣旨説明を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております意見書案第7号公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策などに関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第2号の願意が、国会及び政府への意見書提出でございますの

で、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案するものであります。

内容については、お手元に配付してあるとおりでございます。朗読は省略いたしますが、JR九州等の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎えるため、これらの経営支援策の継続を求め、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府へ意見書を提出するものであります。

送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。

次に、意見書案第8号米軍陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど採択されました陳情第7号の願意が、政府への意見書提出でございますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案するものであります。

内容については、お手元に配付してあるとおりでございます。朗読は省略いたしますが、陸上空母離着陸訓練施設を初めとするすべての米軍関連の施設並びに自衛隊の施設整備など、西之表市馬毛島への施設計画について、鹿児島県知事及び地元自治体の反対の意向を踏まえ、計画への反対と即時撤回を求めるよう、地方自治法第99条の規定により、政府に意見書を提出するものであります。

送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官であります。

以上2件、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

ただいま2件について、提出者から提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第7号及び意見書案第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第7号及び意見書案第8号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第18 請願第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択要請について

△日程第19 陳情第5号公立学校における教科用図書の使用状況調査を求める陳情

○議長（松尾公裕君）

日程第18、請願第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択要請について及び日程第19、陳情第5号公立学校における教科用図書の使用状況調査を求める陳情の2件を一括議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

請願第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択要請については、9月7日の本会議において本委員会に付託されましたので、9月9日、12月1日に委員会を開会し、審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

この請願については、9月議会に付託されたものでありましたが、30人以下学級がどのような教育的影響をもたらすのか、請願の4項目のそれぞれについて本市の実態と比較検討する時間が必要だなどの理由で、継続審査としてきたものであります。そのような中で、12月1日、委員会において審査をし、審査を終了したものであります。

まず、委員から述べられた意見の主なものを申し上げます。

少人数になれば、教師の質が落ちるのではないか。30人以下の学級は、少人数制ではないのではないか。30年ぶりに35人学級になったばかりだ。本市では、教室をふやさなければならぬところもある。複式学級のところもあるのではないか、あえて30人以下学級をつくらなければならない現状にはない。35人以下学級の実現となると、教室の確保

から困るのではないか。少人数が必ずしもよいとは限らない、かえって多いほうが、教育的効果があるということもある。国への教育費予算確保の要望はよいと思うので、一部採択としたい。本市では、複式学級の解決に悩んでいるところが多い。全国にはいろいろなところがあると思うが、本市の実情には合わない、などで自由討議を終了いたしました。

討論、採決の前に、一部採択の声があったため、一部採択も含めて討論、採決を行った結果、本請願は一部採択とすべきものと決定をいたしました。

次に、一部採択についての採決の結果を申し上げます。

1 項目目は不採択と決定いたしました。  
2 項目目は採択すべきものと決定をいたしました。3 項目目は採択すべきものと決定をいたしました。第4 項目目は採択すべきものと決定をしたものであります。

以上、報告を終わります。

次に、陳情第5号公立学校における教科用図書の使用状況調査を求める陳情については、11月29日の本会議において本委員会に付託されましたので、12月1日に委員会を開会し、審査をいたしました。その経過と結果についてご報告をいたします。

審査に当たっては、全員出席のもと審査を行いました。

委員からは、陳情の内容について、事実関係はどうか、本市の状況はどうかなど、調査すべきだとの意見が述べられ、採決の結果、本陳情は全員一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、2件についてのご報告を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから請願第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は一部採択です。請願第3号は委員長の報告のとおり一部採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり一部採択することに決定しました。

次に、陳情第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第20 意見書案第9号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第20、意見書案第9号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めま

す。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

**○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）**

ただいま議題となっています意見書案第9号義務教育費国庫負担制度堅持、教育予算拡充を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど一部採択された請願第3号の願意は、義務教育費国庫負担制度堅持すること等に関する意見書提出を求める内容でありました。

そこで、日置市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、ここに提案するものがあります。

意見書の内容につきましては、お手元に配付いたしてあるとおりで、朗読は省略いたしますが、教育予算については、自治体間の格差を生じさせないために義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等が損なわれることのないよう、国の責任のもとに確保、充実する必要があることから、地方自治法第99条の規定により、関係省庁へ意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、意見書案第9号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから意見書案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時01分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

△日程第21 陳情第4号TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書

**○議長（松尾公裕君）**

日程第21、陳情第4号TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書を議題とします。

本件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

**○産業建設常任委員長（門松慶一君）**

ただいま議題となっております陳情第4号TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申

し上げます。

本陳情は、去る11月29日の本会議におきまして本委員会に付託され、11月30日、12月9日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審議をいたしました。

本陳情は、日置市伊集院町下谷口1810さつま日置農業協同組合代表理事組合長、県農民政治連盟さつま日置総支部支部長宇都清照氏から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、後世に継ぐべき我が国の美しい国土は、長きにわたる農山漁村のたゆまぬ日々の営みにより保全されてきたものであり、国家の礎たるこの伝統の上に、現在の国の発展があることを忘れてはなりません。

こうした中、例外なき関税撤廃を原則とするTPPは、食糧供給を海外に依存し、国土を荒廃させるものであり、国内農業や地域経済の振興とは到底両立できるものではなく、我々はTPPの参加に断固として反対であります。

よって、本議会においても、この趣旨を地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を政府あてに提出し、陳情内容の実現に向けて働きかけをしていただきたいとのことであります。

ただし、9月5日に受理された関係上、9月議会では議決することができず、12月議会になったことをあわせて報告しておきます。

12月9日の委員会を開催し、本陳情について審査し、討論、採決を行いました。委員会での委員の意見など、次のとおりであります。

時期的に逸した感はあるが、鹿児島県知事、県議会や市議会、議長会でもTPPの交渉参加に反対する決議や意見書の採択を行っていること。また、日置市の今後を考えた場合、TPPについては地方の置かれている現状を十分考えた上で、交渉参加ありきで検討、協

議するなという考え方。また、判断材料が非常に少ない中で、賛否両論分かれているが、表に出てきたしっかり反対してほしいという市民の声があれば採択すべきではないか。また、逆に日置市の命を守る、雇用を守る点で発展を考えれば、採択は難しいという意見もありました。

その後、討論に付しましたところ、委員より、世界情勢の中で国としていかにいい形で参加できるかという状況になっているという反対の討論がありました。

ほかに討論もなく、採決をしましたところ、陳情第4号は賛成多数で採択することに決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

#### ○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○2番（山口初美さん）

TPPの問題では、今、本当にTPPに参加すれば医療、こういうものにも多大な影響が出てくるというようなことも指摘をされております。アメリカは、民間医療保険や医薬品などの市場を開放することを繰り返し要求しているわけです。そういうことで、今でさえ医療崩壊と言われるような危機的な状況、ますます深刻にするというようなことで、日本の医師会のほうもこれには反対をしているわけです。

それからまた、雇用の面でもアメリカ政府はただ働き残業を合法化するとか、そういうことを導入することとか、会社が自由に解雇ができる、解雇の金銭解決、労働者派遣法の一層の規制緩和、こういうこともアメリカは日本に要求しておりまして、こういう労働法制への大改悪にも結びつく危険があるというような指摘もされているわけです。

いろいろな国民生活のあらゆる分野に影響があるというようなことで、TPPを阻止し

ようという運動がいろんな分野で協同して進められているわけですが、そういうことについての質疑がなかったのか、その点について伺いたいと思います。

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

そういう質疑はございませんでした。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第4号について討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、西菌典子さんからの採択することに反対討論の発言を許可します。

○15番（西菌典子さん）

私は、TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情に対しまして、反対討論をいたします。

まず最初に申し上げたいのは、特に鹿児島県日置市など農業が基幹産業、そしてまた大きな組織からの陳情ということに関しまして、地域では賛成の声が多く聞こえております。

しかし、大きな声では言えないけれど、こういうことも必要である、賛成であり、また参加必要、参加ということを考えないといけないのではないかという多くの声もあるということをお伝えしたいと思っております。

11月中旬、野田総理大臣はAPECにおきまして、TPP交渉に参加表明をしております。その後になって、参加検討を直ちに中止せよとの陳情と政府への意見書提出は、今にあっては意味が合わず、かえって混乱と違和感を招くものであります。国は、既に交渉に対する取り組みとして、国別協議チーム、国内連絡調整チーム、国内広報情報チームな

どを立ち上げております。

国民生活に大きな影響を及ぼす可能性がありながら、確かに情報が少ない中で、賛成、反対だけがぶつかっている感じがいたしますが、今からが交渉していくというものであります。

ご承知のように、世界のグローバル化はとめられないというのは自然の姿であり、その中でも、自由な貿易で豊かな経済の恩恵を受けたいという、世界じゅうの自由貿易への動きは目をみはるものがあります。しかし、WTOが150カ国、地域という大きな所帯でなかなか進まないため、身近で気の合う国同士の経済連携が進みつつあるのも自然な姿なのであって、その1つがTPPであります。

一方我が国は、西暦2050年人口推計約1億人、高齢化率は35.7%、今世紀末には5,000万人を切るとも言われております。特に農家の高齢化は激しく、平成22年度基幹的農業従事者205万人の平均年齢は66.1歳、10年後の農業継続は予測もできないという現状です。そして、減反などによる生産調整は、農林省推計で田んぼ面積の約3割以上進み、全国の農地の荒廃は39.6万km<sup>2</sup>と、15年前の3倍にふえております。

また一方、国の関税は700%を超えるという、高く据え置きながら、いわゆるミニマムアクセス米を1,200万人分、毎年輸入して倉庫に眠らせております。

そして、農業対策として多くの補助金や交付金が出ても、7割強がハード事業に使われ、農産物は消費者購入総額80兆円に対し、農家収入総額は8億円という統計もあり、出荷時に買ったたかれ、中間利潤、中間流通などのシステムに大きく取られております。そして、農家1戸当たりの農業所得は、平成6年159万円から、平成12年108万円へと32%も減少しております。

また、我が国は豊かな台地と多種多様な産物がありながら、2007年で小さな国オランダさえ676億ドル輸出しているのに、我が国は23億ドルしか輸出せず、過去40年間をずっと見てもゼロに近い現状であります。その結果が若者の農業離れ、後継者不足、農地荒廃を招き、自給率を上げられない理由にもなっております。

TPPに参加しようとしまいと、長年続いてきたこのような矛盾に満ちた農業政策は構造的に限界に来ており、いつまでも続けられるはずがなく、今そのハードルを思い切って越えないと農業の未来はありません。若い農業後継者の中にも、中間利潤を大きく取られる今のシステムこそ変えて外に打って出たいという声も私はたくさん聞いております。若者たちが夢を持って農業を強くする、そのことが国をも強くすることだという自負のもとに、働ける喜びと希望をつなぐ農業政策への改革と、本当に農業を助けるための支援策などの政策を合わせてTPPを活用しながら、日本の、特に鹿児島、特に日置市の農業を含めた産業の向上と発展と、特産物などよい物をたくさんあるこの資源を世界じゅうに広げていくチャンスとすべきではないでしょうか。

人口減少、高齢少子と縮小していく国内だけで、受け身の態勢だけでは日本の将来への希望は望めません。アメリカの属国になるということも言われますけれども、日中韓、ASEAN、東南アジア諸国連合などとの連携もとれば、それらがアメリカへの切り札にもなり、力にもなるはずです。また、TPP経済圏と躍進をし続ける中国との架け橋との役割も日本は担うというしたたかさや積極性を持って、私たちは日本の未来を築いていくという道も選択すべきではないでしょうか。

よって、TPP参加反対に対することに反対討論といたします。

#### ○議長（松尾公裕君）

次に、漆島政人君の採択することに賛成討論の発言を許可します。

#### ○12番（漆島政人君）

ただいま議題となっております陳情第4号について、採択の立場で討論いたします。

陳情の趣旨は、美しい我が国の国土をこれまで守ってこれたのは、長期にわたる農村、山村、漁村のたゆまぬ日々の営みによるもので、これが礎となって今の国の発展がある。しかし、例外なき関税撤廃を原則とするTPPに参加すれば、国内の食糧供給は海外へ依存し、その結果国土は荒廃し、国民生活全体に与える影響は大きい、そのことを議会も理解し、国会、政府に意見書を送付していただきたいというものです。

そこで、このTPP交渉参加への是非については、皆様もご承知のとおり、専門家の間でも意見が分かれています。まだ私たちの議会においてもいろいろな意見があります。そして、日置市の中でも賛否の意見は分かれることが想定されます。それだけに、この問題は、安易に一言で判断できるものではありません。

そこで、少し長くなりますが、我が国が今まで自由貿易にどうかかわってきたのか、またどういった理由でTPPの話が出てきたのか、このことも含めて私自身の認識で申し上げたいと思います。

初めに、皆さんも記憶に新しいと思いますが、たしか1995年ごろ、関税と貿易に関する一般協定であるGATT、このウルグアイラウンドの農業交渉の場で、我が国の米の輸入枠に関する事で合意が得られず、その結果、たしかそのときの細川内閣は、貿易摩擦を解消するために米の部分開放に応じた経緯があります。

そしてその後、我が国は米の輸入については関税をかける方式に変更したわけですが、

高い関税等もあり、輸入実績が低く、その罰として年間77万t近いミニマムアクセス米を、輸入を受け入れることになったのは、皆様もご承知のとおりだと思います。

そしてその後、GATTを引き継いで、現在153カ国が加盟しているWTOが発足しました。WTOは、自由貿易をさらに拡大し、国際間での経済力を高めようとするものです。しかし、加盟国が多いことや、農業交渉等については各国それぞれの思惑が多いこと等が背景にあり、思うように交渉が進展していないというのが今の一般的な評価です。

そこで、その交渉停滞や途上国が経済開放路線へ移行したこと等が重なり、最近では2国間や特定の地域との間でEPA、FTAの締結が世界的に進んでいます。このEPA、FTA協定の中身と目的については、皆様もご承知のとおり、TPPとかなり類似している部分が多いわけですが、協定国間同士で人や物、金、そういったものが、そういった貿易に関する障壁を削減、撤廃し、相互間での経済力を高めようとするものです。

我が国も、効率的な貿易効果を高めるねらいで、シンガポールやマレーシア、チリ、タイ、ASEANなどの多くの国々と締結しています。

中でも、ASEAN地域とのEPA締結においては、ご承知のとおり既に人的交流も始まっており、現在、日本での資格を取得するため、働きながら勉強している多くの看護師や介護福祉士見習いの方が来日しています。しかし、本国では既に資格を取得している人に対して、日本語でまた日本方式で試験を実施している日本のやり方にいろいろなところから批判が出ているのも事実です。

そうした中、現在、TPP交渉参加の話が、このことが大きな課題となっていますけど、なぜこの時期にこの話が出てきたのか、このことについて、私レベルの認識で申し上げま

すと、やはり一番の要因は、お隣韓国が各国と関税撤廃を基本とするFTA締結、これを進める中で安い電化製品や車を輸出している、このことが国際競争の中で、我が国の同種の輸出産業に大きな影響が出ていることだと思います。2点目は、同盟国アメリカとの協調体制を維持したいとする政府の意図も感じられます。

そこで、このTPPとはどういったものなのか、私レベルで申し上げますと、加盟国間での貿易や人、投資、サービス産業などの行き来を自由にしていく、つまり、今までそれぞれの国で個別に定めていた貿易に関する関税やルールを撤廃し、新たに加盟国間で決めた共通ルールに基づいて、それぞれの国が持っている産業の優位性を生かした自由貿易を行うことで、経済力を高めていこうとするねらいがあると思います。

例えば、細かいことを申し上げれば、今まで独自に取り決めていた食糧や建築、衛生等に関する安全基準を初め、さまざまなルールが加盟国間での新たな基準に変わっていくことになると認識いたします。また、例外は認めないと言ってるわけですから、特定の分野において制限を設けることはできない仕組みになっていることも認識しています。

したがって、我が国より安全性や技術力も高い、また品質や価格の安いものが日本に入ってくることは、これは消費者にとっては歓迎されることだと思います。しかし逆に、それを国内で産業としている生産者や提供者にとっては大きなダメージとなることは、間違いないと思います。

そこで、TPPの基本理念を日置市の産業に当てはめたとき、どういったことが想定されるかと申しますと、現在、本市で大きな課題となっている、パナソニック日置工場の事業縮小の問題です。

この事業縮小の背景には、今の円高、超円

高、これやらデフレこういったものが大きく影響していると思います。でもそのほかに、関税が影響した輸出の伸び悩みもあったのではないかと思います。そのことから、輸出産業に関係している市内の事業所にとっては、このTPP参加は有利に働くと思います。

しかし、本市の基幹産業である農業分野においては、TPP関係国の中には農産物の巨大生産国であるアメリカやオーストラリア、ニュージーランドがあります。そうした国々から安い農畜産物が国内に入ってくれば、その影響は計り知れない気がいたします。

ちなみに、先の一般質問の答弁でもありましたけど、日置市内で生産される米やカンショ、牛肉、お茶などの総生産額は、総資産額を農水省試算に当てはめたときに48億4,000万円です。これがTPPに参加した場合、60.2%減の29億1,700万円が減少すると試算されています。

これについては、あくまでも農水省だけの試算ですので、当然偏りはあると思いますが、それにしても本市の主力である米やカンショ、畜産に及ぼす影響はかなり大きい気がいたします。

そのほか、危惧されるのが、農業が衰えれば大きな治水能力を持っている水田や畑、山林が荒廃していくことです。本市の場合、全体面積に対する農地や山林の割合が、ご承知のとおり大変多いです。また、多くの中山間地域を抱え、その中山間地域は高齢者によって何とか守られているのが今の現状です。荒廃が起きれば必ず災害が発生します。

そのほか、陳情書の中にもしるされているように、農地を守ることは食糧供給の役割りだけではなく、昔から培われてきた日本独自の伝統文化や生活文化を守る役割も大きいと思います。

それと、もう一点、強く申し上げたいことは、東日本大震災による被災地のことです。

放射性物質の除染もいつ終わるのか、全く見通しが立ってない状態です。被災地の一次産業基盤を復興させない状態で、TPP交渉参加に入れば、被災地住民の心理として絶望的な状況に陥る気がします。

TPPの基本原理は、多国間で比較優位の原則に基づき貿易を進めることで、効率的・効果的な産業振興が図られ、経済力もアップするという考え方にあるとは思いますが、わかりやすく言えば、国際市場での自由競争です。確かに自由競争社会になれば、生き残るための知恵や努力も出てくると思います。

しかし、その一方で、どうしても資金的に不足する乏しいそういった生産者等にとっては、その努力も知恵出しも限界があると思います。とりわけ日本がTPPに参加した場合、優位性の高い工業生産と、優位性の低い農業生産のバランスは極端な比率になることは間違いないと思います。そのことが本当に国益となるのか、私は長い目で見たとき、国民にとって決して得策ではない気がいたします。

今、政府は国益に視点を置き、交渉参加に向けて関係国と協議を進めていくという見解を示していますが、ひとまず交渉に参加すれば、経済大国第3の国として信用上、私は簡単に引くことはできないと思います。

また、交渉の中で、国として守るべきところは守っていくという話も聞かれますが、そういった考え方がどこまで通用するのか。またそこまでの交渉力にも疑問を感じます。

そのほか、企業が生産拠点を海外へ移すことによる産業の空洞化も心配されていますが、先のタイの洪水被害でもわかるように、この動きは既にかかなり進んでいる状況です。また、関税撤廃まで時間があるので、それまでのうちに農業基盤を強化するという話も聞かれますが、長年できなかった課題が数年で解決できるとも、とても考えられません。

そこで結論を申し上げますと、何もTPP

に入らなくても現在、日・中・韓、オーストラリア、EUそういったところとの間で、FTA、EPA交渉に向けて準備作業も進められていますので、私はそうした中で、日本独自の貿易体制や産業基盤づくりを構築していくことが、将来的に安定した国益につながる気がいたします。

以上の理由で、TPP交渉参加には反対であり、よってこの陳情を採択することに賛成といたします。

以上で賛成討論を終わります。

#### ○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

#### ○2番（山口初美さん）

私は、ただいま議題となっております陳情第4号TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書に対しまして、賛成討論を行ないます。

TPP参加は、日本の農林水産業に壊滅的打撃を与え、国民への安定的な食糧供給と食の安全を土台から崩します。つまり、国民が生きていく土台を崩していいなかという、極めて重大な問題だということです。

私ども日本共産党は、TPP参加を許さない国民的な協働を心から呼びかけています。TPPは、農業や食料だけでなく、暮らしと経済のあらゆる分野が交渉の対象とされています。食の安全、医療、官公需、公共事業の発注、金融、保険、労働などで国民の生活や安全を守るルールと監視体制、中小企業を支援する制度などが大きく崩される危険が大問題になっています。

アメリカと財界の要求のままにTPPに突き進むなら、国民の生活と日本経済は大変なことになるのです。TPPへの参加を表明している国は、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、チリ、ペルー、ブルネイ、シンガポール、ベトナム、マレーシアの9カ国です。アジアでは韓国、中国はもちろん、

ASEAN諸国も最大GDPを持つインドネシアを初め、タイ、フィリピンなども参加していないように、少数派に過ぎません。

TPPに日本が参加すると、アメリカと日本だけで参加10カ国全体のGDPに占める割合は91%にもなります。TPP参加は、環太平洋諸国、アジアに向かって開かれた国にするのではなく、経済主権、食料主権を投げ捨て、アメリカの属国になる道にほかなりません。

アメリカは民間医療保険や医薬品などの市場を開放することを繰り返し要求し、その障害として日本の公的医療保険制度、国民皆保険制度を標的にしています。日本医師会はTPP参加への懸念として、混合診療の全面解禁で保険のきかない医療が拡大し、所得によって受けられる医療が制限される。株式会社の病院経営への参入による、儲け本位の医療、不採算部門の切り捨て、地域からの撤退などを挙げています。これでは医療崩壊と呼ばれるほどの危機をますます深刻にしていまいます。

また、アメリカ政府は、ただ働き残業を合法化する、ホワイトカラーエグゼンプションの導入や会社が自由に解雇できる解雇の金銭解決、労働者派遣法の一層の規制緩和など、アメリカ型に日本の労働法制を改悪することを要求しています。TPP参加は、労働法制の大改悪に結びつく危険があります。

また、国内では日本経団連など財界が成長戦略とか貿易立国などと言って、TPP参加の圧力をかけています。しかし、恩恵を受けるのは自動車、電機などの一部の輸出大企業だけで、農業と食料、地域経済と雇用、国民生活は犠牲だけが強いられることになります。

私は、貿易や経済関係を拡大すること自体を悪いことだとは、もちろん考えておりません。貿易の拡大の中でも、市場だけに任せておいては成り立たない分野があるのです。食

料主権を初め、経済主権を尊重し、お互いの国の国民の暮らしと権利を守るルールを尊重しながら、貿易や経済関係を発展させることこそ、21世紀のまともな経済発展の方向であると考えています。

今、日本に求められているのはアメリカ一辺倒から抜け出し、アジアを含む各国と経済主権を尊重した互惠・平等の経済関係を発展させることです。TPP反対の世論は大きく広がってきました。これまで広げてきたTPP反対の一点での協働を、党派を超えて、さらに力強く進めることを呼びかけ、私の賛成討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は採択です。陳情第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

---

△日程第22 意見書案第10号TPP  
（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書

○議長（松尾公裕君）

日程第22、意見書案第10号TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書を議題とします。

本案について提出者に趣旨説明を求めます。

〔6番門松慶一君登壇〕

○6番（門松慶一君）

ただいま議案となっております意見書案第

10号TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書について趣旨説明を申し上げます。

先ほど陳情第4号は採択になりましたが、日置市議会会議規則第14条第1項の規定により提案するものであります。

意見書案はお手元に配付しておるとおりでございますので、朗読は省略いたします。なお、この趣旨は日置市は農業が基幹産業であり、多数中山間地域を多数有し、農業従事者が高齢化していること、後継者不足であることや兼業農家が多いことなど、TPPに参加すると地域の農業に深刻な打撃を与えるので、TPP交渉に参加しないよう政府に強く求めるものであります。地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、財務大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣あてであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第10号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第10号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、意見書案第10号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、西園典子さんの反対討論の発言を許可します。

### ○15番（西園典子さん）

私はTPP参加反対の政府への意見書提出について反対をいたします。

先ほども申し上げましたとおり、参加表明した後の意見書としてはふさわしくありません。それを承知で政府に提出することもいかなものかと思えます。

さまざまな懸念があることを考えるならば、むしろ意見書を今から出すならば、例えば私の私見を添えて申し上げますならば、反対意見を十分に検討せよ。交渉の内容と過程を徹底して情報公開せよ。国益を守るために果敢な交渉をすべし。徹底した農政や事業改革で国力を高めよ。ISD条項に関するICSID（国際投資紛争解決センター）の訴訟の公開と裁判は自分の国ですることなど、国益にならないとわかったらさっさと撤退せよ。などという地方の、また日本の我々の将来を見据えた意見書の提出のほうが、国も聞く耳を持つのではないのでしょうか。今となっては、このような意見書提出の効力は期待できません。よって、意見書提出に反対をいたします。

### ○議長（松尾公裕君）

次に、漆島政人君の賛成討論の発言を許可します。

### ○12番（漆島政人君）

今、反対討論の中で、国がTPPに参加表明した後の意見書提出は意味がないという趣旨の反対討論をされましたけど、国は参加表明をしているわけではないんだと。またその参加に向けて、参加交渉に向けて関係国と協議を進めている段階であるという見解でしたので、私自身、参加表明しているとは認識していません。

そこで先ほどTPP交渉参加反対に関する陳情書が採択されました。そこで、その陳情書の中に議会から採択理由を踏まえ、国会政府へ意見書を提出していただきたいというのが陳情の趣旨ですので、その陳情者の意向を

踏まえ意見書を提出するものであります。

なお、意見書の内容については、先ほど陳情書に対する賛成討論の中で詳しく申しあげましたので省略いたします。

以上で、意見書案第10号に対する賛成討論といたします。

### ○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

### ○2番（山口初美さん）

私は、ただいま議題となっております意見書案第10号TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書に対する賛成討論を行います。

TPPに参加すれば、ゼロ関税とされ、関税自主権を奪われるだけでなく米国から見て非関税障壁とされる、あらゆる国内制度の撤廃が求められることとなります。

アメリカの狙いは、米国の多国籍企業が何の制約も受けずに日本への輸出を行い、日本で企業活動が行えるようにすることにあります。それは、アメリカの経済ルールを日本に持ち込み、押しつけるものであり、米国の多国籍企業による日本の経済主権の全面的なじゅうりんにはなりません。食と農へ壊滅的打撃を初め、被害は国民生活のあらゆる分野に及ぶこととなります。文字どおり日本を丸ごとアメリカに売り渡す亡国の政治を絶対に許すわけにはいきません。

アメリカはTPPを通じて、アジアでの経済覇権主義を露骨に迫及しており、この道に日本をゆだねることに未来はありません。小規模分散型の農業を含め、さまざまな分野で共通性があるアジア諸国が互いの経済主権、食料主権を尊重し、平等・互恵でともに栄える経済圏をアジア自身の手でつくる方向にこそ未来があります。

この間TPP参加阻止の一点で、協働闘争が大きく広がってきました。JA全中など農林水産業、日本医師会など医療分野、全国町

村会など自治体分野を含め、この国民的協働の広がりをもさらに発展させ、政府にTPP参加を断念させるまで、ともに頑張り抜くことを呼びかけ私の賛成討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。意見書案第10号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、意見書案第10号は可決することに決定しました。

---

△日程第23 意見書案第11号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

○議長（松尾公裕君）

日程第23、意見書案第11号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

〔1番黒田澄子さん登壇〕

○1番（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております、意見書案第11号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

日置市議会会議規則第14条第1項の規定によりここに提案するものであります。

内容についてはお手元に配付してあるとおりでございます。朗読は省略いたしますが、国の防災計画に女性の参画及び男女双方の視点が盛り込まれていますが、必ずしも具体的

な施策にまで反映されているとは言えません。よって、防災会議に女性の視点を取り入れることを求めるよう、地方自治法第99条の規定により政府への意見書を提案するものであります。

送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、防災担当大臣、男女参画担当大臣であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（出水賢太郎君）

提出者に質疑いたします。

事項の1番目の中央防災会議に、少なくとも3割以上の女性委員の投与することとありますが、この3割以上という数字の根拠はどこからきているのか。防災会議に女性の視点を取り入れることは、私も賛成はするんですけども、この数字が入っている理由がよくわかりませんので、その辺の説明を求めます。

○1番（黒田澄子さん）

3割以上というのは、とにかく現在私ども国の中央防災会議のほうには26名中3名しか入っておられません。そして男女双方の視点という部分で女性の参画を求める場合、基本的には半分以上あってもいいのですが、まだまだ本当に1割とか2割という部分にも達していないという部分で、まずは3割を目指そうということで、これを明記させていただいております。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

同じく提出者に、二、三点質疑をいたします。

この意見書案の中に、これまで具体的な女性の意見、視点というものがなかなか反映さ

れてこなかったと、必ずしもそうとは言えないというようなことが書いてあります。また、中央防災会議の東日本大震災の専門調査会の中でも、女性委員の声が不十分であったのではないかというようなことが盛り込まれておりますが、そのことはどのような内容なのでしょう。不十分だったというのはどういったようなことなんでしょうか。

それからもう一つであります。今ありました中央防災会議の委員の中では、例えば男性委員があったにしても、構成する委員のそれぞれの組織などには、当然女性の会員の方々もいらっしゃると思いますが、そういったところの意見を吸い上げての代表だというふうに思いますが、必ずしもそういったような割合を設けてというのはいかなものかと思えますが、そういった男性だからといって、構成する組織の声を代弁されてないということはないと思えますが、そこら辺についてはいかがお考えでしょうか。

そして、最後に要望する事項の2番目に書いてございます地方防災会議に有識者枠を設けるというふうに書いてございますが、この有識者枠ということで女性の参画、女性の委員の数をふやしなさいといったような内容になっているのでしょうか。いかがでしょうか。

#### ○1番（黒田澄子さん）

まず1点目のご質問に対してですけれども、今回の東日本大震災の被災をされた方たちへのいろいろな手立ての中で、女性とか、またこの女性という言葉の中には、女性のかかわる子供たちや、また障がいをお持ちの方、高齢者の方たちと女性は密接に、いつも常に身近にいる存在ということで、ここで大きく女性というふうに入れさせていただいていますが、例えば赤ちゃんの授乳をするためにも、避難所において授乳所もなければ、また女性の生理用品も避難所に整備もされていなかった、または女性の洗濯物を干す場所も

ない、また暑い時期になって着がえる場所も整備されていない、もろもろいろんなことが、またそれは障がいを持たれる方に対してもそうですけれども、そういう細やかな視点というものが、参画してきちんと意見を言わなければ、なかなかこれが計画の中に入っていきづらくなっていたということが、今回のいろいろな調査の中であらわにありました。

それと、あと男性の意見を女性が反映して代表として来ておられるから、いらないのではないのでしょうかということですが、今の現状がそうであったということですので、女性が直接ご意見が言える、参画できる場所にきちんといるべきであるというふうな観点から、今回の意見書を提案させていただいております。

また、有識者枠ということは、いろんな枠がございまして、なかなかほかの枠ではトップリーダーをなさっておられる方が、ほぼ男性であられるということで、有識者枠であれば何とか女性が入られるのではないかと、今回も国の地方防災会議も2名の女性は国会議員さんでありますけれども、1人は大学の先生ということで、有識者枠でやっと1人参加ができて、それでやっと3名になったという現状でございますので、地方においてもそういう枠の中で、何とか女性の枠を見つけていただきたいというご提案でありますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。意見書案第11号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

○16番（池満 渉君）

私は、この意見書案の採択については反対であります。

この要望する内容の中に、先ほどありました3割以上というふうに規定をするということはいかかなものかという気がしております。と言いますのは、男女共同参画の社会を目指し、どんどん、どんどん男性と女性が力を合わせていかなければならないということは十分よくわかりますし、その方向に進むべきだというのは思っておりますが、男性と女性は、そもそも性別で、差別ではなくて区別をされているのが基本であります。

余りにも、何か一律に男性、女性が半々という考えがいきすぎることは、日本の社会がどうなるのかと、その前に人間社会がどうなるのかということさえ危惧するものであります。

この女性の声をしっかり聞くという意味では、女性に対しても男性に対してもさまざまな機会が開かれておりますし、本市の女性管理職についても、その女性の活躍の場をしっかりと開かれているわけでありますので、改めて男性の中に、あるいは男性、女性というふうに割合を設けて意見書を提出するというのは、いかかなものかというような気がいたします。

以上のような理由で、反対といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第11号について採決します。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、意見書案第11号は可決することに決定しました。

---

△日程第24 報告第31号専決処分  
（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する調停の申立て）の報告について

△日程第25 報告第32号専決処分  
（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

○議長（松尾公裕君）

次に、日程第24、報告第31号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する調停の申立て）の報告について及び日程第25、報告第32号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第31号は、市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する調停の申立ての報告についてであります。

この件につきましては、市営住宅の使用料を長期間にわたり滞納していたことから、市では再三にわたり交渉の機会が持てるよう努力をしてまいりましたが、相手方は使用料の納付ばかりか、面談にも応じようとしなかったため、伊集院簡易裁判所に調停の申し立て

を行ったものであります。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたいので、同条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

次に、報告32号は市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解の報告についてであります。

今回の報告は、市営住宅の使用料を長期間にわたり滞納していたことから、市では再三にわたり相手方との交渉を繰り返してまいりました。その結果、今回双方合意による解決の見込みとなりましたので、伊集院簡易裁判所に民事訴訟法第275条訴え提起前の和解の申し立てを行い和解に至ったもので、和解条項に基づきまして毎月定額を支払うものでございます。つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

以上、2件ご報告いたします。

#### ○総務企画部長（小園義徳君）

それでは報告第31号について、補足説明を申し上げます。

今回の案件につきましては、市長の説明にもございましたが、相手方が市営住宅の使用料を長期間にわたり滞納していたもので、市では幾度となく文書で催告するとともに、自宅への訪問、連帯保証人への連絡等直接交渉するための機会を得る努力をしてまいりました。しかし、相手側からは何の連絡もなく、交渉の機会が得られなかったため、12月1日伊集院簡易裁判所に調停の申し立てを行ったものでございます。

なお、この案件につきましては、相手方から裁判所からの調停期日呼び出し状が送達された数日後、相手方が支所に来庁し、滞納額全

額を納付したため12月12日に伊集院簡易裁判所に本調停事件の取り下げ書を提出いたしております。

このように、調停は複雑な事案や意見の対立がある事案で、話し合いの機会をつくりたいという場合に裁判所に申し立てを行い、問題を解決するという法的手段でございますが、今回の場合は、裁判所からの呼び出し状が相手方の納付意識を刺激し、交渉の結果納付に至ったものと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○議長（松尾公裕君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これで報告第31号及び報告第32号の報告を終わります。

ここでしばらく休憩をします。次の会議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

---

午後2時10分開議

#### ○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

△日程第26 議案第93号伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事請負契約の締結について

#### ○議長（松尾公裕君）

日程第26、議案第93号伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第93号は伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事請負契約の締結についてであります。

伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明をさせていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○教育次長（山之内修君）

議案第93号伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事請負契約を次のとおり締結する。目的としまして、伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事、工法は公募型指名競争入札であります。金額4億9,245万円、相手方は日置市伊集院町郡2丁目56番地、株式会社久保工務店伊集院支店、支店長菖蒲谷浩幸でございます。

次のページに工事請負契約書を添付してございます。工事名が伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事、工事場所、日置市伊集院町下谷口地内、工期は議決後平成24年12月20日までを予定しております。請負代金額は4億9,245万円、うち消費税及び地方消費税の額は2,345万円、契約保証金は4,924万5,000円でございます。

6の解体工事に要する費用等は、別紙のとおりとなっておりますが、別紙の内容は新築工事に伴う解体工事に要する費用は該当なしであります。型枠廃材等の再資源化等をするための施設の名称及び所在地は1カ所で、その費用は93万4,500円の見積金額となっております。

上記の工事について、発注者と受注者は

各々対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、審議に従って真実にこれを履行するものとする。この契約の証として、本契約書2通を作成し当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

なお、契約書の第54条で、この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たとき本契約として効力を生じるものとするとなっております。仮契約締結の日は、平成23年12月16日です。

入札の結果につきましては、次のページをごらんください。

入札執行日は12月12日、予定価格は消費税を抜いた金額は4億9,650万円であります。落札金額は、先ほど申し上げましたとおりです。入札の参加者につきましては、日置市内5社、鹿児島市内4社、辞退1社で、計10社で入札を行っております。株式会社久保工務店伊集院支店の予定価格に対する落札率は94.5%でございます。

次のページが落札業者の主な工事経歴でございます。

ここで株式会社久保工務店の会社概要について申し上げます。大臣許可で特定建築一式、土木一式などの建設業であります。資本金が5,000万円、3年平均の単年度完成工事高は36億3,900万円余りでございます。営業年数が48年、職員数85人で、うち技術職員が65人、県の建築格付けはA級であります。

次に、図面につきまして説明申し上げます。

まず、配置図で工事箇所は斜線で計画建物と示してあります。2枚目が、1階、2階の平面図、3枚目が3階、4階の平面図及び屋根伏図、4枚目が立面図となっております。

建設の内容は、鉄筋コンクリートづくり4階建、延べ床面積が3,288㎡、1階から3階までに普通教室が16、特別支援教

室が2、多目的教室が2、そのほかに更衣室、給食配膳室、家庭科室などがありまして、4階に倉庫があります。

現在、仮設校舎に児童は入っておりますが、仮設校舎から完成後の普通校舎への移転は、平成24年12月末を予定しております。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

これから議案第93号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第93号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第93号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第93号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第27 議案第94号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第27、議案第94号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第94号は日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

今回、9月議会で議決をいただきました議案に変更をせざるを得なくなったことは、私の勉強不足で、議員の皆様方にご迷惑をかけたことを深くおわび申し上げます。

内容につきまして総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長（小園義徳君）**

それでは、議案第94号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定につきまして補足説明を申し上げます。

日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者を次のとおり指定するもので、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、日置市診療所は日置市日吉町日置1150番地1、日置市特別養護老人ホーム青松園は、日置市日吉町日置1193番地1でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称は、日置市診療所は医療法人誠心会、日置市特別養護老人ホーム青松園は社会福祉法人恵里会とするものでございます。

指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でございます。

本案につきましては、去る9月議会におきまして議決をいただいたものでございますが、議決の内容の一部を変更させていただきたいというものでございます。指定管理者の指定につきましては、これまで特別養護老人ホームを所管する県介護福祉課とも確認しながら進めてまいりました。また、平成19年3月30日付の厚生労働省通知でも、特に特別養護老人ホームについては、従来から指定管理者制度のもとでは、株式会社でも指定管理者として管理を行うことができるという通知もあることから、当然医療法人も管理できるという判断のもと業務を進めてまいりました。しかしながら、特別養護老人ホームの業務は医療法人の附帯業務には含まれないということがわかりました。これまでの募集のあり方、選定委員会のあり方等を踏まえまして、医療法の個別法まで踏み込めなかったことは深く反省するものでございますが、選定におきましても、プレゼンテーションの中で診療所及び青松園の運営に関し、医療と福祉の一体的な運営を目指して誠心会グループ全体でバックアップするという提案がなされており、一体的運営が可能であるという判断から、指定管理者として選定したこと。さらには、指定管理者を2つの法人にすることで、両施設の運営に関する事業計画や収支計画にも変更も生じないことなどから、指定管理者の選定につきまして、改めまして議案を整理して、前回の議案内容の一部を変更させていただく形でご提案するものでございます。

議案の裏面をお開きください。資料でございますが、1、納付金の額及び2、医療法人誠心会の概要につきましては、さきの9月議会の議決内容と同じでございますので、お目通しいただきたいと思っております。

次に3、社会福祉法人恵里会の概要についてご説明いたします。所在地は、日置市東市来町猪鹿倉7078番地1、代表者名は理事

長前原くるみ、法人設立年月日は平成11年3月23日、従業員数は9人でございます。目的は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するため、第1種社会福祉事業として軽費老人ホームケアハウス光の海を設置及び経営することとなっております。また、議案補足説明資料をお配りさせていただいておりますが、9月議会では、第2条の指定管理者の意義のところ、地域住民等に対する医療及び福祉サービスの効果及び効率を向上させと表記していたものを、診療所の基本協定では医療サービスと、また青松園の基本協定では福祉サービスと変更させていただき、それぞれ協定の締結をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

#### ○議長（松尾公裕君）

これから議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。

#### ○15番（西園典子さん）

幾つかわからないところがございますので、お尋ねしたいと思います。

まず、医療法人が指定管理できないということがわかったとおっしゃいましたが、いつわかったのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、今説明でもございました、また13日の全協のときにも説明がありましたが、プレゼンテーションにおいても医療法人誠心会グループ全体でバックアップしていくことが提案されている。また2番、医療法人誠心会グループ系の系列法人である社会福祉法人恵里会を追加することで提案された事業計画や収支計画には変更が生じないことというのがありますが、2番目、これが成り立つ法的

な根拠、それを2番目にお尋ねしたいと思います。それからもう一つ、納付金が今の議案の資料の中にもありましたし、9月議会でもこの数字で上がってきておりました。これは、9月議会では誠心会が2つの施設を指定管理するという形での1,000万円というので上がってきたと思いますが、今回はこの2つの法人がかかわるわけですが、その2つ、分け方といいますか、それはどんなふうになるのか、この3点をお尋ねしたいと思います。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

今回の医療法人が特別養護老人ホームの運営をできないというのがわかった時期のことでございますが、11月の最も末のほうの下旬でございます。

それから、2点目の計画変更のことについては、従来、今回の募集の中で応募された計画内容というのが、そもそも医療法人誠心会を中心として、傘下にある社会福祉法人、そういったところとも連携して、青松園診療所の運営に当たりたいという提案でございましたので、特に計画の変更は生じておりません。

それから、納付金の分け方については、今回1,000万円ということで5年間、資料でおつけしてございます。最初の誠心会の提案の中でも、青松園の会計から650万円、それから診療所の会計のほうから350万円という区分けをした上での当初からの提案でございましたので、特にこれについても変更は生じておりません。

以上でございます。

#### ○15番（西園典子さん）

3つお聞きしましたので、まず1点目、きょうは最後の日でありますけれども、11月下旬にわかったというならば、それから後に本会議は何回もございましたので、こういう指定管理のこういうような重要な案件、特に5年間というような指定管理を決めることに対しましては、重要審議という形で委員会付

託などが今まで委員会、連合審査などというような経緯を踏んで今までは全部してきております。それで、こういうような変更があるということに対しまして、なぜもっと早く委員会付託ができるようなときに提案ができなかったかということでございます。本会議がその間に何回もあったんだと。そのときに本会議で委員会付託ということができた機会があったのではないかとということで1点目。

それから、2つの法人のこと、この2番目の変更が生じないとおっしゃいましたが、今の最初の説明でもございました日置市診療所が医療法人誠心会に指定管理すると。それから特別養護老人ホーム青松園は社会福祉法人恵里会にすると、一つ一つに、診療所は誠心会、それから特老は社会福祉法人、そういう一つ一つにするということが提案されております。一つ一つじゃないとまたできないわけです。特老は医療法人はできないわけですから、そういうことですから。それが一つ一つの法人です。それをこうして追加するというで、別にこれでよいのだとした法的根拠というのが私にはまだわからないわけです。そこをもう一回きちっと説明していただきたいし、またそれぞれが別々のことをするっていうことであれば当然1項の日置市の指定管理、公の施設の指定管理の条例の中にある事業計画書とか収支計画書がそれぞれに出されるべきだと思いますが、そこ辺のことをお尋ねしたいと思います。

それから3点目、1,000万円が誠心会のほうからなのでとおっしゃいましたが、医療法人ははっきり申し上げまして赤字のところであります。赤字のところには指定管理というときには指定管理料を市が払うのが普通です。そして、なのに誠心会からもらえるのかどうなのか。それから社会福祉法人というのは、社会福祉法人は剰余金を自治体に納めるということとはできないとされております。

そうならば、むしろこの1,000万円をもらうというのではなくて、この社会福祉法人からはもらえなくて、診療所には払わないといけないということになるのではないかと私は思いますが、いかがですか。

#### ○総務企画部長（小園義徳君）

まず1点目の、なぜ付託しなかったかといったようなご質問に対してお答えいたしたいと思います。一般質問の最終日だったでしょうか、全員協議会のほうで説明をさせていただきました。そのときにおきまして、最終本会議のほうに、こういった形で提案をさせていただきたいという説明をいたしましたので、その辺につきましてご質問もなかったし、ご了解いただけたものということで考えておりました。それで、議会運営委員会のほうにお諮りしまして、あと委員会がございませんので、最終の会議という形でしたので、即決でお願いしたいということもございましたが、その辺も含めて、最終的には即決という判断で議会運営委員会のほうも決定いただいたということでございます。

あとにつきましては総務課長のほうからお答えいたします。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

施設を分けるということから、計画そのものも別々に提出させるべきじゃないかというようなご質問だったと思います。今回の指定管理者の募集につきましては、診療所と青松園を一体化した運営をすることで全体的な経営を少しでも黒字化していきたいということをおねらいとしまして募集してきた経緯がございます。そういう意味で、誠心会が当初提案された内容が医療法人の中で、診療所に関してはノウハウを持っておられるわけですが、特別養護老人ホームに関しましては傘下の社会福祉法人等々が連携して運営をすると。それでないスタッフの人材的にも対応できないという前提で計画がつくってございました

ので、そういう意味では、今回別々の計画が——申請そのものはもらっておりますが、計画の中身は当初のものと一緒にございます。

それから、社会福祉法人の納付金のことでございますが、これにつきましては、通常、自分の法人が所有される施設であれば、減価償却とかして後々の施設営繕等々に減価償却をして担保されていくわけですが、今回、受託事業ということで、その部分ができません。そういう意味で、市としては、当初、募集要項の中で申しました今後の償還等も含めた455万5,000円という金額を呈示して募集を進めてきたところでございます。その結果として、年間1,000万円の納付金を支払うという計画で今回提案をいただいております。

そういう意味で、実際の納付金の、どちらの法人がどれだけ払うかというのは、今後年度協定等の中で詰めてまいります。今の現在申し上げられるのは、先ほど申しました、当初の計画どおりでいきますと、社会福祉法人が650万円と診療所のほうで350万円という形になります。ここについては、今申しましたように、年度協定を結ぶ中で、今回議決をいただいた後協定を結ぶ中で、詳細には詰めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

#### ○15番（西園典子さん）

私は、法人というのがまずはどういうものかということの認識ということがちょっと問われているのではなかろうかというふうに思っております。この2つと一緒に、特に2番目に私が言いました、法律的に——それは気持ちちはわかります。こうしてするんだという、そうしたいんだという、それはわかりますし、私もそう願っております。しかし、2つの別々の人格を持っている法人に関しまして、まず誠心会のほうが以前からこうして名前がわかってきておりますから、私たちのほうは

ある程度わかっておりますが、恵里会は初めてこうして上がってきております。また、募集要項の募集資格にこうして2つの要項があります。1つは医療法人のことで、それから社会福祉法人のことだと思っておりますが、社会福祉法人のことに関しましてアとイというのがありますが、イという中で社会福祉法の中で昭和26年——これは介護保険第8条24項に選定する事業をしているもの、介護老人福祉施設を県内で3年以上しているものというような募集資格というのものもあるわけですが、これを介護保険法第8条24項を見ますと、これは特別養護老人ホームであって入所定員が30人以上あるところというのに限定するというふうに書いてありますが、これに当てはめて恵里会ということをおっしゃったのではなかろうかと思っておりますが、恵里会は軽費老人ホームケアハウスであってこれには当てはまらない。その辺の矛盾も含めて、どのような考えを持ってこうして成り立つというふうに考えていらっしゃるのか、私にはわからないというのが本音です。

先ほど1,000万円に関しましても、今からということでございますけれども、それは、きょうは即決ですね。即決であれば、この辺の事情、そして事業計画書、それから収支計画書というものがあって初めてこれは成り立つと条例で決まっております。指定管理の指定はできると。これがありますか。あるはずです。あるはずだと思いますが、提出していただけないでしょうか。それがあって、それを見させていただいて、この納付金というのなどが、下手をすれば先ほど申し上げましたように、社会福祉法人のこれは社会福祉法第26条とか57条に、社会福祉法人の施設からの剰余金は自治体への上納はできないとされているというのがあります。そういうようなことなどをきちとなさって、しているのかどうか。下手をすれば、

市が払わなきゃいけないことだらけであって、もらうことは一切ゼロというふうになるかもしれません。その辺をきちとしなければ即決はできないと私は思いますが、資料提供とその収支計画書、それから事業計画書、そして納付金のこと、そして法人格が適するのかなど、その辺を、まずそこをお答えいただきたいと思っております。それがなければきょうは即決はできないというふうに私は思います。

以上です。お答えください。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

まずは、応募資格等のことについて、ご指摘ございましたアとイに分けて募集を募っております。今回、医療法人誠心会は、アのほうの医療法第39条第2項に規定する医療法人であって、かつ医療法第1条の5第1項病院または2項診療所に規定する事業及び介護保険法第8条第25項に規定する事業、介護老人保健施設または同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設を県内で3年以上良好に運営していることということがございました。

今回の応募に関しましては、医療法人誠心会がまず医療法39条2項の医療法人であって、病院としてゆのもと記念病院を運営しているということ、それから、介護保険法の第8条25項に規定する介護老人保健施設としてシルバーセンター光の里をされているということから、このアを適用して、今回は応募をしていただいたことに対して審査をしたところでございます。（発言する者あり）

そこで、実際9月に議決をいただいて、手続を進める際に、先ほど部長のほうからもありましたように、医療法の中の医療法人ができる附帯業務というところで特別養護老人ホームが含まれないということがわかりましたので、対応をどうするかということになるわけですが、結局このシルバーセンター光の

里がそのまま別の社会福祉法人であればその指定ということもあり得たと思います。ただし、再三申し上げていますように、医療法人誠心会グループ、その下には社会福祉法人佑心会とか恵里会とかございますが、そういったグループ全体で今回の事業計画を進めていくんだというご提案でございましたので、医療法人として特別養護老人ホームができないということであれば、新たに社会福祉法人を立ち上げるか、今傘下にあります社会福祉法人の中でそういう定款を変更して青松園の運営を進めていくという形をとらない限りは、今回の指定管理は実現できないということになります。

したがって、今回の応募資格等については、アのほうで私ども認めておりますので、先ほど議員のほうからありましたイの共同企業体的な申請ではないということをご理解をいただきたいと思っております。

それから、事業計画のことについては、お手元に恵里会の財産目録でありますとか貸借対照表、資金収支決算、それから事業報告書、これまでの経緯については配付をさせていただきましたが、来年4月1日以降の青松園、診療所の運営については、9月の議会のご審議をいただいた事業計画と何ら変わっておりませんので、それを含めてご理解いただければと思っております。（発言する者あり）

○議長（松尾公裕君）

暫時休憩します。

午後2時43分休憩

午後2時44分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（富迫克彦君）

来年4月1日以降の診療所青松園の事業計画、収支計画についてということでございます

ですが、これにつきましては、先ほど申しましたように、9月の議会でご審議をいただく上で、青松園の24年度から28年度、それから診療所の24年度から28年度のそれぞれ収支計画書が提出をされております。今回、2つに分かれることとなりますので、青松園については社会福祉法人協議会の収支計画、診療所につきましては医療法人誠心会の収支計画という形で今後進められていくという計画の内容でございます。したがって、9月の議会の中でここはお示ししたかと思っておりますが、勘違いでなければご容赦いただきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

私もこのことについてはたくさんお尋ねをしたいことがございます。でも、回数制限がございますので、答弁漏れのないように願いたいと思っております。

では、今一番問題になって、前の議員が質疑したことの中で、収支計画書と事業計画書のほうでこれが決めているんですけども、確かに9月に私どもはつづつて持っておりますが、誠心会が両施設をする場合の収支計画書と事業計画書を私たちはいただいているわけです。これは前提が2施設を1法人が運営するという前提で出されている事業計画書と、そして収支計画書であるわけです。この1法人が2つの施設を運営することはできないんだよと言われた時点で、この計画書と事業計画書が生きているという法的根拠をお示してください。

今回のこの議案書は、どう見ても1施設を1法人が運営するという前提にした、協定を結ぶという議案だと思います。うちの条例によりますと、1法人がやはり1施設をする場合には、1つの申請によるのではないですか。2法人がそれぞれの施設を運営する

ために指定管理者になるときに、これが1つになり得ることがあるんですか、2つの法人と2つの施設で。私は、やはりうちの条例に照らし合わせてみますと、1法人が1施設を指定管理者になるためには、1つの申請の形をとっていかなければ、それぞれが成り立たないのではないだろうかと考えます。そうしますと、今回は、2つの申請が別々に出され、それぞれの法人から。出されていなければならぬだろうと思います。だから前の議員も、そのそれぞれの申請がどうなっているのか、2つの書類を提出しなければならないと。うちの条例の第2条の1項には、収支計画書と事業計画書を出さなければならないというまず前提なんです。これをもとに選定作業をしなければならぬとなっているはずなんです。これが本当にそうじゃなくてもいいよという法的な根拠をお示してください。もう、そんな感じがするでは、私たちが9月の議会の轍を2度踏むことはできないと私は思うんです。はっきりとそこのところ、法的にはどうなんですよと、条例違反ではないんです、これこれという理由でというのをお示してください。でないと、私が見る限りではそういうふう思うんです。そこをお示してください。

もう一点です。もう一つは、私はやはり2つの議案、2つの申請で2つの指定でというところで申し上げているわけですが、私はこの議案書を見る限りでは、新規の契約だと思えます。どう見ても。どこに前回のものがこの議案書の中で生きているんでしょうか。1つの施設を1つの独立した法人が指定を受けるという大変シンプルな指定ではないかと私は思いますが、それが9月のときとほんの少し、指定が変わるだけとおっしゃるんですけども、そのことを私には理解ができません。変更なのであれば、変更である旨が明確に記されているはずなんです。そうではなくて、独立した議案になっていると思います。

それから、変更であるならば、協定の中での契約変更だろうと思います。例えばできるとすればですよ、今回それがあり得るのなら、よく工事なんかのときにも契約変更なんかするときには、その協定仕様書の中での契約変更は可能なんじゃないでしょうか。しかし、それは、一般には執行権者の権限の範疇であって、そういうものを議会に一々挙げることはありません。違いますか。しかしながら、指定管理の指定が議決が必要だという前提だとすれば、私は新しい議案だと思います。ここ納得がいきません。説明をしてください。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

今回の応募のことにつきましては、先ほど申しましたように、応募資格のあのほうで受け付けをしていますということをお知らせしました。それで、実際の事務手続上、医療法人誠心会1本では特別養護老人ホームの業務を運営できないということがあったことから、今回、一部の変更をさせていただきたいということをお願いしているところでございます。

前回は2番目のところの診療所、青松園、それを一体化した形の誠心会の指定議案ということでございましたが、今回の変更点としては、施設を2つに分けて、社会福祉法人と医療法人と明確にさせていただきたいということでございます。

そういう意味で、法的に言われたときに、今回いろいろこういう診療所と青松園を一体化して指定管理者に出すという新たな取り組みと申しますか、そういうことで進めてきたわけですが、そういう意味で、このアに該当する申請団体が1団体ありましたので、それを厳密に審査をしてきたところでございます。内容的には、先ほど来、再三申しておりますが、当初の提案そのものが医療法人もしくは傘下の社会福祉法人です。等々との連携をして、医療を福祉を一体的に地域医療を守りながら、地域の福祉を向上させるために一体的

にやりたいという内容の提案でございましたので、事務手続上、社会福祉法人にそこを明確にして、特別養護老人ホームの業務を運営していただきたいということで今回こういう変更の議案を提出させていただいたところがございます。

それから、協定書の変更ということがございました。一部医療法人誠心会1本のままで、青松園の部分を委託のほうで出せないかというふうなことも検討しましたがけれども、指定管理に出したものをまた再委託という形になりますので、それはもうできないということです。したがって、方法論としては、今回こういう変更の議案という形をお願いせざるを得なかったというのがこれまでの流れです。ご理解いただければと思います。

#### ○8番（花木千鶴さん）

ご理解をいただければという問題ではなくて、私は理解、そういう言われ方をすれば理解はできません。協定の書きかえとかではない。だけれども一部の変更だという理由がわからないんです。新たな契約です。私はそう思いますし、うちの行政が、これは一部の変更であって新たな契約をすることではない。指定をするところではないというのであったら、その責任は行政持てますか。私はそのことをそうはっきりおっしゃるのであれば、私もここでこんな重要なことを申し上げるわけですから、だから私は丁寧に聞いているつもりなんです。そうであるとかないとかを申し上げているわけではない。私は市民の代表として、大丈夫ですか、9月に起きたようなことはもう起きませんねというつもりの念押しをさせていただいているわけです。

私は、どう見ても、議決の必要な、新たな指定議案だと思うこと、今の説明では納得はできません。

それと、1,000万円のお金が話が出ました。前の議員がいろいろ質疑もされたわけ

ですけれども、1,000万円の納付金を一体どのように納付させるのかという問題では、先ほど350万円と650万円で云々ということがありましたが、それはそういう根拠になっていたのであって、前回は。そして1,000万円という額が出たのであって、払うのは医療法人だったんです。ですから、合体させた収支計画書の中で医療法人が1,000万円払うという計画書になっていたんです。しかしながら、今ここに来ると、先ほど来ありましたように、どちらが幾ら払うのかとなったときに、さて赤字を3,000万円も出している診療所を引き受ける医療法人に対してと言えればいいんですか。何百万か出せと言える根拠というのがどこにあるのか。いや、赤字であってもうちは出しますと誠心会さんがおっしゃるのであればそれでしょうけれども、そういうのはこれまで経験のないことです。

それから、社会福祉法人は、私も調べさせていただきましたが、難しいんじゃないかとも思っております。そこで、うちの募集要項のところ、これ公にされている文書です。ここを説明してください。

1つ、利用に係る料金では、利用料金制を採用することが定められています。

2番目は、管理に要する経費では、各報酬と利用料金収入及びその他の収入で管理運営することとし、收受した利用料金から市に年額450万円の納付金を納めていただくが、この額が市が定める基準額であって、これ以上の額として提案を行ってください。同額でも可。これを1,000万円払うとおっしゃったんです、前회가。

3番目、診療所条例第9条に基づく手数料の徴収については、一定の規定に基づき、市との間で契約を締結の上、指定管理者が徴収するものとし、手数料に相当する額を委託料として交付するとなっています。ここを私た

ちがわかるように、もっと平たく、どちらが  
どういうふうにお金をどうするんだと。そして、  
診療所の委託料がどうなんだと、はっきり  
書いてあるそのことを説明してください。

それから、もう一点お尋ねします。もともと  
極めてシンプルな議案だったものをつぎは  
ぎだらけにしてでも押し通そうとしているん  
じゃないかと私は感じている。これは私の感  
情かもしれませんが、ほんとにやりきれない  
思いがいたします。この施設の指定管理の指  
定は公募によるものでした。今回は特命だと  
私は思います。公募していません。新たな法  
人が指定管理者に名乗りを上げるというこ  
とは特命だと思います。本市の指定管理者の特  
命は蓬莱館ですとかチェスト館などがそのよ  
うにしているように、公募をしないで特定の  
団体を指定するという事です。私が特命だ  
という理由は、公募に恵里会が参加してい  
ないという点にあります。これを公募と言え  
るのか。そして、もし特命だとするならばど  
のような理由で公募から特命に変わったのか、  
この点もお答えください。

さらに、先ほど来問題になっているところ  
を私なりにもう一回聞かせていただきます。  
募集要項の応募資格の中に、ア、先ほど来お  
答えになった医療法人云々かんぬんという  
ことではありますが、とにかく医療法人で介護療  
養型施設を県内で3年以上経営していること。  
これが誠心会ができた理由。でも、これでは  
法律的に成り立たなかったんじゃないでしょ  
うか。だから今回のことになっている。このア  
では、法律的に指定管理者に指定すること  
ができなかったということです。だから、アが  
生きているというのはどういう根拠をつな  
ぎ合わせていけばなるのか。その後、もしこ  
んなトラブルが起きたらこういうことをし  
てもいいですよなんて書かれてないんです。

それからイは、社会福祉法第22条に規定  
する社会福祉法人であって、かつ介護保険法

第8条の24項に規定する事業を県内で3年  
以上経営していなくちゃならない。イは書い  
てある。ただの社会福祉法人じゃだめだとい  
うんです。特老を3年以上している社会福祉  
法人じゃないとだめだと書いてあります。

なお、その場合には、事業を県内で3年以  
上良好に運営している医療法人と、この社会  
福祉法人で共同体を構成できる法人でなけれ  
ばならないとなっております。

つまり、このアカイでないと応募ができません。  
9月の時点でアの要件で応募した誠心  
会ではありましたが、アでは指定管理になる  
ことはできなかったわけです。医療法人では、  
青松園つまり特老ができないから、これは日  
置市行政の間違いだったのではないでしょ  
うか。いろいろ間違った理由はあるでしょう  
けれども、アでは法的に協定を結ぶことはでき  
ませんでした。そして、そうなることにもし  
気づいていた医療法人があったならば、絶対  
に応募はできませんでした。応募したのは誠  
心会だけだった。いろんなところが検討した  
かもしれない。でもそのことに気づいたと  
ころは絶対に手を挙げることができなかつ  
た。だって、指定管理法でいろいろ参画でき  
るといっても、個別法を超えることができ  
ないとなっておりますから。そこを調べた医療  
法人は、絶対にアで申し込むことはできませ  
ん。

それから、イはどうなんでしょうか。確か  
に恵里会は社会福祉法人ですけれども、医療  
法人と共同体を構成しなければ申請ができ  
ないとなっております。でも、今回、共同  
体での申請でもあります。それは、広く公  
募をかけて、申請がなかったとはいっても  
いろんな団体がいろいろ検討をして説明会  
には5者も来たというじゃありませんか。  
そういう皆さんが今回このような進め方、  
公募なのか、ここにきて特命なのか。あ  
の公募は一体何だったということになる  
のではありませんか。そ

のことについての見解、お示してください。

先ほどの問題と今の問題。先ほどのはその運営に要する軽費の問題の説明と、今のところです。

○議長（松尾公裕君） ここでしばらく休憩をします。次の会議を3時15分とします。

午後3時05分休憩

---

午後3時18分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（富迫克彦君）

まず、今回の募集に関します内容についてからご説明申し上げます。

まず、応募資格等のことについてでございます。先ほど、アのほうの医療法39条第2項の医療法人、また介護保険法第8条25項に規定する事業、介護老人保健施設という2つのところを誠心会は、誠心会ゆのもと記念病院とシルバーセンター光の里、この2つの施設を運営されることから、アの応募資格をクリアされるというのがまずございます。ですから、イのほうの応募資格のほうとは切り離して今回進めてきているということがまずございます。

結果として、恵里会が出てくるのは初めてになるので、その辺がおかしいんじゃないのと、新たな施設の契約になるんじゃないかというご指摘です。そういう意味で、業態として誠心会グループ全体として今のゆのもと記念病院、シルバーセンター光の里で、応募資格のアのほうはクリアされておりますが、実際の運営をする際に、医療法人1本では医療法の中の附帯業務のところをクリアできないということでございます。ですから、このシルバーセンター光の里が社会福祉法人であれば、ここが最も適してはいるんだろうと思っておりますが、今回は、先ほど来申し上げておりますように、誠心会グループ社会福祉法人佑心

会でありますとか恵里会含めて、全体的に診療所青松園の運営を進めていきたいという提案でございましたので、事務手続を進める上で、社会福祉法人を指定して、その業務の1つとして青松園を加えたいということが今回の内容でございます。

あと管理運営の診療所の手数料のことについてお尋ねがございましたが、この業務委託、事務委託契約を結ぶ部分は、患者さんの診断書料とかそういったものの経費でございます。これは別途契約を結んで、それぞれ市のほうが委託をして手数料の徴収をしてもらうというもので、これについては協定書の中で出てまいります。

それから、募集要項の中の管理運営に要する経費ということで、施設の利用に係る料金ということで、利用料金制を採用するというところでございますが、これはもう通常の病院、養護老人ホーム等と何ら変わらないというふうに考えています。そのベースになるのが診療報酬とか介護報酬、利用料金収入です。それを徴して運営をしますよという意味で要綱を掲げてございます。

それと、納付金の1,000万円の支払いのことでございます。先ほど来、計画上は青松園のほうから650万円、診療所のほうから350万円ということでいたしておりますが、法人の決算の中で、この納付金の取り扱いは、施設の使用料といいますか、そういう色合いもございますので、剰余金を寄附するというような性格にはならないと思っております。その出どころの案分につきましても、医療法人誠心会グループの連結の決算をされて、その中で最終的には市のほうに残していただけるというふうに思っておりますので、そういう形でご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○8番（花木千鶴さん）

今の利用料金の云々、納付金の問題です。今、2つのグループで云々ということがありましたが、連結の決算。連結の決算をするのかもしれないけれど、その連結の決算をする人が今回の契約をする人なんですか。

それと、グループ、グループとおっしゃいますけど、今回のこの2つの施設、誠心会が独立して指定管理者になります。そして1つのこれは通帳の中で厳々に管理していかなければならないとされるこの1法人、もう一つの法人も同じようにそうなっている法人、これが理事長が同じでして、そして同じような感じでも個人的経営ではありません。これを連結決算というのは、誠心会グループがいかなるもので、どういうふうにしてとかってわかりませんが、会計上、どんな連結決算をしているというのは私にはわかりませんが、今回のこの指定管理の問題については、それは成り立たないと思います。誠心会グループが、それは連結をする会計というのはいろいろあるでしょう。しかし、この2つ施設の指定管理の中とそれは関係がありません。それが明確には示されていないんじゃないですか。そういうことが、理事長が一緒だからといって、グループだからといって、今回のこのことには成り立ちませんよ。応募要件の中では、1医療法人が2施設を運営するというこの1つ、もう一つは、医療法人と社会福祉法人だったら共同体でなければならない。そしてその共同体と指定管理の契約を結ぶわけです。いずれの形でもないんですよ。これが、先ほど施設の使用料だとして思っているって言うんですけれども、指定者管理者制度で、施設の利用料というのは取れるんですか。指定管理者制度というのは、公の建物を指定管理、運営管理させるというので、それで収支計画書も出しています。建物の使用料、施設使用料というのをうちは取るんですか。そこら辺もあいまいですよ。

私は、ほんとに9月の轍を踏みたくありません。だと思ったという感じで、そうするだろうとか、そんなことでこんな大事なことを決めていいんでしょうか。それは納得がいけないことです。今の答弁に対して、私は疑義を持ちます。

それから次、診療所は3,000万円も赤字と言いながら、指定管理料は補てんしないということになっています。先ほどのからいくと。それから、青松園からの納付金については、私の調べた範囲では、先ほど来出ている社会福祉法人からの納付金が徴収できないのではないかと私は考えます。なぜなら、最新の通知として、平成19年3月30日発の厚生労働省、このときは厚生省だったんです。老人保健福祉局長の通知、特別養護老人ホームにおける繰越金等の取り扱い等についてというのがありまして、これを読む限り、指定管理者として指定した特別養護老人ホームにおける余剰金は、自治体に還元できないものと思われるという自治法の専門家の見解が述べられているものを私は見たんです。

さて、これは見解ですからわかりません。ですから、確認してみられたんですか。私は県内のを調べてみるけど、ありません。全国でもほとんどありません。ここのところをきちんと明確に、法律上、これ絶対大丈夫だという確信が出るまでは、私は信じることはできません。

それから、なぜ私がこんなことを言っているかというのは、こういうところにふれて思うわけです。このことを明確にできないと、ひょっとして今後、納付金は実は徴収できませんでしたということにでもなったら、私たち議会は、市民に何て言っていかわかりません。今の状態では、とても私は不安でなりません。そんなふうに、そんなことが起こったって何も言えない、そんなまとめの状態ではありませんか。1,000万円は確実にこ

んな方法で必ず入ってくるということを証明してください。

それからもう一点、3問目です。最後です。応募要件のAでは成り立たなかった。では、イではどうかという私もさっきもしましたけれども、まず医療法人と社会福祉法人が共同体を構成して申請したと、例えばします。医療法人のほうは3,000万円の赤字を出しても、指定管理料の上乗せはしてもらえないんです。共同体を組んでも。それから、もう一つの社会福祉法人ですけれども、社会福祉法人がひょっとして寄附行為とか持ち出しができないということがわかっていた。そういった医療法人と社会福祉法人が共同体をつくることができますか。私は、だからイでも手を挙げる人はいなかったんだと思います。だけど、それができたとしても、今回は誠心会と恵里会は共同体だといっても、それはしてない。

それともう一つ、おまけにこのイの社会福祉法人というのは特別養護老人ホームを運営していなければならないと決まっている。恵里会は、特別養護老人ホームを運営している法人ではありません。恵里会と誠心会が共同体を構成しても申請はできなかつたんです。そういうことになりますでしょう。だって、これには誠心会がたとえ社会福祉法人であっても、特老してなかったらだめなんだと書いてあるんです。だから、イでも共同体をつかって申請することができなかつたんです。

今回の本市のやり方が法的にどうか私にはわかりませんが、少なくとも本市の手続としては、極めて公平性を欠くものではありませんか。日置市政への信頼を失墜させることになるんじゃないかと私は思います。それでいいんですか。そして、今後、そんなものいろいろな、私が今指摘しました問題が発生してきて、これまで公募に参加した人たち、市民、いろいろな声が上がってきたとき、一体

だれがその責任を担うんですか。これだけのことに教えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

全体的に、責任は私がとります。今言いましたように、納付金の問題につきまして、今医療法人、社会福祉法人、私どもは市のほうは両方から1,000万円いただければ構いません。さきに言いましたように、社会福祉法人ができなければ医療法人のほうからいただく、そういう考え方を持っています。

この指定管理者制度の今回の変更という形の中でお示しをしたのは、基本的に医療法人の中が、特老ができないということでございますけれども、社会福祉法人であれば特老の運営はできます。これはもうできることは間違いございません。基本的に、私どもこの診療所、特別老人ホームをこの4年間論議してきた中におきまして、大変多く、経営的にも大変だから一体化しよう、というグループ的な考え、医療と介護は一緒にできない、考え方はそこから基本は来ております。そういう中におきまして、今回この応募した中でございまして、今議員のほうがいろんな形の中で推測される部分はあったかと思っておりますけど、応募していただいたこのことは大変ありがたいことであると。ご辞退された方がどういう理由だったか若干私も存じ上げておりますけど、そういうことを含めて、今回この指定管理者制度で、手続は悪うございました。これは最初、冒頭謝りましたけど、今後の運営、また協定書、こういうものにつきまして事務的にきちっとやっていきたいというふうに思っております。

以上です。（発言する者あり）

#### ○議長（松尾公裕君）

暫時休憩。

午後3時33分休憩

---

午後3時36分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○市長（宮路高光君）

今回の公募を含めまして、市民の皆様方には、医療と介護の2つの両面の中でそれぞれ募集もしました。若干のいろんなご指摘をされる部分は私も理解しております。さきに、責任はだれがとるのかということでございましたので、この1,000万円もし入らなかつたら、私、市長として責任をとらなきゃならないというふうに思っております。そういうことを含めまして、今後におきまして、市民の皆様方にもこういう形の中の経過、経緯ということには十分ご説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第94号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第94号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第94号について討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第94号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

私は、指定管理者制度そのものに反対であることは繰り返し申し上げております。市民の貴重な財産であり、市民の医療・福祉のための施設の管理運営を民間の事業者任せを私は認めるわけにはいきません。しかも、診療所は建てかえたばかりであり、到底市民の納得は得られません。また、指定管理者制度のもとでは、どこの施設でも雇用が一層不安定になり、それが市民サービスの低下につながっています。そして、公立の病院には公立の病院としての役割があります。そして、特別養護老人ホーム青松園も同じように公立の施設としての役割があります。市民からも公共のものとして市の直営でやって残してほしいという声が寄せられています。診療所につきましては、医師不足ということもありましたけれども、探し方が足りない。見つかるまで探すのが市長の仕事だという厳しい市民の声があります。先ほど来、問題になりましたけれども、2つのこの貴重な施設を一体で運営するという根本的なそこに私は問題がある。その点を、本当に市の当局は簡単に考え過ぎているというふうに考えます。公的責任を放棄し、かけがえのない公立の病院と老人ホームをセットにして民間に丸投げ、公的責任を放棄して民間に丸投げするなど私は認めるわけにはいきません。たくさんの市民がまだ納得していないこと、怒りの声がたくさん寄せられているということを重ねて最後に申し上げ、反対討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、佐藤彰矩君の賛成討論の発言を許可します。

○19番（佐藤彰矩君）

私は、議案第94号日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

そもそもこの指定管理者制度については、

当初、市立病院の多額な赤字経営対策の1つとして、苦肉の策としてセットで提案をされたものであります。本案は、さきの9月議会において、医療法人誠心会から申請のあった事業計画の内容や納付金関係など総合的に審議した結果、両施設を経営する上で経営ノウハウ等を十分に有し、医療や福祉の一体的な市民サービスの向上が図られると判断して決議されたものであります。今回の社会福祉法人恵里会の追加は、県の指摘を受けてさきの議決を一部変更し、誠心会グループの形態変更に対応していくものであります。経営体が2つに分かれた形になったとはいえ誠心会グループの施設としてバックアップされることと判断します。前回審議しました事業の内容や年度別協定で定めることになる納付金の変更とは認められず、また施設を管理運営していく上で医療と福祉の一体的経営が日置地域の市民サービスに効果が高いと判断いたします。

なお、執行トップにおきましては、国の見解、特に総務省の意見の差異は気づかず翻弄されたところが多々あったような気がいたします。反省すべきところがありますが、行政改革の初歩である指定管理者制度は積極的に展開し、民間活力と民間サービスのノウハウを利用しながら市民サービスの向上を図っていただきたいという気がいたします。こういうことを付しまして、本案に対する賛成討論といたします。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに討論はありませんか。

**○8番（花木千鶴さん）**

私は、反対の立場で討論をいたします。

まず、冒頭で申し上げます。市長が今おっしゃいました1,000万円払えなかったら私が責任をとるとおっしゃいました。私は、そんなことを今この時点で市長がおっしゃるから手続がおかしくなるのではありませんか。

そう感じます。それこそルールをあってなきものにする原因になっているのではないかと思います。私は、1,000万円の納付のあり方を明確にして、それが正しく納付されるような契約をすることに責任をとるのが市長の仕事だと思います。

それから、申し上げます。この両施設は、もともと一体的な運営を図ることを目的にして公募がなされました。しかし、応募資格を満たしていたにもかかわらず、それでは法律的に指定管理者にはなれないことがわかりました。起きてしまった過ちをどのように処理してあるべき姿にしていくのかが問われていると思いますが、まず9月の議決を前提にして、指定管理者の指定が議決事項であるにもかかわらず、指定管理者を変更するだけだという論理も私には理解することができません。賛成者の討論では、ぜひそのことを明らかにしてほしいものでした。

さきの誠心会の申請は、あくまでも両施設を1つにした収支計画書であり、事業計画でした。もし前回は別々の収支計画書と事業計画書であったとしたならば、そしてそれを別々に誠心会が指定を受けていたとするならば、診療所の指定だけは生きていたと言えるかもしれません。しかし、そうではありませんでした。9月の議決を無効と呼ぶのか専門的なことは私にはわかりませんが、法律的に不可能なことを議決してしまったと言うべきでしょうか。もう一度やり直さなければならぬと私は考えます。

次に、条例では、議会の議決があったなら、指定管理者になったものと協定を結ばなければならないとなっています。今回のことは、さきの誠心会との協定がどうなるのか。一たんほごにすれば指定の取り消しになると考えるが、その点については疑義が残ります。私は、実はこれをしたくないから、実際は指定の取り消しになるのだが、そうすれば市の瑕

疵になるのでしたくない。だから同じような形で何とかしようとしているのではないかと思われて仕方ありません。

質疑と答弁の中でいろいろな問題が呈示されました。納付金はどうするのか、変更だというのが、公募に参加もしていなかった新たな法人恵里会が、更新ですとって登場できるのか。その恵里会がさきの募集要項では応募さえできなかった法人だということに。そして、多くの方が、どうせ経営は一緒なんだからといますが、社会福祉法人と医療法人の経営が一緒というのは法律的には説明できません。社会福祉法人の運営はあっても、他の法人と経営を一緒にできるはずはなく、全く別の法人格なのであります。理事長が一緒だからといって混同できることではありません。

この議案を否決するとすればどうなるのか。4月から始めるので何とかしようとするのはだれのためになるんでしょうか。指定管理者にならないときは直営ですだけです。診療所と青松園がなくなるわけではありません。4月から移行する予定が狂うのですからそれは大変なことになるでしょうが、そうすることが起きてしまった処理の最善の方法ではありませんか。さきの指定管理者においても、法的手続が現在できていないので、それに向かって準備は進んでいないはずです。指定でも、直営であったとしても、市民のために一生懸命努めなければならない点ではどちらも同じことではありませんか。でも、きちんとした処理をするどころか、取り繕うことに目が奪われてはいないでしょうか。

今回のことは、行政のミスに始まったかもしれないかもしれませんが、それをチェックする議会が機能を果たせなかったことも反省をし、同じことを繰り返すことがないように、議会として、私は今回の進め方が市民の納得が得られるのか、そして体外的にも日置市の信頼を得られるのか、もう一度じっくりと検証し

て、今後のあり方を考える必要があると思います。

手続論だけのお話を言っているのではありません。この両施設の理事長が同じであるがゆえに、決して手続を省いたりしては、不信任感、不満感を生むもととなるのであります。応募要項の見直しから指定管理委託料のあり方など、粛々と新たなルールに基づいて、たとえ両法人が選定されたとしても、そして指定管理者への移行ができたほうが、私は法人にとっても最もいい方法だろうと、私は思います。

私たちの目的が、どのようにすれば市がよくなるのか、市民のためになるのかをよくよく考え、互いの持っている知識を集め、知恵を出し合って議論を生み、結論を導き出すことだと私は思います。熟議もできないままに指定することはできないものと考えます。

以上、反対討論といたします。

#### ○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

#### ○15番（西園典子さん）

私は、同じく反対の思いで討論させていただきます。

まず、今市長が、自分が責任をとるというふうにおっしゃいました。ということは、この募集の要綱、これは日置市の公の施設に係る指定管理の私たち日置市みずからがつくった条例、条例でつくった応募資格、そのアにもイにも該当しないということがわかっていながらこれを認める。市長の気持ちはわかりますよ。やはりそして法人格の問題、そういうような法的なところに当てはまらないと、個別法にもそういうところにもおかしいと、法人格など。そういうところでわかっていながら、気持ちはわかりますし、私も市長と同じように、これが進んでいきたいと、いつてもらいたいと思いますが、そういうことは市を守る立場としての市長として、私は議会と

して市長のその思いはわかっても、絶対にそれはしていただきたくない、きちっと熟慮した形でこれを検討して、そして進めていくことが市民のためでもあるし、日置市のためになることだと信じております。何か、市長は責任をとる、その気持ちは十分わかりますし、でもいつまでもそういうものを何年それを続けられると、またそういう問題ではない。これは今議決するとかしないと、賛成とか反対とかする前に、基本的なところが議案として成立するかどうかという思いがあります。そういう中で、そういう市長だけのその気持ちで結論を出すというのは絶対に私はこの議会が執行をきちっとさせていく、日置市をきちっとさせていくという議会の立場というので、あってはならないと思っておりますので、反対をいたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。ちょっと休憩します。

午後 3 時 50 分休憩

午後 3 時 53 分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○16番（池満 渉君）

議会の進行上、現時点での動議は成立しないというような事務長でのご指摘でもございましたので、動議の発言を訂正をいたします。取り消したいと思えます。

○議長（松尾公裕君）

これから議案第 9 4 号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第 9 4 号について、可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、本件は可決することに決定しました。

△日程第 2 8 議案第 9 5 号平成 2 3 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（松尾公裕君）

日程第 2 8、議案第 9 5 号平成 2 3 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第 9 5 号は、平成 2 3 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 7 億 2, 1 6 0 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

今回の補正予算は、パナソニックセミコンダクターオプトデバイス株式会社の生産移管に伴い、市役所内に特別相談窓口を設置し、従業員の労働や社会保険、年金、生活設計等の相談に応じるための予算措置で所要の額を追加しようとするものでございます。

まず、歳入では、地方交付税の普通交付税で 9 0 万円を増額計上しました。次に、歳出では、商工費の商工業振興費で、特別相談窓口で社会保険労務士による専門の相談員やパナソニックの O B を置いて相談に応じる経費として 9 0 万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから議案第 9 5 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

これまでパナソニックの企業というのか、

会社は、いろいろ行政が、あるいは議会もですけれども、いろんな形で情報公開を求めているわけですが、かたくななといえますか、ほんとに企業あるいは勤めていらっしゃる従業員の皆様からどのぐらいの情報が流れてきているのか、私も関西の新聞社からも、電話による取材も受けましたけれども、どういふ答え方をすればいいのか、ほんとに今回の松下電子の、パナソニックの状況というのはわからないわけでありまして、それを行政はいろいろ、県を初め国や地方産業経済局なんかに要望をされておりますけれども、どの程度企業から、あるいは従業員からの行政に対する期待とかあるいは要望とか、相談とか集まっているのか。これまで市長はほんとに少ないと、何もなくてこう教えてくださいと言ったときにはこういっておられますけれども、どのように従業員の皆さん、企業はなっているのか。ここに来て、年末に来て、ほんとにどのように企業の皆さんからお話を、従業員の皆さんから伺っているのか。何かがあったら説明もし、今回の予算は有効に生かしているかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、企業のほうからいろんな詳しい情報はいただけてないということでございますけど、先般、県と市の連名におきまして、今現600名ぐらいいる人の年代別を教えてくださいということでお願いしましたら、それはご回答もいただきましたし、また出身の人員別ですか、そういうものもいただきました。ほかにはいろいろと勤めている方もお話をしたりしますが、それぞれ個々にといいますか、個人には会社のほうからいろんな内容といいますか、転勤した場合はどれぐらいするとか、早期退職をしたらどれぐらい、そういうことはもう呈示されたということはお聞きしております。

そういう大変情報の少ない中でございますけど、今私どもができるものとしては、特に1月いっぱいそれを決定していく関係の中において、やはり窓口業務等をしながら、また私どもの市役所のほうに相談に来ていただきたいと。このことについては商工会、県のほうもいろいろとやっておりますけど、市としてもやはりこのような形の中で相談業務の中を開設したいということで、今回90万円程度予算を皆様方をお願いするということでございます。

#### ○17番（梶 康博君）

私の聞いているところでは、市内の企業の皆さんも、再就職の希望があれば、そんなにたくさんではないけれども、やはり協力していてもいいと、また市長にもそういう打診もしてあるというようなお話を直接伺っている企業もあるわけでございますので、やはりそういう県内、地域内で再就職を希望される皆さんが、殺到してたくさんの方がそういう希望はあるかもしれませんけれども、またそれも大変困るわけですが、そういう内部情動的なものもあれば、やっぱり何らかの形でお知らせができるのかできないのか。私が聞いたところではそういう再雇用してもいいというような企業のあるという企業の経営者じゃございませんけど、所長格の方からも聞いておりますので、そこらあたりの情報の公開の仕方というのも工夫をする必要があるような気もするんですけれども、考え方はどうなんですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたとおり、従業員の方もですけれども、私ども日置市、鹿児島商工組合圏内の企業の方々何人か雇用していますよという部分は何人か私どもも承っております。また具体的にどういう内容、賃金とか時間とか仕事内容、そういうもろもろが、どういう方々がこのところに、従業員にして

もそういう希望というのがなければ私どももあつせんもできないということで、先般も申し上げましたとおり、12月いっぱい精いっぱいそういう企業の方々のリストというんですか、そういうものは手元にございますので、また議会の皆様方も必要とあればそれは配付でもさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○8番（花木千鶴さん）**

1件伺います。歳出のパナソニックOBの件です。日額5,000円で謝金が上がっているわけですが、OBの方で今回このことに及んだ中での相談相手ということになるわけです。どういった基準で選定するんでしょうか。OBといってもいろんなことがありますし、仕事がない中で3カ月といえども仕事があるということになったりもします。どういった基準でどんな方を選んで対応していかれるのか。そのパナソニックOBという人について説明してください。

**○市長（宮路高光君）**

そういう基準というのは大変難しいというふうには思っておりますけど、特に組合関係をしとった、みんなそういう周知しておった、そういう多くの方をお知り合いしている、そういう方々をと思っております、また今から議会が終われば、そういう方々にも私のほうから相談をお願いしたいというふうな、どういふ方々が一番いいのか、そういう先輩方にもちょっとお話を聞いてみたいというふうに思っております。

**○7番（坂口洋之君）**

今、県や地方自治体ハローワークに相談機能が設置されていくと聞きます。先般、新聞紙上では、二十数件の相談があったということをお聞きしておりますけれども、市としてその相談内容をどのような形で把握されてい

るのかお尋ねいたします。

**○商工観光課長（鉾之原政実君）**

本市に寄せられました相談、今現在5件ございまして、仕事に関する相談が3件、それからいろいろ税の問題とか公営住宅の条件の問題とかそういったことがご相談がありまして、窓口のほうにご案内しているところがございます。それから、ハローワークについても30件近く、これはまだ当然動いている数字ではございますけれども、寄せられたというふうに聞いております。

**○7番（坂口洋之君）**

もう一問いたします。パナソニックの縮小ということで、地域経済が非常に冷え込んでいるということをお聞きしております。忘年会シーズンで、本来、飲食関係もにぎわう時期なんですけれども、飲食関係の皆さん方の話を聞いてみますと、非常にお客さんが減ってきているということをお聞きしておりますけれども、今の日置市の地域経済の現時点での影響をどのように考えているのかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

このパナソニックの関係の中において、今の現時点ではそういう大きな打撃はないと思っております。従業員にいたしましても、それぞれの、もし解職しても9カ月ぐらいの失業保険とかそういういろんなものがもらえるというふうに思っておりますけど、気持ち的に消費というのは、従業員の方々を含め、関連企業の方々も縮小しているのは実際でございます。これはパナソニックだけじゃなく、日本の経済といいますか、こういうものを全体できたときに、ご指摘ございました飲食店等においては、昨年より少ないなというお声は私のほうもいただいております。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○14番（田畑純二君）**

市長に、再確認のためにちょっとあえて質疑しますけど、せっかくこの90万円というお金を補正予算で使って、補正に上げるわけですから、これは非常に有効に使う必要があると、もう当然のことです。だから予想はつくんですけども、この90万円を一般の市民とか関係者、これらの方々の情報提供、どういう情報提供をされるのか。それを有効に使うためどのような手段を考えているのか、参考までにちょっとお知らせいただきたい。

#### ○市長（宮路高光君）

特に今回、該当される正社員の方、特に派遣の方を含め、またもし下請の方、そういう方々がいらっしゃったら、こういうまた、ちょっと1月からでございますけど、どこの時点から、まだちょっと時期はないんですけど、お知らせ版等にも載せて、いつの時点、基本的にはひよっとしたら土曜か日曜も入れなきゃならないのかなとは思ったりもしております。月に20日程度ということでございますので、とりあえず1月から2月して、どういう相談状況があるのか、そういうことも十分配慮した中で執行はしていきたいというふうに思っております。

#### ○12番（漆島政人君）

今回90万円を補正計上して、このパナソニック日置工場の事業縮小に伴い特別相談員窓口を設置して、そこに社会保険労務士とパナソニックOBの2人を配置される計画です。そこでお尋ねしますけど、どういった相談内容を想定されているのか、またこのパナソニックOBの方はどういったことについて相談される、相談相手となる予定なのか。また、この方は下請事業者で働いている方の相談にも応じられるのか、まずこのことをお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

いろいろと相談内容というのは多岐にわたるうかと思っております。やめる方々につき

ましてはまた再就職はどこかにないとか、私どもじゃなくて金融の場合は住宅ローンの借りかえとかありまして、そういう固い方ばかりになると先輩の方が、7年前もやめた経緯がありまして、そういう部分でも、少しでもまた先輩の方はアドバイスできる部分が何かないのかなと、そういう専門的な方ばかりじゃなく、実情も存じ上げ、その先輩方でも7年前に400名ぐらいやめておられる方もおって、その経験といたしますか、そういうことで、今後どういう方向がいいですよという、そういう少しでも何か相談に行ったときにアドバイスでもできたらと、そういうことで、今回はOBの方にもお願いしようかというふうに考えております。

#### ○12番（漆島政人君）

なぜこういうことをお尋ねするかといいますと、相談内容については多岐にわたるといのは私も十分承知しています。そこで、この相談内容の中には、本来、事業縮小をする事業所が、社会的な企業責任として対応していかなければならない範囲というのがあると思うんです。そこで、そうなった場合に、やっぱり市としては、その企業側が対応できない部分について相談に乗ってあげることが効率的な、また効果的な支援体制につながっていくのではないかと思います。

そこで、先ほどからいろいろ情報提供がほんと固いんだというお話ですけど、企業がどこまでそういう失業される方に対して相談に乗ったり、どういったことに対して相談に乗ったり、また支援をしていくのか。やっぱり路頭に迷う住民の方に対して、下請の方も含めりゃ相当多いわけですから、やっぱり行政責任として、企業側がどこまで考えているのか、そこをきちんと把握して、やはりハローワーク、企業、市、それが連携して効果的な支援体制をやっていく必要があると思います。そこで、やっぱり企業側に行って、もうちょ

つと詰めて、これはあなた方も社会的な責任としてどういった支援体制をやっていくんだと、我々はそのでフォローしていく分はまたフォローしていきますから、どうなんですかと、そういう情報交換を求めていくような詰めが必要だと思いますが、そのことについてお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

先般もパナソニックの総務マネージャーの方とお話ししまして、今回、さっきも言ったように若干の情報を出していただきました。会社としてもそれぞれ個々に当たられるし、組合としてもそれぞれ当たられるということもお聞きしております。今議員がおっしゃいますとおり、役割分担、これをきちっと会社とうまくすり合わせをしてできればいいのかなと思っておりますけど、今の段階では、この1月までは若干難しいのかなと。一応その方向、1月にどういう形を出した中において具体的にそれぞれ行かれる、また残る人、あっせん、こういうものが出てくるのかなというふうに思っております。

年末ももうあと二、三日ですけど、私はもう一回まだ会社のほうにも、私自分自身が出向いていきまして、ちょっとそこあたりの話をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

本案については、非常に必要なことだろうということで理解を申し上げます。

そこで、県議会のほうでも最終本会議のほうでこのことについて予算の計上があったかに把握しておりますけれども、この県のほうとの本市との連携、どういうふうな連携をとりながら対策を練っていかれるのか、その辺についてまずお答えをお願いいたします。

#### ○商工観光課長（鉾之原政実君）

県あるいは国の鹿児島労働局、ここのまた連携ということも大変重要でございます。

そういう意味では、業務の重複化を避けるということが大事なわけございまして、県におきましては県産業立地課のほうが各企業に雇用の受け入れの情報をお願いすると。情報提供をお願いする。日置市のほうにおきましても、既に日置市の異業種交流懇話会、それから商工会の会員などに雇用の受け入れのお願いをしております。そういった雇用の受け入れの情報につきましては、県雇用労政課のほうで情報を一元化しまして、パナソニックあるいは労働局を通じて各ハローワークのほうに情報提供をするということで連携するということの今作業をしているところでございます。

それから、合同対策会議におきましてもそれぞれの取り組み等も確認しながら対応をとっていくということでございます。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

県とか本市、それからハローワーク、こういう3者が連携をとりながらこの事業は進めていくべきだろうという気がいたします。そこで、窓口になる今回のOBさんを数名雇用するというところでございますけれども、非常に難しい問題じゃないかなという気がいたします、なられた方も。責任がございまして、どのような指導をされるのか。というのは、我々にも情報が入らない中、OBさんのそういう方に果たしてどれぐらいの情報を持っていらっしゃるのか、そういう非常に問題点もあろうかという気がいたします。

そこで、OBさんだけにこういう指導者、窓口の役割をしていただくんじゃないかと、企業のほうの方の代表、そういう方も若干入れる必要があるんじゃないかと。というのは、現在の社会的な経済状況、そういうものが一番把握されているのは企業の方たちではないかなという気がいたします。そこで、そういう方の現状の社会的な状況のそういう指導、情報提供もするというのも必要じゃないかと

という気がいたしますけれども、そこら辺について市長はどのようなお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には、職業あっせんというのは社会労務士でなきゃできないと。OBが行こうがなにが、そういうあっせんはできないという法律になっておりますので、私は基本的にはこの社会労務士の方が中心になっていただき、今おっしゃいましたとおり、企業と一体化した中で一番いいのかもしれませんが、今回も最終的には、第1回目話のときは、企業は企業ですから、市としては市内のそういう相談窓口も構わないと、そういう形も言われまして、今回こういう形もしたわけでございます。28日ございますので、もう一回企業ともそこあたり打ち合わせをしながら、このパナソニックのOBの方は有効活用したいと。基本的には労務士の方が中心にやっていくというのは、これは基本でございますので、そういう補足といいますか、そういう話をする中で、いろんな中でOBの方に責任は、いろんな相談した中でトラブルがないようにやっていきたいというふうに思っております。

**○1番（黒田澄子さん）**

さきに終了しました県議会の中での一般質問の中で、県のほうの相談業務をご当地日置市に置くべきではないかということに対して、県のほうの答弁のほうで、基本的には電話相談を行っているということと、今後対応していきますということがあったんですけども、その件は市との連携があっているのでしょうか。特別相談窓口業務というのは電話の相談なのでしょうか、それとも対面をしての相談に日置市はなるのでしょうか。そこに県のほうとはどのように絡んで、先ほど分散化をされるというふうに言われたんですけども、そのことが1点。

あと私のところにもいろいろ相談が上がっ

ているのですが、今回のこういう状態の中でパナソニックの社員さんを囲む家族の中にもいろいろな問題が起きてきているようです。親の介護をどうしようとか、また障がいを持っている子供を今後、お母さんが働きにいかなくてはならないのではないとか、そういう家族の問題等がこの窓口では相談として市はどのようにされるのか。この2点をお願いします。

**○商工観光課長（鉾之原政実君）**

県のほうの相談窓口につきましては、雇用労政課内に従業員等からの雇用や労働条件、生活支援等に関する相談を受けるということで設置されるということでございます。先ほどございました電話による対応というのは、年内につきましては電話で対応されて、県のほうも社会保険労務士をお願いされて、1月からはそういった相談の体制をとるということで聞いております。

それからいろいろ相談業務の中身、あるわけでございますが、社会保険労務士に関しては先ほど市長からも出ましたように、幅広く対応できると、年金、保険、いろんな問題で、労働条件も含めて対応するわけでございますが、基本的に退職を希望される方につきましては、市役所のいろんな税とか、市民税、固定資産税あるいは住宅の問題、先ほども申し上げましたそういった窓口ということで、基本的に県よりも私ども市のほうが直接窓口としていろいろご相談に応じるということも多いというふうに考えているわけでございます。そういった意味から、市のほうで特別相談員窓口を設置するというところで支援していくということでございます。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

**○商工観光課長（鉾之原政実君）**

先ほど申し上げていましたように、市の各

課の窓口、これは税に限らず、福祉とかいろんな、例えばいろいろ不安を抱える方には保健師のほうが心の相談に応じる、そういったことも含めて市のほうで各課の連携をとっていくということでございます。

#### ○4番（出水賢太郎君）

3点伺います。まず1点目ですが、先ほどの市長の答弁で、この2名の方、今から人選をされるような感じに受け取ったわけですが、今回、午前中の委員長報告でもありましたけれども、なかなか人選が決まらずに事業ができなかった、減額補正した部分もありました。そういった中で、この2名の方の目星がもうちゃんとしているのかどうか、これが1点目でございます。

それから2点目は、きょうもし可決されたとして、議決を受けて、実際に窓口の運用を始めるのはいつから始めるのかということが2点目でございます。

それから3点目でございますが、今回の歳入については、普通交付税の増額補正で対応しています。恐らくこれは国との間でいろいろ話があって決定されたことだと思うんですけども、今後、来年の当初にも絡んでくるわけですけれども、さまざまな手を打たないといけない、補正を組まないといけない部分がいろいろ随所で出てくるかと思えます。そういった中でこのこういった財源をどこから確保していくのか。一般財源で適用できる間はいいと思うんですが、我々のこの一般財源でできない部分が生じた場合に、国がどのような形で応援してくれるのか、その辺を経済産業省等とどのようなお話を市長はされているのか、その辺のお答えをいただきたいと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

労務士の方は、1人のほうは県の労務士会のほうにもお願いしておりまして、日置市にも二、三人いらっしゃるということで確保で

きるというふうに思っております。また、OBの方も二、三の方々に若干当たっておりますので、この人はサブ的な役割という部分を考えておりますので、基本的には労務士の方が1人になる日があったり、またそういう部分は臨機応変にOBの方が来ていただけるそういうときに活用していきたいというふうに思っております。

それと、国の予算措置の中の今後につきまして、先般九州のほうにも行きまして、また1月6日、東京のほうに経産省のほうの大臣のほうにも1回行きます。基本的に、市と商工会含めた中でいろいろと要望書4項目程度上げております。基本的には情報開示というのをきちっと、国のほうからしてほしいという。それと、一番大きな課題として、特に就労してやめて新しく受け入れるほうに何かそういう国の助成金がないのか、こういうことも要望しておりますし、基本的にはあと商店街を含めて、こういう衰退のときに何かい一つの手法がないのか、こういう大きなことを含め、基本的には最終的に、撤退するときにはその跡地に国としても何か大きな施策がないのか、そういうものがないのか。こういう4項目程度大きな項目の中で国のほうにもお願いをしているところでもございます。

財源的な、今回は普通交付税の中でやらせていただきましたけど、今後どういう形の中で県とも十分話をしながら、支援体制ができるのか、予算計上としてどういうものがあるのか、まだここあたりは、今私どももそういう企画といいますか、案というのを持っていないのも事実でございまして、また国のほうにも行って、そういう部分が要望をやっているかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○商工観光課長（鉾之原政実君）

相談窓口の設置の時期につきましては、先ほど、市長からありましたように、県の社会

保険労務士会を通じてご紹介いただくということでございます。そういった意味で、社会保険労務士の方の体制が整い次第ということになりますけども、1月の10日前後になるんじゃないかというふうに思っております。それまでの間はそれぞれ商工観光課の窓口からいろんな対応する課にご案内したいというふうに考えております。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○2番（山口初美さん）**

今回のこのパナソニックの問題は、配置転換か希望退職かどちらか結論を出すようにという、1月末までに。そういう選択肢を迫られているわけなんです。実際、やめたくもないしよそにも行きたくないという方もいらっしゃると思うんですが、そういう残りたいと思っておられる方たちのそういう希望者もたくさんおられると思うんですが、繰り返し希望退職を迫られたりとか、遠いところに、ほかのところに行くように迫られたりとか、そういうことに応じたくないというような相談とかいろいろ複雑な相談が来ることが予想されるんですが、実際働きながらの、1月いっぱい、そういう結論を出すまでに緊急に相談というのが必要になってくるかと思うんですが、土曜、日曜の相談体制をきちっとつくるべきだと思うんですが、その点をもう一度確認をしておきたいので、お願いします。

**○市長（宮路高光君）**

さっきもちよっと申し上げましたとおり、1カ月のうちに土曜か日曜は入れていかなきゃならない。土曜、日曜だけじゃなく平日も入れて、やはりそこあたりを土日を入れるのか、1カ月のローテーションというのもきちっとつって、土日はどこかには入れていきたいというふうに思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第95号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第95号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第95号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第95号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第29 閉会中の継続審査の申し出について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第29、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の事件につき会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第30 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（松尾公裕君）

日程第30、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第31 議員派遣の件について

○議長（松尾公裕君）

日程第31、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第159条の規定により議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第32 所管事務調査結果報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第32、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査の結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は、市長へ送付することに決定しました。

---

△日程第33 行政視察結果報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第33、行政視察結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長から議長へ、行政視察結果報告がありました。

お諮りします。行政視察結果報告については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、行政視察結果は、市長へ送付することに決定しました。

---

△閉 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、11月29日の招集から本

日の最終本会議までの28日間にわたりまして、平成22年度決算認定及び平成23年10月からの子ども手当制度の改正に伴う職員手当等の人件費の補正、地域づくり振興費、障害者自立支援給付費、介護保険給付費、活動火山周辺地域防災営農対策事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業、災害復旧などの平成23年度一般会計補正予算を初め日置市体育施設条例及び日置市地区公民館条例の一部改正、日置市職員の給与に関する条例等の一部改正、伊集院小学校校舎普通教室棟建築工事請負契約の締結、日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定など、そのほか各種の重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

審議の中で議員各位からご指摘のありました点につきまして、真摯に受けとめ、円滑な市政運営に努めますとともに、予算の執行につきましてもこれまで以上慎重を期してまいりたいと思っております。

経済のグローバル化に伴う我が国の急速な円高の影響により、本市においてもパナソニックの生産移管の報道がなされました。今後、市内外への広範囲の影響が懸念されることから、雇用対策の相談窓口等の対応策を含めて補正予算を編成いただいたところでございますが、議員各位におかれましても、いろいろな側面からお力添えを賜り、この難局を乗り越えていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしたいと思っております。

最後になりますが、いよいよこれから厳しい寒さを迎え、議長初め議員の皆様方にはくれぐれも体にご自愛くださいまして、穏やかな新年を迎えられますようお祈り申しまして、まことに簡単でございますけど、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（松尾公裕君）

これで、平成23年第5回日置市市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後4時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 松尾公裕

日置市議会議員 門松慶一

日置市議会議員 坂口洋之

